



Title	法と情報空間：近代日本における法情報の構築と変容
Author(s)	郭，薇
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11182号
Issue Date	2014-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11182
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55422
Type	doctoral thesis
File Information	Guo_Wei.pdf



博士論文提出原稿

法と情報空間

—近代日本における法情報の構築と変容

北海道大学法学研究科博士課程 郭薇

法と情報空間

—近代日本における法情報の構築と変容

序章 情報としての法

第1節 問題の提出

第2節 法情報の位置づけ

①従来の考え—田中成明の法空間論

②法的コミュニケーションの再考

③司法離れの「法」秩序

④象徴としての法言説

第3節 法意識論から法情報論へ

①法意識論の問題点

②法情報論の必要性

第4節 研究デザイン—法情報の構造

①情報の伝達過程

②法情報の編集原理

③本研究の素材と構成

第一部 メディア主導の法情報

第一章 法情報の性質—社会性と専門性の間

第1節 専門性からみる情報発信

第2節 法情報の社会性—『日本人の法意識』の例を中心に

第3節 専門家の反応—法的議論の多層化

第二章 マスコミにおける法的問題の構築—新聞を素材に

第1節 法の中の報道メディア

第2節 報道の中の「法」—朝日新聞を例として

第三章 雑誌における法的問題の構築—『法律時報』の事例研究を兼ねて

第1節 法律雑誌というメディア

第2節 法律雑誌の大衆化は可能なのか—「法律時報」(1929—1936)の編集過程を素材として

第3節 法律雑誌と立法—戦後刑事法改正と『法律時報』

第二部 ユーザ主導の法情報—2011年公訴時効改正を素材として

第四章 「世論」という情報

—ユーザ視点の法情報をめぐる概念整理

第1節 分析視座としての世論

第2節 立法過程と世論

第3節 2010年公訴時効改正における世論の構造

第五章 法制審議会における世論の役割

第1節 問題の背景

第2節 審議の言説

第3節 ヒアリングの言説

第六章 裁判の言説と世論の言説

—足立区女性教員殺害事件を素材として

第1節 問題の背景

第2節 足立区女性教員殺害事件の概要

第3節 裁判所の判断

第4節 世論の判断

第七章 公訴時効をめぐる各メディアの言説

第1節 時効報道の背景

第2節 時効報道の様式

第3節 報道の構造と審議

補章 感情立法と法情報

結論 法情報の受容

第1節 法情報の類型

第2節 法情報の構造

第3節 「弱い」読者と「強い」世論

付録

資料 1 1880 年～2011 年朝日新聞の刑事訴訟法改正関連記事

資料 2 法律時報調査のインタビュー用紙

序章 情報としての法

—法的コミュニケーションの研究

「法律の学習においても、理屈が先で人情が後という基本的な順序...最後に至って、どんでん返しをくら
わせたことになったかどうかは諸君の判断に任せる」

—高野耕一「法律を学ぶということ—リーガル・マインドを中心として」『法学教室』175号

第一節 問題の提起

本研究は、法学・法制度に関する情報の作成、流通とその効果に資することを目的として書かれた。具体的には、本論の狙いは、近代日本における法情報の変容を明らかにすることにある。

情報産業が発達した現代では、人々は、読み書き能力やテレビ・ネット・携帯電話など端末の普及によって、時空に縛らずに発信されている法に関する情報を検索し、見聞きすることができる。これは、アジアに法律学の基本理念が伝わってきた20世紀前半までの情報収集の状況に比べると、際立った変化である。情報としての法的言説空間の変化はどのような帰結をもたらすか、新たな法言説はどのように解釈されるのか。本研究はこうした問題を扱うこととする。

こうした問いに対する答えは、従来の考えによればシンプルなものである。すなわち、社会の構成員は、法や制度に関わる情報をもつことで、自分自身及び公共の利益をより維持、促進することができるというものである。こうした答えの前提には、確定可能な情報という観念と、積極的に制度の知識を収集し、吟味し、議論する民主的な市民像とが存在

する。そのような前提はまた、表現の自由という憲法の原理的な議論と、情報公開制度のような制度実践を支える基礎でもある。しかし、法情報の形成におけるこのような想定は、いずれも議論の余地を残すものである。

まず、法に関する理解は必ずしも確定したものではないということである。1990年代以後、日本では様々な改革が進行し、法制度の改正による改革が頻繁に行われてきた¹。その中で、政策に関わる社会意思（世論）の形成のメカニズムに大きな変化が見られる。その典型として挙げられるのは「感情立法」である。「感情立法」とは、社会が共有する不安や「安心感」などの「世論」の評価が制度設計を左右する社会現象を指す。そこで、社会に現れる法言説の発信は、個人の法理解を反映するものだけではなく、マス・メディアなどの情報環境の条件にも影響されている。一方、法制度の知識を伝達する場合に、情報過程を媒介していることはまた自明な事実であるが、こうした言説の情報源はどこから、また如何にに認知しえるかという側面を考えると、問題の回答が曖昧になる。例えば法律専門家の言説の場合、「一定の法律学の訓練を経過し、法律関係の仕事に関わる」などある程度の共通条件で情報の提供側を基準化出来るが、「一般人の意識」の場合、調査の方法によって情報の範囲が変わるといわざるを得ない。詳細な検討は第4章に譲るが、一言でまとめると、制度に対する一般人の態度である世論は、メディアの編集（情報伝達過程の特性）、また当事者の生活環境（政治的ネットワークの特性）に影響されるものであり、具体的な政治行動と発言を検討しなければその実態を解明できないものである。従って、法に関わる話題は、例えば教育や年金支給や就職など日常生活に近い議題からの延長であり、日常生活に当たる側面から報道されることも少なくない。こうした議題をめぐる法の言説の中には、司法や行政の運営状況という事実の側面以外、社会制度や政治への期待という価値判断の側面も混在している。その際、法情報には法学や法実務の知識より遥かに複雑な「思い」が秘められているかもしれない。

次に注意すべき点は、法情報の収集と議論について、多くの人が積極的であるとは限らな

いということである。第一に、法情報は、公的な制度形成、つまり政治過程に関わるための政治的情報としての一面を有する。ただし、近時では、このような政治的情報への無関心が問題視されるようになった。政治的な呼びかけに対する無関心は、選挙率の低下という現象の一因として理解されながら、その背後に社会の構成員が持っている制度の情報が乏しいこと、人々の関心事の中で政治の位置付けが低いことも読み取られるとされる²。制度情報を含む法情報の収集については、政治情報への無関心に影響されることが推測できる。第二に、法利用、特に司法を通じた法情報の収集が社会の文脈に依存する傾向を有することを指摘できる。地域によって法利用の形態が変わることは従来から伝えられており、訴訟利用が盛んな社会もあれば、個人の裁判経験の少ない環境も見られる。法利用から得る法情報の量や程度は、個人とその置かれた環境に左右されることも想像しやすい結論である。例えば、裁判所利用と法意識との関係を検討した日米比較研究では、アメリカでは裁判の経験が法制度への一般的な信頼に影響するが、日本ではその影響が殆どみられなかったとされる³。このような研究が示唆するのは、当事者は、法の利用経験があったとしても、法制度全体の評価や他の法に関わる議題を考える際には、その情報を無視する可能性があるということである。以上の2つの点から、法情報の収集に消極的な態度は、社会における法意識の形成に影響するものであるように思われる。

以上の背景を踏まえ、本論の検討には、主に法情報がどのように編集され、また法情報のどのような側面が法学・法制度の実践に影響するかという点が含まれている。その出発点にあるのは、制度情報を冷静に吟味しながら、他者を説得しようと熱心な読者、いわゆる民主的・伝統的な市民像は、現在の法情報の実態に適合するかという懸念である。従って、本論は以下の法情報の読者まで研究の対象にする。すなわち、彼・彼女らは直接法的空間に参加する機会や意欲の少ない、かつ情報へのアクセスが保障されても専門的な理解に到達しづらいという状況にあるごく普通な人の法情報収集または彼・彼女らに向かう法情報の発信、流通過程を検討の対象とする。それを踏まえた上で、以下では法律専門家や公的制度——司

法と立法活動——の発信過程以外に、法に関するさまざまなメディア・個人の発信も含めるより広い範囲を含め法情報の空間を定義する。

第二節 法情報の位置づけ

法情報の性質またその流通、使用また効果など法情報の実践（以下ではコミュニケーションと呼ぶ）に関する研究は、法情報学という分野でよく見られる。法情報学は、学問的には、1970年代以後、計量法学の影響の下、日本の法学者が議論を始めるようになったものである⁴。これまでの法情報学のアプローチに関しては、一方で、コンピュータ利用とインターネットの普及を背景として、電子媒体を用いた立法・司法資料の公開と検索が語られており、他方で、法律学習者の legal research を念頭において、学術文献や法令・判例の調査方法が主題とされてきたといえる。こうした研究のスタンスは、従来の法情報学は、法学教育の一環として、法解釈などの伝統的な法律学の作業を補助するような位置づけにあることに関わる。なぜなら、意味の伝達効果に関わる法的コミュニケーションにとっては、法情報の文脈も意味の測定を左右することが指摘されるからである⁵。送信側にある専門家と受信側にある一般人との間で法の捉え方が共通でなければ、そのようなアプローチによる分析は曖昧になる。つまり、法情報学は、法律学習者を典型とする、法律学への高い関心を持つ読者に対する法情報の発信面を分析するといえる。そこでいう情報の概念は、資料へのアクセスあるいは情報の量的側面に注目する傾向を有する⁶。

これに対して、本論の研究は、法に対して無関心あるいは消極的な受信者を考察の対象に含める。法律学習者と違って、一般の社会構成員は実際に法の事項に語る機会が多いわけではないため、彼・彼女らに関する法情報状況の検討に対し従来の法情報学のアプローチは必ずしも適切なではないと思われる。そうすると、専門家・非専門家を問わず社会の構成員間に成立する法に関わるコミュニケーションはいったいどのようなものか、またどのように

分析しうるか、といった課題について、まず本論の立場を示さなければならない

法情報をめぐるコミュニケーションは、どのような「法」を扱うべきかより、むしろ何が社会の中で法の意味を定着させるのであろうか、と著者の考えである。さらに、法や「法的な」といった言葉を指すものがたとえ異なっているとしても、その差異が法システムにとって何を意味するのかという検討も避けて通ることはできない。

2.1 従来の考え—田中成明の法空間論

コミュニケーションの観点から日本の法システムを構築するのは、新たな試みではない。田中成明のコミュニケーション論によれば、強制的命令システムという従来の法に対する考えから、法の機能について、「日常社会生活における法の第一次的な機能は、国家の権力行使と直接結びつかない社会レベルにおいて、私人相互の自主的活動を促進するための枠組と指針を提供する」⁷という意味でのコミュニケーション論を中心した法の機能理解の視座転換を提唱していた。そこでの法的コミュニケーションは、「法というものを、法的議論を典型とする法実践を背景的条件として、自主的な交渉や理性的な議論によって他人との相互関係を調整するフォーラム」⁸ということになる。

田中モデルにおける法的コミュニケーションでは、「法律専門家だけではなく一般の人々の間でもリーガリズムが内的視点から共有されている知的地平においてはじめて、法的議論の合理性・正当性基準を論じることが政治的社会的にも意味をもつ」⁹として、認知的なレベルにおける法的議論と日常生活の連動を求めている。法的コミュニケーションにおいては、各議論領域の参加者を相互に承認・受容した上で、一定の制度設計（手続面と対象面）の上、法をめぐる背景的な「共通観点」を形成することによって議論の質を維持することが必要とされる¹⁰。

田中の法的コミュニケーションモデルを参照すると、現代社会における法的コミュニケーションの幾つかの特徴が見えてくる。第一に、裁判外での法的議論・交渉など非制度的次

元で行われる法的議論が活性化し、それが制度的次元（とくに裁判）での判断—たとえば公害訴訟の判決における政策性¹¹—にも大きな影響を及ぼす可能性が理論的に論じられるようになったことである。その結果、公権力または専門家言説のみに焦点に当てる従来の強制的サンクションモデルと違って、当事者も含む一般の社会構成員における法をめぐる議論の領域も法学研究の対象になりうる¹²。第二に、法的コミュニケーションに関して、議論の質を維持する意味で法の理念や手続に関する理解を求めるべきだとされる。ここでは実践生活における合理的な判断¹³を参考にして、それぞれの法的議論の領域における社会認識の解明が重要な役割を担うことになる。

以上のように、田中による法的コミュニケーションの構想は、法学内部の知識の枠組を横断して、法的議論の統合機能の実現のために法の意味を総合的に考察するところに重要なポイントがあるが、これと並んで注目すべきは、裁判官や法学者など法律専門家が、個人による法的議論への介入について積極的に理解することによって、認知的なレベルにおける法と日常社会の距離を縮めることである。田中モデルは、1960-70年代の政策志向訴訟の出現を意識し、裁判官など法律専門家の思考様式を社会实践の重視によって修正し、法システムより拡大した社会機能を実現しようとするものである。こうした解決によって、確かに社会のリアリティへの認識が法律専門家のバランス感覚に依存するものから、法廷弁論のような法的な「場」で構築されたものへと替え、参加者の多元性を保障することによって法律専門家中心の構造を改善したように見えなくもない。

田中のモデルは法律専門家と一般人（layman）との間のコミュニケーション可能性に対しては楽観すぎるかもしれない。こうした考えは、裁判を法的コミュニケーションの具体的なイメージとする捉え方に関連している。いうまでもなく、従来の法議論は、裁判という特殊な空間における、専門訓練に基づく事実の認定と条文の演繹を中心とするものであった。しかしながら、たとえば、第2部で検討対象として取り上げた公訴時効改正のような近時の刑事立法では裁判外の法言説がマスコミなどの媒介を通して活発に議論され、その際に感情

(sentiments)ないし情念 (passions)の契機が法改正への関心を喚起するような社会動員の機能を果たす側面がある。ただ、法改正における感情による問題提起が成立したとしたら、次の問題は、「感情的」な議論は法的な問題として再構成しうるか、あるいはいかに構成されたのかである。なぜならば、単なる発言者の主張も関係者の利益分配、ような事実の差異ではなく、ここでの「感情的」とは法解釈の論理（「理性」）と違い、秩序の理解である。田中モデルにおける法的コミュニケーションは、法的議論の合理性を重視することの反面に、実際の議論領域で様々な法言説を排除する恐れがある。「実践知」としての法的議論によれば、法律専門家の解釈活動という法的な思考は、一般社会に対する説得力があると想定されている。しかし、「感情立法」のような立法過程における専門性と日常性との衝突の形で現れる法認識の差異について、田中のモデルからは説明しきれないと思われる

結果、田中のモデルから見る法的コミュニケーションは2つの効果をもたらす。第1は、この説に従えば法律専門家の影響力を拡大する点、第2は、裁判以外の紛争解決まで司法システムの射程に入れる点にある。この種のモデルは、法というシステムがなぜ必要とされるか、すなわち法学専門性の社会的背景についての理論的な検討が十分展開されていない。

上述の田中モデルのうち、法的空間のコミュニケーション性を問題視する点で本論も共有している。ただし、法的コミュニケーションをより全面的に描き出すため、法概念自体の社会性を把握することが必要だと思われる。そこで、まずある社会における「法」また法学の一般的理解を改めて検討するから論じる。

2.2 法的コミュニケーションの再考

法的コミュニケーションにおいては、書面または口頭を含む特に言説のコミュニケーションが多く見られる。その特徴を考えれば、言説分析は法的コミュニケーションを検討するために有意義だろう。言説分析は、「語り手の感情や思考を、あるいは世界の状態を正確に反映しているか否か」という観点から一元的な評価されるのではなく、様々な意味を有する

出来事として多面的な考察に開かれる」として、法の意味空間を検討する際に有意義なアプローチとされる¹⁴。つまり、法に関する理解は文脈に影響され、そして法に関する心理的な態度は、異なるレベルでの複数の文脈が重なり合い、形成されてきたものである。ただ、言語分析と題する研究の中には、特定の集団あるいは立場の一方の側に立ち、ある法的なイシューをめぐって社会的あるいは公的な議論の語りの党派性を暴露する、批判理論の傾向が強いという特徴を持っているものもある。こうした考えは、ある言説を特定の発話者の表象(identity)として捉え、言説の主体性を強調する傾向がある。その一方、こうした批判理論の言説分析では、言説また利用者自体の変化についての検討が明確ではないように見える。

法言説の形成に関して、法と社会の相互作用といった具体的なプロセスを通じて議論するアプローチもある。既に日本の法社会学研究においては、裁判などの司法実務、あるいは潜在的な法制度の対象である紛争処理に関するデータに基づく法の「実態」に関する研究が展開されている。これらの研究は、法利用の経験あるいは法利用の促進を前提にして、契約、裁判等、さまざまな制度をめぐる個人の反応と認知を解明するものである。

ただ、紛争処理をめぐっての法使用が法理解の実態を代表しうるか、あるいは法言説の多くは果たして個人の紛争処理をめぐる行動パターンから生まれたのか、こうした問いは自明なものではない。これらの問いに答えるためには、まず相互作用の立場を明確する必要があると思われる。以下ではその予備作業として、思想史の視点からの相互作用の概念を手がかりに、法の相互作用を検討する。

相互作用のモデルとは、どんな個人の行動でも、彼・彼女が属する社会の構造に影響されているという立場であり、如何なる社会の制度においても運用者である個人の選択によって再構成される可能性があるということを意味する。こうした分析のアプローチは、社会学の草創期から早く意識された。例えば、社会学の創始者の一人であるジンメルは、上述の構造と個人アプローチにおける分析上の不完全を問題視し、社会現象の分析に関する相互作用のモデルを提唱してきた。プロセスに注目することによって、個人がどのように「社会」

を理解し、また社会がどのように形成される、両方を観察することができる、とジンメルは考えていた¹⁵。

ジンメルの影響を受けたアメリカの社会心理学者ミードは、1925 年の論文『自我の発生と社会的統制』において、さらに相互作用に関する分析の枠組を具体化した。その論文の論点を整理すると、相互作用のモデルについて以下のように理解することができる。これはすなわち、①数人の協力で成り立つ行動を「社会的行動」と呼び、そのような行動が働きかける対象を「社会的対象」と呼ぶことができる。②この「社会的対象」は多くの違った個人のそれぞれの異なった行為に対して応える性格を持つ。「社会的対象」はそれと関わる個人の行動が、もう一人別の個人にとってはっきり見えている場合にしか成立しない。例えば、ある人が「財産」を持っていて、その財産が他の人にとってどういう意味を持ち、どう関わ合うのかを理解したときに初めて、その「財産」は「社会的対象」となるのである。③「自我」は、ある個人が自分以外の他人の役割を想像できるときに、初めて発生する。自分以外のメンバーがどのような行動をするかの傾向を知り、また自分がどのように行動すれば他のメンバーによって「正しい」と見なされるかも知っている。その時、「自我」は自分にとって一つの「社会的対象」となる。④相手からある種の反応を引き出すために使われた「音声をとまなう身振り」が、人間集団に共有されるようになると、それは社会のメンバーにとって共通の意味を持つ「象徴」となる。身振りが「自覚された意味を持つ象徴」まで高まると、それは「社会的対象」として一定の広さの社会集団を組織することができる。個人が他人と協力して行うことについて、自分以外の個人の役割をも考慮して、お互いに行動を統制するようになる。このような「社会的対象」の範囲を更新し広げることで、社会性の獲得に繋がって行くことになるとされる¹⁶。

以上の相互作用の観点を踏まえて、法的コミュニケーションに対していくつかの論点を提示しよう。

①「法」は、法的判断者（認識主体）の＜外＞に客観的に実在する存在—例えば条文、裁

判所、法律専門家など現象一であるとしても、＜個別の判断による法（法イメージ）の形成＞という、認知的側面もあるように思われる。もし法を社会的な構築物だと理解したとすれば、既存の法とは社会の中にどのような文脈に位置づけられるのだろうか

②法的判断者は、共通の儀礼を通じて、法に対する認識を統合する。そのような共通の部分は、「象徴」と呼ばれ、社会における法の存在意義を示す機能ができる。そうであるとなれば、象徴の構造をどのようなものとして把握し、あるいは構想するかが分析の要となりうる。

③法と個人の関係が法へのアクセスの過程と捉えられる一方、さらに複雑化される相互作用においては法という社会集団の影響力にも関わってくる。これに関連して、法と法でないものを区別するのはどのように求められるか。法システムの固有の原理はどのように考えられるのかという問題が残されている。

2.3 司法離れの「法」秩序

こうした相互作用の観点から、まず論点①に関連して考察したいと思う。即ち、法を観察する際に、司法を中心に考えてきた法使用のアプローチは果たして妥当なのか、という問いである。

第一に、直接的な法制度利用より、法情報への接触はもっと一般的である。日本の場合、裁判所を経験するまたは法律専門家と相談するのはごく一部の人の特殊の経験である。直接的に法制度を利用した関係者（以下は法利用という）以外に、社会の構成員が情報媒介を通じて制度の内容を知り、法改正の動向を把握することも少なくない。つまり、日本社会では法制度の低利用率、あるいは訴訟経験者まだ少ない環境という特徴から、法に関わる認識の獲得は法の利用という行動レベルより、メディアなど情報面で現れる法は現実の（国家）法秩序を理解する重要なリソースになる。

弁護士と依頼人の相談にしても、法廷上の事実認定にしても、共通した作業は既存の法的

要件による抽出した論点（トピック）をめぐって有意義な事実を選択することである。こうした法的なストーリーの作成は、実は長年に渡る法学教育と実務経験によるものである。特に、法制度の利用行動における法的コミュニケーションは、法学教育と実務の背景を持つ法律専門家が多く参与することによって、法的なストーリーに有利な方向へ流れることは日本でも検証されていた¹⁷。こうした研究を情報形成の観点から見れば、法情報は議論の文脈に大きく依存していることが読み取れる。すると、司法以外の法に関わるコミュニケーションが存在すれば、理論的に司法以外の情報源から法情報を構築することも不可能ではない。

第二には、法秩序に対する社会構成員のイメージは司法制度の評価からのものとは限らない。すでに言及したように、法廷、立法審議など法的な「儀礼」とそこで行う行動が正しいものか否かは、より大きな当時の社会的表象空間に照らして判定される。この社会的表象空間は、法律あるいは法システム構造の背景として長期にわたって継続し、人々の理解と反応を限定していくものと言わねばならない。既存の法意識調査では、こうした理論を支える知見が存在する。松村の法意識研究では、裁判経験と法意識の相関を検討した結果、「日本人は、裁判所を経験することによって、上記（経験した裁判所―著者注）の裁判所への支持に非常に顕著な変化を生じさせることがある。しかし、裁判所の経験は裁判所に対する心理的障壁を殆ど変化させないし、法意識一般（特にその基底となる権利意識、遵法精神など）への影響はほとんど見られない」と指摘した¹⁸。松村は、その現象を「法意識の独立変数として長期にわたる政治的社会とその解釈が正しいとしたら、単なる訴訟、弁護士の利用など特定の紛争処理場面だけが法の儀礼空間なのではない。何にせよ、法制度の内容から法システムの目的までについて多くの人々の間に広がっている理解、これも法的効果のうちである。

第三に、行動規範の一種として法をみる場合、認知レベルでは法と他の秩序構造とを区別しにくい。法の理解の研究は、社会の構成員の法感情及び法意識を対象とする場合が多い。その場合、感情また意識に関する研究は、現在の学問領域では心理学または人類学に属する

概念であり、法意識あるいは理解はこうした意識研究の一例に過ぎない¹⁹。ただし、社会心理学のアプローチには、制定された法とまったく接触しなくとも、どのように他人の行動が判断されるべきか、といった人間の直感的な規範意識も含まれる。もしそのような心理的な基盤から法制度を作るとすれば、その場合の法律の実質は別のルールであり、「法律」はただの名称にすぎない。そうすると、社会心理学の観点による規範（法）意識は、法への服従に導く可能性があるとしても、既存の法制度の構成と違う次元にあることに注意すべきだろう。法という現象の意味を解明する際に、単なる行動的側面、特に個人の紛争処理の戦略から見ると、実際の日常生活における法とその他の規範との使いわけを説明しきれない。

以上の考察から分かるように、認知的な側面においては、法は様々な領域に関連する複雑な現象である。従って、実際に、法情報の内容には司法活動の実践をめぐる情報以外のメッセージも入れ込む可能性がある。

2.4 象徴としての法言説

司法から離れた法のイメージを確認したうえ、次にはこうした法秩序をいかに観察できるか、という論点②に着目する。また、論点③の課題を兼ねて、複数の法イメージの間の関係とその機能についても検討する。こうした法の受け手問題については、法の象徴機能といった理論から一定の知見を得ることができる。

周知のように、社会の象徴は、社会事実の認識問題として、社会学の基本問題といっても過言ではない²⁰。同様に、法の象徴性については、多くの異なった分野の観察者たちが極めて多様な問題関心から言及している。法の象徴性に関するそれぞれの研究群は必ず本論の関心に一致するわけではないため、詳細な整理作業に関してはここで省略する。ただ、日本の研究者が法の象徴機能をいかに理解したのかという点は、日本の法システムに対する象徴機能というアプローチの有効性を確認する際に有意味である。

日本で法の象徴的機能に関する検討は、1980年後期に現れた。1988年10月明治大学で

行われたシンポジウム「日米における法の象徴的機能の比較」に、象徴的機能の概念の創始者である Joseph R. Gusfield²¹ はアメリカの象徴的機能研究に関して “The Symbolic Order and Legal Control of Alcohol in the United States” が報告され²¹、それに対して千葉正志は “A Glimpse at the Symbolic Function of Japanese Law” といった題名で日本法（学）における象徴機能の考えを示した。千葉の論文²²では、法と象徴との問題は三つの次元に分けられ、すなわち①『象徴』それ自体の性質を探究するものである、つまり文化的現象とりわけ法の属性としての象徴とは何であるかを一般的に探究するものである、②「何が法をシンボライズするのか、換言すれば、法を表現するための社会における文化的手段すなわち法のシンボルを問うものである」、③「法が何をシンボライズするのかという問題で、これは社会において特に法が象徴する文化的連想観念である」²³。千葉は、①が記号論分野の問題と考え、②③こそ法のシンボリック理論の中心課題と主張した。特に、③の課題は法文化研究の一環として考え、天皇制や政教分離などの制度における現代社会の統合を象徴する法の意味を指摘した²⁴。そのように、千葉の法的象徴機能論は、文化人類学の観点から象徴を法文化の結果あるいは表現形式と捉える。そこで、千葉は当該社会（日本）「法は何を象徴したか」を答えようとしたが、「法の象徴は誰に、いかに形成されてきたか」という象徴機能の発展・変容（ある意味法使用の当事者視点でもある）に関してはまだ十分に検討されていないことも言わざるをえない。

以上のように、日本で法の象徴的機能への関心はまず法文化論の延長線上にあるものであるが²⁵、また日本 70 年代に現れた公害訴訟など訴訟型法運動の中に運動側（原告側）の戦略の一つとして注目されるようになっている。つまり、法の象徴的機能の運用面を検討する動向である。以下では、まず神長百合子の法的象徴機能論を通して、日本の先行研究を簡潔に紹介する。

神長百合子の「法の象徴的機能と社会変革—日系アメリカ人の再審請求運動」は、日本の法社会学的な研究として、象徴機能を理論的基礎として具体的な法を分析する代表的な研

究書である。ここではシンボルとしての法の性質が2つの類型に分けて整理された。即ち、第一は、「立法であれまたは判決であれ、個々の法または一連の法に盛り込まれた政策が特定の政治的・社会的価値を象徴するというあり方である」²⁶。彼女がこうした象徴性として挙げるのは、アメリカの大恐慌時代における社会保障政策に含まれた「大きな政府」というメッセージであるが、これは特定の法・政策における政治的な判断、即ち立法趣旨あるいは立法目的に当ては当てはまるものであろう。第二は、特定の目的を超え、理想的な秩序としての法のイメージを強化する機能である²⁷。神長はバークの理論を引用しながら、法は「公的に共有された動機」であって、秩序と無秩序の境界を表明するため「われわれは人々の行為やその行為が行われる場に名称を与えたり、判断を下したりする」、脱事実的な「詩的な意味」と呼ばれる価値判断の持つものであるとされる。そして、こうした法イメージを支えるため、法服、規定された手続、専門的な法律用語などの外的な形式も役に立つと指摘された²⁸。

彼女は、こうした法の象徴的機能の立場から見れば、訴訟活動を中心にした社会運動が単なる紛争処理ではなく、「意味のレベルにおける社会変革」をもたられる可能性も作り出すと指摘した²⁹。日系人の再審請求運動は、法の象徴的性質をめぐる戦いである。具体的に言うと、この運動は、法の再解釈（再審）を通じて、日系集団の権利主張を社会問題化し、同時に法の持つ規範的シンボルを用いて自らの主張の正当性を付与することも期待された。さらに、以上の二つの法的象徴機能がここで裁判の過程を通して同時に作用することが見られる。こうした法の象徴的機能の理論は、明確に法を社会的シンボルとしても把握し、いずれ法を政治活動の一環（資源）に加える道を示したのである。

以上のような法の象徴的機能も、ある意味司法離れの「法秩序」という状況の存在を示すもののようと思われる。つまり、法言説の使用から見れば、現実の問題ないし紛争を解決する目的の側面以外の、法を語るという行動自身が独自の意味を持つことが分かる。

これより先の法の表出機能の具体化については、核心の問題関心を共有しつつも、本論の

法的コミュニケーションの設定は、神長とはやや異なったものとならざるを得ない。第一に、法の象徴性に当たって、裁判とその関連状況を重視する神永の立場に対して、本論は法の伝達を情報の側面によって一貫して構成しようというところにある。第二に、訴訟型の法運動は、特定の法律を適用とするものであるゆえ、意味の再構成（法解釈）は法律の条文に制約されている。もちろん、適用条文の内容は解釈可能であるが、しかし法律条文の存在自体が共通の前提として、条文と対象問題の関係や条文の解釈方法に限って、法的コミュニケーションが成立するのである³⁰。これに比べると、新聞、テレビ、ネットなど言論空間においては、法改正を議論の視野―即ち、法の形成過程に関わる―に入れるため、「専門知識」の枠を超え、法的コミュニケーションの論理に関する制限がより少ないと言える。

特に、法情報の現象に注目しながら、法の象徴論を論じたのはマーレー・エーデルマンの研究である。次には、エーデルマンの象徴論³¹の中で法的議論と関連した部分を整理する。

エーデルマンは、アメリカの政治情報に基づき、「統制システム」(Administrative system)の一環として法的言語(Legal language)、複数の言語的形式(「奨励的言語」Hortatory Language、「行政的言語」Administrative Language と「取引的言語」The Language of Bargaining)との一貫した言説が社会に「安心感」を与えるという法の象徴的機能を指摘した³²。彼は、ミードの社会心理学(象徴化 symbolization)を援用し、「政治的なものごとやできごとまた、非連続的でときに矛盾した存在であり、それに意味をもたらす記号表現と文脈によって構成されたものだという認識」を有する³³。エーデルマンが、法改正などの政治過程における「政治的、法的」な言説という側面と、資源配分と集団の反応という事実面が釣り合っていないという現象に着目したところは、本論と関連性を有している。そこでエーデルマンが例としてあげたのは、アメリカにおける所有税法の運営についての言説である。彼の整理に従えば、人々が、(前者)法規制の持つシンボリック、即ち支払い能力に応じた課税の公正性という象徴を強く反応する。(後者)現実における収入分割、多重信託など別の課税上の使用者間の差異を示す規定があるとしても、前者の抽象的な議論は後者への批判を抑えることがあ

る、という³⁴。エーデルマンは、こうした現象を法または政治言説の「鎮静効果」(to quiet)として考えている³⁵。

法言説について、エーデルマンは次のように論じていた。①法の執行面において、法はルール of 演繹によって、関係者に相互的な役割あるいは評価を固定させるのである。「法がドグマ化するところでは、反抗は異端 (heresy)とされるに至る」³⁶。これを通じて、心理的レベルで人々の規範意識は確立されていく。②法の形成(立法)は「さまざまな社会的集団の存在を正統なものとして認定することに他ならない」³⁷ことにあって、その議論を社会全体の人々(観客)にむけた法制度のコミュニケーション空間(舞台装置)を構築する作業である。③言説の形式には政治的行動に影響を及ぼし、また用語の使い方は一定の社会的役割に根差したものである。ここで、法的言語は厳密で客観的法と「曖昧な」法解釈という二面性をもって、政治的安定を説明するための重要な因子となる。法の意味は、「組織が自己の行為に正当化を施す」³⁸のため柔軟に変化するが、「素人にとっては、そのような影響は、(法の客観的側面)神話的な規範からの偶発的かつ悲しむべき逸脱にみえる」³⁹。④ニュース報道に関しては、政治または法に関する情報収集のルートとして法を含め政治的コミュニケーションの一部であるが、「政治ニュースにおける高頻度のテーマである、選挙戦や議会の論争、高官たちの言明についての報道があふれかえって、それが実行に移されないうちはどれもみな人々の生活の向上に何の意味も持たない。つまり、公表された言語では、その実行性は知りようがない」(同上)。なぜなら、ここでの言語は『現実の』世界を描写することではなく、それが過去を再構築し、現在の観察できるわけではないものごとや将来の可能性を喚起することに由来する」とされる⁴⁰。

法言説が制度運営の実態を正当化する、いわゆる法言説の「鎮静効果」に関して、エーデルマンは、政治・法のシステムの運用が一般人の理解を超えていること、特に法情報に関する認知のギャップを注目した。要約すれば、政府または法の情報は社会の共通規範でありながら、客観的な問題解決を述べるものではなく、形式的なシンボル操作においてその権威性

を維持する、という。法的言語のようなシンボルを通じて、受け手は不安から脱出することができ、法的秩序は正当なイメージを植え付けられるのである。このような立場に従えば、法の情報に関する研究は、単なる情報へのアクセス、即ち情報の物理環境の改善のみではなく、コミュニケーションの参与者各自の発言特徴とその反応も解明すべきことになる。要するに、一般人と専門家との間にある情報理解のギャップは、偶然的な例外というよりも、ある政治・法秩序を維持するために機能するものである。

エーデルマンの象徴論の位置づけに関しては、以下のように論じることができる。

第一に、エーデルマンは政治過程における法言説の機能を明確した。ただ、彼の分析はマクロ的であり、他の研究（心理学）によって新たな方法論を提唱する。逆に、エーデルマンの象徴論は、上述のような当時のアメリカ社会学科におけるシンボリック相互作用論の影響を受け、社会科学の方法論的研究といった側面もある⁴¹。その後、このような象徴的立場に従った実証的分析も発展してきた。ただ、エーデルマンの法言説の理論は、法的コミュニケーションの技法の影響を論証し、法のレトリック論として法現象を扱う可能性を示してくれた点が評価できる⁴²。

第二に、早期のエーデルマンは発信者、いわゆる組織された政治・法的実行者の戦略に着目するところがあるため、個人（受信者）の役割を軽視する結果になってしまう傾向がある、という。エーデルマン自身も1984年発表した『政治の象徴機能』再版の後記でその点を認め、改めて社会弱者である個人の怒りや感情的な言動が社会運動に対する促進の機能を言及した⁴³。ただ、彼が強調したのは象徴論の立場に従えば、発信者と受信者という区分が重要な問題ではないということである。なぜなら「ある象徴のもつ意味はその象徴自体に内在するものではなく、その象徴を注視する人々と彼らが置かれている社会的状況に由来するものである」（同論文）、個別の発信者と受信者との間の言語より、コミュニケーション全体の特徴を捉えることが彼の理論の趣旨である。その結果、言語の変化が行動の変化をもたらすという考えではなく、言語も行動も特定のもコミュニケーションの一部であり、言語の意

味は現れる具体的な文脈とその関連する行動によって決まる。すると、たとえば社会弱者である個人の言動は、その影響が彼・彼女らが属する運動の性質によって左右される。エーデルマンの理論における法的言説もまだ儀礼的なものとして、現代アメリカ社会または政治の過程に含む法的神話の根深さを示すものでもある⁴⁴。つまり、法システムの権威は、司法また行政活動の運用から評価されるより、どのような情報として社会に伝えていく、情報伝達の過程に支えられる側面がある、とエーデルマンの発見である。

〔小括〕

法情報の構築は日本社会の法空間の一部である。その効果は、間接的なメディア接触の面から現れる。法のメディア接触に関しては、法の象徴論の立場が、法言説における専門向けまたは社会向け、という二面性とその効果を示すことに成功した。ただ、その分析アプローチにはまた幾つか補足する余地があると思われる。

第一に、制度環境の問題である。以上のような法的象徴的問題は専門的知識と日常生活とのズレを記述するものである。その手法の核心は、一般原理に基づく安定的構造の説明と対照的に、具体的な文脈における概念の効果を測定しながら法秩序の意義を明確するものである。それに対して、例えばフットの日米司法比較研究によれば、アメリカと違って、日本の司法システムに関する情報の公開度が低い、判決の形で一般市民に対する応答は制度上に求められていないわけである。司法また法システムでは、逆に政治過程との距離を保つ価値、つまり司法の中立を強調する構造が見えるとされる。そのように相対的に閉鎖的な法システムに対して、行政機関や立法機関に対するより高い信頼度が社会調査で検証された⁴⁵。エーデルマンの法象徴研究では、そうした統制構造の違いによる法情報への影響に言及されなかった。アメリカ以外の社会において、法情報に同じような「鎮静機能」が存在するか、またどのような形で現れるか、改めてそれぞれの社会文脈で検証するしかない。

第二の問題点は、変容・発展の問題である。法の象徴機能は変化しうるか、またどのよう

な背景で変化を起こるか。法的言説の形成・発展については、いままでの法的象徴機能ではあまり触れられることがない。その原因は、研究手法の特徴から説明しうる。事例研究を中心にした法的象徴機能の研究では、一般人の法使用・理解に対する観察が、特定の出来事をめぐる議論から抽出される。時点的な研究では、以上のような法における社会構造との関係が前提となってしまう、制度の改革や法の役割変化などを観察するには難しいと推測できる。

第三の問題点は、メディアの問題である。エーデルマンの象徴理論では、マスコミが社会情報発信の媒介として扱われている。そこでは、たとえば新聞、テレビ、ラジオなど異なるメディアが同じく法情報の伝達によるの間にも法情報の伝達が同じく「鎮静効果」を果すとされる。そこにはメディアによる影響が見られない。ただし、新聞の活字からテレビの映像へ、情報技術面でメディア編集者の情報に対するコントロールが強化していくことも明らかである。「鎮静効果」が統制的言説のねらいであるというエーデルマンの理論に従えば、なぜ異なるメディアの取材者が共にそれを受け入れたのか、という疑問が浮上する。法曹や公務員などの発信者には既存の制度構成を維持する動機があるとしても、メディアが同じ動機により法の象徴的機能を受け入れるとは考えにくい。確かに、利益の最大化を求めるメディア産業にとって、政府行動への監視、提言、世論形成の促進というようなメディアの古典的役割を期待することがどの程度現実的であるかについては議論の余地があるが、それにしても、統制的言説に同調する法情報がなぜ市場のニーズに受け入れられたのか、という情報内容の特徴以外の社会構造的な説明も必要ではないかと思われる。

それとも関連する第四の問題として、法律専門家などの発信者の問題がある。エーデルマンは、訴訟などの法現象に関する個人あるいはメディアの発信活動を通じて、法の象徴的機能を記述した。ここでの法的コミュニケーションは、法律専門家—メディア—読者という、一方向なコミュニケーションである。それに対して、逆方向で読者—メディア—法律専門家への交流が可能なのか、どのような帰結をもたらすかについて、彼の理論は殆ど言及しなか

った。従って、そこで法的言語の発話者である法律専門家の反応は固定しているように見える。問題は、法律専門家は、こうしたメディアや社会の（法）意識に果たして影響されないのか、というところにある。

こうした問題提起は、実践で使われている概念⁴⁶が構築されたものと検証しても、その概念の内実論理まで解き明かされているわけではないという発想からのものである⁴⁷。この立場に従えば、情報を含む様々な法の使用を通して、法的な概念は使用者自身、また社会現象の位置づけについての理解を改めていく。同時に、そのような位置づけも改めて法的な概念の形成へと跳ね返っていくこともあるはずとされる⁴⁸。従って、受け手の法理解だけを追っていけば法言説の変容と効果を測定できるという考えは、問題を単純化している。さらに、多くの制度設計に関わる社会問題が提起されても、その中で法改正の形で解決されたのは極少ないものしかない。実際の司法・立法の運用に影響する問題提起には、法理解の共通化が重要であるが、実践の法律論を構築する過程もその効果に作用する。公式的な法律論は法律家の作業に依存する側面を否定できない上、法律家の社会発信とその戦略を重視する価値がある。

本論は、法的言説に関する通時的、かつ、異なるメディアを横断した考察を行うと思う。そうした方法は、法的言説の効果と社会構造との相互作用を検討する際に有用である。田中モデルが示したように、法律専門家は自身の専門作業を決して社会から離れた閉鎖的なものではないと考えている。こうした法律専門家の自発的な社会志向は、どのように彼らの言説（情報発信）に反映されているかについて本論の注目点である。例えばより長期的に法的コミュニケーションを追跡する際に、一般人の法言説に加え、継続して法的作業に関わる法律専門家の社会発信はまた法情報の性質を反映するように考えられる⁴⁹。

第三節 法意識論から法情報論へ

これまで、司法離れの「法秩序」を分析するために、法情報の構造を観察することは有効な手法であることを検討した。以上のような情報社会論的アプローチにあつては、日本は「例」以上のものであつた。日本のケースは、単なる比較的な意味で異なる社会の法情報事例を提示するだけではなく、その問題に関する日本法学者の自覚的な発信活動による法情報の発信者を検討する可能性も含まれている。

法的思考と当該社会認識とのズレの分析において「法意識」という文化的視点を提示したのは、最初に日本の法学者であつた。1960年代後半日本の民法学者・法社会学者川島武宜（1909年～1992年）は、日本法と「西洋近代法」とを比較したうえ、実定法規範を厳格に適用するような「西洋法」イメージに対し、法律の「規範性の不確定性」として、司法側で法律を必ずしも厳格に施行せず、事情により柔軟な運用をする傾向——法的象徴機能論で問題視された現象——を論じた。その背景には、日本では法を「伝家の宝刀」として、常に厳格に適用されるべきものではないとする考えがあるとされる⁵⁰。上述の法的象徴機能の法情報論は、信者としての法律専門家の柔軟な法的理解と、素人と想定した受信者の厳格な法的理解という、法の構造的な二面性を論証したが、それに対して、川島の日本人の法意識論は、その二面性を一時的な、文化的なものとして捉えている。

一見異なる結論であるが、本論では、日本人の法意識論を、従来の法言説理論を補足する面を有するものと考えている。その理由は、あらゆる文化的差異は最終的には、文脈問題での情報の差異以上のものではない。そういう意味で、読者層が一国内の法律専門家以外の一般人であれ、他の社会の構成員であれ、日本人の法意識論も法情報を如何に接触し、理解するかという法情報論に過ぎない。

アメリカを含む西洋の社会では法律家は法に関する知識の独占的な組織集団としての長い発展の歴史を持ち、一般の非法律家に対して、高い自律的な権威を維持してきた。それは、法的象徴機能における法の「堅い」イメージを支える社会的基礎でもあるように思われる。それに比べて日本の状況は、法の専門活動による情報の独占という従来の法情報モデルと

は逆である。第1章の内容の先取りになるが、明治維新による行政側の制度設計まで、法知識は正式に社会の実践と結びつけられず、法情報はまず学問的素材として習得されてきた。川島の理論では、民法学者が司法実践（法解釈）を素材して論じたものでありながら、「近代的な」法の精神を通して伝統的な日本社会や価値観を克服するという近代日本の社会科学全体に共通した近代化課題を背景としており、非法律学的問題意識が混入していることに注意すべきである⁵¹。それに対して、専門家と素人という問題テーゼにある法言説理論は、まさに法律学とその組織が成熟した後に社会との関係に焦点を置き、近代化また科学化の問題よりその批判理論として位置付けられる。法意識論においては、時代や社会環境の特徴が、研究素材以外にもその研究意識に染込んでいることを注意すべきである。つまり、研究者である法律専門家の学問認知の問題でもある。そうすると、法情報論の立場からみて法意識論が興味深いのは、文化的因子が法使用のパターンに相関するかという問題ではなく、法律専門家さえ「文化」「社会意識」という情報を通じて法を語ることがあるという点である。そうした法律専門家の活動は、法情報の伝達に如何なる効果をもたらすか、とくに法知識の少ない「弱い読者」にとってどのような意味を持つかという課題は、法言説の変容を解明する際に必要ではないかと思われる。

3.1 法意識論の問題点

「法意識」の定義は、研究領域または研究目的によって異なるもの⁵²であり、筆者はこれを統一するような定義を提供するわけではない。法社会学の研究である以上、明確な問題設定を提示することは避けられないところであるので、本論はまず法意識論の機能に着目とする⁵³。

日本人の法意識論の狙いは、近代法の機能を実現するために、法制度の趣旨に連動しうる法意識を形成すること（「民主化」）にある。従って、これは、専門家と素人との認知差が法システムの運用に影響するという考えであるといえる。法意識に最初に言及した民法学者

である川島武宜の議論を簡単に見てみよう。『日本人の法意識』は、日本の法社会学に重要な分析概念である「法意識」を提供し、法専門家（西洋の法学思想を理解した）と社会意識（法の利用者立場）とのズレを問題視した。川島の仮説は、日本は明治以後近代的な法律制度を導入し、成立させたにもかかわらず、実際の人々には前近代的な集団意識の作用していたため、他人物の無断使用、紛争処理手段としての訴訟への忌避などが出現しており、近代的な法制度は日本社会の中に浸透しなかったとするものである。そうした観念の差異を、社会と法のズレに位置づけられ、法使用の状況（訴訟率）まで波及するのである。

このような仮説に対する研究者の評価は、議論発表当時の賛同から、現在の懐疑的な態度へと逆転してきた。法意識論に関する批判は、概ね①「社会と法のズレ」に関する検証手法は適切なのか、②「社会と法のズレ」は本当に法使用の状況を左右するかという、二つのテーマに分けることができる。

第一に、川島法意識論に対しては、サンプルの代表性または分析手法において、社会科学としての厳密さが欠けているとの批判がある。従って、川島の「日本人の法意識」は、本当に日本社会の特有な実態なのかという疑問がある。第2節で詳述したように、他の国においても、法解釈また法の使用に、柔軟的な対応が伴うことが既に指摘されている。仮に、訴訟を当事者間の合意によって非公式に処理するということが日本だけの現象ではないとした場合、法意識論の説明が、どの側面でどの程度一般化できるかという問題が生じる⁵⁴。そうした批判から、集団内の共通意識以外の説明因子をコントロールするため、法意識論をより具体化する検討が必要とされる⁵⁵。従って、法意識に関わる基本概念の曖昧⁵⁶が、研究の展開に混乱をもたらすという批判もなされた⁵⁷。

第二に、制度のユーザとしての日本社会の構成員が制度趣旨とは異なる理解を持つという点において文化面での差異があったとしても、それが、例えば訴訟率というデータの変化に大きく相関するわけではないという批判（制度論）である。このような批判によれば、法制度の利用度は、訴訟のコストあるいは制度へのアクセスの便利さ等、いわば制度面が決定

的な要因となるとされる⁵⁸。このような立場からすれば、個人レベルにおいては、法に関する行動パターンは意識以外の因子に左右されるうえ、「法と社会のズレ」という問題自体がそもそも必要とされないことになる。

川島の法意識論に対して、本論は批判①と伴に、法意識の性質と適用場面を細分化すべきという主張を維持したい。ただ、批判②のように、法意識が個人の行動に直接的に作用する効果を限定するような考え方は、川島理論の社会的意味を軽視する恐れがあるため、本論では批判②のような立場を採らない。

批判①は、単なる方法論的な指摘としてのみならず、法という現象またそれを観察する研究アプローチの複雑性を物語っている。なぜなら、法に関わる「社会」の概念は自明なものではないということが、批判①の検討からよく現れるからである。法あるいは法意識の概念の性質を注目するような主張は、法意識理論の学説史に関する検討にも指摘された。尾崎は、70年以降の法意識議論を整理した上、「日本社会は、＜法を嫌う文化であるにもかかわらず70年代以降法を使うようになった＞（から、川島の法文化・法意識は間違っていた）のではなく、＜川島が60年代の日本社会について指摘した法と人々の意識との乖離に象徴的に現れている法と社会の根本的な懸隔という文化的枠組があるからこそ、いまなお法は道具的に用いられるにとどまっている＞、という解釈できる」という川島の法意識論の射程に関する分析を示されている⁵⁹。

批判②の問題点は、例えば情報学習の問題からみれば明らかになる。批判②の指摘は、特に訴訟またそれと密接関連する紛争処理を想定した場合、制度などの認知面以外の要因が法意識（認知要因）よりも当事者の法使用に影響するということである。こうしたアプローチは、当事者が法的手続や法律専門家との間に直接的なネットワークを有することを前提にしていることがある。だが、本論の第2節で示したように、メディア等他の通信媒介を通じた間接的なネットワークから形成する規範意識もある。上述の松村が分析した法意識調査を想起すれば、制度・資源整備の不足が訴訟行為の傾向と一致するとしても、その要因だ

けでは、立法過程の有権者のように間接的に法と接触する集団の行動まで説明することはできない。それは、法システムにおける社会概念の内実が訴訟の当事者や関係者が置かれた社会環境よりはるかに複雑なものである。

批判①また批判②の議論群はいずれ、川島の法意識論のような法の象徴的機能の理論が直面した「法と社会のズレ」の複雑性という難題を反映しているように思われる。本論は、その難題を根本的に克服することができないが、「法と社会のズレ」の性質をさらに分節することによって分析の際に一定の概念混乱を避けることができると考えている。そこでは、特に様々な認識図式、つまり法的コミュニケーションにおける法言説の立場から「法と社会のズレ」を論じる。

本論は、法意識に現れる法（理念）とのズレの適用から、事実面のズレと論理面のズレを分けることにする。①事実面のズレは、法と当該社会のズレを表現する事実に基づく陳述である。たとえば、第二部で検討する 2009 年～2010 年の公訴時効改正では、法制度が想定した社会事実（時間の経過によって処罰感情が薄くなる）と実際の現状（特に被害者感情として現れた処罰感情は時間の経過にも関わらず継続していく）とは不一致であるという社会意識と法制度趣旨のずれは単なる意識研究の意味のみではなく、立法趣旨の論拠いわゆる立法事実という側面もある。既存規制の妥当性を判断する際、立法者（あるいは裁判官の解釈）は、当該制度に関する社会の意識（法意識）をし、裁判上また立法上にそうした「事実」を法解釈に翻訳するという作業を行う。そして、②論理面のズレは、同じ事実に関しても、異なる認識が現れる可能性がある。その認識の背後にある環境、または主体によって異なっていることは言うまでもない。ここでのズレとは、事実の補充だけで解決するものではなく、法学論理の理解によるものである。エーデルマンが指摘した法の象徴性は、事実面のズレではなく論理面のズレで発生する。

ただし、法と社会のズレに関しては、ある認識が社会の現実として、裁判の審理または立法の審議によって追認される場合も考えられる。そのとき、法意識のズレは法的コミュニケ

ーションによって解消される場合として考えられる。以上の二つのズレを踏ま、て、法意識は、固定したものではなく、その使用状況によって変化しうることを明らかにした。すると、法意識はそのような実践的概念である以上、理論化することが難しいであるのは否定できない。以上のような本論の法意識理解は、次のような図⁶⁰に整理することができる。

法と社会ズレの変化			
個人との利害関係	法意識	場面	論証
直接	論理的なズレ	裁判	法学的な論理
直接	事実的なズレ	司法の解釈	法学
間接	論理的なズレ	立法	法学以外の論理
間接	ズレなし	法案作成	法学論理の修正

3.2 法情報論の必要性

今までの議論では、概念の曖昧さを（川島）法意識理論の欠陥として捉えている傾向がある。しかし、そうしたアプローチから、法意識論自身が何のために提示され、またその目標が達成されたかということ、即ち法意識論の社会的な意味について論じることはできない。なぜなら、法意識論の社会性を解明するには、法意識論の作り手である研究者自身の立場を評価すること、つまり、法意識論の実践面を考察する必要があると思われる。

問題は、法意識論の実践とは何を指すかである。もし法意識論の内実を学説あるいは論理と位置づければ、外的問題としての実践とは、いかにそれが社会に現れ、また人々（読者）が受け止めるかというように理解することもできる。そうすると、法意識論の外部は、法律専門家の言説の伝達過程になり、広くいえば法情報の問題でもあるということになる。こうした情報論の立場から、次の側面から法意識の問題を論じる必要性が浮上してきた。

第一には、「法意識」に着目する際に、一般市民や当事者などを研究対象とすることから、

法意識の論者自身を研究対象とすることである。それは、学説史の手法と重なるところであるが、要するに、論者は何のために法意識を議論するのかという問いである。日本の法意識研究では、研究対象の複雑さと多様さと対照的に、理論の提供者はかなり明白である。それは、法学関係者、つまり一定の法学教育を受けた経験のある者である。人々の法に関する理解という法意識の問いには、(制定)法の意図を確定し説明しようという試みは如何に実現するかということがある。

たとえば、川島の法意識論は、「われわれ自身の社会において国家の法律がどのような機能を果たしてきたか、社会生活の秩序づけにとって、国家の法律以外の諸要素がどのような機能を果たしてきたか」⁶¹という問いを出発点として、日本人の意識と法制度(西洋)のズレを論じたものである。そこでの法観念は、「種々の社会で『法』とか、recht、droit、law等の言葉で呼ばれてきた現象について、実践的問題関心にとって重要な特色を記述することを目的とするものではなく、それらの現象を抽象して最単純・最抽象的な概念(公準概念 concept of postulation)を構成し、それに基づいて、それらの現象を、それらの概念のより具体的・より特殊な場合として構成することによって、それらの諸種の現象を相互に関係づける、ということを目的とするものである」とされる⁶²。つまり、川島は、ある社会秩序の形成、社会秩序の問題より、社会の現象に照らしたうえで法の概念を生産しようとすることを目標とした。従って、川島の法意識研究は、一見実定法以外の紛争処理の秩序を扱っているが、実際に社会のコミュニケーションは如何に達成できるか、法学あるいは法学の思考様式を日本社会に定着させようという普及的(啓蒙的)な意味もあるように思われる。そのような現象は、川島以後の法律書出版でも見られる。民法学者の内田貴は、社会統制に応じる日本の法情報の拡張性(「法知識の分布」)を指摘した⁶³。

「日本は典型的な拡散型モデルの社会であり、とりわけ法知識を備えた優秀な人材を中央省庁が多数擁するという社会であった。その人材が、その知識を活用して法律や精緻な政省

令を整備し、事前規制型の社会を築いていたのである。規制を受ける社会の側にも、企業を中心に、法知識を備えた法的リテラシーの高い人材が豊富に存在し、それが戦後日本社会の制度運用を支えていた。ときに日本社会は、アメリカとの対比で法律的ではないと言われるが、それは紛争解決に司法が利用されないだけで、実は、法的リテラシーの極めて高い社会であった。新たな事態に対応するための政策は官により直ちに法令化され、民もそれに柔軟に対応できるという特質は、一朝一夕に備わるものではない。法科万能とも言われ、法学部が文科系エリートを集める明治以降の日本の伝統が一世紀をかけて築き上げてきたものであり、戦後の官主導による経済成長を支えた知的インフラでもあった。」

だが、法の社会発信過程は、一般に知識の共有範囲が狭い法情報生産の領域（法学）で、一定の情報・知識を選びすぐって社会に送り出すプロセスである。その文脈の違いで、書き方に関して発信者としての法学者がさまざまな工夫をしているようである。例えば、『日本人の法意識』は、「昭和 40 年 10 月 11 月に東京で行った岩波市民講座「日本人の法意識」の内容を、全面的に書き改めたもの」⁶⁴として、新書により出版されたものである。川島自身も、一般人向けの新書であるという事情を意識しながら、出版する際に「専門家には分かりきったことに説明を加えた」と述べている⁶⁵。こうした川島の改訂意図からも明らかにされるのは、読者層に応じて法意識議論の表現構造を修正することが見られるということである。

問題は、そうした文書の平易化は、単なる形式の変化に止まらず、時にはメッセージの「誤解」をもたらす可能性もあるということにある。なぜなら、発信者としての専門家と受信者としての大衆との間には知識の差が存在するからである。情報発信者の立場からすれば、法の伝達は、一つの法に関する主題（法学専門知識）を、別の表現を通じて、そのコンテンツの目標とされる対象（社会関心）に理解させることである。そこで肝心なのは、発信者と受信者の両者とも納得できる情報のあり方を如何に作り出すかである。つま

り、法意識を検討する際には、研究者（法学者）の意図と、情報として理論の流用過程を改めて把握しなければならない。

第二には、学術的（科学的）な概念から、法学理論の社会機能を改めて分析することである。学問的な「法意識」（概念構成）は、不可避免的に、それ自体が分析のコンテキストの一部にならなければいけない。それはすなわち、個々の分野や具体的な事例にそれぞれ特有の、分析構造というものである。その場合、「法意識」の概念は、分析可能のため、明確しなければならない。だが、法情報の伝達という視点から、一般人に対する有効な「法の伝達」を促進するためには、概念の曖昧化はまた避けられないかもしれない。

川島は、「科学としての法律学」⁶⁶といった論文で、「法技術的な概念や論理の機能」に、相互に関連している2つの側面があることを指摘した。すなわち、「法に特有な思考の手段であるということ」と「法に特有な伝達の手段であるということ」（同論文：28）である。前者は、「裁判や法解釈学で用いられる三段論法を理解するため」のものであるとされ、後者は「法の価値判断」の結果を伝達することを意味するとされる。川島は、立法と司法を分けて法理論の伝達機能を論じていた。立法に関しては、その伝達機能は「法律の適用を容易且つ明確にするために」、もっとも著しく現れるという（同論文：31-32）。また裁判において、川島は、その読者層を「事件の当事者」、「他の裁判官や一般社会人」と想定し、そうした読者のニーズに応じるため「制定法と判決との関係」、「先例規範」が裁判文に反映されるべきと主張した。

ところが、法的思考に相応しい概念構成は、必ずしも有効な伝達効果を果たすわけではないという事実に関しても川島はまた意識している。立法と司法における法律の伝達機能を論じた後、川島は以下のように述べていた。

「法の概念や論理をなるべく分かりやすいものにすることは、特に民主主義社会においては強く要望される。しかし同時に、法的命題に対する高度の技術性の要請のゆえに、法的命

題のことは表現の民衆化には限界があることも、また承認されねばならない。ドイツ民法典とフランス民法典の例を取り上げ、フランス民法典が分かりやすい条文で伝達したのは単なるフランス民法典の輪郭にすぎず、裁判において具体的に明らかにされた概念や論理は、やはり高度に技術的な非日常的なものなのである」(同：36頁)

以上の発言を言い換えると、以下のような理解になる。すなわち、法律専門家が法律家以外の一般人まで読者として想定し、法学理論あるいは法実践の状況を発信する意図があるとしても、一般人がその言説から法学的概念と法学的論理を専門家と同様に理解することができない可能性が残っているということである。

また、法情報における読者の状況に関しては、実証的な研究にも関連する検討が見られる。藤本の法知識をめぐる法社会学研究は、その一例である⁶⁷。この研究によれば、日本人の紛争処理行動をめぐる2003～2005年の法意識調査で、87%の紛争経験者はその紛争の争点をめぐるメディア（本とインターネットに限る）情報収集に関して、「どちらでも調べなかった」と答えたとされる。このように、特定の紛争処理に関する場合でも法知識に関する積極的な学習行動があまり見られないとすれば、そうではない場合つまり日常生活の法情報収集はさらに消極的なものであると推測できるだろう。こうした消極的な情報収集の結果、法専門家言説や専門的見解を取り扱う傾向の強い書籍（専門サイト）以外のマスコミなどの一般的情報発信が、素人にとってより重要な法情報源になる可能性があると考えられる。その仮説を支持する証拠としては、法知識と法関心の関係についての研究である。藤本亮は、日常生活関わり、かつ、全国ニュースで大きく取り上げられた法律問題を素材に、法知識の正解率と法関心との関係を調べたところ、「法関心が高いからといって顕著に法知識が高まるわけでもないようである」こと、また例えば民事的責任と刑事的責任も、法学専門家が「初歩的なあたりまえの区分として考えるようには区別されていない」⁶⁸ことが検証された。

本論の立場に戻ると、藤本の法知識研究は情報様式の差異に切り替えて読むこともできる。即ち、専門家と一般人との間にある法情報の差が必ずしも日常的に接触したメディアの情報内容で埋められるわけではないことを意味する。むしろ、法情報は、発信内容だけではなく、その情報媒介や編集過程にも影響を受けることも考えられるだろう。

第四節 研究デザイン—法情報の構造

従来の法をめぐる情報に関する多くの議論は、発信者の立場から、そのテキストに「正しい法情報の伝え方」を読み取ろうとするものである。しかし、発信—伝達—理解を含む広い情報環境の概念を取り入れると、法情報の形成にはより複雑なファクターが影響していることがわかる。メディア論⁶⁹の検討では、新聞もテレビも出来事に意味を付与し体験を知識に変換する記号の情報システムとされる。その意味で、社会はすべてのモノ、コト、ヒトが情報の発信装置と化し、メッセージ性を持つコミュニケーションの過程とされる⁷⁰。逆に、その考えは同一の社会現象に関する情報は複数のメディアを通じて「伝達」(transition)でできることも意味する。従って、メディア間でコンテンツが共有されているとしても、異なるメッセージを生み出す可能性があるということは、メディア研究が指摘してきたことである。

そうした知見を踏まえたうえ、本論では法情報のアプローチに立脚し、新聞や法律雑誌など法情報の媒介の変化、また制度形成への影響を解明することによって、近代日本における法情報の機能を検討する。ここでは、本研究で取り上げた分析アプローチを明確しよう。

4.1 情報の伝達過程

ここでの情報過程とは、発話者が社会のリアリティー、あるいは手持ちの法理念を活用し、法をめぐる素材を編集し、法に関わるコンテンツを発信してゆくことである⁷¹。そうした法

イメージを情報として扱う場合、ここでの情報使用は、人々が①法に関する情報を収集し（「情報の取得」）、②法について吟味し（「内容の理解」）、③制度の改善について意見を述べる（「意見の発信」）、という三つのプロセスから観察することができるだろう。

① 情報の取得

現代社会において、法が専門的且つ複雑に分化していくにしたがって、一般人が法を知りえないことは常態化しているとはいえる。ただし、例えば立法で、現行法の仕組みについて一定の知識をなくしては、具体的な制度の設計ができないことも自明なことであろう。一般人がいつも様々な法の情報の更新を積極的に学習するのは考えにくく、むしろ日常生活の中に何らかの形で法をイメージしていることを想定できる。日常生活で「法を知る」ことは、公式な法学や司法経験にアクセスするものというよりも、むしろ様々なネットワークを一口气に縮約し法のイメージを象徴的に把握するものだといってもいいだろう。

ところで、その法イメージを支えるのは、公式の法システムに属する情報に限らない。なぜなら、日常生活で人々は、役所の法令の提示、法の関連書籍など権威の持つ法情報から、新聞やニュース、またはネットの書き込み、法関連の娯楽作品まで、あらゆるジャンルを通じて情報としての法に触れることができるからである。法意識の形成に関しては、まず人々の情報収集のパターンから検討しうる。

② 内容の理解

情報ジャンルの拡大にも関わらず、いざ法使用の場面になると、観察者はそれぞれの情報形態を選別し、利用する場面が多く見られる。広い範囲で人々の生活に影響を及ぼす現象を、「社会問題」と呼ぶことができるとしても、社会問題の全てが法の問題に帰着することはない。なぜなら、前節で述べたように、法形成におけるリアリティは、単なる社会の中に広がる現象を指すのではなく、問題の解決に対して法制度の介入が適切かどうか、このような判断の問題も指すからである。

そのような立場に従うとしたら、その判断の問題に関して、情報の媒介構造はもちろん、

観察者自身の働きも一定の役割を果たすかもしれない。ここで観察者の働きとは、法をイメージづける際に、如何なる構造のメカニズムを介在しているか、そしてそこにある象徴的なものがどう絡んでいるかということに帰結する。要するに、情報を入手した後、人々はその性質をいかに理解するか、ということである。例えば、刑事法の分野で、その事件に関する情報は、制度に関する有意味な知識なのか、それとも人間ドラマなどフィクション作品のネタになるのか、違う位置づけによって法に対する評価も変わってくる。また、実際の法使用（特に法運動）、法制度に対する被害者（遺族）の不満が、問題提起のための戦略的言説か、実際に制度設計に導入すべきファクターか、答えの違いに応じて法制度の在り方も変化する。そういう様々な立場に従えば、同じ情報の内容に対しても、法のイメージの変化を主体的な表出として考えるべきである。

③ 意見の発信

「法情報の発信者は誰か」に対する答えは、これからますます曖昧 (blur) になっていくかもしれない。明治期以来、日本の法学は、司法領域に限らず、法に関する情報の整理や紹介を通じて、発信者の役割を担い、法（特に西洋の法理念）の社会浸透を促進してきたとは言うまでもない。しかし、教育の普及、またはネットなど情報技術の発達を実現した現代社会では、そのような法情報の伝達ルートは少しずつ変化してきた。まずアクセスの面では、一般の人さえ世界中の法制度に関する文献をある程度入手・解読することが可能になる。そして、SNS などソーシャルメディアを通じて、誰でも法制度に関する意見を生のまま（マスキの編集を経ずに）社会に発信することができる。そう言う意味で、感情立法をめぐるコミュニケーションは、実際に法情報の「適切な」発信者、つまり法学の優位な発信源としての權威を揺らがせる現代の模様を描出するような現象でもある。従って、現在の日本社会では、誰が法を発信するか、またその受信者は誰か、いかに自分の意見に結びつけるか、といった問題群を改めて確認する必要があると思われる。

4.2 法情報の編集原理

ここで編集の原理とは、一つの主題を別の表現を通じて、そのコンテンツをいかに達しやすいものにするかということである。法をめぐるコミュニケーションにおいては、知識の共有範囲が狭い法情報生産の領域（法学）で、一定の情報・知識を選びすぐって社会に送り出すプロセスのことを指す。そこでの編集プロセスは、テキストの構成・配置と編集者の組織的アイデンティティ（営利組織・職人団体・文化事業等）の、2つに分けられる。

その上、法情報の発信を引き受けていく背景には、法というイシューの特徴があると考えられる。その特徴は、まず社会の関心を寄せる「外部性」と、法領域（学術あるいは法実務）の関心による「内部性」という、2つの側面がある。本論では、前者を「法的統合の評価」、後者を「解釈のアイデンティティ」という用語を用いて、新聞と雑誌が法をめぐる記事、評論など編集する際の異なる戦略について分析する。そこでは、「メディアが実際に異なるタイプの問題関心あるいはリソースを、どのように組み合わせ、またどのような形で効果をもたらしようとしているか」、という点を探る。

① 「法的統合の評価」

法とは非常に複雑な社会現象である。「法とは何か」という根本問題は、「政治や経済とくに文化的領域との関係で、法のバックグラウンドがどのような意味を持つか」という問いを通して考察することができる。この意味において、例えば新聞のような総合的な情報発信者がどのような形で、如何に「法」を表現することかが有用なヒントとなるであろう。こうした広い法的空間の概念に従って法のありようの考察を進めることは、法現象の複雑性を理解すること以上に、社会の中に法が置かれている位置の確認を及ぼすことができるという意義を持っている。

従って、上述の「法的統合の評価」は法情報における法の意義や社会機能など法の原理的な側面を指す。例えば、立法における参加者の戦略行動という行動の側面と、立法趣

旨・目的を言及する議論の側面は立法報道の「政策性」としてみることが出来る。

②「解釈のアイデンティティ」

「解釈のアイデンティティ」は「規則整合性」を重視する傾向があり、体系的に法を一貫した説明—例えば他の法分野と憲法との関係とか—特に既存の法制度また法命題との関係を解説するような報道を意味する。具体的には、法律条文の内容とその紹介などいわゆる法制度の技術面に当たるものが多いと推測できる。ここで注目する問題は、法学者など法律専門家が法学の知や法情報のゲートキーパーとしての役割を果たしてきたかという点である。この関連で、例えば来栖の議論を想起するならば、法的営みの中核となる〈法の解釈〉の性質といった問題について、来栖の言うところのフィクションが法解釈の背後にある個人あるいは組織（専門家）の主観的価値判断がもつ影響力をクローズ・アップしたことが重要である。即ち、来栖のフィクション論は、テキストの解釈自体のみではなく、法律専門家が行っている法解釈に対する観察の切り口を開いてくれたと思われる。そこでは、法源たるテキストに加えて、同時にまたは潜在的に、たとえば社会状況・意識に関するテキスト群を理解し・解釈する作業が伴われている。そのうち、複数の層にわたるテキストの解釈、といった立場から見る法解釈の作業も、一つの編集の作業であり、解釈者が当事者・社会に対してどのような「法」としてのアイデンティティを呈しているか、という点に依存するところが大きいと思われる。本論では、そのアイデンティティを「解釈のアイデンティティ」と呼ぶことにする。

ところで、従来の法的テキスト、即ち判決文、学説などにおいては、法解釈の制約によって、こうした「解釈のアイデンティティ」を観察する素材が必ず豊富だとはいえない。また、こうしたフォーマルな法テキストとその他のテキストに対して、解釈者がどのような距離意識を持つか、どのような媒体を通じて収集し、また社会に提示されていくのかという点は、従来の法テキストの解説では見えにくいものとなっているのである。法情報誌（法律雑誌）は、法令集・判例集・単行書と異なり、社会へ定期的に発信し、内容的にし

ばしば即時性を求め、編集主体を持ち、法律専門家のテキストを募るようなメディア的な作業を行っている。そこでは、裁判のような法解釈の場合と一味違って、より広く範囲の読者（社会）を強く意識し発信する仕組みと位置づけられるわけである。

4.3 本論の構成

第2節が検討した通り、社会における法情報は、法使用の類型によって、その論拠または発信表現の修正が避けられない。また、従来の日本人法意識論を新たな視点から見れば、法情報の違いは単なる外部の伝達効果という意味のみではなく、社会における法学の位置づけに繋がるテーマであることも明らかである。

本論は発信過程から内容の特徴まで総括的に日本の法情報を考察する。ただ、今まで論じた通り、本論で言う「法情報」が活字、音声や映像などあらゆる情報形態、かつ法律専門家以外の素人による発信も視野に入れるため、きわめて広い概念となっている。この概念射程のすべてを検討することは、想像を絶するほど膨大な資料を処理しなければならない。それは、明らかに一人の法社会学研究者の能力を超えるものである。本論は、代わりに複数の事例研究を組み合わせることによって、法情報の発展と相互作用から日本の法情報空間の特徴を抽出する。具体的に、以下の二つの課題を中心に展開する。

- （１） 法情報とそれを掲載するメディアとの関係である。メディアの特性が法情報の表出に影響しうるか、また如何に影響するか。
- （２） 異なる法情報の間関係である。たとえば立場や形式の異なる法情報が同時に導入された際に、法議論はどのような方向に導かれるか。

第一部では、主に（１）の問題に関する事例研究である。そこでは、通時的に新聞、法律雑誌の報道方法を注目し、両メディアの情報変化の要因を分析する。言うまでもなく、新聞は社会一般に向けた情報発信であるため、法律雑誌より広い読者層を有することが明らかである。読者の広さが情報へのニーズと関連しているとみれば、その両者の比較から

は、単なるメディアの違いを超えた、読者の法意識の違いを読み取ることもできる。一見発信者の立場による法情報の分析手法であるが、編集者もある種の法情報の「読者」であることを忘れるべきではない。異なるメディアの時系列の研究は、同時に法情報に対する学習過程や効果を分析することになる。

第一部の方法論では、法情報の発信を、メディア別で静態的に捉える面がある。その場合、歴史的手法で（２）の問題を検討することが難しくなるわけである。それに対して、本論は第二部で（２）の問題を特定の立法事例を通して分析とする。すなわち、2010年の公訴時効改正をめぐる法情報の表出とその交錯に焦点を置き、複数のメディアの報道形式や相互作用に注目する。立法活動期間において、法情報の発信は相対的に集中し、法情報に接触する機会も増えるだろう。従って、立法機関における法情報の効果を検討するのには、立法を中心に検討することが有効な手法ではないかと思われる。その上、本論は、一般的読者個人の態度を量的に測定することではなく、実際の各議論空間における発言・発信の特徴を抽出する。そうした言説分析は、実際の当事者のやり取りから法情報の使用パターン、つまり「ユーザ」の視点を読み取ることができる。

本研究の分析は概ね2010年～2013年間で行われた。その中に、第2部は2010年～2011年、第1部は2012年～2013年でそれぞれ別の時期に作成した。従って、全体的問題意識を共通しつつ、第1部と第2部では、分析の視点あるいは立場が異なることは否定できない。だが、筆者は統一的体系のために第2部の内容を書き直すといった「誘惑」にあえて応じなかった。その理由は、筆者自身の理解の変化を文体的に示すことが本研究の構成をより表現することができると考えているからである。既に法学部の教育を受けた筆者は2008年日本での留学をスタートし、法社会学の専攻で日本法を本格的に勉強始めた。本研究が開始した2010年の時点で、研究者自身は日本法また公訴時効問題に関して法律専門家より、学習者の立場であり受信者であるユーザの受け方に近い。その時点で第2部の分析を行うことは、ある意味で法学的視点を少し表面的に捉えている側面がユーザの状況を

より反映されているように考えられる。それに対して、資料解読や現地調査の進行と共に、本研究の後半は法律専門家など日本の法情報発信者の立場をとることができ、第1部の検討により相応しい研究条件を揃っている。故に、第1部と第2部の分析スタイルの違いこそが、発信者とユーザとの間に法情報への異なる理解を意味すると思われる⁷²。

以上をふまえつつ、本論は「メディア主導の法情報」と「ユーザ主導の法情報」、2つの部分にわけて構成される。

第1部では、新聞と法律雑誌という2つの法情報のジャンルを考察対象に、時間的な軸に沿ってテキストの構造およびメディアの組織的特徴を分析し、法情報と社会の関係を検討する。第一章では、法情報の社会構造を再構成する。従来の法情報学では、専門家が法律学的議論を展開し、情報発信における中心的役割を担っていると考えられている。ただ法律家の発信以外の法情報を如何に分析しうるかについては十分議論されていない。法律学的議論の質に関しては、平井宜雄が提唱した「マクロの正当性」、「ミクロの正当性」または「反論可能性」、という有力な分析基準が存在する。そのモデルは本来法学教育を想定したものであるが専門家以外の法的議論にも適用する余地があることを示される。

第二章では、新聞における立法情報の報道状況を分析する。第1節では、情報論の観点から法学既存の表現の自由の原理における問題点を指摘し、法をめぐる取材・報道に関する情報制度を整理し、規制面から新聞というメディアが置かれた発信の条件を確認する。第2節では、時的な軸に沿い、1880年～2012年の間に刑事訴訟法改正をめぐる朝日新聞の記事を対象に、記事量、文体構成、発行地、主題分類、評価立場、五つの側面から新聞における法情報の特徴と変化を把握する。

第三章では、法律雑誌における法情報発信の特徴を確認する。第1節では、法律雑誌の現状、特に一般人向けの実用雑誌の歴史を整理する。刊行元また刊行趣旨の側面から明治以来の日本法律雑誌の状況を明らかにする。事例研究として、第2節と第3節では最も伝

続のある法律雑誌である『法律時報』の事例研究を行う。そこでは、特に①1929－1937年『法律時報』の構成変化と②50～60年代の刑事法改正（案）をめぐる特集記事の分析から、専門的な情報が深化しつつも法律雑誌としての社会的な伝達プロセスは、それぞれの時代における法律専門家の社会地位との連動を考察する。

第2部では、立法という現象を通して、異なる性質の情報あるいは言説との間の相互作用を検討する。その狙いは、2010年公訴時効法改正を通じて、具体的な立法過程における法情報の影響を検証する。

第四章では、予備作業として、これまでの世論と立法の分析枠組を概説する。一般的な理解では、法制定過程では、専門家が法律学的議論を展開し中心的役割を担っていると考えられている。だが2010年の公訴時効改正では、例えば犯罪被害者団体等によって形成される「社会感情の変化」といった「世論」が非常に重要な役割を果たしたといわれた。そこで、世論概念を拡大することで、現代の立法過程に「世論」をより反映させようとする傾向を分析する理論の進展を確認する。

第五章では、法制審議会の議事録に基づき、主に被害者団体に対して行われたヒアリングを素材とし、それぞれの発話者の立ち位置に即して実際に交わされた会話を追跡した。その結果、審議会の席で被害者団体が、物理的被害のみならず、被害感情という認知的要素から法改正へとつながる働きかけを行っていたことが明らかにする。

第六章では、公訴時効制度改正の目玉といつてよい「足立区女性教諭殺害事件」をめぐる裁判と世論の記述を比較し、立法問題である被害者感情に対する司法の処理とその情報効果を検討した。その結果、判決の法解釈と世論の法言説には、問題の関心や論証の方法など情報構造上の違いに起因する法制度の評価の差異が見られた。

第七章では、「公訴時効」をめぐる、①新聞の取材、②テレビの報道番組②ネット（SNS）媒介の報道の状況を確認する。まず、新聞、テレビなどのマス・メディアは、時効の法的問題を、被害者と捜査機関から収集した情報をもとに事件の被害者や遺族の体験を

映像化し、明快かつ共感させやすい表現を用いて、法制度を評価している。それに対して、ソーシャル・メディアとしてのツイッターでは、公訴時効に関する情報は、法律や政治の専門家のツイッターを自主的に拡散され、新聞とテレビの動向とは異なり、被疑者の人権をどのように確保するのかといった専門家寄りの論点に情報が集中している。こうした現象から、法情報伝達の効果がメディアの形式に影響されるということを検証する。

終章の結論においては、以上の法情報の構造特徴を再考することで、その構造変化の傾向と制度設計への影響を検討し、示唆的にまとめをする。

第一部 メディア主導の法情報

法情報とは何かについては、意外に理論上まだ答えられていないように思われる。法情報は、「法・法学に関わる情報」という漠然としたニュアンスで使われることが多いが、定義化の代わりに、様々な具体的な資料の種類を列挙することにより法情報の範囲を示す手法がよく見られる。法情報の媒介となる資料に関しては、内容的には、法令集、判例集などの法システムの基本データ以外に、法律雑誌、研究書など法律家による著作、また法制度に関連する記事など新聞のような一般メディアのテキストも含まれている。そして、様式から見る場合、活字の印刷物以外に、プログラム等でコントロールされるデジタル資料（データベース）も挙げられる⁷³。問題は、こうした異なる資料が何か法情報の固有特徴を示しているかどうか、つまり法情報と呼ばれる資料の共通項を如何に把握するかということにある。そのような観点からすると、多様な法情報媒介の列挙作業だけでは、法に関わるという共通項の判断基準は必ずしも明らかではない。

法情報の特徴をより明確にするために、本論は情報社会学の知見を参照する。『現代社会学事典』（弘文堂、2012 版）によると、情報とは「ある対象の状態を明らかにするものである」とされ、日常生活で「記号（符号）によって何らかの『意味』が担われたものである」と定義されている（pp666）。そして、情報における意味の形成について、正村俊之は「情報空間論」の観点から分析した。彼は、法情報などの意味的な情報の特性について、①同一性—オリジナルの対象と同じもののよう理解されなければならない、②差異性—媒介の特性によってオリジナルのメッセージが圧縮され、オリジナルとの異なるバージョンを持つとして、2つの側面から情報の空間を論じた⁷⁴。そうした立場から考えると、法情報の形成には、2つの作業が含まれている。すなわち、一つは、他のメディアを介して法的議論を抽象化する情報の圧縮、素人に対する伝達過程である。具体的には、「法」の状態を如何に他

のメディアを介して一貫したものとするかということである。もう一つは、法を媒介として社会事実を抽象化する情報の圧縮、法律専門家に対する伝達過程である。ここでの「法」の状態に対する理解の把握は、伝達の効率に繋がる点である。

いずれの場面にせよ、問題は、「法」の状態をいかに別の状態と区別するかということにある。そこで、法の専門性を有用な基準として挙げることができる。その理由は、専門用語や思考様式などの法律学の知識背景によって、発信者としての法律専門家と、素人と想定した受信者との間には理解差があるためである。法の専門性を情報意味の核心に据えることにより、法情報を別の情報から分離することができる。本論は、法の専門性によって法情報を動的に理解する法情報論を提言する。この動的アプローチは、法情報の伝達過程に関わる発信者、メディアによる編集など多数の問題に対応する。これから、法律専門家の発信から法情報の構造を検討する。まず、法の専門性に関する社会理論を考察しながら、専門家による発信の特徴を把握する。その後、序章で述べた情報編集原理の枠組に合わせて、第2節は「法的統合の社会意義」を検討するために川島武宜の『日本人の法意識』を取り上げ、第3節では、「解釈のアイデンティティ」として、法学方法論・法解釈をめぐる議論から法情報の理解を抽出する。最後に、以上の理論を踏まえた上、第一部で使用する法情報分析のアプローチを示す。

第1節 専門性から見る情報発信

日常生活では、「専門」という言葉をよく耳にするし、普通、人が自分の専門を説明すること自体に不便を生じることも考えにくいであろう。しかしながら、社会学において、専門の定義は、古典的な難問である。

早期の学者は、職業についての類型化(taxonomic definition)、すなわち各職業を区別する作業を通して専門の領域を確認するような作法を用いていた⁷⁵。また、専門には、客観

的な社会事実として取り扱う側面と、主観的な概念（望ましい仕事状態）としての側面があることが初期の専門性理論により指摘された⁷⁶。ただし、そうすると、どのような場面で専門家と半専門家また素人を区別できるかという方法論上の限界が残される。従って、専門職業の社会構造（あるいは職業における客観的な要素、例えば、業務内容と範囲、職業組織など）と仕事としての職業（職業像、職業倫理など主観的な側面）との関係が曖昧になる。

こうした問題の解決を目指して、70年代以後、社会学者は、専門家の自主性(professional autonomy)と専門的地位 (professional status) という、二つの概念を中心にさまざまな研究を展開してきた。その成果として挙げられるのは、一つは、就職資格の決定権について、業界内部が握り、専門知識 (formal knowledge) に対するコントロール (制度化ともいえる) を実現することである。従って、専門家の自主という発想が職業の核心となった⁷⁷。ただ、その職業の自主から、内部化する傾向 (endogenous concept) が生じることも注意すべきである。そうした考えに従えば、法の専門性は法律関係の職業にある人々が決めることになる。

これに対して、外部との関係によって、専門性をコントロールする現象も見られる⁷⁸。Johnson の研究⁷⁹によれば、職業と外部の関連は、すなわち生産と消費の関係である。つまり、専門性に関する理解は、誰がこの生産と消費の关系到影響を与えるかということ明らかにすべきであるとされる。そして、職業地位について、職業の内部的地位 (intraprofessional status) と公共的地位 (public status) とを分けて、内部的地位に関しては職業の純粋さ (非専門作業の排除) が重要であり、公共的地位に関しては安定性 (社会構築の固有) が不可欠であること⁸⁰が指摘された。

法システム、特に弁護士の業務は、最も専門性を強調する一つの領域として、専門性研究と深く関わっている。まず、専門家の自主性に関しては、資格制と業務の仕組みが代表的な例として検討された。第1に、資格制とは、たとえばヨーロッパから継受された弁護士制度、すなわち一定の資格試験に合格した者に対して国家から特定の法曹資格が付与されたものによる専門性の独占を表す。第2に、弁護士の業務は、医師と同様に、診断、推理、治療そ

して専門知識という四つの部分からなる。診断とは、依頼者の問題を法律システム内部の問題に翻訳すること。例えば、ある財産的紛争が起こったときに、債権の問題なのかあるいは物権の問題なのかを見極めることである。治療とは解決策を提供すること、いわゆる法律鑑定書などの専門的意見の提供である。そして、推理は、このような法律システムを前提にした法解釈・適用の作業を意味する。以上のような現象は、法律業務の仕組みの専門制が指摘された⁸¹。

また、専門的地位に関しては、例えば弁護士業の場合、依頼者から受任した法律問題を処理する業務であり、その依頼者の地位—例えば消費者問題などの日常のトラブルか、国際仲裁などの商事案件か—が弁護士の地位に影響し、弁護士業務の専門性に対する評価にも連動するという結論が複数の実証的研究から証明された⁸²。一方、歴史的な観点から法の公共的地位を検討する研究も存在する。Karpik のフランス弁護士業の研究によれば、19 世紀のフランス弁護士(avocat)の狙いは、経済的利益ではなく、市民の代理人として(spokesmen for the public)国家権力を監視して、民衆の意見を代弁することにあつた。その役割から、職業の独立性、社会的地位あるいは政治的な役割が形成されていくとされる。しかしながら、政治体制の安定化と共に、そうした役割へのニーズは弱くなり、古典的な弁護士(classical bar)からサービス業的な弁護士(business bar)へと変化した⁸³。

以上の知見⁸⁴を踏まえた上で、本論は、法情報の質に関して、以下のような立場を採る。

①専門性の強い領域を扱う情報として、法情報の質は、法の専門知識の質に左右される面を避けられない。法の専門知識に関しては、知識の構成に法律専門家の自主規制が働き、従って法律専門家が情報の質のゲートキーパーとなる。法の専門性は、案件の処理など法学(業界)内の評価に左右される。

②社会に法の役割と効果を証明する外的な側面は、専門の言説に一定の影響力を持つ。それは、法知識と一般的知識のギャップ(knowledge gap)に関する評価によって、法的言説の地位を変化する可能性からである。その評価は、また社会構造の変化に関わることもある。

専門性をより把握できる法律専門家が法情報の形成をよりコントロールできる、という直観的な結論は、以上の分析からも支持される。ただ、この結論が果たして法情報面における法学者の「特権」を意味するかに関しては、本論は慎重的である。以上の専門性概念に関する考察から、法情報の構造が当該社会の法学という組織の特徴と連動しているという知見が得られる。この知見の意味は、たとえば法律専門家の言説は法情報の不可欠な部分であるとしても、役割と社会評価によって法律専門家によるコントロールの程度が変わってくるかもしれないということである。法律家にとって、法情報発信はどのような意味を持つのか、専門的な作業（例えば法解釈）との関係はどのようなものか、そうした問題は、ある社会の法情報の構造を観察する際に解明しなければならないものである。

これから、本論の検討対象である日本社会の法学と情報の関係に目を向ける。周知のように、法律学また法制度は、日本社会の内部変化に応じて現れたものではなく、明治政府が導入したものである。その際、法は、実際の裁判活動よりも、学習された知識の体系あるいは情報そのもの、具体的には外国書籍とその翻訳または法学教育の領域であった⁸⁵。また、司法アプローチではなく立法アプローチが先行した日本の法システムの発展から見ても、立法を支える情報として、広く法制度に関する情報の翻訳や解説も専門家が関心を注ぐものになる⁸⁶。従って、日本社会において、法の専門性に関する認識は、裁判、契約などの行動の面よりも、法学的な思考論理などの情報から始まったように思われる。

そうした背景を踏まえれば、日本の法律学において外部からの情報を重視する伝統の存在も、情報収集としての法接触として理解しやすい。日本以外の情報を重視する伝統は、日本の法学における比較法研究の重要性からうかがうことができる。例えば、実定法の研究であっても、比較法的な作業やトレーニングが依然として重視される傾向がある⁸⁷。そして、法律家自身の検討にも、法律論（法ドグマ）のみではなく、広い社会情報を意識する場面が見られる。第二節で詳述するが、民法をはじめとする実定法の研究者により、社会の規範意識という一見法解釈とは程遠い問題に関して、積極的な発信がなされた時期がある。その現

象は、司法業務を中心に法専門性を評価する従来の理論からすれば、やや奇妙なことにも見える⁸⁸。

以上の事情を踏まえ、本論は、日本の法専門性と情報面で、その法律家活動を広く社会環境において理解することを提言する。ここで注目したいのは、第1には、発信の実践面で、法律専門家、特に研究者による学術研究以外の、社会啓蒙的な意味で法の知識を紹介する解説本の刊行が盛んなことである。従って、法律家は非法律家に向けて、情報の形で法律学の知的権威を構築する。第2には、法学方法論または法解釈学では、そうした問題を意識しながら、法的議論の構造に関する議論が展開されてきたことである。法学方法論や法解釈学は、本来技術的な性質を持つ法学の専門内の作業と見られるが、そこで社会の影響を受けるか、どの程度受けるかという点も、法律家の専門性に関わる問題として現れる。以下では、日本の法情報空間における発信者の特徴を明確にするため、上述の2点から法情報の発信過程を改めて整理する。

第二節 法情報の社会性—『日本人の法意識』の例を中心に

川島武宜の『日本人の法意識』は、日本の法社会学に重要な分析概念である「法意識」の概念を提供し、法専門家（西洋の法学思想を受け入れる意味で）と社会意識（法の利用者立場）とのズレを論じた。即ち、日本は明治以後近代的な法律制度を導入したにもかかわらず、実際の人々の間では前近代的な集団意識の作用により、他人の物の無断使用、紛争処理における訴訟への忌避などの現象がみられることから、近代的な法制度は日本社会の中に浸透していなかったとされる。

以上のような『日本人の法意識』の結論に対しては、さまざまな批判が行われている。ただし、当時の日本社会に対して法（法学）の理念を伝達するという、いわゆる啓蒙活動としての意味を有する『日本人の法意識』の一面もまだ広く認められている。法的コミュニケー

ションの立場からは、『日本人の法意識』の課題は、その結論の妥当性にあるのではない。ここでは、『日本人の法意識』をどう読み、どのような課題を含むかという問いに立ち返らねばならない。

2.1 『日本人の法意識』のテキスト

1967年、岩波書店は、同書店誕生30周年記念作品として、『日本人の法意識』（著作集四巻、初出）を一般向けの教養新書として出版した。『日本人の法意識』の「はしがき」では、本書出版の背景として、1965年10月11日から東京で行った岩波市民講座「日本人の法意識」の内容を全面的に書き改めたものであると記述されている。つまり、本書は、専門家のための学術論文ではなく、一般読者のためのエッセーである。『日本人の法意識』が刊行された1960後半、法学部生を含む大学生の急増を背景として、教育本や人生論などの教養本に注目が集まった⁸⁹。『日本人の法意識』はそのような背景の下、岩波書店30周年記念として出版された第一弾の教養本であり、社会の基本的な仕組みに関する解説本としての意味を持つものであるように思われる。

『日本人の法意識』の内容の基礎には、川島による膨大な研究の体系がある。法意識の問題は、『日本人の法意識』により初めて提出されるものではない。少なくとも、川島の法意識論を論じる場合には、1946年の「遵法精神の精神的及び社会的構造（1）（2）」⁹⁰や1949年の「所有権法の理論」⁹¹をはじめとする、多数の研究を踏まえる必要がある。そこでは、法社会学者と民法学者2つの顔を持つ川島が、生ける法の研究（入会権、所有権など）で事例調査を行い（事実認定）、法的価値論といった法的推論との適用問題（法律解釈）を絡め、複雑な法意識論が展開されてきた。

また、法意識論の政治性も従来の研究で指摘されてきたことである。馬場健一は「日本人の法意識」をめぐる議論のレビュー論文「訴訟回避傾向再考—『文化論的説明』へのレクイエム—」の冒頭で、次のように述べていた。「この問題（法意識）にそれぞれが独立の知的

貢献をすることは、日本で法の社会科学研究を行うとする者が必ず一度は通るべき関門である。一つにはそれは、相当の知的蓄積を有する重要論点と取り組むことは、研究者の知的責務だという認識ゆえである。さらにまたその法意識問題が、日本社会の民主化の一環として近代法と権利意識とを根づかせるという、戦後啓蒙のプロジェクトに属した知的営みであったという点で、その考察は研究者各人の研究スタンスの政治的位置、政治的インプリケーションと呼応せざるをえず、それを否応なく明るみに出してしまう営為であると考えられるゆえでもある」⁹²。これから分かるように、法意識理論は、単なる研究課題ではなく、法（社会）学者という組織集団の性質に関わる議論であるという意味で、外部（政治的）的な発信として位置づけることもできる。

理論面の複雑な背景と対照に、依拠するデータの「日常化」はまた『日本人の法意識』の特徴である。それは、参考文献の選択が法学の資料に止まらず、たとえば歴史、文学、政治など広い人文学の知見が参照されたことである。自体験、逸話、文芸作品など日常的な資料を用いる点において、学術論文のような厳格な概念構成とは異なっている。法現象を解説する本として、法学の専門性を強調することよりも、コミュニケーションの柔軟性、つまり情報源の大衆化によって読者の理解を促進しようとする狙いが見える。

そのようなテキストは、研究上の配慮というよりも、一般読者の学習過程に応じて採用されたものである。現在、『日本人の法意識』の執筆に関連する川島の研究資料⁹³に照らすと、新書の中に使った事例や体験談に関しては、講座の記録で事件の経過や感想などの詳細な内容が残されている。それに対して、例えば『日本人の法意識』の第2章の法意識論の機能に関しては、講座の記録ではないが、川島の別の論文から収録した痕跡が見られる。

1985年の法社会学会では、山田卓生も自らの体験から海外の日本法研究における川島理論の浸透を指摘した。「われわれも、外国いきますと、何故訴訟がそんなに少ないのかとか、何故法律家が少なくて済むのかといったころを、必ず聞かれるほどしられているわけです」といった現象の背後には、川島理論の影響があると解釈した⁹⁴。川島の法意識論がなぜ広く

読まれたかという理由について、山田は「これ（上記の論文①）を日本法についての予備知識なしに読みますと、まさに日本法というのは、ピキュリアーだと感ずることになるだろうと思います」として、川島理論における情報様式の分かりやすさ（readability）に注目している。

2.2 『日本人の法意識』の読者

非研究者向けの手法にも関わらず、『日本人の法意識』の影響は絶大であった。『日本人の法意識』とその関連文献は、日本国内のみならず、海外でも日本・日本法文化を検討する際の古典文献として法律専門家の間に広く知られている。日本の場合、法社会学のみではなく、法哲学、比較法、法制史などの基礎法分野から、民法、憲法、刑事法など実体法までが、法と社会のズレという『日本人の法意識』の趣旨を全面に受け入れた。その一方で、『日本人の法意識』をめぐる議論には、論点の多様性があることも特徴である。『日本人の法意識』をめぐる主要な論点は序章の第三節で分析したためここでは省略するが、広く影響を及ぼした『日本人の法意識』は、著者である川島武宜の考えを超えて、「文化」に関する検討(1970～)、訴訟行動の意義に関する反省（1978～）また訴訟前の「紛争処理」（1985～）まで拡大するような認識の変化が見られた⁹⁵。

これに対して、例えばアメリカの場合には、川島の理論を違う視点から読み解く。それが鮮明に現れるのは、日本の過去（歴史）を精察するような日本研究者のアプローチではなく、外国との比較を軸にして、日本人の法意識論を日本文化論に転換するところである。その背景には、「西洋とりわけアメリカをモデルにして日本の近代化＝民主化を図りたい」という川島の発想が、60-70年代のアメリカ社会における「アメリカ法をモデルとする日本法の民主化」という主流の意識に合致したことがあり、そのことが川島理論の浸透を促進したと指摘される⁹⁶。

日本における「法意識」概念の曖昧さは、単なる個別学者の研究デザインによるものとい

うよりも、法意識の読者（あるいは想定した受け手）に応じて形成された部分があることも否定しきれない。よって、法意識の理論は、その研究対象とされる個人あるいは集団の認識や感情のほか、「法意識」という概念を通して法と現実世界の繋がりを解釈するという法学の実践を行っていた。それは、ある意味で近代日本の法継受における法意識理論の重要な機能であったのではないかと思われる。従って、法意識を検討する際には、研究者（法学者）の意図と、情報として理論の流用過程を改めて把握しなければならない。

以上のような、『日本人の法意識』の情報過程から示されるのは、法学者の社会発信は、必ずしも彼・彼女らの学術発信と一致するわけではないことである。確かに、専門家本人から見れば、その違いは単なるレトリック的な問題かもしれないが、実際にその情報への理解に影響するほど文体の効果が大きいことが『日本人の法意識』を通して検証される。法的コミュニケーションの問題に照らすと、法情報の形はメディアの性質や読者の文脈との連動で構築されるような側面があることに注意しなければならない。法学者が情報源として支配的な地位にあるとしても、とくに社会発信の場合、読者の文脈に応じた読み方の変化があることを注意すべきである。

第三節 専門家の反応—法的議論の多層化

明治時代に憲法（1889年）をはじめ、民法（1898年）、商法（1899年）、刑事訴訟法（1907年）などの基本法典がほぼ公布・施行されたが、労働関係または土地関係など社会立法の整備は大正時代に論争を巻き起こしやや遅れることになった。こうした背景の下、法と社会認識のズレが法学者から問題視されるようになった⁹⁷。例えば、労働立法など当時の社会立法に積極的にコミットした東京大学民法講座の末弘厳太郎は、1922年に一般政論雑誌「改造」に「嘘の効用」という文章を寄せていう。その中で末弘は、社会のニーズに応じるため、法的議論には一定の柔軟性（「嘘」）が含まれることを指摘した。

「例えば、ここに一つの『法』があるとする。ところが世の中がだんだんに変わって、その「法」にあてはまらない新事実が生まれたとする。その際とらるべき最も合理的な手段は、その新事実のために一つの例外を設けることであらねばならぬ。それはきわめて明らかな理屈である。しかし人間は多くの場合その合理的な途をとろうとしない。なんとかしてその新事実を古い「法」の中に押し込もうと努力する。それがため事実をまげること——すなわち「嘘」をつくこと——すらあえて辞さないのである。」

末弘は法の擬制 (legal fiction)には、事実上法律改正の目的を達成する手段として、一定の社会的効用があると考えていた。ただし、その擬制については、「世の中の人間はどうてい安心していることができません」とし、「なぜならば、彼らはこの方法によってでも『法』と『人間』との調和をとってゆかねばならぬ苦しい地位にあるのですから。ところが、法律上、社会上毫もかかる拘束を受けていない人々——学者——がみずからのとらわれている「伝統」や「独断」と「人間の要求」とのつじつまを合わせるために、有意または無意的に「嘘」をついて平然としているのをみると、われわれはどうていその可なるゆえんを発見することができないのです」とも述べていた。これは、エーデルマンのいう法の「鎮静効果」と共通した面を指摘しつつ、まさに法の象徴的機能の限界に言及するものであった。

末弘は、法言説の社会統制としての機能を認識し、法の「嘘」が立法を通じて改正されることを期待していた⁹⁸。このように、少なくとも当時法学研究者の中では、(内部)送信側と(外部)受信側で法情報の捉え方が異なり、法的コミュニケーションの多層な構造という法的象徴理論の発想が既に理解されていたといえるだろう。ただ、末弘はこうした法の象徴的機能は一時あるいは歴史的な産物と評価していた。外部の視点としての法の象徴機能論と異なり、内部者である日本の法学者は、法の曖昧性を出来る限り回避する傾向がある。従って、こうした傾向は法の象徴への排除と結びつくようになる。

法の象徴的機能に対する消極的な傾向は、戦後の法解釈論争に鮮明に反映された。戦後の法解釈論争は 1950 年代の日本政府による憲法解釈の変更を背景に、法律学・裁判への高い関心の中で始められたものとされる⁹⁹。その後、論争は、民法の解釈に限定されず、法の一般理論（法政策学）まで至る法学全体のビッグストーリーとなっていく。戦後の法解釈論争は、法とはなにか、法律学はいかにあらねばならぬか、という日本社会における法学の位置づけを反省する法律家集団の言説にも見える。こういう意味で、戦後の法解釈論争は、論点④の法律家集団におけるコミュニケーションの組織原理を検討するための重要な素材として確認する必要性があると思われる。

戦後の法解釈論争の膨大な議論の中で、本論は法的専門家集団と社会の一般認識とのズレに関する理解という側面に絞って、法学者の見解を、連動型、同一型、または分離型の三つに分けて簡単に整理する。

3.1 連動型

法解釈論争において出発点となる問題は、実定法の条文を解釈する際に客観的な基準はあるのかという問題、つまり法解釈の客観性に関する議論である。この問題を提起した来栖三郎は、条文に関して複数の解釈可能性があることを認めた上で、その解釈の選択は個人（特に裁判官）の価値判断に影響されうるとして、法解釈の主観性を訴えた。ここで、法解釈の制約は、解釈者の判断の「わく」、即ち論拠の範囲に依存するとされた。たとえば、彼の 1956 年の論文「法の解釈における制定法の意義」では、制定法は法源の一つに過ぎず、「制定法と異なるところを法として確定しなければならないことがある」とされ、法律家は単純に条文の論理演繹以上の、現実の社会関係への配慮を重視するという社会实践に応じる立場にあるものとされた。ここで法的議論は、制定法等の規定された規範と、裁判において確定される具体的な社会反応のレベルの論理という、2つの論拠によって分けられたのである。

こうした法律作業の価値判断的な側面は、その後、基本的に受け入れられたのである。問題なのは、制定法などの前提となる規範と、社会反応のレベルとの関係である。「わく」といった考えから、来栖は両者を論理的に異なるものとして考えていることがわかる¹⁰⁰。だが、「裁判官の法の解釈は社会的勢力関係の現存状態の安定を目安として行われ、従って極端はきられ、中庸ということが尊重され、結局、社会に支配的な見解、つまりに学者によっては社会的潮流などよんでいるものに従う」と指摘する来栖は、法と社会の認識的なズレを裁判官各自の社会認識（「政治的責任」）と法律技法（法的擬制・フィクション論）に照らして解消されるものと考えている。

以上は、法律専門家（裁判官）と市民の法的議論を分けて考えた上で、法律専門家の媒介機能を期待するような認識図式である。この法的議論の考え方を、本論では「連動型」と呼ぶ。法の情報伝達に対して、連動型は次のような意義を持っている¹⁰¹。まず、裁判官の主観による法形成を認めた上、法解釈の判断基準が相対化される結果、法的議論の思考過程自体を重視することになる。法律家集団の組織原理はこうした論争の中で修正強化されることも推測できる。次に、法解釈過程は、単なる「信念としての主観」ではなく、「論拠を挙げた主観」「コミュニケーション可能な主観」「『何を法たらしめるかの争い』の舞台」における法的振る舞いによって形成されるものである¹⁰²。従って、日本の法学者の中でも、法的言説はそれと関連するコミュニケーションの性質の中で認識されていることがわかる。

3.2 同一型

60年代に入ると、法的議論の価値判断に関して新たな認識枠組が登場してきた。一つは、川島武宜が主張した「科学としての法律学」であり、もう一つは「利益衡量」と呼ばれた法解釈の方法である。両者に共通するのは、法的議論における価値判断の存在を認めた上で、価値判断の形成過程をいかに「客観的」に説明するかに着目する点である。そこで「客観的」とは、まさに法ドグマの枠を超えて、受け手の文脈に関係なく理解できることを意味する。

川島理論の経緯に関する詳細は、別稿の検討に譲るが、ここで彼の理論の発想を簡単に要約する。川島は、裁判の作法及び紛争を法学の研究対象として、「法社会学」という科学的な方法で処理することを主張した。そこでの「科学的」な方法とは「客観的な情報（即ちデータ）によって証明されることを前提（論理的）或いは予定（事実上）していること」である¹⁰³。従って、法的議論の価値判断は、裁判官あるいは法学者の法解釈作業の一部である場合、価値判断の形成過程に関しては、一定の科学的手法を通じて予測あるいはコントロールできるというように考えられる。つまり、法的議論においては、その内容が裁判官の主観的な因子に影響されても、その影響作用を科学的方法によって分析できる、という。さらに、こうした分析の方法自体は、規範の演繹などの法学的技能を必ずしも内在させるわけではないため、法学の外部にも説得力があると想定されるだろう。

それに対して、「利益衡量論」は別の切り口で、法的議論の外部的説得力を構築しようとした。「利益衡量論」は、価値判断の分節化、つまり法解釈作業の中から展開したものである¹⁰⁴。そして、「利益衡量論」の目的は、「最も一般的に納得できる価値」を抽出するように実質的な判断を下すことである。

「利益衡量論」は、個別の判例研究を積み重ね、具体的な紛争の解決を単なる条文の論理性または当事者の間の利害調整ではなく、「その規定によって規律される社会関係」および「解釈の社会影響」まで判断の射程に入れるように進んできた¹⁰⁵。従って、法的議論、即ち法解釈と社会の一般人の理解との認知的距離を短縮する効果は、実は「利益衡量論」にもあるように思われる。

「科学としての法律学」も「利益衡量論」のいずれも、法ドグマのような伝統的な法的議論作法以外の、別の要素を法的議論に導入しようとした。方法が異なるとしても、科学の手法も社会的影響の判断も、情報の土台を共有した法律専門家と素人（裁判当事者）との法的なコミュニケーションを支えてくれることが期待された。このような意味で、本論ではこれを同一型と呼ぶ。同一型の背後には、日本の法律専門家が法的議論の発信者と受信者視点を

一体化するという、末弘以来の法学者の中に一貫してみられる問題意識があるように思われる。

3.3 分離型

1970年代後半から、裁判官の広範な政策的裁量を求める新しい訴訟の現象が現れ、法解釈の拡張のための新たな議論の開発が司法実務に求められるようになった¹⁰⁶。その中で、法的な思考様式を社会と接続しながら、いかにして法の専門性を維持しうるかという課題にも、また自然に法律専門家の関心が集まることとなった。そのような背景の下で出現したのは、平井宜雄の法律論である。平井の法律論は、現役の法学者ではなく、法学教育のための一般理論として想定された¹⁰⁷。特に、本論の問題意識からすると、「法律家のすべての活動に共通する」議論 (argument, argumentation) を出発点にした『法律学基礎論覚書』の議論は、法情報の構造に関して新たなモデルを提供するものであるように見える。その要点は、以下のように整理することができる。

①法学者中心の法律学の狭い視野（学者中心主義）、また法律学の方法論上の曖昧さ（「社会学主義」）を批判し、法律専門家の養成のために、『『議論』による問題解決』という観点から「法的思考様式」の特徴を再構成する理論である。

②平井が言う議論とは、或る主張を提出し、それに反論があれば、証拠や理由をあげて論拠を示し、さらに相手方の反論があればそれに応じて再反論し、それらにもとづいて問題を処理するという一連のプロセスである。

③法的思考の構造は、第一に『議論』においては言明 (statement) は言明によってのみ基礎づけられ、または正当化 (justify) される。第二に、『発見のプロセス』と『正当化のプロセス』－「マクロ正当化」と「ミクロ正当化」－の異質性を強調する。

「マクロ正当化」については、次のように述べられている。すなわち、「単称言明（個々の事実の存否に関する言明）を経験によるテストで反証すれば、普遍言明（一般理論）の真

偽を決定できるから、それが即ち「マクロ正当化」の手續だと考えることができる（同論文 3-pp23）。それに対して、「ミクロ正当化」は形式的規則に基づく推論を指すと考えられている。また、平井は、『議論』である以上、その「マクロ正当化」はいつでもふたたび反論され、問われる可能性があることになる」と指摘し、論拠に関する反論、所謂「反証可能性」は単なる各プロセスの内部だけではなく、両プロセスの間にも発生するという。

④法的思考様式の社会的意義について。「カリスマ的権威や独裁や物理力による問題解決がますます力を失い、事実と論理とに基づく説得と合意の獲得による問題解決とに変わりつつある現代の社会においては、人間と人間との関係を処理する基本的技術としての法廷を越えた一般的意義を得つつある」（同論文 2-pp107）とされる

平井モデルの特徴は、法学者自身の（議論）能力に制約を設けることにある。その理論に従えば、政策の判断基準は法的思考様式（正義性基準）から離れ、法律学の「専門性」はより紛争処理中心、ある意味司法活動中心のルートに戻ったようにも見える。社会情報との関係は、法の発見プロセスによる法律専門家の個人的な判断であり、法解釈の際に必ずしも明確に配慮されるわけではない。同一型の法議論と比べると、分離型では法学者が、社会情報処理力の強い判断者から、より法学自身の知識枠組に拘る適用者に变化したことも分かる。

法情報論の観点からは、平井理論の登場は、長い間日本の法学者で問題視されなかった、実際の情報活動における専門性の射程の混在に対応した理論のように思われる。平井による法的議論のモデルは、前述の同一型と違って、法情報と他の情報との共通論理ではなく、情報の差異性を強調するような法情報の理解である。ただ、第2節から分かるように、法情報の発信の効率が高いほど、情報の理解に関する著者のコントロールが弱くなる。法律家的な思考様式に拘りの強い平井の法議論構造からは、法射程あるいは伝達範囲の限定から法解釈の専門性を強調することによって、法律家が実際に情報の評価基準を決めることとなる。

序章で述べた通り、情報面における法の象徴的機能は、非法専門家の視点から法情報を理解する際に現れた現象でもある。そこでは、専門家—非専門家という構図の設定自体が妥当かどうかという前提も問われるべきである。上述の分析が明らかにしたのは、日本における法律の専門性が実際には流動的なものであることである。法情報は、法律学の実践とその専門知を内容とした情報であることが自明であるとしても、法の専門性に関する認識の変化によってその性質を変えるかもしれない。

第2節でみた『日本人の法意識』をめぐる議論の拡散によって、専門家発信の法情報は、読者層の状況によって「非法学的」—専門性の不足を指摘される—と評価される場合もあることが示された。また、第3節でみた通時的な法学方法論の変化から分かるように、日本の法律専門家にとって、社会発信と専門発信との区別は当然の前提ではなく、むしろ両者の境界線は曖昧なものであると理解したほうが妥当である。

このように法の専門性を柔軟的に理解した場合、法律専門家が発信する情報とそれ以外の情報を統合的に考える必要が生ずる。問題は、法情報の性質を発信者—情報源から区別することができない際に、どのようなアプローチを通して両者を分析しうるかである。本論は、法情報の性質を分析するために、実験的に上述の平井理論を判断基準として適用し、日本の法情報の構成を分節する。その理由は、平井の議論モデルでは、日本の法律家向けの分析枠組として法律学内部の作法を維持した上で、法的専門作業の限界を自覚し、法学以外の言説の論理を使用することが提言されることから、最も一般的な情報編集に接続しやすいためである。

冒頭の情報空間論から見ると、平井の法律論は、マクロの正当性が社会機能（目的）と法（手段）の関係を取り扱い、法情報の同一性を強化する情報の伝達類型に、そして、ミクロの正当性が法（法学）の内部における論理の展開であり、法情報の差異性を強化する情報の

伝達類型に対応するとみることも出来る。ただし、そうすると、司法実践に基づく「反論の可能性」は、法情報論にとって狭すぎる判断基準になる。平井モデルは、あくまでも法学者・法律学習者に向けた理論である以上、ここでの議論の促進は「法的」、つまり法学研究・司法実務における論理の展開を意識しているものである。第2節で述べた通り、司法実践に関わる経験の少ない、法の象徴的側面に接触する読者にとっては、そうした判断基準は明確ではない。

平井のモデルでは、「反論可能性」が論拠の射程を限定することによって、より法的な議論（解釈論）を促進する効果があるように思われる。それに対して、本論では、より広い意味で議論の活性化を重視する。議論の活性化とは、いうまでもなくより多くの論点が発論の中に反映され、同一の主題をめぐって議論のやり取りが続けられることである。そういう意味で、誰からどの論拠が引用されたかということは、議論の性質や法情報の伝達効果に反映するように思われる。平井モデルは、法学者である相手の論点を想定した上で行う法的コミュニケーションであり、相手を見下さないような論拠を用意する仕組みとされる¹⁰⁸。そうした論拠が存在するとしたら、それはどのようなものなのか、平井モデルで提示された議論モデルと同じものなのかなど、法的議論をめぐる発信者と読者の関係を整理することが必要である。平井モデルの構造を一般的な法情報に活かすとしたら、ここでの「反論可能性」はまずどんな立場の論者が議論に参加したか、また記事の構成においては異なる立場の論点がいかなる形で掲載されたか、という情報の書誌的情報を加えなければならない。次の第二章と第三章では、非専門家メディアの新聞と専門家メディアの法律雑誌それぞれ法情報の環境とその編集過程を通じて、日本社会における法情報の特徴を検討する。

本章では、新聞での報道を題材として法情報の状況を実証する¹⁰⁹。このような課題を設定する背景には、情報公開制度が法へのアクセスの改善という効果を実際に持ったのかを確かめなければならない、という実践的動機がある。前章に続き、法に対する意味を捉えるテキストの構造を分析し、新聞における法イメージの形成とその特徴を分析したいと思う。

まず、そもそも「法」は、人あるいは学問分野によって著しく多義的な概念であるが、ここでは困難を避けるため、法の情報に関する理解を改めて以下のように定義する。法に関わる言説（広く法情報と呼ぶ）とは、広く法制度の論拠（argument）を提供する言論活動であり、「個人あるいは社会が抱えている問題を解決するために、発話者が法的な介入を強調する際に、自らの知識・情報を動員することによって、適用すべき法のあり方を論ずること」とであると定義することにしよう。具体的にはマス・メディアによる裁判、立法など法に関わる報道を念頭においた場合、それが法律専門家の論説と構造的に共通するところがあると思えば、最小限、上記の定義に適合する構造を有すると思われる。記事としての法言説は、特定の法の問題について法律専門家を含む複数の発話者が自らの立場から意見を示し、複数の「推論」（argument）を提供する枠組である。

以上の分析枠組に従えば、社会構造のレベルで法とマス・メディアとの関係を整理することができるようと思われる。このため、本章は以下のような手順に沿って考察を進める。①従来の制度設計の新聞空間への介入意図とその意義を明らかにし、法に関わる新聞報道の範囲を明確化する、②具体的に経時的な刑事法立法過程をめぐる記事の変化を整理し、報道の特徴から法情報の伝達パターンを解明する。

第一節 法の中にある「新聞」

新聞自体の編集・報道のため、法における新聞像は解明が手がかりになる。なぜなら、第1章で論じた通り、法学の固有な思考方法は、現実の法情報の様式に大きな影響を与えるからである。また、現代社会の中、いかなる報道活動も、国家の情報政策・制度による裏付けなくしては不可能であるという意味においては、法が情報収集、編集活動の範囲を規定する場面もある。

1.1 原理レベル—情報の多様性と公的議論

(憲) 法学における新聞またはマス・メディアに関する研究においては、表現の自由を前提にして展開される研究群が有力である。日本の最高裁は、博多駅事件において、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。従って、思想の表明の自由と並んで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとになる」と述べ、さらに「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値する」判示した¹¹⁰。このように、報道機関としての新聞とその組織原理は、表現の自由の保障手段としての役割を果たすと考えられる¹¹¹。

表現の自由を保証する必要性については、アメリカの憲法理論を参照しながら、次の三つの根拠から論じる法学者が多い¹¹²。①まず、個人の自己実現である。自分にとって「良き生き方」の選択とその実現のためには、自分の意見を表明し、他者と社会と結合していくことが必要とされる。②次に、思想の自由市場 (free marketplace of ideas) の形成と維持に表現の自由が欠かせないことが根拠とされる。ここでは、合理的かつ正確な情報を与えられることによって適切な判断ができるという前提がある。そのような理想的な情報を入手するため、多数の意見の競争を促進し、その競争に勝ち残った意見が社会全体の方向を決めるべ

きとされる。③そして、自己統治を可能にするために表現の自由が必要であるとされる。これによると、個人の情報空間との接触においては、単なる情報の交換と収集ではなく、自ら理性的討議を行うことが期待されている。その結果、表現の自由は、私的な「欲望」を超えた、公的情報を重視する傾向があるとされる。ただし、自己統治といった原理は、思想の自由市場におけるコミュニケーション像を実現するための必要条件のように見えなくもない。従って、自己統治の原理を情報コミュニケーションの主体的要件として理解することもできる。

①の自己実現といった根拠が主に個人の自律に関わるものだとすれば、後の2つは、社会における情報の流通構造とメカニズムと密接に関連しているように思われる。従って、情報活動に関する理解は、表現の自由に関する議論の中で重要な意味を持つことになる。

ここで表現の自由とは、まず情報を自由に表明すること（情報の発信）から、利用可能な情報を自由に活用することを公権力によって妨害されないという意味での消極的情報収集自由を表明するとされる。情報の流通の自由を保障することは、表現の自由に対して制約を迫る他の公益に対して対抗的な作用を働かせると推定できる。ここでの情報コミュニケーションとは、自由な情報のやり取りを前提に成立した公的な議論のように思われる。

ただ、表現の自由及び取材の自由という原理が確立されたとしても、「自由」の内容については問題がまだ残っている。1997年大阪地裁堺支部は、地方公務員である小学校の校長が地域の新聞社の取材を拒否した事件（大阪地裁堺支部 1997・11・28）において、博多駅事件で示された取材の自由を引用した後、「…取材の自由とは、報道機関の取材行為に介入する国家機関の行為からの自由をいうにとどまる。それ以上に、取材を受ける側に法的義務を生ずるような取材の権利をも当然に含むものではない」、地方公共団体たる小学校の校長に関する取材も同様に判断すれば、「法律の制定を待たず、憲法21条から直ちに情報開示請求権を認めたり、公的機関に取材への応認義務、情報開示義務を課したりすることはできない。取材対象が公的機関であったとしても、立法措置により情報開示が法的に義務づけられてい

れば格別、そのような措置が講ぜられていない場合には、取材契約が締結されていたり、取材拒否を超えて積極的に取材を妨害したり、取材拒否の態様が刑罰法令に触れるなどの特段の事情のないかぎり、報道機関からの取材の申込みに対して当該機関所属の公務員が取材を拒否すること自体が直ちに違法になることはない」と判示した。ここで、裁判所は、表現の自由を情報発信と情報収集の側面に分けて理解しようという傾向が見られる。こうした表現の自由の原理は、必ずしも取材の便利さをもたらすわけではないことが分かる。

情報の発信と情報の収集を区別するような表現の自由論は、一般民衆と報道機関とに同等な発信の権利を優位にするよう、自己実現など個人の立場を強化する考え方にすぎない。こうした立場に従えば、報道機関の活動は、個人の発信行動の延長(surrogates for the public)として理解されることになる。そうすると、機関の情報活動であれ個人の情報活動であれ、「収集（取材）—発信（編集）—受信（理解）」という情報伝達過程におけるメッセージの同一性によって整理されることになる。

ただ、前章の情報論から分かるように、情報の収集には編集過程（複雑性の縮減）伴うため、オリジナルと同じものを再現するのは原理的に不可能である。言うまでもなく、現代の新聞活動は、個人での自己表現の活動ではなく、印刷メディアを媒介とする公共的なイベントである。その社会性は、新聞の情報活動が、個人の情報活動よりもより広い不確定の他人と連動して、事業として情報を生産することに現れている。つまり、いかなる情報の伝達過程においても、問題は、情報の同一性を保障すべきという主張より、どんな部分のメッセージを情報の核心にするかという、情報の質にあるように思われる。

情報の質に関して、法的アプローチでは「事実言明」と「意見言明」といった情報構造上の区別が見られる。それは、名誉毀損¹¹³の領域における記事の判断基準である。即ち、新聞など報道記事に提示された事実については、その真実性・相当性（人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでないかぎり）が判断されるが、それを基礎に形成された意見表明については、その真偽の判定は議論を通じてなされるため、言論の自由に委ねられる問題

とされる。

さらに、事実の判断基準に関しては、単なる発信者の事情のみではなく、伝達過程における「語句の通常理解」、「当該部分の前後の文脈」、「公表当時の一般読者の状況」に照らして、また媒介側における「修辞上の誇張」、「比喩的表現方法」また「伝聞の紹介」と「推論の形式」といった事情により、総合的に「事実」の射程が測定されることになっている¹¹⁴。従って、情報の編集過程の修正まで「事実」の射程に入れることによって、報道の言説をなるべく事実言明に分解していく姿勢が明らかになるだろう。

もし、以上のような考え方を法的アプローチの一般的な情報観にまで拡大的に理解すると、法情報の場合も、以上のようなアプローチを適用することができる。表現の自由のアプローチに従えば、法情報をめぐる報道は「事実言明」に置かれる。こうした法情報の報道を通じて、新聞などのメディアは、社会における多様な法意見の形成と発信を促進するような効果をもたらすものと想定される。しかし、法情報の構造から、こうした結論には次のような問題点が浮上する。

第一に、法に関わる報道のテキストを評価する際、事実ではなく論証の構造が如何に理解されるかということである。法に関わる情報は、たとえ立法の内容または当事者の主張に関する判断（判決文）のような客観的な資料であるとしても、こうした専門性を持つ資料に関する理解は自明なものではない。法情報は、法的論証に関する現象であるうえ、専門性をもたない編集過程の処理から異なる「事実言明」が生まれる可能性もある。例えば、刑事法報道におけるワイドショーの報道は、まさにこうした「事実言明」を目指すものであるが、以上の基準によればその事実のレトリック面の編集から一種の「意味」を見て取ることも可能である。そういう意味で、以上の「事実」と「意見」の区別は、情報の伝達過程において曖昧になる場合があることも推測できる。

第二に、報道などによる法制度の「誤解」の多くは、事実レベルの間違いというよりも、こうした法に関わる活動の効果・影響をどのように伝えるかという部分にあるからである。

裁判などの影響・効果は、判決が下された後、即時に現れるはずのないものである。法律専門家は、訓練された法的な論証（法解釈学）を通じて判断の影響を測定する。これに対して、一般の新聞記事（長期の調査報道を除く）は、時間的な制限のために、当事者の言説を採用する以外はできなくなる。したがって、客観の現象として法の効果・影響を検証することはほぼ不可能である。従って、事実・意見の分節を前提とした法学的な情報の発想は、適用することが困難である。

第三に、立法の情報を議会活動などの政治的な言論と見なす場合、法に関わる情報は公的な議論の活性化に大きな意味を持つこと（原理②）になる。日常生活の観点、つまり法使用者の観点からの法に関する意見・認知は、法の議論に有効な素材であるとされる¹¹⁵。問題は、表現の自由では、「事実」という素材をベースにした理性的な議論空間が前提とされていることである。その中では、知識背景、社会経験などのコンテキストの影響は問題視されていない。だが、問題は、法情報にとって、そうした脱文脈的な仮説は成立しうるかということである。素人か法律専門家（法律教育を受けたかどうか）かによって、法のイシューをめぐる異なる論証方法を持つことに関する指摘が見られる¹¹⁶。そして、法律の訓練を受けた経験者に限らない書き手の記事において、法に関わる議論に異なるレベルが含まれることは不思議ではない。こうした異なるレベルの議論において、お互いの意見を理解した上での反論が出にくい場合、それは、多様な情報流通が公的議論を促進するかどうか（原理③）という観点から望ましい帰結ではない。その結果、新聞は、多くの言説を取り入れても、法をめぐる有効な議論に至らないことをここで指摘したい。結局、法情報の報道が「意見言明」に当てはまるとしても、言論の自由が狙った効果は期待しがたいように思われる。

1.2 制度レベル—法情報に関する規制

法令では、新聞が直接に法によって定義されることはないにせよ、情報公開の媒介の一形態（発信者）として示される例が多く存在する。新聞は、特定の報道機関や報道活動であり、

分野によってその主体資格また報道活動に関する一定の条件を定められる場合もある¹¹⁷。いずれにせよ、日本の法制度は、公的な情報を発表する（公示）場という意味で、最も政治/法的コミュニケーションにおける権威のあるメディアとして新聞を理解しているのである¹¹⁸。

ただ、法情報に関する報道においては、発信者、報道形式または内容によって規制され、やや複雑な状態になっている。その場合、表現の自由という原理から、新聞などメディアに対する法情報規制の厳しさを批判するような立場が導かれることになる¹¹⁹。本論は、情報論の立場から、法規制がいかに報道作成に影響するか、法情報に関する規制の意味を把握しようとする。ここで報道の作成に関しては、一つは新聞がどのような情報源にアクセスできるかという内容的な規制があり、もう一つは新聞がどのような形態で「法」を報道しうるかという形式的な規制がある。以下では、司法（裁判）と立法という2つの法過程を分けて、それぞれの情報制度を概要する。

①法廷の公開

司法過程をめぐる報道においては、事件報道また犯罪報道の一環としての裁判以外当事者の生活ぶり、警察の捜査活動などの取材も重要な情報源であるが、法情報に関しては、特に裁判情報へのアクセスが議論の中心となっている¹²⁰。現在日本国憲法は、被告人の権利として「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける」（37 条）こと、裁判の対審・判決の公開を定め（82 条 1 項）、実質的公正さを確保するために公開の原則を設けている。ただ、このような法廷公開の具体的な形式は、時代によって変化が見られる。

江戸時代には、裁判が非公開である一方、身体刑を中心に刑の執行が公開されていた。明治期に入ると、刑事司法制度の合理化により公開刑が廃止され、代わりに刑事裁判の公開が行われた。国家体制の公正を示すため、犯罪報道が政策的に導入され、新聞記者の法廷傍聴が許されている。ただ、犯罪報道の内容については、太政官布告（1868 年）、新聞紙条目（1873 年）、新聞紙条例（1875 年、1883 年）などにより、「刑事司法の正当性を揺るがしかねない要

素は排除されて」いた。具体的には、新聞紙条例では予審に関する事項を公判開始以前に掲載したり、傍聴禁止の訴訟についても記載することができないとされた（16条）。

その後、明治憲法では、裁判の公開に関して、安寧秩序・風俗を害するときには非公開とする規定が置かれた（59条）。また、1909年の新聞法も、予審内容の報道や公開停止の訴訟弁論以外に、検事の差し止めた捜査・予審中の被告事件に関連した事項の報道が禁じられた。ちなみに、刑事法体制において、法廷規則（1870年）、治罪法（1880年布告、1882年施行）、明治刑事訴訟法（1890年）に続く、旧刑事訴訟法296条では、「取り調べの秘密」を理由に非公開とし、「被告人その他の者の名誉棄損」に注意すべきとして例外を広く設けていた。以上のように、公的情報に属する裁判報道という考え方は現在まで続いている。日本の最高裁は、「刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心或いは批判対象となるべき事項」に関わる場合、当事者の実名も含めて情報の公表を求める場合があるという理解を示した¹²¹。また、現行刑法第230条の2の第2項では、「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する事実とみなす」と規定されている。従って、裁判の公開は、被害者の権利としてのみではなく、公的議論にとっても意味があるものであるという理解が、法システムに存在していると考えられている¹²²。

以上のような報道の内容に関するもののほか、取材対象である裁判の参加者に関する制限もある。例えば、検察審査会法（1948年）では、会議の不公開（26条）を定め、加えて検察審査員、補充員、審査補助員が評議の秘密や職務上知りえた秘密を漏らしたときなどに、六月以下の懲役または50万円以下の罰金を科する規定を有しており、直接取材を制限する姿勢を示している。

また、もう一つ情報源に関わるのは、訴訟記録に関する取り扱いである。訴訟記録は、情報公開法の対象からはずされているが、具体的なケースに応じて公開する仕組みとなっている。民事訴訟においては、法廷でメモを取ることは事実上解禁されたが、速記は依然として許可制である。また、記者クラブ所属の報道機関にのみ撮影、記者席における傍聴、裁判書

等の交付が許可されることになっている¹²³。そして、刑事訴訟では、刑事訴訟記録の閲覧は刑事訴訟法第 53 条第 1.2 項（訴訟記録の原則的開示と抽象的閲覧禁止事由を定める）に従って、刑事確定訴訟記録法（1987 年）で具体的な手続が定められている。それによれば、裁判記録の保管は検察官が行うこととされ、また「裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるとき』（第 4 条第 1 項）という司法機関の事情によって閲覧を拒否できることになっている¹²⁴。

形式の規制については、現在の法廷では裁判報道に一定の制約が課せられている。その中では、写真撮影また放送中継、映像という報道形式が問題視されている。現在、法廷での写真撮影は、裁判所の許可が必要とされている（民事訴訟規則 11 条、刑事訴訟規則 215 条）が、事実上、開廷中の写真撮影またはテープレコーダによる録音は禁止状態であるといわれる¹²⁵。

元々、上記の憲法第 28 条の精神に照らし、法廷では審理中もカメラ撮影が行われていた。戦後の日本法廷について、「法廷のスタジオ化」が言われるまで取材中の写真・映像使用の普及が著しかったという記述が見られる¹²⁶。しかし、一連の公安労働事件に関する加熱の裁判報道を背景に、1950 年代以後、写真撮影を規制する裁判所の動向が強まってきた¹²⁷。その後、メディア側の反発¹²⁸にも配慮し、開廷前 2 分間に限るなど一定の条件つきながら、日本全国の裁判所で法廷カメラ取材が一定の範囲内で認められることになったのである¹²⁹。ところで、法廷のスケッチが写真・映像の代わりに司法報道で使われることもしばしばある。ただ、個人情報の配慮といった理由で、スケッチによる描写も当事者あるいは法廷の模様を精確に表現しないようになっている。

その延長線で、法廷の取材・報道では、具体的な対象に関する特定の写真規制も設けられた。裁判員制度を導入した際、裁判員の個人情報の流通を防ぐため、裁判員法 101 条 1 項により「個人を特定するに足る情報を公にしてはならない」と定められた。その結果、「裁判員の顔などが法廷内で撮影され、テレビや新聞で報道されることはありません」と最高裁

がホームページで説明された。従って、写真の代替として使用される法廷のスケッチでは、裁判官と比べて裁判員の顔をぼかしたりするなどの手法でメディア側も対応するようになった¹³⁰。

以上のように、明治以来原則としての法廷の公開が憲法に定められたが、司法機関側（裁判所または検察）はそれについて一定の裁量を有している。個人情報または「審判の秩序」の維持といった理由により、報道可能の内容や形式に一定の制約を加えられるようになっているのである。

②立法の報道

立法の報道は、裁判報道のような定着した報道類型ではない。これには、立法過程の複雑性—法廷のような特定しやすい場面が存在してはしない—が作用しているように考えられる。日本国憲法（第41条）は立法権を国会に帰属させているが、国会法・内閣法の規定においては、議員発議・委員会提案（議員立法）以外に内閣提案（内閣立法）も存在する。日本ではこうした内閣立法の数が圧倒的に多く、国会では法案の実質修正など活発に行われていないといわざるを得ない¹³¹。それに応じて、立法をめぐる情報には、国会審議以外に、行政側の情報公開、議員活動、または社会団体の活動（市民立法）¹³²も含まれることになる。また、提案段階における法的議論は、実質的な法律審議であり、法をめぐる社会的な関心すなわち世論の形成に重要である。従って、立法に関する情報については、国会審議ではなく、法律案の作成過程も重要な発信源となる。

本論では、立法報道という場合に、立法過程をめぐる議論、審理の様子を記録する報道活動を指すことにする。こうした立法報道は選挙・政治報道に属するものが多いようである。明治の立法期には、裁判事件の報道と違って、法制度自体に関する議論が情報規制の対象とされた。「新聞紙条例」（1873年）では、「法律」と「政治」を並び、「妄りに批判」することを禁じ、当時無署名の投稿が多かった新聞体制の中で、政治法律に関しては投稿者氏名を明記するよう定められた。こうした体制は戦時の情報規制によって強化されたが、戦後の民主

化の下で「国民の知る権利」の反対面として批判されるようになっていく¹³³。

まず、行政の立法情報へのアクセス状況を確認したい。多様な情報の流通を支えるという社会的利益の考え方¹³⁴のもとに、1999年制定され、2001年4月に施行された「情報公開法」は、現在の日本における行政の情報環境を定める基本の制度である。情報公開制度は、司法報道と異なり、メディアの自主的な取材活動への介入の程度（消極的な自由）に関するものではなく、公権力が保有する情報を開示するという意味で、積極的情報収集権を意識したものである。言い換えると、現在の日本社会において、原理的に立法報道に関しては、司法報道よりも情報へのアクセスがしやすくなる方向に進んできた。実際に、「情報公開法」では、立法に関する審議は情報開示の範囲内とされており、内容的にも形式的にも制限されていない。例えば、内閣立法の実質的な審議場面である法制審議会の議事録は、法務省のホームページで無制限に公開され、ネット上で容易に閲覧できるようになっている。

また、国会の立法審議に関して、日本憲法第57条では両議院の会議の公開と会議記録の保存・公表・一般公開が規定された。また、議会・委員会傍聴のみならず、法案資料や議員の政治資金関連の情報も、情報公開同様の開示手続の策定や、開示上の便利が求められる。1991年以後のものに限定されるが、委員会審議の議事録等は「国会会議録検索システム」を利用して（www.kokkai.ndl.go.jp）入手することもできる。

議員の場合には、情報公開以外の論理が導入され、新聞の報道に関する規定が設けられることも見られる。法案の公開など具体的な法情報の制限は見当たらないが、議員の発信形式に関しては一定の制限が加えられた。本論が関心対象とする新聞などの活字媒体¹³⁵の場合、選挙報道・選挙評論の媒体が問題とされる。公職選挙法第148条は、選挙の期間中及び選挙の当日には、特別な条件を具えている新聞紙・雑誌だけに、「選挙に関し、報道及び評論を掲載する」ことが許され、それ以外の媒体は選挙の報道・評論ができないことになっている。ここで選挙の報道・評論ができるための条件とは、「イ 新聞紙にあつては毎月三回以上、雑誌にあつては毎月一回以上、号を逐って定期に有償頒布するものであること。ロ 第三種

郵便物の承認のあるものであること。ハ 当該選挙の選挙期日の公示又は公示の日前一年（時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にあっては、六月）以来、イ及びロに当該し、引き続き発行するものであること」（同条三項一号）である。以上の条文の趣旨は、「虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない」ことにあるとされる（同条一項）が、その狙いは一定の経営規模の新聞・雑誌を限定することによって、「選挙目当て」¹³⁶の記事の氾濫を防止することにある。従って、マス・メディア企業にとっては、地方また個人の放送媒介（個人ブログ、映像チャンネルなど、所謂素人の報道者など）よりも、立法過程の法情報扱いが比較的に容易であるといえる。

なお、「報道又は評論」に関して、「当該選挙に関する一切の報道・評論を指すのではなく、特定の候補者の得票について有利または不利に働くおそれがある報道・評論をいうものと解するのが相当である」と最高裁は判示した（最判 1959<昭和三四>年十二月二〇日刑集三三卷七号 1095 頁）。これによれば、選挙報道の規制においては、「選挙目当ての報道・評論」と「公平な選挙報道・評論」とが区別され、後者を促進するが前者を排除するという前提があることがわかる¹³⁷。法に関する発言自体よりも、人の投票行動への影響によって法情報媒体に対する規制が変わるということである。これは、出来事よりも情報の効果に注目しようという意味も含まれているように見える。もしそうだとすれば、法情報の伝達環境という視点からは、こうした制度の設計は、社会の関心度によって、情報の形式から内容編集まで法分野間の差異を創り維持しているといえるのではないだろうか。

上述のような法に関する情報制度は、特に現場の広い裁量の余地と特定の規定に構成されているため、法情報の一貫性が見えにくくなる。例えば、裁判と立法審議に関しては、それぞれ異なる情報提供の仕組みが成立させられ、さらに民事と刑事の分類も法情報の規制に反映されている。

〔小括〕

第1章で述べたように、法情報の問題は単なる情報の管理という側面ではなく、情報性質の差異にも関わるものである。新聞のようなマス・メディアの次元においては、法情報の伝達に関して、送信側と受信側（またメディア自身）で、法の捉え方（意味）が共通だという前提は必ずしも成立しないのである。

以上の整理で分かるように、現在の立法報道は、法規制のレベルにおいては、司法と比べて、取材の範囲から記事の形式まで自由度が高いように思われる。司法報道、すなわち裁判を中心に構成された法情報については、訴訟関係者の個人情報に関する法制度上の配慮が強く見られるが、それに対して、立法報道には、むしろ法的な情報を積極的に発信することで法をめぐる議論を広めることが期待されているように見える。

法報道にしても立法報道にしても、新聞における法情報の公表という伝達の機能を有していることは共通している。このことは、言論の自由の観点からも評価されている。このような考え方の背後には、可能な限り多くの関連情報へのアクセスを拡大することが望ましいとする情報量的な発想があることを確認した。ただし、形式または取材の制限など、法情報の質に関しては、一貫した根拠から議論を展開するよりも、法廷または立法過程など各自の「場」の秩序（論理）を維持するように柔軟に対応する姿勢が見られる。もしそうだとすれば、法情報に関する専門家と一般人との情報理解のギャップについて、法報道に関する制度では「事実」と「意見」という枠に従って解消したようにも見える。それは、次の2点に現れる。

まず、これまでにあったような情報の「発信者」「受信者」それぞれの特徴に注目してきた上、「法に関する報道」の構造自体は十分に明らかされていないことである。それは、言論の自由・情報の自由によるアプローチが、個人の情報接触を促進する志向から、議論の内容構造に関する介入に慎重な態度を採るためである。こうした構造を解明するには、情報自体の特徴を分析しうる方法を導入することが必要とされる。

次に、第1章の法情報の構造から分かるように、司法の言説と立法の言説を連動するの

は論理的に不可能ではない。同様に、司法情報の中の「民事・刑事」などの法分野の区別は、法システムの運営上法規の整合性（法情報の制度レベル）を説明するために必要とされるが、規範の妥当性（法情報の原理レベル）では決して自明なものではない。そこで、日常生活においては、他分野の法制度の情報を連続的に考量する必要があるからである。従って、具体的な法運用の空間における言説の峻別を前提とした既存の法制度の方法論は、法情報の多様な性質を分析しきれないところがあると思われる。

第2節 記事の中にある「法」—刑事訴訟法改正の新聞小史を例として

前節では、法制度における新聞あるいは報道活動の理解を整理した。この節では、立法記事の構成から、新聞における法情報の意義を検討する。

新聞を含めた法報道に関する検討は、これまで「事件報道」また「犯罪報道」の形で議論されることが多かった。社会ニュースとして犯罪事件を扱う「事件報道」又は「犯罪報道」の場合、捜査また裁判という要素によって法的な議論に関わることになる。また、

「事件報道」または「犯罪報道」の中で被害者または加害者の個人情報の扱い方が問題とされ、取材・報道による不法行為（名誉毀損）の構成が検討される¹³⁸。前節から分かるように、裁判に関する報道と違って、立法に関する報道は、制度面において、個人の情報としてよりも、公的な議論に位置づけられている。故に、従来の「事件報道」・「犯罪報道」のアプローチは、立法の報道という素材に必ずマッチするわけではない。

さらに、もし立法の報道を政策形成の一環としてみるとすれば、そうした立場の分析は従来の世論研究の領域にある。世論研究をめぐる概念整理の詳細は第4章で行うが、本節との関連点として世論の研究は、前節の法学的な規範的なアプローチで検証できない世論の実態を分析対象とする領域である。具体的には、世論研究は、有権者の政治行動（例えば投票）の実態を把握するため、受信者の情報収集・認知または情報の伝達効果を解明す

るものである。このような発想は、2つの点から立法の報道研究に影響を与えることになる。まず、立法報道は、政治性の強い法分野に連動しやすい傾向が見られる。憲法に関する議論の集中はまさにその典型である¹³⁹。次に、対象テキストに関しては、当該テーマに関する知識背景の差が世論への効果に影響することが多くの研究で見られる。

そのような理解の差をいかに埋められるか、つまり社会発信のため、報道はどのような構造でありうるかという問いが、本論の関心にある。ただ、今までのように立法の政治的な側面ではなく、情報としての立法に目を向けたい。すなわち、立法情報を編集、発信するメディアの置かれている環境を考察しようとする。

2.1 新聞における法情報の使用

日本では、現代的意義の新聞の起源は、明治初期に遡るものである¹⁴⁰。最初の新聞は、政府機関紙としての、外国の紹介を中心にした官板バタビアであった。こうした新聞は、確かな情報源を持ち、翻訳能力と表現能力を持った知識人の集団、つまり幕府番書調所など立法調査と同じく政府の調査機関の仕事であることが推定できる。

この時期、公的な議論の場として期待された大新聞、例えば東京日日新聞では、法情報はまず政府（行政機関）あるいは議会報道の一環として用いられ、条文の掲載、政治人物の活動などを通じて表現されてきた¹⁴¹。一方、情報の形式面では、政府の情報発表が主な情報源であり、翻訳作業かつ漢字の多いこと¹⁴²が法情報の特徴であることも指摘された。当然のように、こうした政治志向的な法情報には、漢学の素養と横文字を解する能力が求められ、その背後では教育レベルの高い記者（編集者）また読者層の性質がその構造を支えていた。

これに対して、社会記事の発展は、法情報の使用に新たな動機を与えた。明治中後期、お茶の間に人気のある事件をめぐって三面記事という形式の報道が現れた。そのような記事の狙いは、「市井無頼の悪事を叙し、陋巷男女の醜行を叙し、かつこれを潤色して以て読者を悦ばす」ことにあるとされる¹⁴³。従って、犯罪事件および裁判はそのような「悪事」「醜

行」に関わる領域として取り上げられてきた。そのような犯罪記事には、庶民的正義感があり、わかりやすい文章であることが求められる傾向があるとされる。また、論説・政経記事を専門にする「硬派記者」（大記者）とは違って、「世の不正を暴き」監視役を果たす記者になるには、高い教養と見識は求められないといったアクセスの容易さがあるとされる。明治32年に発行される「中央公論」、その後に出される「改造」が言論人の議論空間になる一方、新聞が報道の中心を政治から社会生活に移し始めたという見方もある¹⁴⁴。

大正までは、専門家からも新聞の記事（論説）を法情報として扱うことが見られる。形式面では、法情報は主に記事の文面に現れるが、錦絵新聞あるいは写真記事にも、しばしば裁判関連の報道がみられた¹⁴⁵。また、内容面では、国会の開会以来、政治記事への関心が高まり、伝統的に公報の役割を果たす大新聞以外にも、本来日常生活の情報や娯楽を中心テーマにした小新聞（朝日新聞、読売新聞など）もその領域に参入してきた。この時期、新聞における法情報は、質的にも量的にも好調な時期を迎えていた¹⁴⁶。

ただ、その後、戦争を背景に、戦時治安体制が情報伝達を含めた社会の各側面に影響を与えてきた。1925年から1945年までは、新聞報道の範囲が縮減され、立法を含めた公的活動に関する報道について厳しい新聞規制と審査が課せられていた。裁判の場面では、公判闘争規制のために、審理公開の停止¹⁴⁷などによって、取材活動にも影響が及んだことが推定できるだろう。

戦後、一方で前節で述べたのように、政治・行政活動に関する情報規制は少なくとも80年代まで存続しており、他方、公害訴訟など日本社会の変化を物語る裁判が読者の関心を寄せることになり、裁判報道を促進するように働くようになった¹⁴⁸。また、50年代の立法期を除けば議会の大きな立法活動がなく、法に関する新聞報道は、司法の側面を中心に展開してきたように見られる。

1990年代以後、被害者運動また司法改革の推進に従って、立法の話題がふたたび新聞に浮上してきた。特に刑事法の報道では、法学者、官僚など立法過程の参与者の他に、被害者

関係者（遺族）の語りがメディア記事の情報源として定着してきた。被害者（遺族）の状況に対する関心が高まり、後の法改正の立法背景（例えば少年法、交通事故に関する刑罰）に位置づけられる場合も少なくない。その結果、法情報の多元化は、法意識の変化と結び付き、現在日本の法改正に独特な影響を与えてきた。法情報の形成または法メディアのネットワーク¹⁴⁹は、現在社会において立法の動向を推測する重要な資料である。

2.2 立法報道の研究デザイン

これまでの法学作業（研究）における新聞報道の使用は、特に以下の2つが一般的であったと思われる。

第一では、研究の対象として扱う場合である。名誉毀損など権利の侵害に当たる「報道被害」の救済を構築する際に、問題となる報道に関する内容の分析を行うものである。ここでは、報道における取材側と取材対象との間のトラブルが想定され、報道の影響がどこまで及ぶかがポイントになってくる。その結果、報道被害に関する多くの（法学）研究は、人権論に言及するものであり、新聞を含むメディアの法情報の理解に対する影響力に関しての検討は少ない。

第二では、事件背景として扱う場合である。例えば、新聞が事件の一般的な背景を知るための情報源となることは、リーガル・リサーチの教科書によく現れる指摘である¹⁵⁰。

以上の2つのうち、前者は法制度の視点から報道の問題点を分析するが、それに対して、後者は報道の情報を具体的な法的推論の前提とするものである。しかし、いずれにしても、報道の内容、つまり全文の情報のような一次情報を注目する読み方であるといえる。

ただ、情報に関しては、それがただ一つの読み方ではない。これまでの考察から分かるように、法、特に法の象徴的な側面も新聞も、ある現実（事実）を処理するそれぞれの「編集の作法」に左右され、両者の発信は、同じく社会の現実（リアリティー）を構築する機能を

持っている。即ち、事件のどの側面を選び、如何に表現するかが分かったら、それに基づいて発信者が法あるいは法観念をどうみているのかについての結論を導くことが可能になる¹⁵¹。ここで考えられるのは、一つの主題についてのさまざまな報道の形態と、そのテキストの中に表現されるさまざまな視点を比較することである。

① 立法報道の二次情報

従って、ここで必要とされる法情報は、情報の内容（第一次情報）より、情報という物理的実体またその管理者（編集者）を説明する二次情報である。これまでの法情報学では、二次情報は文献検索のアクセス・ポイントとしての側面を検討されることが多かった。それに対して、二次情報¹⁵²を、文献が表現している様々な環境の変化を反映する指標として使用する事もできる。

第一は、新聞における書誌情報である。書誌情報は、刊行地、刊行年、文体類型、取材対象などの一見単純なデータ要素から構成されているが、メディアの内容分析では、編集者の意図を探るため有用な手がかりとされる。なぜなら、これらのデータの組み合わせによって、編集事情に関する量化された新たな二次情報を生産しうるからである。例えば、報道の頻度は、当該主題に対する編集者の関心度を図る尺度になり¹⁵³、情報源の類型は情報の表現と立場に影響する。また事実報道、提言記事、解説などの異なる文体の特徴は、編集者がそれぞれの情報機能を想定したものである¹⁵⁴。

第二は、新聞における主題情報である。それは、新聞のキーワードあるいは分類記号などであり、すなわち報道内容に対する新聞の理解のルートを示すこともありうる。なぜならば、前章に述べたように、例えば平井のような考え方に従えば、法情報（議論）は異なった議論のレベルに分解しうるからである。つまり、立法報道が立法現象のどの部分に関心を示すかは、法議論の展開にも繋がるものである。本論では、第1章で紹介された平井のモデルを参照し、新聞における法情報の特徴を「政策性」、「規則整合性」と「反論可能性」とに区別しながら検討する。この枠組によれば、立法報道と法改正との連動を、記事の性質によって類

型化することができるだろう。

第三は、書誌情報と主題情報の記述を管理する「典拠情報」と一次情報を含む文献の所在場所を示す「所在情報」がある。新聞に関しては、書誌情報と主題情報の記述の統一や標準化を図す情報のデータベースがある。とくに、新聞社自身が開発したデータベースは、一次情報の表示も出来るシステムが多くみられ、文献の所在そのものでもある。但し、典拠情報と所在情報は、しばしばデータベースの作成者や管理者の関心に左右されるものである。従って、異なる新聞社のデータベースの間に、分類記号の使用に違いが生まれるケースもあるように推測できる。法情報に関する各新聞社のデータベースの違いは確認しなければならない点であるが、その分析に必要とする工学的な実証研究はいまだ十分ではない。また、そのような研究は、著者の知識背景と専門能力を超えるため、本論においてデータベースの比較及び複数の新聞紙の比較分析を展開しうる段階にはない。本論では、朝日新聞の立法報道のみを検討対象とする¹⁵⁵。また、データベース自身のバイアスを解消するため、以下の考察で扱った新聞データはすべて朝日新聞のデータベース（聞蔵）から採集したものであり、二次情報も基本的にそのデータベース自身の分類を参照しながら整理する。

② 問題の設定

本論では、新聞における立法報道を通して、以下の問題を考察する。

第一に、一般の社会発信を担う新聞では、どのように立法を報道してきたかという問いである。その報道形式は、社会環境の変化に影響されるか、あるいはいかなる影響が見られるか。これらについて、通時的な整理によって報道情報の変化を抽出する。

第二に、第一節の考察を踏まえた上、これまでの情報制度は、法議論にかかわる「感情的」な側面を除くことができるかという課題を新聞の記事を通して検討する。また、情報制度との関連で、政治制度に関わる情報アクセスの拡大は、新聞での法議論に対して如何なる影響を及ぼしたかという問いの解明も試みる。

第三に、専門家言説と新聞言説との関係についても意識しようとする。それを解明する本

格的な検討は、第三章での法律専門誌のメディア分析も含まなければならないが、本章では、その一環として新聞において両者の関係を明確にしようとする。いうまでもなく、このような研究枠組は情報の構造に着目したものであり、法律専門家による情報は、法情報の「基準」ではなく、他の情報と同じような記事を構成する素材にすぎない。

2.3 考察対象としての刑事訴訟法改正

本論では、刑事訴訟法の立法を考察の主題とする。それは、①法情報に関する議論と批判が集中する領域であること、②刑事事件として法技術の問題ではなく、道徳評価に結びやすい領域であること、③訴訟法として司法制度の基本枠組を規定するため、手続などの儀礼的な側面から高い可視度を持つ分野であること、という三つの理由から選んだものである。

刑事訴訟法の立法・法改正は特別法を含め、複雑且つ断片的であるが、(刑事訴訟)法学の領域では、①治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定、②大正刑事訴訟法の成立、③戦時刑事訴訟制度の形成、④戦後現行刑事訴訟法の成立、⑤2000年後の刑事立法期に分けることが通常である¹⁵⁶。

①治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定（1880年～1890年）

周知のように、治罪法の制定は、日本の議会が成立する以前、かつ司法制度と法律学が極めて未発達であった時期に行われたものである。明治政府は、司法省法学校教授のボワソナードに治罪法の草案（ボワソナード草案）を依頼し、ボワソナードの草案に日本側の修正を加え、太政官法制部の審査を経て、明治1880年に公布された。従って、その制定過程に参加できたのは政府関係者、また少数の学識者（翻訳者も含む）などに絞られ、情報の伝達は極めて限られていた。

その10年後、憲法・裁判所構成法の施行に合わせるため、1890年に「治罪法」を改正され、実質的な変化が無いまま「刑事訴訟法」（旧旧刑事訴訟法）が成立された。このよ

うに、治罪法及び旧旧刑事訴訟法の制定は、短い期間に行政システムがリードする体制となっていた。

②大正刑事訴訟法の成立（1907 年－1923 年）

治罪法の場合と比べると、大正刑事訴訟法には相対的に長い議論の期間があった。改正案の起草は「法律取調委員会」に託され、1913 年、1916 年、1918 年と三回の改正案が作成された。最終的に大正 1921 年草案が帝國議會を通過した。また、議會、特に衆議院では、立法に関する活発な議論が展開された。大正刑事訴訟法では、明治の刑事訴訟法のシステムを維持しながら、①予審段階から弁護士の介入が可能となる、②弁護事件の範囲（「死刑又ハ無期若ハ短期 1 年」）、③弁護士の権利の明文化：公訴提起後の記録閲覧、接見制限の禁止など、④被告人の黙秘権などの変化が生じた。こうした刑事裁判における人権保護の諸規定の実効性に関しては議論の余地が残っているが、大正刑事訴訟法で弁護権保護のための諸規定が登場したこと自体は、法律専門家から評価される点である¹⁵⁷。

③戦時刑事訴訟制度（1925 年～1945 年）

ここでの戦時刑事法立法とは、1925 年治安維持法による結社行為及びその周辺行為の規制、1941 年の治安維持法の改正と国防保安法、1942 年制定戦時刑事特別法および（1943 年改正された）裁判所構成法戦時特例法、1945 年戦時刑事特別法などの一連の戦時刑事手続の立法を指す。その特徴としては、①検察官に対する全面的捜査権の付与、②控訴審の廃止、③聴取書の「証拠力」の是認など、検察官及び警察権限の拡張を指摘しうる¹⁵⁸。

④昭和立法(1947 年～1953 年)

現行刑事訴訟法は、1949 年 1 月 1 日から施行されたが、その成立過程については 1945 年秋頃の司法省の改正検討にまで遡ることが必要である。1945 年当時の司法省は弁護権の拡大を念頭に置いて改正案を作成した。その後、1947 年に、新憲法の内容(31－40 条)に対応するための応急措置法（「日本国憲法施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律」）が制定された（1947 年 4 月 18 日公布、同年 5 月 3 日施行）。1948 年 7 月 10 日、「刑

事訴訟法を改正する法律」(新刑事訴訟法)が成立し、1949年1月1日から施行された。

新刑事訴訟法に関して、法律論文や学術書の中では「職権主義から当事者主義へ」という好意的な評価が見られる。なぜなら、①捜査の適正化のための令状主義・強制処分法定主義により弁護人依頼権の保障、②起訴状一本主義と訴因制度、交互質問などの英米法の当事者主義制度の採用、③事実認定のための自白法則、伝聞法則など証拠能力制度の採用などの制度設計がなされたためである。

しかし、1952年には法廷等の秩序維持に関する法律が成立し、裁判所の処罰を通じた司法官による法廷活動への規制が強められた。1953年の刑事訴訟法の改正では、勾留制度の変更が行われ、被疑者・被告人の権利をより制約するものとして法律専門家からしばしば批判された。

⑤平成の刑事立法期(1990年～)

1990年代以後、日本の社会と統治構造に関する様々な改革が進行し、それに伴って法制度の立法による改革が頻繁に行われてきた。刑事訴訟法の場面では、まず国際的な治安関心の高揚に従った組織犯罪またはテロ事件に応じる立法、また被害者運動を背景に犯罪被害者保護法など様々な法改正が行われるようになった。この時期の刑事法改正については、治安政策・治安法という特徴において共通しており、警察機関による社会の統制の強化傾向が指摘される¹⁵⁹。

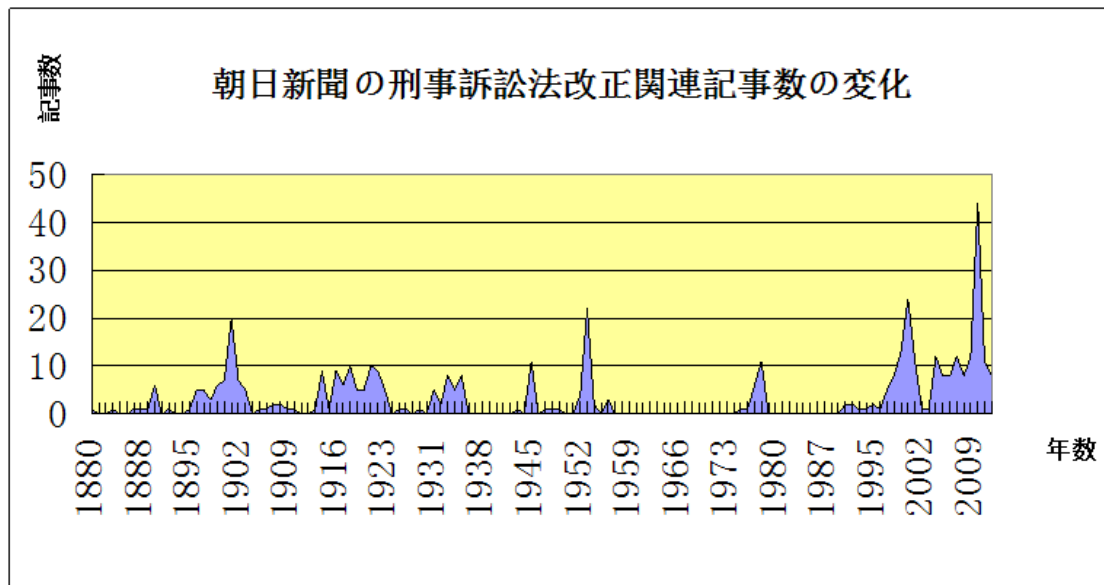
以上の区分には、ある意味で法律専門家側の刑事訴訟法改正に対する認識と評価を現わしている。これに対して、本論の作業は、新聞の立法報道にそのような認識がどの程度反映されたか、またそこに専門家の関心と離れる部分があるとすればその形成原因は何かを探ることである。

2.4 法を報道する新聞

本論では、朝日新聞の立法記事を通して、まず立法の重要度に関する認知を検討する。

そして、次に立法の内容に関する理解を検討する。具体的には、どのような文体、報道分類、位置など形式面と、刑事訴訟法をめぐってどのような内容が語られたかということである。以上の、2つの部分に分けて考察する。

(図1)



以下の作業では、記事の頻度、紙面の位置、記事類型、発行元といった側面から記事の書誌的特徴を整理し、その上で、主題、属性などの側面から報道の内容分析を行う。

(1) 立法報道への関心

図1は、データベースに記録された1879年から2012年まで刑事訴訟法改正に言及した記事を検索した結果、総計440件の記事が見つかった¹⁶⁰。以上のデータに従えば、刑事訴訟法改正の関連報道数は、日本における新聞など情報組織の発展に伴う発信の増加ではなく、より特定の時期に依存して変化していることが分かる。その時期は、特に実際の立法の動向を背景したものである。

例えば、最も多い記事数を記録したのは2011年であり、年間総計44件である。この時期には、公訴時効の法改正が2011年4月に議会で可決し、即日執行したという出来事があった

た。公訴時効の法改正を言及した記事は、2011年の立法記事数の68%（30件）まで上っており、公訴時効法改正はこれまで単年度で最も多く報道された立法のテーマとなっている。上述のように、公訴時効の法改正は、「感情立法」の典型例とされる立法過程である。従って、立法過程とマスコミの報道との相互作用を解明するため、なぜ新聞に代表されるマスコミが「公訴時効」に注目したか、公訴時効報道ブームに関する言説の分析が必要だと思われる。しかし、本論の第2部で2009～2010年の公訴時効改正を事例研究の素材とするため、ここでは以上のデータを踏まえるにとどめる。

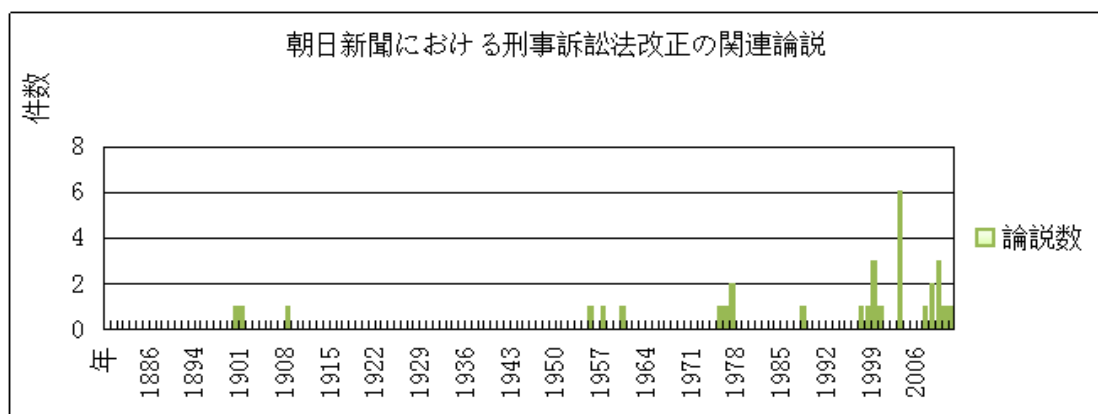
さらに、記事数からもう一つ分かるのは報道関心の期間である。以上のデータから、一定の報道数が集中し、且つ一定の記事変動の波が現れたのは、1895年～1923年、1945年～1953年、1998年以後、4つの期間であることがわかる。上述の刑事訴訟法改正の経緯に照らしてみると、1895年～1923年、1931年～1935年、1945年～1956年と1998年以後の報道は、基本的に大正の立法期、戦時体制、戦後立法期、平成立法期の期間と合致しているように思われる。ここでも、通時的な傾向として、新聞における刑事訴訟法改正の記事が、実際の立法機関の活動に連動したものであることが検証される。その時期については、基本的に法律専門家による区分と共通しているということも言える。一方、記事数から検討すると、各立法期における新聞報道の相違は、報道の継続期間及び記事の量にある。大正立法期では28年間144件、戦時体制の形成では4年間28件、戦後立法期では11年間42件、平成立法期では14年間181件というように、各時期において報道の集中が続いた期間が異なることが分かる。1895年～1923年、また1998年以後という2つの時期に、相対的に立法報道が頻発し、新聞における刑事訴訟法改正への関心が長く続いてきたように見える。ただ、その「例外」として報道の集中が目立つ時期もある。それは1977年～1978年で「弁護士なし裁判」をめぐる法改正を言及した記事である。

そうした立法期「外れ」の記事を解明するため、記事の類型の変化から説明してみる。朝日新聞における記事の類型は大きく「報道」と論説・解説・意見などの「報道以外」という、

二つの部分に分けることができる。名称から分かるように。ここでの「報道」とは事実関係を中心にした記事であり、それに対して「報道以外」は事実に関する説明、評価を主に扱う記事である。刑事訴訟法改正に関するテキストの多くは「報道」という分類に属していたが、報道以外の記事については、1880年～2012年までに以下のような傾向が見られる。

1880年～2012年の間に、朝日新聞で掲載された刑事訴訟法改正の関連記事の中には、412件（94%）は報道、28件（6%）は論説、意見など報道以外の記事というように、2つの大きな類型が見られる（図2）。各立法期における報道以外の記事の比率は、1895年～1923年で3.5%、1931年～1935年で0.0%、1945年～1956年で2.2%、1998年～2012年で11%となっている。朝日新聞では、刑事訴訟法改正に関して一貫した報道中心の傾向が見られるが、1998年以後は意見を公表することが目立つ。また、1975～1978年間では、解説1件（1976年）、社説1件（1977年）また論壇記事2件（1978年）が掲載され、報道以外の記事が全体記事（38件）の21%となった。これまで立法報道と比べれば、この時期に意見の掲載がより重視されていたことが分かる。70年代以後の立法報道では、議会などの立法過程の動きつまり公的な機関を中心した情報源以外の、意見の表明など個人・社会団体の発信が立法報道の構成に加えられてきた。要するに、表1と表2を合わせて検討すれば、そのような新聞自身の編集方針の変化は、立法活動という概念の拡大を意味するかもしれない。

（図2）



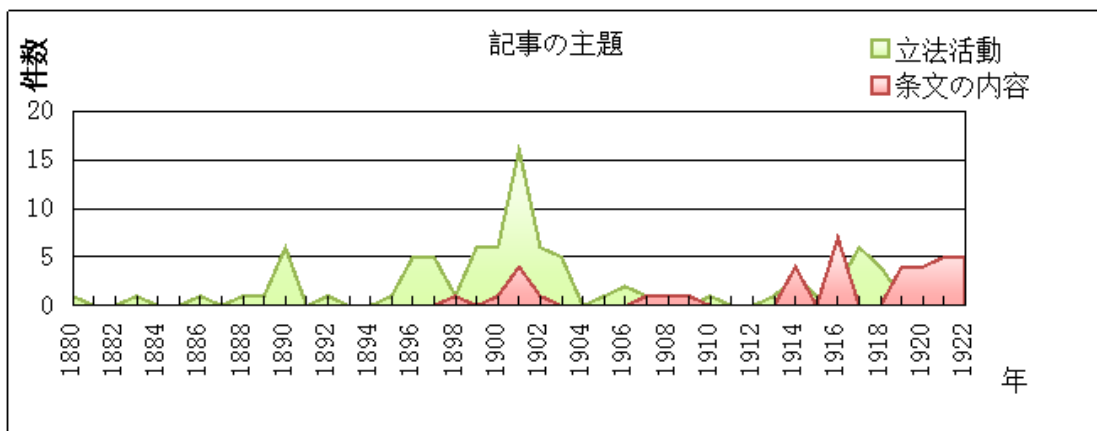
上述のように、70年代以後の記事の頻度から刑事訴訟法の立法報道にはある変化が認められる。すなわち、報道の対象は、法改正の審議や執行から、その前段階にあるロビー活動にまで拡張しているように見える。立法機関の活動をめぐる記事と違って、そうした報道は立法の進展自体とやや離れるため、取材の対象及び報道の時点という側面で、より自由であることが推測できる。ただ、記事の頻度だけでは立法報道の実態を精確に把握することはできない。

（２） 各時期における立法報道の特徴

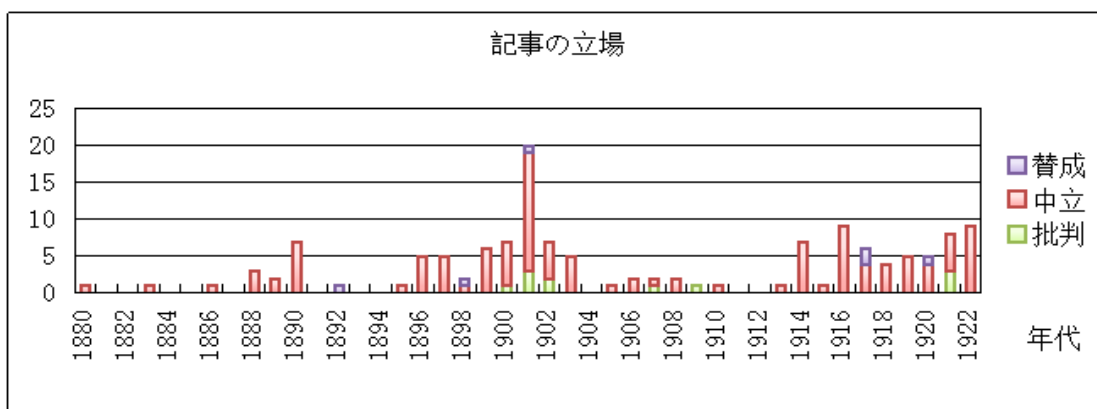
以上の考察を踏まえて、次に、改めて立法期間を分けて、記事の主題及び記事の立場から、より具体的に「朝日新聞」の立法報道を整理する。まずは、以下の分析で用いられる用語を簡単に説明する。ここで、記事の主題とは、記事の類型を問わず、当該記事が如何なる社会現象あるいはメッセージを伝えようとしているかを意味する語として用いる。上述の方法論のように、ここで検討したいのは、立法の報道における「政策性」と「規則整合性」がいかに表現されているかということである。記事の立場とは、記事の類型を問わず、当該法改正に対する記事の評価を意味する。例えば、報道でも取材対象の立場によって記事の立場が左右されることもある。記事の立場に関する検討が求められる理由は、いうまでもなく新聞の記事の中に異なる立場の「法的議論」が含まれるかどうか、議論の活性化を図る有意義な側面だと思われるからである。

① 明治大正立法期

(図 3)



(図 4)



1880 年～1922 年の間に、刑事訴訟法改正（治罪法改正も含め）に言及した記事は総計 114 件であり、1900 年 4 月 6 日朝刊 1 頁で掲載された「法典調査会の功績如何」の解説記事と 1907 年 2 月 11 日朝刊 3 頁で掲載された「刑法改正案」の社説以外は、全て報道記事であった。また、刊行地について、1888 年以後の記事は全て東京で刊行されていた¹⁶¹。そして、社説また人物紹介記事¹⁶²など以外、全ての記事の主題情報は「政治」に分類されている。刑事訴訟法立法報道の主題により 2 つに分けると、「立法活動」が 95 件（66%）、「条文内容」が 39 件（27%）である。

立法活動に関しては、元老院、衆議院などの議会活動、法典調査会などの法務省の動き

を中心に報道がなされた。それ以外に、検事、特に弁護士及び弁護士会の活動も少数掲載された。立法活動の報道の多くは、100字以内に、審議の時間、参加者、また審議事項の名称のみが掲載されている（図3では緑を表示する部分）。これに対して、条文の内容を紹介、解説した記事も見られ、その中では特に弁護士の発信がしばしば散見される（図3では赤を表示する部分）。図3から分かるのは、①1890年まで多くの記事は、法務省及び議会を中心とする立法議論を報道したが、関連組織の活動に報道の重点であった、②条文の内容を紹介する記事が集中的に現れたのは、1890年以後であり、また増加する傾向が見られる、ということである。法務省が刑事訴訟法改正法案に着手した1901年、改正案を議会に提出した1913年、1916年、1918年、そして改正案が通過した1922年には、審議論点の紹介を兼ねて条文の内容が多く紹介されていた。このような条文内容への言及について、1901年から1913年には空白期が、また1918年から1922年までに連続期が認められることからすると、新聞における条文の紹介は、法務省および法典調査会よりも議会での議論に連動する傾向があったことが分かる。議会の審議との連動を示すのは、議会での条文内容に関する発言への依拠である。例えば、1916年6-7月における5件の刑事訴訟法改正案の記事では、議員（法務省の関係者）の発言が原文引用のまま並べられていた。

また、立場面では、記事の傾向を図4に表示する。図4から見れば、殆どの記事（117件、81%）では特定の立場が示されなかった。1900～1909年の批判的立場は、社説に現れた。そこでは、外国法の導入による当時日本の法制度また裁判官（法専門家）の「世間知らず」、つまり法システムと社会大衆の考えの間にあるギャップが問題視されていた。立場の面で注意すべきなのは、①記事全体が中立である場合に、反対と賛成の意見が併記されているケースもあることである。その典型は、上述の議会審議に関する記事である。同じ論点をめぐって異なる立場の配慮するような編集によって記事の中立性が維持され、議論の展開が一つの記事の内に収斂された。

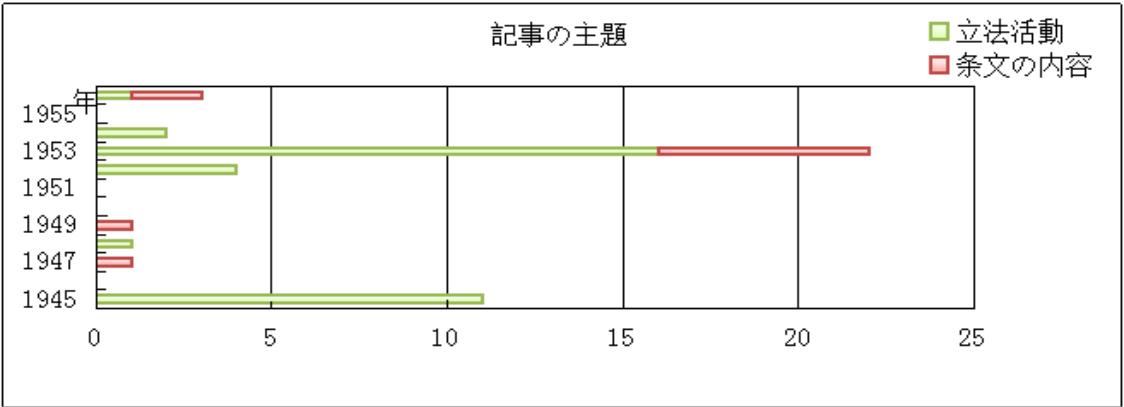
また、②批判的な記事にしても賛同的な記事にしても、当時では単独の情報源から編成し

た場合が多いということである。例えば、弁護士会、また学者の意見においては、その活動
また意見に対する反論は同じ記事の中に反映されていなかった。

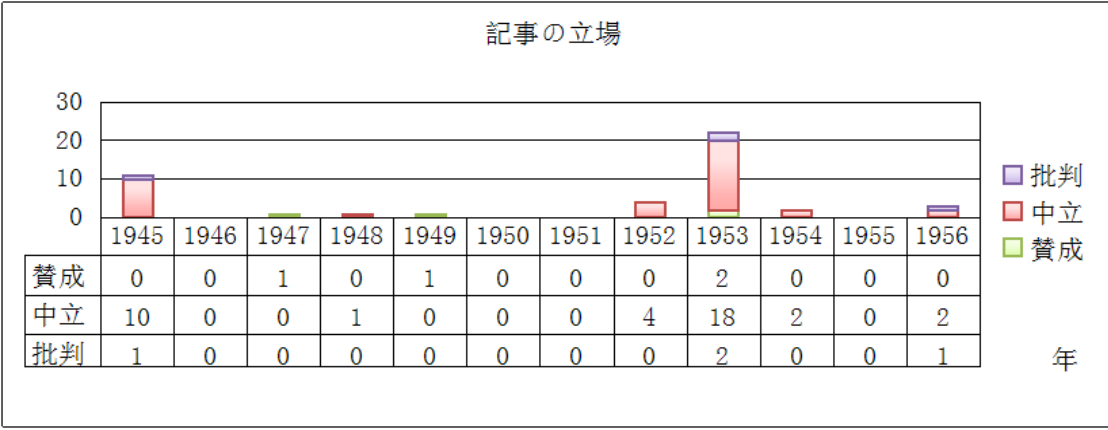
② 戦後の立法

第一期 1945 年～1956 年

(図 5)



(図 6)



戦後第 1 期の集中報道は 1945 年（11 件）議員法曹会の提案¹⁶³から始まり、1953 年刑事訴訟法の改正でピーク（22 件）を迎えており、1956 年に評論などの掲載以後、しばらく刑事訴訟法改正の報道は見当たらない。その時期の記事数（図 5）によれば、総計 45 件の記事は、前の大正立法期と同様に、全ての記事は東京の発行で、政治分野に分類され重要なニュ

ースとして掲載されていた（1頁での掲載は34件、76％）。

大正立法期と比べると、まず報道開始の時点では、大正期の報道が法典調査会¹⁶⁴の活動からであったのに対して、1945年の報道も1953年の報道も議会の提案から報道に取り込んでいたことが分かる。これは、その時期の立法の緊急性を反映したものと読み解くことができる。さらに各法改正の状況を分けると、1948年の刑事訴訟法改正に関しては、立法活動を「きょうの両院」など100字以内の議会通報¹⁶⁵などで報道し、内容部分に関しては「天声人語」の短評¹⁶⁶で言及するというような報道となっていた。国会審議に対しては、大正期の立法報道よりも厳しい報道の姿勢が見られる。

その一方、その時期の記事は、条文内容に多く言及したところが注目すべきである。図5の中で、立法活動中心の報道は31件（69％）、条文紹介中心のは14件（31％）である。ただ、図2に照らせば分かるように、その変化は必ずしも単独の論説また解説の増加によるものではない。それは、報道自身が立法・議員の動向以外に、議題を中心に展開する新たな手法を取り入れた結果である。特に1952年～1953年の刑事訴訟法改正の報道では、警察制度、検察権の拡大、訴訟の促進、犯罪捜査などの議題に関しては、単なる審議の結果だけではなく、制度の経緯や各説も紹介していた。そのような記事では、国会での発言以外にも、直接審議に参加していない検察側、警察側、裁判所側または学者の見解を紹介する場面がみられる¹⁶⁷。

そのような報道の変化が当時の立法過程の議論に如何なる影響力を持ったかということは新聞の記事のみからは検討できない。ただ、法議論の構成においては、すくなくとも以下のような意味を持つことになると思われる。

まず、立法報道の主題の拡大は、従来の政治・政策の形成として議論（「法的統合のポリティックス」）から、憲法との関係性など法条文内部の整合性や社会生活の側面までを情報源の範囲に入れることが出来た。1953年の刑事訴訟法報道では、法律研究者を含む法曹全般への取材に基づく記事が掲載されたことで、検察権・警察権の強化への警戒など、上述の

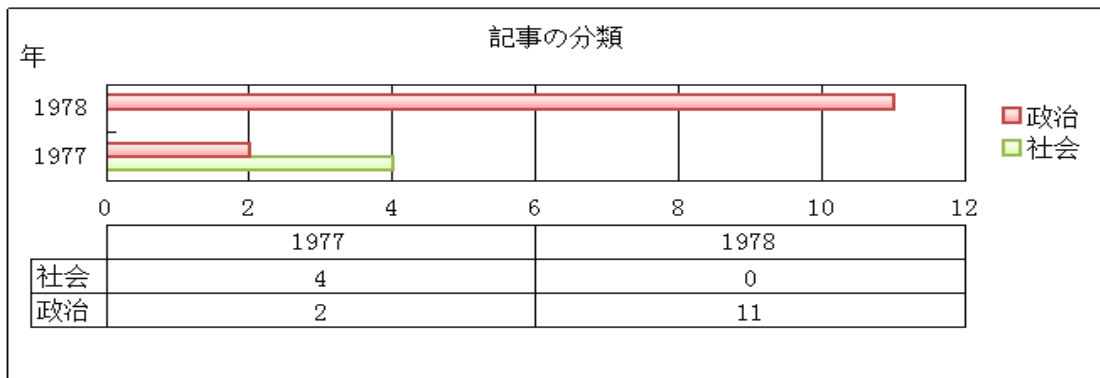
法学研究の関心テーマと共通した傾向が見られる。これに対して、1948 年の刑事訴訟法改正の際には、弁護権の拡大など法学側が評価する改正点について、議会の審議に依存した報道体制は取り上げることができなかった。

また、従来 of 報道に解説または論説を加えることは、立法に対する記事の評価立場を客観化する効果も見られる。明治大正期の立法報道で条文内容に多く言及したのは、特定の人物（議員、弁護士（会）、学者）の発言または編集者自身の立場を示すものであった。従って、立法に対して、こうした意見を載せた記事において一定の評価立場が明言されるようになった。これに対して、解説報道が集中的に現れた 1953 年の記事（図 6 参照）を見ると、報道というカテゴリーに従っていずれの解説も無署名であり、制度の紹介に止まり立法への賛成または批判を明言することがなかった。立法の活動などの行動の記録により客観性（中立性）が支えられていた明治大正期の立法報道に対して、特に 50 年代の立法報道は、異なる情報源も編集に加え、国会審議以外の議論の進展を整理し、情報の整合を行った。その手法に従って、新聞自身が法情報へのコントロールを強化する傾向を読み取ることができる。具体的に、1953 年の検察権また治安維持への新聞の取り込みを通して、立法活動から条文内容への重心を移行しつつ、編集者の工夫がより刑事法改正の記事に反映されたことが分かる。

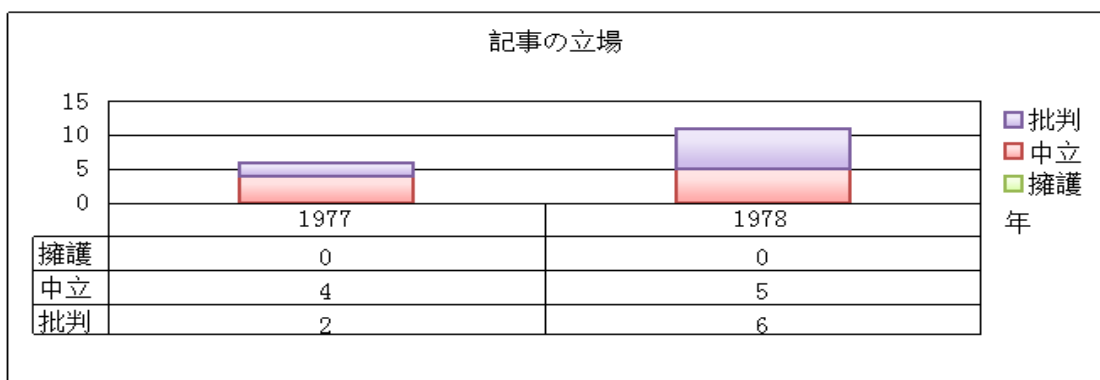
第 2 期 1977 年～1978 年 「弁護士抜き公判」の法改正

1977 年 10 月から 1978 年 2 月まで、朝日新聞では、訴訟促進に関する刑事訴訟法特別改正の報道が集中的（17 件）に掲載された。この 5 ヶ月の法改正報道では、法務省あるいは法制審議会の動向を中心に、これまでの立法報道とは幾つか異なる特徴が見られる。

（図 7）



(図 8)



第一には、特定の事件類型が立法報道の背景として言及されていたことである。それ以前の立法報道は、明治大正期も戦後 40～50 年代も、法務省または議会の動きを中心にしてきた。これに対して、朝日新聞が注目した 1977 年～1978 年の刑事訴訟法改正（案）は、1960 年代後半から 1970 年代までの日本赤軍などの過激派によるハイジャック事件に関する訴訟の長期化を背景にしていた。当時、関連訴訟において、弁護士が訴訟を延期させるために、意図的な法廷への欠席、弁護の辞任などを行う現象が頻発したため、その改正案では、訴訟の迅速化を促進するため、弁護士の戦略的な不在または被告人がそれを承知した場合、弁護人が欠席した場合でも訴訟を行う、所謂「弁護士抜き訴訟」の規定が設けられていた。特定の社会現象を背景とした立法報道は、その報道形式にも影響を及ぼした。図 7 はその時期に掲載された論説・社説以外の記事を主題類型から整理したものである。これによれば、これまでの立法報道は殆ど「政治」に分類されていたが、1977 年～

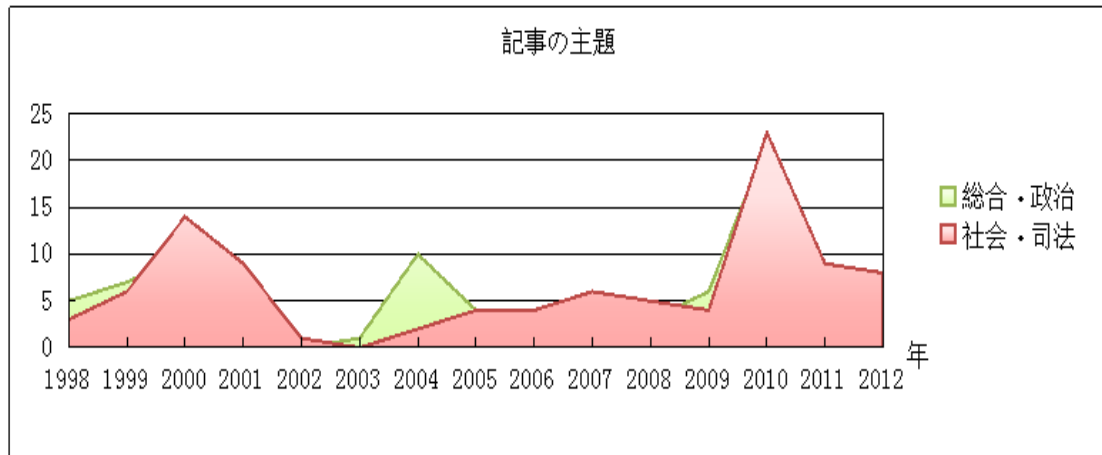
1978年の立法記事では「社会」を主題にしたものが現れたことが分かる。ただし、「社会」に分類された記事の内容は、法務省の法制審議会または弁護士会への取材によるものであり¹⁶⁸、従来政治に分類された素材によるものであった。

第二には、条文の内容に関する解説が強化され、一般の報道記事においても、解説や論点の紹介をより多く取り入れようとしたことである。戦後第1期に見られた「立法活動から法内容へ」の方向転換は、1977年～1978年でさらに一般化され、立法活動と条文紹介の両方を含むような立法報道のスタイルが成立した。記事の構成は、審議の内容を紹介する前に「弁護士なき訴訟」制度の概要が紹介され、また記事の最後には改正案の条文を掲載するような構成によりパターン化されていた。そのパターンは、主題や取材期間の違いにかかわらず、1977年の法制審議会の審議に関する報道でも、1978年法改正の議会提案に向けた特集記事¹⁶⁹でも一貫しているように見える。そのような審議に関する記事は、中立の立場に立つことが多かった。図8で中立の部分は、この種の記事が示したものである。

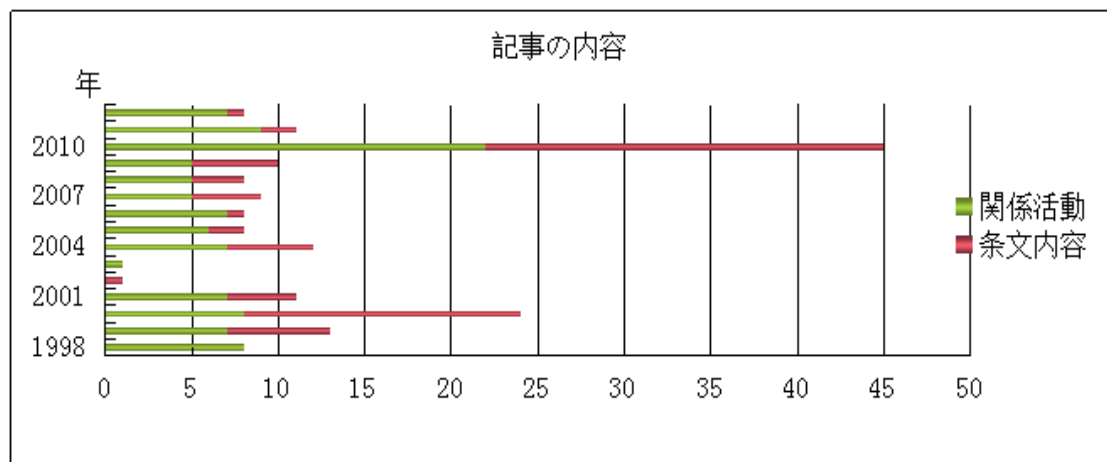
第三には、報道以外に、社説や論壇が活用されたことで、立法報道の類型及び記事の立場における多様化が促進されたことである。1977年12月18日東京／朝刊に「刑訴法改正案と弁護権」という社説が掲載され、また、1978年1月17日東京／朝刊『「辩护人抜き裁判」への疑問 乗っとり防止とは本来無関係』及び1月19日東京／朝刊『刑訴法の改正は必要 異常な裁判粉碎闘争への対策』といった弁護士会関係者が執筆した2本の論壇記事も掲載された。これらはいずれも、当時の改正案について、裁判の実態や憲法上保障された被告人の弁護権への侵害などの観点から批判するものであった。このように、社説また投稿記事は、報道記事とは違って、はっきりした立場を示しやすい傾向がある。図8で批判の立場を示した記事の中では、報道以外の記事が無視できない部分となっている（他の批判記事は、弁護士会の活動に関する報道であり、弁護士会関係者の投稿記事は、ある意味それらの活動の立場を代弁したものであった）。

③ 平成刑事法立法

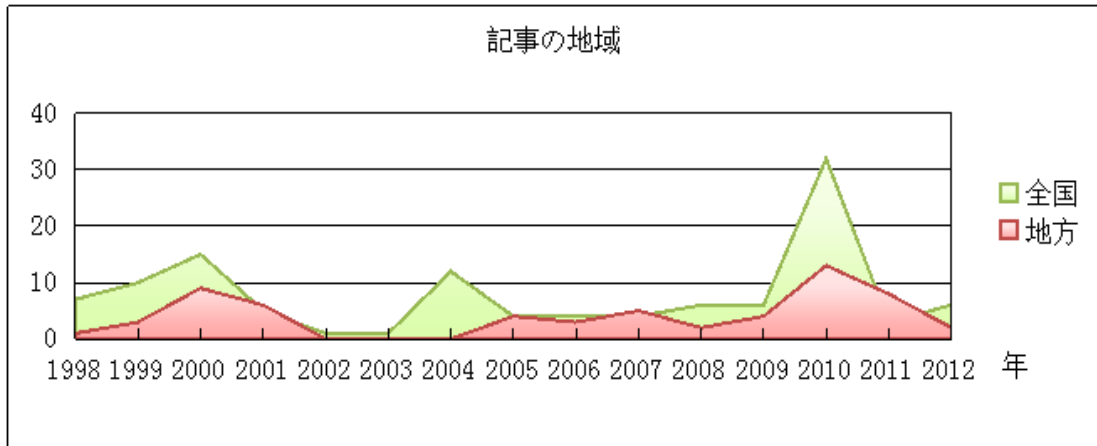
(図 9)



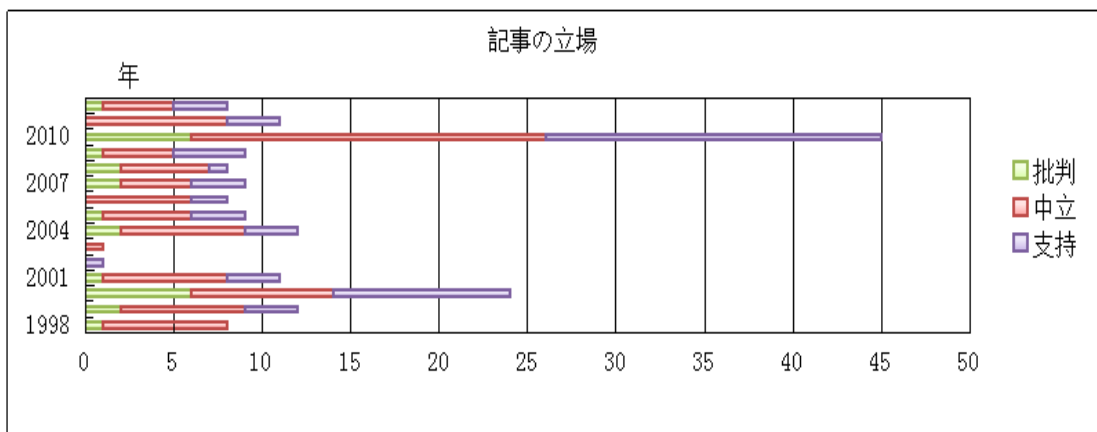
(図 10)



(図 11)



(図 12)



1998 年から 2012 年までには、総計 176 件の刑事訴訟法関連の記事が掲載されている。

図 1 から分かるように、1880 年から 2012 年まで全期間の中では、1998 年以後の刑事訴訟法改正に関する記事数が最も多く、また報道の集中がより長い期間維持されている。また、記事の類型面では、前述のように報道以外の記事が全体の 11% まで上っており、これは今までの立法期の中で一番高い数字である。なぜこの時期に刑事訴訟法改正の報道が盛んになったのかについて、以下いくつかの側面から検討を深めていく。

第一には、情報源の面における、実際の立法審議との関係についてである。1998 年以後に集中した報道は、頻繁に行われた刑事訴訟法関係の法改正と連動していた。1998 年～2012 年の間に報道で言及された主な法改正としては、①組織的犯罪対策（1998 年—2012

年)、②少年法改正(1998年—2012年)、③犯罪被害者保護法案(1998年—2012年)、④裁判員制度(2001年—2012年)、⑤取調の可視化(1998年—2012年)、⑥公訴時効改正(1998年—2012年)がある¹⁷⁰。この間には、これまでの立法期とは違って、複数の立法の話題が同時期に進行していたのであるが、そのことが報道量の増加に繋がったものと解釈することができる。そして、もう一つ特徴的なのは、1998年以後、各法改正の報道が長期化する傾向があることである。上記の刑事訴訟法に関わる立法報道は、①②④⑥が法務省、内閣政府レベルの審議過程に関する東京発信の報道から開始されており¹⁷¹、③⑤では地方紙の解説記事において初めて言及された¹⁷²。また、議題の領域にかかわらず、立法審議の後にも、制度の影響及び効果を取材する報道の継続が見られる。これまでの立法報道では、法務省または国会の審議が報道のスタートとなっており、また、審議の終了あるいは改正案が可決・施行された後に継続して記事を掲載する例は少なく、公的な機関における審議の期間が報道の期間とほぼ一致していたといえる。これに対して、1998年以後の刑事訴訟法改正報道の期間(サークル)が長期化しているのは、立法報道が公的な立法審議のみならず、別の情報源を加えた結果である。この時期の記事主題を示した図9では、政治面ではなく社会面の記事が報道を主導していた傾向が見られる。1998年以後、新聞において、刑事訴訟法改正は、日常生活に関わる情報として扱われるようになっているといえる。

第二には、記事の内容面における「立法」の扱え方である。**【解説】・【オピニオン】・【検証】**のような提言記事が増える一方で、事実報道における解説は減少している。図10に示したのは、改正条文の内容を中心に紹介した記事と法改正に言及した記事数である。これによれば、前者の数が相対的に少ないこと、つまり多くの記事には改正条文の詳細が掲載されなかったことが分かる。前述のように、これまで立法報道では、記事の重心は立法機関の活動から法制度の内容に移行しており、例えば70年代では立法活動に条文の内容解説を加える構成が一般的に見られた。これに対して、1998年以後は再び両者が分離

し、立法に言及した報道は必ずしも制度の紹介を前提としなくなったことが分かる。

第三には、記事の発行地から見る記事の特徴である。これまでの記事は全て東京から発信されたものであったが、1998 年以後は、本紙あるいは東京発行を中心にしつつも（158 件、全体の 89%）、地方紙でも刑事訴訟法改正に言及されるようになった（18 件、全体の 11%）。いうまでもなく、法務省または国会の審議に依存した刑事訴訟法改正の報道では、その情報源の所在である東京（つまり東京発行あるいは本紙）で記事が掲載されるのが自然なことである。これに対しては、新たに増えた地方紙の「立法」報道は、社会面の記事として、特定事件の捜査・裁判や、地方の弁護士会、被害者遺族団体の活動などから報道を構成するものであった。そのような記事では、条文内容の整合性よりも、警察、弁護士、被害者遺族などの法使用者の経験がより前面に現れるようになった。地方紙の記事の中には、前述の②犯罪被害者保護法の制定、③少年法改正、⑥公訴時効改正に関する記事も見られる。これらに関する地方報道の特徴は、各自の法的な問題提起を追うだけでなく、法使用者の法意識・法感情を見せるところである。例えば、以下のような記事が掲載されている。

「佐賀県鳥栖市で6年前に起きた殺人未解決事件の遺族は、時効廃止へ前進したことを評価する一方、すでに時効が成立していることで対象から漏れた事件の遺族は、悲痛な胸の内を訴えている。」

—2010 年 02 月 11 日朝刊『「時効廃止」へ希望の一步 「一生、罪を償って」 鳥栖の殺人事件遺族訴え 』／福岡県

第四は、法改正に対する立場の変化についての検討である。図 12 に示されているように、1998 年以後の記事のうち、中立の立場は 93 件（53%）、法改正を支持したのは 58 件（33%）、法改正に慎重な立場あるいは批判的な立場を採るものは 25 件（14%）となって

いる。特定の立場を採る記事が半数近く（47%）となっており、これは刑事訴訟法報道史の中で最も多いものである。このような傾向の背景には、次のような幾つかの変化があると考えることができる。まず、この時期に増加した社会面の記事では、専門家以外の事件の関係者の言説が重視される傾向があり、従って関係者自身の立場が記事に反映されやすい構造となっている。また、情報伝達の企業としての新聞機関には、情報規制にかかわる法の問題について制度の改正を求める傾向が見られる。この時期に言及された法改正、特に組織的犯罪、裁判員制度、取調の可視化に関する報道の問題意識は、特に通信統制、報道表現、情報保存などの情報面にあるように見える。これらの記事においては、情報の進展情報アクセスの便利さを促進することを支持する傾向、すなわち情報規制の改正を支持する立場がみられる。

結び 法情報の「社会化」

報道機関が報道活動を通じて公的な議論を活性化するという表現の自由アプローチの狙いは、本稿も共有するものである。だが、新聞における法情報の活性化は、個別のテーマ、メディアという因子を超えて、より一般的な情報構造に関わるものであることが本章の報道分析によって検証された。

本論の構想によれば、法情報は、その伝達の効果 (readability) から特性を分析することが可能である。その結果、従来注目されてきたアクセスの問題は、主題の設定、情報の処理方法、読者層の構造といったメディアの組織的な側面に繋がることを明らかにした。以上のように、新聞を含むマス・メディアが伝えた事実の理解と価値判断を左右されることは、刑事法立法の分野においても検証された。

また、表現の自由アプローチにおける情報像は、情報に関する利用を、つまり「集団を構成するメンバーの誰もが参加できる集団的（公共的）合意形成の場合」（Habermass、1981）

を目的とする。本論では、こうした個人的なコミュニケーションの発想ではなく、情報システムと法学システムを分けて考察する。法システムの規制は確かに報道の方法、編集の形式に影響しているが、通時的な立法報道の変化を見ると、量的にも質的にも報道の構成と連動しているといい難い。その代わりに、立法という概念の拡大と社会意識への浸透が、より立法の報道を促進するようになったが、その内容は立法審議の情報と必ずしも整合しているわけではない。一部の社会面の記事では、法的問題自身を扱うのではなく、関係者の法認識を通して個人と社会の葛藤という物語を描くところがみられた。

第三章 雑誌における法的問題の構築

—『法律時報』の事例研究を兼ねて

本章は、法律情報誌の編集過程に着目し、法情報の伝達過程を考察することにした。具体的には、日本の法律雑誌『法律時報』における編集の特徴を分析の対象とする。

本稿の問題意識は、法情報の編集をめぐる問題を切り口にして、法律専門家の社会発信を検討しようとするものである。即ち、法律雑誌では、法情報の価値がいかに関与されてきたか、また社会の動向にどのような対応が可能なのか、という問題を検討する。こうした考察は、これまでの法律の出版物に関する検討には殆ど見当たらない。『法律時報』は、昭和初期創刊以来、社会変化との連動を目的として、法律情報発信の最前線を走り続けてきた最も古い法律情報の商業誌である。『法律時報』は、「日本法律ジャーナリズムの元祖」とも言われる¹⁷³。従って、日本における法律雑誌の社会機能を検討する際に、「法律時報」の事例研究は有意義なものと思われる。

本章では、日本における法律雑誌編集の変容を考察するため、『法律時報』の事例研究を行う。研究の構成は次のとおりである。第Ⅰ節では『法律時報』が置かれた情報環境を理解するために、日本における法律雑誌の誕生及び法律雑誌産業の特徴について説明する。第Ⅱ節では草創期の『法律時報』を取り上げ、1929—1937年の間における『法律時報』の構成の変化を通して、形式面から法律雑誌の編集方針の形成とその背景を検討する。第Ⅲ節では、50～60年代の刑事法改正をめぐる『法律時報』の特集を中心に、主題面から法律雑誌というメディアの立場を明らかにする。最後の結論では、法情報発信における専門家メディアの特徴と役割について論ずる。

第一節 法律雑誌というメディア

個別の法律雑誌に焦点をあわせた研究を行う際には、同時代の法律雑誌の全般的な刊行状況も視野に入れることが有意義であろう。残念ながら、日本では法律雑誌の全貌に関する本格的な調査や分析は殆どおこなわれてこなかった。少数の先行研究で、法律雑誌という刊行物について理論的に論じたのが、高橋裕の明治中期法律雑誌に関する研究である。高橋は法テキスト（法情報）を、条文、判例など法源に属する第一次テキスト、と「法源の解釈にあたって、同時に／先行的に／潜在的に理解と解釈との対象となるテキスト群」第二次テキストに分けた上で、「第一次テキスト・第二次テキストは、どのような媒体を通じて生み出され、また社会に提示されていく（か）」という側面から法律雑誌の機能を見ている¹⁷⁴。本論も以上のような法律雑誌の認識に基本的に賛成する。高橋は『大阪攻法会雑誌』の原稿提供者を通して雑誌の位置づけを分析していた。これに対して、本論では著者ではなく、雑誌という編集主体の活動に注目したい。その理由は、日本の法律雑誌の中には、単一の学者発信のフォーラムのみではなく、実用法律雑誌など社会志向の強いメディアも見られるからである。

以上のような構造が法情報の発信にどのような影響を与えたかというのが本題であるが、その前に、なぜ日本の法律雑誌がそうした構造を持っているかについて少し敷衍して説明する必要がある。そのために、次では明治期の法律実用雑誌について概観する。

1.1 実用法律雑誌の形成

周知のように、日本における近代法の体系及び法学学問の枠組みは、日本社会自身のものではなく、明治維新以後の立法作業に伴い、政府主導の形で西洋から導入されたものである。そのような背景は、明治期の法律刊行物にも影響を及ぼしていたように見える。西村捨也の『明治時代法律書解題』の整理を参照すると¹⁷⁵、当時の法情報における社会性

(外部性)は、以下の二点に現れていると思われる。

1点は、外国書の翻訳、紹介や解説が、明治期に最も多く見られた法律書の形態であったということである。特に明治前期（明治1年—明治22年）には約350種類の外国書が翻訳され、後期においても外国法の紹介などを含め約300種類の法律書が出版されている。2点目は、法律に関する刊行物の大部分は官庁から出版されたということである。外国書翻訳の刊行者は、太政官、元老院、司法省や文部省であり、また法令法規の出版も官庁によるものであった。西村は、こうした現象の背後には、法律雑誌の専門性のためにスポンサーがなければ経営が上手くいかないという難題があったことを指摘している¹⁷⁶。

明治中期から、民間の出版は法令の公表以外に、教育、法律相談など生活の側面に目をつけるようになった。そのような法律雑誌は、殆どが主に弁護士関係の民間出版者によるものであり、1、2年以内に休刊するものが多かった。これらの法律雑誌については、残されている資料が少なく、編集や読者に関する情報は断片的にしか残っていない状況である。その中でも現在まで保存された一部の法律雑誌を整理することによって、当時の実用法律雑誌の概観を試みたい。

① 教育関係

明治中期には、各法律学校から数多くの法学講義録が出されていた。これらは、当時法学を学びまた弁護士を志望した学生の教材として提供されたものと思われる。例えば、1889年の『五大法律学校聯合討論会雑誌』は、大学ではなく博聞社の書店から発行された雑誌である。『五大法律学校聯合討論会雑誌』の編集者には、長崎、鹿児島、大分、福井または兵庫、地方の担当もいた。販売の方法は、東京（神保町）での特売だけではなく、地方の大販売や出版社の発行所も動員された¹⁷⁷。このことからすると、『五大法律学校聯合討論会雑誌』の販売範囲は日本全国を及んでおり、相当の読者数があったものと推測できる。

当時の法律雑誌では、講義や学校の情報以外に、受験向けの記事の掲載も見られた。例

えば、1887年に群馬県で創刊された『法律捷徑雑誌』は、論説、問答（読者来信）、講義といった通常の内容以外に、試験の問題用紙も掲載していた（1891年4月号）¹⁷⁸。他にも、1891年に創刊された『政法』は、「行政訴訟之判例、政治法律之精神」を掲載するという趣旨の下に、公務員採用試験の問題も掲載する方針であった。

② 時事解説関係

国会の開会を背景として、明治中期頃から法律の解説や時事的な法律問題についての論説が現れた。1888年に創刊された『政法指針』は「国会審議のため法律経済政治三つの学問を通じる」（創刊詞）ことを目的とし、読者に対する質疑解答（「問答」）を中心に記事を構成した。また、1887年に創刊された『法学速成雑誌』は、創刊の目的で「そのような社会に生活するため、法学に従事にしても一般人にしても法律を知るべきものである……ここでの法は講義の形ではなく、『人身保護の利器』であるとした。『法学速成雑誌』は20号まで東京大学明治新聞雑誌文庫に保存されており、記事の構成は、研究論説の他に、民法、訴訟法、商法、刑法、治罪法等の法理の解説、民刑事の模擬裁判、大審院の判例評釈、単行法律の条文解説を含むものであった。

明治後期に入った後、立法の解説よりも、司法における法律の適用が問題として浮上してきた。これに対応して、法解釈を通して法律知識を伝達する雑誌も現れた。1912年に発行された『法律評論』は、弁護士である高窪喜八郎（その後中央大学法学部の教授となった）個人が創刊した法律雑誌であった。その創刊の目的については、「法律制度と実際の生活との乖離、法律解釈とその適用の不統一による著しき弊害は、学者之を慨き、実務家また之を嘆す」ため、「吾人の見聞し得べき論説判例の全部を網羅し、其の大部分対しては判例学説を引用して之に論評を下し、説明を加へ、以て法律解釈の統一を図ると共に、読者に豊富なる解釈の資料を供し、併せて難解なる法理を平易明晰に解剖分析して其の要を示し、以て国民に広く法律思想の普及を図らんと欲す」ものとされた¹⁷⁹。

③ 法律相談

明治後期から、法律相談といった類型も法律雑誌の中に現れた。その相談者は、雑誌の購読者（会員）に限定されており、ある種のサービスとして雑誌側から提供されていた。

1906年8月に創刊された『法律顧問』は弁護士団体である「法律顧問社」の機関誌であり、その目的は、「法律上の実際問題及研究し会員の質疑に解答するを目的とす」（1906年8月号）とされた。相談の範囲は「民、刑、商事其他一切の法律上の諸問題」であり、その解答が雑誌に掲載される¹⁸⁰。『法律顧問』の法律相談はやや費用が高額であった（月金30銭）が、他により手ごろな値段で利用できる法律雑誌の相談サービスもあった。例えば1904年に創刊された「法律案内」では、「法律上の難事を易解し実際の質疑を丁寧に応答す」、「生まれる法律上の難問を平易に解釈せんがためなり」とする同様の会員制サービスが売り出された。「法律案内」は、2年後に「法律日日」に名称変更されたが、その時点までの会員申込は予想以上に多かったようである¹⁸¹

上述のように、実用法律雑誌への関心は、法制度の整備及び法学教育の拡大に支えられたことが分かる。このような傾向は、後の時代にも続いた。

1.2 法律雑誌という情報源の特徴

日本評論社が運営する法律文献総合 Index(http://www.horitsujiho.jp/hobs/01_sougou.aspx) は、日本で広く使われている法律文献のデータベースの一つである。その中には、(2009年8月の時点で) 1945年以後合計1296誌の法律雑誌（書籍）が記録されている。

現在まで日本の法律雑誌は、2種類の雑誌形態にわけることができる。一つは、法律論文の公刊媒介としての法学紀要（ロー・レビュー）、学会誌、機関誌等の法律・法学の学術雑誌である。もう一つは、司法・立法動向を解説し、また法学教育の補助資料を掲載する商業誌、すなわち法律に関わる実用雑誌である¹⁸²。

まず、学術雑誌について少し敷衍していこう。上述2009年の時点で、日本においては、学会誌及び機関誌を含め法学紀要が200誌以上である¹⁸³。これらの発行元は、いずれも教育

機関、研究団体や研究所等の学術組織である。この学術雑誌においては、刊行母体の構成員（研究者）及び出身者の執筆による論文等が掲載され、それ以外の者による寄稿は基本的には掲載されない。記事の構成は、「論文」、「判例研究」、「書評」などが中心となっており、時には発行母体である大学や学会自身が主催した学術活動の内容が掲載されることもある。刊行の形式については、伝統的には冊子として大学間で交換寄贈される形式が採られているが、近年では電子化や機関リポジトリの浸透によりオンラインでのアクセスも可能になりつつある。法律雑誌の記事数に関する研究によると、これらの媒体が日本において論文刊行の多数を支えるものとなっている¹⁸⁴。

以上のような学術雑誌の特徴としては、①記事の評価基準（査読）は各発行元によるものである（すなわち専門家内部の審査による）こと、②読者が研究者に限定された刊行物であり、社会発信の機能は想定されていないこと、③学術フォーラムとして法学論文を扱い、そこに掲載される論文の質と量が研究者のキャリアに影響することの3点を指摘することができる。商業誌による分担もあり学術雑誌は相対的に発行点数が少ないこと、特に教育機関の紀要が他の分野より安定的に刊行されていることが指摘されている¹⁸⁵。従って、これらの雑誌編集は、法情報の外部性（市場性）に直面する場面が少ないと思われる。そのような背景のために、法律雑誌に関する研究では、法律実務、法学教育、また法学の共同体に対する影響が注目される論点になる。このように、学術雑誌は、発信範囲（読者）の非常に限られた媒体であることに注意すべきである。

その一方で、これまで法律商業誌に関する検討はまだ少ない。商業誌は、研究機関ではなく、民間の出版社が刊行するものである。これらの商業誌は、講読の発行形態が主流であるが、そのほかたとえば「ジュリスト」「法学教室」のような法律雑誌が一般の店頭販売がわれている。こうした販売モデルは、学術的ニーズだけでは説明しきれない、何かの社会性（市場性）によるものと考えられる。

法律雑誌の社会性は、社会に対して法制度の運営についての紹介・解説などの法情報を発

信する点にある。それは、法律雑誌の掲載の内容から窺うことができる。その中で特に注目されるのは、判例及び法改正の資料である。これは、上述のような初期の法律雑誌から一貫しているように思われる。判例について、日本では、明治初期から大審院判決録（1872 年から）が公表され、大正に入ると代わりに民事・刑事のような各法分野の判例集も出るようになった。後ほど、専門の判例集あるいは判例雑誌（判例タイムズなど）に発展してきた。発行者の面では、裁判所や官報だけでなく、弁護士、研究者も伝統的に判例の出版に参加してきた。例えば高木益太郎弁護士が編集した『法律新聞』は、戦前の下級審の判例掲載誌として有名である。また、私法関係の専門雑誌を目指し、1935 年に民法学者の末川博と竹田省が創刊した『民商法雑誌』は判例の収集と研究に力を入れた。その結果、『民商法雑誌』の創刊当初は、研究者だけではなく、弁護士が判例集の代わりに購読していたということも伝えられている¹⁸⁶。それに対して、法改正の資料は、判例のような安定した情報源にはならないが、立法後の法令の理解あるいは普及という役割を意識したものである¹⁸⁷。各法律雑誌では、断片的な記事あるいは特集の形で、立法の情報を掲載することが多く見られる。立法報道の詳細については、本章の第 3 節で扱う刑事法改正の報道を通して紹介するが、判例にせよ立法動向にせよ、実用法律雑誌では、学術雑誌以上に時事性が重視されており、法・法学の社会環境に応じるようとする姿勢がみられる。

学術雑誌の情報発信が著者の研究キャリアの構築に重要な役割を果たすように、実用法律雑誌がそれに関わる人間にとってどの意味を持つのかという課題も議論しうるだろう。これまで、法律雑誌の社会発信に関してはまだ十分検討されていないが、少なくとも以下のような効果が指摘されてきた。

①一つは、法律知識・学説の伝達である。それは、まず法に関する情報を公表する意味を有しており（情報提供）、また法律家にとっては自分の専門作業（法解釈）を修正する素材にもなる。上述の高橋の研究は、このうち後者の意味を示したという側面もある。そうだとすれば、法律雑誌には、単なる一方的な情報の公表ではなく、例えば異なる法分野の専門家、

研究者と実務者、さらに一般人と法律家というような、様々なレベルでの交流を実現しうるようなフォーラム的な効果も期待できるだろう。

②もう一つは、日本の場合、出版書物に関する PR 効果を狙うことである。多くの法律雑誌を刊行する出版社では、同時に法律書物の出版も行われている。学術出版の研究によれば、学術書に対する信頼は分野内部の評価によって支えられているとされる。例えば、本論の素材である日本評論社の『法律時報』及び戦後に刊行された法律雑誌の一つである有斐閣の『ジュリスト』では、少なくとも創刊時には法律出版者としてのブランド戦略という目的が含まれており、法関係書籍の PR 雑誌としての性質を有していたといわれている¹⁸⁸。

ただ、学術誌と商業誌は、完全に切り離せるものではない。両者の著者・編集者層が重なることもあり、論文を掲載する法律実用雑誌も稀ではない。日本の法律雑誌においては、法律専門家（特に研究者）の発信が主流な情報源であるが、学術、言論また実務という、異なる情報の側面を混在させている状況が少なくても存在する。

第二節 法律雑誌の大衆化は可能なのか

一 『法律時報』（1929-1936）の編集過程を素材として

本節の目的は、法専門家による法の一般情報の形成プロセスを明らかにすることである¹⁸⁹。現在まで続く法律一般雑誌（実用雑誌）の伝統は、昭和初期に形成されたものと見られる¹⁹⁰。その中で代表的な法律雑誌が『法律時報』である。

2.1 『法律時報』の誕生

『法律時報』は 1929 年の創刊から現在まで発行が続き、代表的な法律情報誌として広く読まされている。1929 年（昭和 4 年）12 月 1 日に創刊された『法律時報』は、毎月一日の

発行とされている¹⁹¹。発行元は日本評論社¹⁹²であり、定価は 40 銭であった。その後、1930 年に 50 銭に値上げされており、時には頁数の増加によって 60 銭の特別定価も見られる。ちなみに、当時の物価を見ると、『週刊朝日』が 15 銭、美術館の入館料が 50 銭とされており、『法律時報』の価格は、当時の物価水準に照らして安いものではなかったと思われる。その点は、編集者自身も意識していた。値上げについて言及した 1931 年 2 月号の「編集後記」によれば、『法律時報』の値段は「執筆者に十分な物質的保証」を与え、内容の質を維持するためのものとされているが、読者は必ずしもその定価に納得しているわけではない事も見られる¹⁹³。

本稿で取り上げるのは、『法律時報』の第 1 巻（1929 年 12 月 1 日）から第 8 巻（1936 年 12 月 1 日）までである¹⁹⁴。

『法律時報』の定位は、末弘巖太郎の創刊号の「発刊の辞」において以下のように述べられている。

①法律に関する重要な時事問題に対する適時・適切な解説あるいは権威ある評論

②新法令判例其他法律に関する著書論説等法律研究に必要な資料文献を秩序正しく且つなるべく漏れなく集輯紹介すること

③（法律）専門家以外の人々も興味と理解とをもって読み得べき論説、専門以外の人々から法律に関して述べられた権威ある意見、法律理解を助けるに付いて重要な働きをする

このように、編集者は『法律時報』が専門家以外の人に対する法律の「普及機能」、つまり情報発信の側面を持つことを明確に意識していた。そして、80 年代に『商事雑誌』が主催した法律雑誌に関する座談会では、『法律時報』の創刊について、当時日本社会の一般民衆が法律情報に対するニーズの高まりが創刊の背景にあったと語られている¹⁹⁵。また、その法律情報に対する一般民衆のニーズは、法律時報が末弘巖太郎が編集した『現代法学全集』

の大ヒットから生まれた企画であることから読み取ることができる。両者は同じく教養的性質を持つ法律関係書籍というところは共通している。『法律時報』の誕生について、『現代法学全集』の読者を「日本評論社の固定読者として組織化」するために新しい法律雑誌の創立を提案したものであったとする、出版社に在籍した編集者によるエピソードも残されている¹⁹⁶。

一方、昭和前期において、法専門家は、学問的な書物のみではなく、一般に向けた法情報にも手を加えるようになった。その現象は、法情報への拡大した民衆のニーズに対して、専門家発信の「大衆化」が求めるようになることを意味するかもしれない。また、こうした専門家発信の大衆化は、草創期の『法律時報』にとって原稿源の確保にも関連していた。『現代法学全集』の編集作業を通じた末弘と原稿提供者との関係は、後の『法律時報』発行の社会関係資本 (social capital) となったことも指摘される¹⁹⁷。特に、『法律時報』の原稿は、そうした法専門家との密接なネットワークの中で成り立っていた。例えば、創刊号に載せられた著者の情報によれば、三人は東京帝国大学教授であり、その他には東京地方裁判所民事部長、司法省民事局長、大審院判事、司法省書記官がいた。また、法律相談の連載を担当したのも東京法律扶助協会主任弁護士であった。これらの著者は、いずれも当時東大法学教授であった責任編集者末弘厳太郎との間で仕事上の関係を有していた。さらに、『法律時報』の専任の編集者の中にも、以前に末弘の学生であった者がいた¹⁹⁸。

また、「発行の辞」では、雑誌の誌面について、「此雑誌は事法律に関する限り学問上の価値をもつての限り浴衣がけの文章と雖も尚之を載せむとするのである。換言すれば表現の形式方法を自由にすることによって與へらるべき法律智識の内容と種類とを豊富にせむとするのが雑誌の特色である」と述べられている。ここには、法律の有効な伝達は、内容の「通俗化」によるのではなく、文の構造・形式の工夫を通して達成できるという考え方があ現れている。『法律時報』の誌面には、特集の論説を目玉として、巻頭言・口絵・随想文・新刊批判・資料・判例・新法令・学術文献・法律相談・法律時事・編集後記・読者カードなどが

掲載されていた。当時の法律雑誌と比べると、多彩な情報形態が特徴である。

「法律知識の大衆化」のような理念の下で生まれてきた『法律時報』は、法学の社会発信を強く意識した媒体であったが、これに対する社会（読者側）の反応も良好であった。創刊当時、最初の申込は 1500000 部、申込金の総額が 30 万円に至ったとされる¹⁹⁹。

法律時報の編集と同時期、末弘厳太郎が責任編集者として 1935 年の『現代法令全集』（全 18 巻）、1936 年の『新法学全集』（全 40 巻）が日本評論社から出版された。これらの法律書のヒットは、またその時期の日本評論社にとって経営上の大きな支えとなった²⁰⁰。ただ、戦争の影響により、雑誌の編集は戦時の言論統制²⁰¹、編集者の流失²⁰²、また用紙調達の困難²⁰³等の問題に直面し、日本評論社の経営は 1952 年新会社を成立したまで苦しい時期が続いた。それにしても、法律時報は長期間の休刊をせず、戦中にも刊行が続けられた少数の雑誌であった。

2.2 『法律時報』の編集観

上述の「発行の辞」のように、『法律時報』の目的は、①法律時事問題に対して適切な解説評論を提示すること、②新法令判例その他法律に関する法律研究に必要な資料文献を収集・紹介すること、③法律について専門家以外の人々の関心と理解を得ること、という 3 つがあった。本稿は、このうち①③を社会志向、②を専門志向と捉える。『法律時報』では、法律情報に関するこのような 2 つの志向が、対立するものではなく、融合しうるものとされている。それを可能にしたのは、『法律情報』の独自の情報観である。本稿では、法律時報における編集方針の創立過程を解明するため、編集後記のテキストにも注目する。編集後記は、記事特集の趣旨、著者とのやりとりから発行の状況などの雑誌の運営に関するものとして、毎回雑誌の最後に掲載されるものである。本来、それは雑誌が提供する本体の内容をなすものではないが、編集部つまり発行者の立場から雑誌の意義などを解説する役割を有するものである。編集後記には、著者や読者の意見に対する応答もしばしば載せられ、編集者—読者—著者の三者のコミュニケーションの場もなっていた。

その他に、本稿は当時責任編集者であった末弘嚴太郎の執筆活動も視野に入れることにする。上述のように、当時の法律時報では、編集部にしても執筆陣に関しても末弘嚴太郎の影響力が無視できないものであったためである²⁰⁴。本稿では、末弘自身の情報観²⁰⁵を参照することによって、法律時報における編集の出発点を確認できるように思われる。

(1) データ性

目的②のように、『法律時報』が求めるものは、研究または社会生活に役立つ資料である。そのような資料志向は以下では「データ性」と呼ぶことにする。『法律時報』においては、データ性の典型としては、例えば判例要旨、文献月報、新法令といった項目がある。これらは、読者の興味を引き出すものというよりも、関連要素を簡潔かつ機械的に組み合わせるものである。要するに、研究などの特定の目的以外では、読者が読む機会の少ないものである。また、これらの資料作成は、特別な能力を必要とする作業でないため、編集者自身が行うことも可能である。文献月法や新法令などの資料作成は、創刊当時から編集部の作業であり、1933年の1月号以後は判例要旨の作成も編集部の作業に回されることになった。『法律時報』のデータ性は、資料の項目に限られるものではなく、他の文体にもデータとしての側面があるとされる。具体的には、口絵を挙げることができる。1930年3月号では「本誌の口絵は、他の法律雑誌のそれと断然趣を異にした存在を保っておる。法律に関係あり、しかも学術的に興味あり歴史的に貴重な材料」(編集後記より)を収集しようとしたものであるとされている。口絵には意識的に資料写真、司法漫画などが使用され、時には口絵に解説を付す例も見られる。このように、口絵も資料としての機能を担うテキストになっている。

このようなデータ性の背後には、社会の現実に応じた法のあり方を重視するという考え方がある。その考えは、末弘が同時期に発表した「物権法」、「役人学三則」及び「嘘の効用」の中に見られる。末弘は、当時の日本の法学の「技術志向」を強く批判し、いわゆる条文の解釈を既存の条文における概念の演繹に止まっている法学作業を問題視していた。これに対して、末弘が提唱したのは、ある社会における法の実現過程(law in action)を重視すべきと

する考え方である。末弘は、法の実現過程を知るための手段として、早い時期から新聞のようなメディアに期待を寄せていた。彼は最初の著作である「物権法」の中で、新聞が現実を知るための有用な素材であると位置づけていた。

上述の「発行の辞」に述べたように、「法律時報」もまた新聞と同様に、法の社会運用の「現実」を掲載するメディアとして当時の法律時報編集部（末弘）が想定していた。ただし、『法律時報』が一般の新聞との間に読者設定は異なっている。従って、一般人に対する法情報と専門家対する法情報とは同じ内容なものなのか、いずれ両者が同じ内容（メッセージ）であるとしても、その内容を同じ表現方法で編集されていたのか、については自明なことではない。『法律時報』のデータ性の展開、つまり誰のため、どのような情報を扱うことは後ほど編集組織とその編集やり取りで改めて検討する。

（２） 即時（時報）性

雑誌の即時性は、雑誌が情報対象の変化に応じる報道の対応速度のことを意味する。それを理解するために、たとえば新聞の例を取り上げる。新聞は、日刊の形であるかぎり、ある一日のうちに発生した社会の出来ことを速やかに報道することが期待される。新聞にとって、即時性は、まずその媒体の刊行時間に縛られ、従って掲載される情報、また取材の範囲に影響を及ぼす。そこで、新聞で掲載された「現実」は、その時間また取材のネットワークで収集しうる情報から生み出すものであるように解釈できる。そうした解釈に従えば、即時性は当該媒介がどのような情報ネットワークを持つこと、またどのような「現実」を採用することを知らるためのツールでもある。

法律時報も、自ら発信者としての即時性を重視していた。しかし、その即時性の意味は一般の新聞とはやや異なっている。その違いは、主に次の二つの点にある。

まず、内容的に、時事に対する反応は、「決してジャーナリズム的な興味にのみ終始するものではない、それは普遍的な学問的生命に富んだものであった」（編集後記・1930年6月号）とされる。つまり、『法律時報』に掲載される文章は、必ずしも社会問題の関心度によ

って縛られるわけではない。例えば、法哲学（1931年10月号のケルゼン特集）や法思想史（1933年8月号に掲載された「明治法学史における一学派」）の内容を論説で大きく取り上げる場合も見られる。

また、『法律時報』の即時性は、雑誌の構成の中にも反映されていた。「判例判旨」、「新法令」、「文献月報」「新刊批判」（近時法律関係の出版物に関する紹介、いわゆる書評）では、発行前の月に現れた判決、立法動向、論文や書籍を整理するものである。編集部自身の整理にしても、法学研究者が担当するものにしても、その素材対象の範囲は前回の発行日から今回の入稿日まで限定されている。それに対して、論説の部分は、社会の現実問題とは言え、各文章の間に必ず客観的な時間軸を定められているわけではない。つまり、その場合の即時性は、各著者に託された面も考えられる。ただし、特集の場合は、『法律時報』が特に国会の会期、つまり立法過程の進行を意識するような傾向が強く見られる。

要するに、法律時報における即時性は、一見客観的な時の流れに沿うものに見えるが、実に文体の変化と共に異なる決定過程に従う部分もある。特に、リストから論文へ、文体の要求によって雑誌がより編集者の意思を強く反映するようになっていた。

（3）情報の質の重視

末弘厳太郎は、民法学者でありながら、大正時代において「華々しい評論活動」（戒能・1951）を行い、また編集者として法律情報誌『法律時報』を作り上げた人物である。そのような活発な情報発信の背後で、彼は社会に対する法律知識の普及を狙っていた²⁰⁶。末弘は、その法律普及の目標について、末弘が『時事雑感』という時評で以下のように述べていた。

「世上法律の門外漢は動ともすると法律の力を過信して法律を以ってすれば何でも出来るやうに思ひ易い。所が法律にも自ら其及び得る可き力に限界がある。法律を以てする干渉が反って被害を生みやすい事柄もある。然るに法律の門外漢は其の事に気がつかないのである。

その故に吾々日常正しい法律知識の普及に努力している者は、一面法律知識を一般に普及すると同時に、法律の社会的機能を明らかにして其力の社会上正に及び得るべき合理的範囲を明らかにすることが非常に必要である。」

——「改造」昭和5年2月号

法律時報の草創期の雑誌の編集では、専門家以外の読者が意識されていたが、そこでは末弘の考えるような「適当な解説」が前提とされていた。そして、上述の引用が示しているように、「適切な解説」に関して最も重視されたのは、単なる法の「活用術」ではなく、社会全体の中で法の役割を如何に理解するかという点である。ここにおいて、「門外漢」と法律普及者の差は、法律知識の量的な差ではなく、理解（質）の違いにあるとされる。

情報の質の問題に関する末弘の考え方は、新聞における司法・立法の関係記事に対する評価から抽出することができる。末弘は、1930年2月の法律時評において、ある交通事故について、新聞の報道が「法学部一年生でさえ勉強すれば分かる」被害者の過失責任に重点を置くことを問題視していた。このような考えから分かるように、末弘の立場に従えば、新聞記事と法律家の発信との区別は、事実の切り口、つまり法的問題をどのような社会関心と結びつけるかということにある。つまり、単なる情報の正確さのみならず、情報の発信によって適切な社会関心を喚起しうるかという点こそ法律情報の質を理解する上でのポイントである。また、新聞の問題点は、法の問題をめぐる情報提供の完全度にあるとされる。1933年8月号『法律時報』において、編集部は、来年国会立法の争点を中心に特集を企画した。その意図は、「新聞紙における報道は極めて概括である」ため、『法律時報』が市民に対して情報を補充することにあるとされた（編集後記）。また、1936年に掲載された『読者カード』の意見に対する応答の中には、「法律・法学上の時事的な動きを中心にあるいは解説を試みあるいは（新刊）紹介に努め或いは批判」することの目的は、「正しき判断の材料を供し、適切な解説を与えること」にあるとする編集者の理念が語られていた（編集後記より・1936

年 12 月)

(4) 文体の柔軟化

上述のように、法律時報の誌面では他の専門誌と異なり、論説の他に随想、法律相談など、一般誌がよく使用した形式導入しようとしていた。『法律時報』の当初の目標は、法学学問の質を維持しつつ、一般市民の教養誌としての価値（「学術の外に少し読みでのあるもの」1930 年 6 号）を実現しようとするものであった。その両者のバランスに関する戦略の一つは、①②ので指摘したような社会の現実に対する即時的な反応である。もう一つは、特に法律の問題について柔軟に語る随想、または読者と交流するような法律相談などの新たな形式の法律記事の掲載である。

そのような新たな形式に関して、まず責任編集者である末弘自らが様々な試みを行っていた。雑誌編集の作業と同時に、末弘は、創刊から 1937 年まではほぼ毎回巻頭言、法律時評を担当し、また 1935 年 3 月号から「民法雑記帳」の連載なども含め、論説、新刊批判、法律相談など幅広いかつ多様な記事を『法律時報』に提供していた。新法令、判例、文献月報など資料部分を除いて、末弘は、当時の『法律時報』の全ての文体に挑戦したと言っても過言ではない。そのような表現の柔軟化については、専門家の立場からも評価される点がある。それは、法律時評のような法制度・現象をめぐるエッセーが、ある意味で問題提起の機能を持っていることである（戒能・1952）。つまり、法律時評を通して、法律専門家は法律問題の背景にある社会の現実を認識できるようになっていた。法律時評の「時」は、単なる社会の時事の意味ではなく、法の世界にもコミットしており、それが研究課題に転換される可能性も十分考えられるものであった。『法律時報』に対して、どのような記事の文体が求められたか、また誌面の変動原因は何かといった問いについては、以下の編集過程において考察する。

2.3 草創期における『法律時報』の編集—1929 年～1937 年の編集後記を中心に

先に述べたように、法律時報の編集部は、当初は日本評論社に置かれ、第2巻5.6号から独立した編集部(2人)が置かれるようになった²⁰⁷。当時の法律時報は、一冊の雑誌を作成するために必要な作業を、極めて少数の編集者で行っていたことが分かる²⁰⁸。

法情報の専門性(学術性)を考えると、法律雑誌は学術書の出版と共通する側面もある。佐藤侑哉＝芳賀学＝山田真茂留の研究は、日本の四つの学術出版社に関する組織アイデンティティの事例研究を通じて、学術書の編集者像を整理しながら、特に日本における学術書編集者の役割と学術(研究)領域との関係の実態を解明するものである。その研究(学術出版モデルと呼ぶ)は、特に同じく市場と専門性のバランスという問題に直面する「法律時報」の編集を検討する上でも重要なヒントを与えてくれるように思われる。

こうした学術出版モデルによると、学術書の編集過程は、企画の立案、原稿の獲得、編集作業という三つの業務に分類されている。日本における学術書の編集者は、単なる文章の表現あるいは体裁の調整など形式的な編集ではなく、テキストの内容設計まで参与し、書籍の学術性と採算性とのバランスを把握する役割を果たしていることが指摘された²⁰⁹。ところが、専門家である著者と編集者の関係は、一方で書籍の制作や社会流通に関して相互扶助的な性格を持っているが、他方で収益の獲得、出版スケジュールの管理や読みやすさの配慮などの点について両者の間の認識差や衝突が発生しうるとされる²¹⁰。

以上のような学術出版モデルと違って、当時の『法律時報』編集過程では、編集者一著者という役割分担が曖昧である。当時の「法律時報」は、責任編集と編集員という二段階の編集体制を取っていた。多くの場合、企画立案、または具体的な執筆者の選定は、当時の責任編集である末弘厳太郎に一任されたようである²¹¹。その他の具体的な編集作業、例えば校正作業など形式を主に取扱う部分が編集員に回られるようになっていた。上述のように、末弘は雑誌の企画を担当しながら、「法律時評」などの連載も執筆していた。要するに、当時の「法律時報」においては、彼が著者と編集者二役を演じていたように見える。そして、一般の編集員もテキストの編集以外に、判例整理、新法令または文献月報、資料の部分を担当し

ていた。そういう意味で、当時の『法律時報』の編集者全員が、同時に著者としての一面を有していたといえる。従って、『法律時報』においては、「専門家と一般人の編集者」のような著者と編集者の距離とは異なり、編集者が専門家に近い立場となっていた²¹²。その組織上の特徴は、第2節に指摘したようなデータ性、即時性、情報の質及び文体の多様性とどのように関係しているのかを以下で確認したい。

(1) データ性

責任編集者である末弘は、自らの専門の立場から企画や提案することが少なくなった。民法、労働法、立法または法社会学など末弘巖太郎の多様な法学的問題関心は、当時の『法律時報』の誌面で労働立法の関連記事、「借地借家」の特集（1933年8月）などに現れており、これらの特集は市場においても学界においても好評の記事となっていた。また、当時の『法律時報』では、表紙に末弘巖太郎責任編集と明記され、巻頭言、法律時評、民法雑記帳（民法問題に取り扱えるエッセー）などを末弘が毎月執筆するようになっていた。その上、編集部編集プランに目を通し、示唆を与えることもあったようである²¹³。従って、『法律時報』は、法律時事問題、民衆に関わる法律を取り上げる方針でありながら、その「時事」「社会」「民衆」の中身は、編集者個人の情報接触状況に影響されていたことが創造できる。実際、当時の『法律時報』の素材論点に関して、末弘が自らの新聞を閲覧して収集してきたことも記録されている²¹⁴。つまり、当時の『法律時報』が提供した法情報（データ）のあり方は、その時代の状況に直接応じたものというより、その素材選択と書き方の決定過程において編集者である末弘個人の偏向を含むものであったと言わざるを得ない。

データについては、判例、文献と新法令のような資料の部分も『法律時報』の重要なパーツであり、当時それを作成するのは編集部の仕事となっていた。そのような資料は、限定された内容である上、限定した時期（一ヶ月）を扱うものであり、固定した項目の多い部分である。事情概要、または文献のタイトル・著者・刊行情報など書誌的なデータに関する整理が作業の中心である。データベースとして確固とした資料部分には、著者の意図を排除し、

資料の客観性を追求する姿勢が窺える。客観性を維持し、文章化されないままの資料は、司法実務・法学研究に向けた実用的なものとして売り出す方針であった。

上述のように、『法律時報』におけるデータの種類の種類は、その生産過程から見れば、専門家が主導した記事と編集者が作成した資料という 2 つのパターンに分けることができる。前者は、法的な 이슈 をめぐって、法知識・法的思考を通じて社会の現実を解釈する側面がある。そこでの資料は、例えばある法律が社会的にどのような意味を持っていたか（満州慣習調査の特集）、立法された法律が社会で受け入れられるかどうかという反応などの予測（労働立法の特集）を、法解釈また立法においてはいくつかの解釈の社会に与える反響を知るためのものである。その資料は、法学研究つまり法律問題の妥当的な解決を探るために、規範的な側面において有意義である。後者は、立法の情報・判例・法学文献など法システムにおける動向、即ち法の事実的な側面を扱っているように思われる。そこで、法学的な背景のない人でもデータを作成できる部分と見られる²¹⁵。ただ、そのようなデータは、記事のようなメッセージ性が弱く、その意味に関しては読み手の理解に依存するものとも言えるだろう。

(2) 「時間」と情報の質

こうした状況は、次の「即時性」「情報の質」においても基本的に同様である。立法、裁判のいずれにしても、それぞれの領域の動向次第という面がある。これに対して、研究論考に関しては、客観的な時間の流れに依存していないため、企画立案においては編集者と著者との協力としての性格を帯びることになるだろう。例えば、1933 年 8 月の論考「明治法学史における一學派」は、「専門誌も通俗誌も掲載しないもの」（編集後記より）であるが、法学研究上重要な意義を持つ（情報の質）ため、『法律時報』で取り扱うことになった。そのような独特な「時間」の組み立て方は、また一般の時事向けの雑誌・新聞と異なっている。

そのような時間性の形成は、『法律時報』と法律専門者の関係から検討することができる。専門雑誌であれジャーナリズムであれ、雑誌として常に重要なのは、原稿を如何に集めるか

という現実の問題である。『法律時報』では一般的な投稿よりも、原稿依頼の形が多いといわれた。従って、原稿源を確保するために、編集者と著者との安定的な繋がりが『法律時報』にとって重要な意味を持つことになる。そういう意味で、末弘が『法律時報』の責任編集者を担当したことには、成功した『現代法学全集』の人気に乗じたということ以外に、法学者末弘の影響力を通じて法律専門家である執筆陣とのネットワークを構築しようとする意図もあったと考えられる。編集部と法律専門家とのコミュニケーションは、また直接に雑誌の内容に反映されるケースもある。当時の「編集後記」には、主に雑誌の内容に関わるものであるが、時報に対する他の学者の意見を載せる時もあった。その「編集後記」に意見を載せた学者が、後ほど著者として原稿を提供したケースも稀ではない（1930年2月号及び1933年4月編集後記より）。こうした当時の「法律時報」は、しばしば編集者と著者との間の編集以外のコミュニケーションを伴うものであり、また場合によって原稿の獲得につながるような編集の戦略も現れる。また、法律専門家による執筆以外に、そういった法専門家と編集者との関係は情報の構成に影響し、法学的な評価など法情報の質を判断する機能もあると推定できるだろう。

③文体の多元化

文体に関しての構成の変化は、『法律時報』の形成期に早くも現れてきた。文体の柔軟性を最も全面に出す随想は、実際に1937年までの『法律時報』において最も形式面で変動した部分である。その変動は、主に篇幅の圧縮と著者の固定化にある。随想は、創刊号では10頁であったが、1933年に入ると3-4頁のみの状況が続いている。またその構成は、単独のエッセーから連載の形に収斂し、そのテーマも掲載該当雑誌の特集などの企画とは無関係の場合が多いように見られる。

1929年から1933年までの間、『法律時報』は編集方針の修正を行っていた。1930年の『法律時報』は、創刊した翌年に早くも専門家からの支持を得ることができたが、「一般読者」に関しては、採算上の困難で通俗誌と同様の一般販売の断念というような「挫折」もあった。

立案過程において、その文体の柔軟性を維持するのは簡単ではない。なぜなら、法律の専門性による原稿収集の困難を無視できないからである。第2巻第1号、つまり法律時報の第2弾では、法律時報の編集は「一定のプランに基づいていなければならないと同時に、他方高い学問的価値を問われるものである」ため、執筆者の選択範囲が限られているという事情が指摘された（1937年1月編集後記より）。そのような原稿提供の問題は、立法に関する特集の原稿集めにも現れていた。例えば、1932年3月の『法律時報』は、国会立法期の審議に対応するため、関係各官庁の担当者に原稿を依頼したところ、司法省と社会局の2つの原稿しか集まらなかった。それに対して、1933年11月号は、立法関係者の原稿ではなく、法学者による立法者の学説の整理を掲載していた。その関係で、内容的には1932年より広い範囲の情報提供、いわゆるデータ性が保証されたが専門論説としての分かりにくさに伴なることも考えられる。要するに、『法律時報』の実際の編集過程では、文体の柔軟性という編集理念に関する温度差が見られる。

注意すべきなのは、読者も文体の柔軟性に対する違和感を示したことがあるということである。1931年4月の編集後記で掲載された読者意見は、研究論文への関心を示しつつ、新聞解説の廃止と実務向けの評論形式を希望していた。それと同様に、1936年の『読者カード』の意見では、判例文献などの紹介の充実及び掲載法分野の拡大について強い関心を持っているが、法律時評に対してはやや冷淡な態度が見られる（1936年6/7号編集後記より）。

情報へのアクセスの観点からすると、文体の柔軟性はテキストの分かりやすさに関連するファクターであるように思われる。テキストのわかりやすさとは、専門的な法の知識を発信する場合に、専門的な用語、または学術的な論述を避け、日常生活の経験に照らして説明することである。ただし、上述のように、編集過程においては、そのような柔軟性への要求を満足するようなテキストは、特定の著者に依存する傾向が見られる。長期的には、原稿確保のような組織的な条件から、当時末弘が重視したテキストの分かりやすさを維持するのは難しいと言わざるを得ない。その一方、大学の法学（教育）に関連する内容を重視する傾

向を強め、法学者（研究者）以外に法律の学習者を「法律時報」の読者群として固着させようといった意図が見られる。

〔考察〕

本節では、『法律時報』草創期の10年間に限って、分量、著者及び表現の構成などの編集過程の特徴から検討してみた。そこでは、以下のような特徴が見られる。

① 法律雑誌のネットワーク

上述のように、『法律時報』は、専門資料を提供する専門志向と、法に関する世論形成としての世論志向という2つの目的がある。これに応じて、筆者が、2つの異なるモデルを設けて整理すると、下記のように簡潔にまとめようとする。

（図1）

項目	世論モデル	資料モデル
著者	限定の法学者、関連領域（立法過程）の関係者	各法分野の研究者を中心に編集者
文体	評論、連載、口絵、論説	論説、判例、立法動向、文献リスト
テーマ	著者の判断に依存する	時期、また争点を中心に
編集	著者の自由度高い。 原稿取りの困難さ	編集者の主体性高い 原稿管理の容易さ

書誌的な観点からみると、専門知識の要求が少ない、時評、随筆、口絵などの文体は、一般人がよりアクセスしやすいテキストとなっている。「世論モデル」のテキスト群は、一般の社会発信に向けて、法情報のネットワークを拡大するための重要な試みのように思われる。Ⅲに示したように、『法律時報』の一つの目標は、雑誌の記事を通じて、当時一流の法

学者または裁判官の言説を世の中に流通させようということにある。ただ、その戦略の成功は、読者層を拡大するときではなく、法学思考志向の強い（法学研究・司法実務の関係者以外、法学部生・受験生など法学教育の受け側）人々のニーズに向かうときに実現してきた。従って、「法律雑誌」は、当時の社会経験に合わせた雑談のスタイルから、法的専門知（学説、解釈技術）をより強調する傾向が見られた。その表現方法では、事例の選択に法的専門知が要求され、つまり書き手の能力を求める構成のように思われる。その傾向は、評論（随筆）と専門資料との間の掲載形式の変化だけでも例証することができるだろう

② 法律の大衆化から法律家の大衆化

『法律時報』に関する事例研究からは、社会発信志向の強い評論（随筆）のような法情報の社会性に注目する形式から（「世論的モデル」）、法学研究教育・裁判実践というより「専門的」な言説（「資料的モデル」）に縮減される傾向が分かれる法律雑誌は、世論への影響といったジャーナリスト的な要素を取り入れようとしても、編集過程上の困難によって広い範囲の読者とのネットワークが実現しにくくなるということを意味する。つまり、法律ジャーナリズムの成立は、記事の分かりやすさによる読者の拡大ではなく、固定した読者群（専門家）によって支えられるのである。また、出版社にとって法律雑誌のネットワークは、法律書籍の作成に有用な資源であり、法律雑誌の掲載連載から法律本の刊行へという両者の連帯がよく編集過程で見られる²¹⁶。

第三節 法律雑誌と立法

——戦後刑事法改正と『法律時報』

前節は『法律時報』の草創期の編集過程を通して、法律雑誌というメディアの発信特徴を検討した。草創期の編集方針の変化から分かるように、読者層また原稿の維持などのメディア自身の事情によって、書き方や内容の設定などの形式面で法が日常会話から離れ、そうし

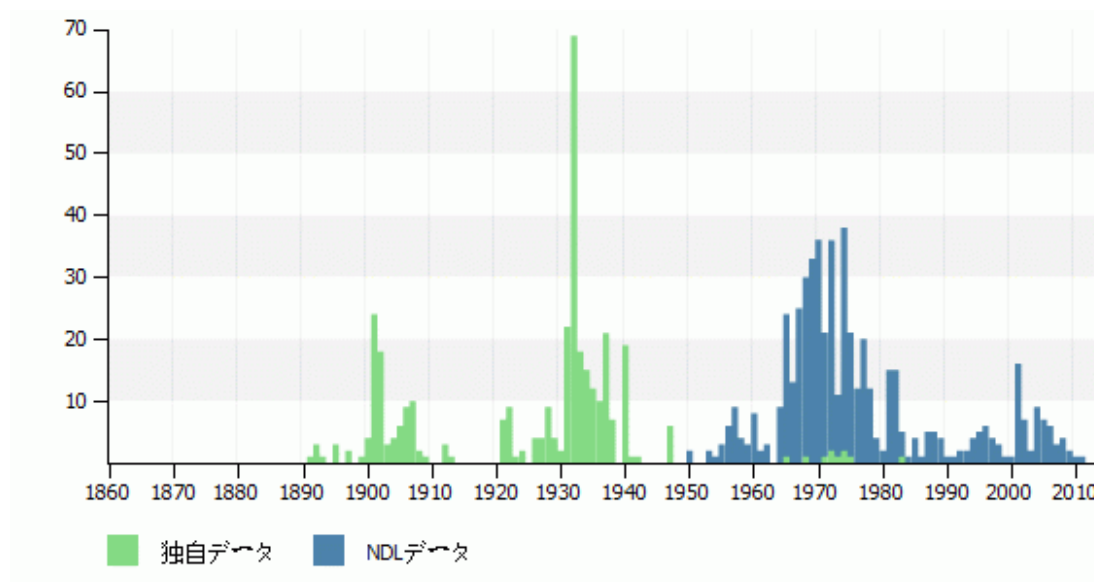
た大衆的志向が実現しにくい傾向がある。本節では、主題面から法律雑誌発信の社会効果を考察する。その内容面とは、特定の事例をめぐる法律雑誌の報道における記事の構成、情報提供者及び話題の選択である。

前章の新聞分析との比較を可能にするために、ここでは同様に刑事法改正（刑事訴訟法）を素材にしたいが、刑法改正の関係記事でもしばしば刑事訴訟法の改正に言及されるため、ここでは刑法改正を含め広く刑事法改正の報道を念頭に置く。また、法律雑誌自体の通時的検討を兼ねて、本節の事例研究は同じく『法律時報』を素材にする²¹⁷。

3.1 概説： 刑法改正の情報発信

雑誌記事索引集成データベース（<http://zassaku-plus.com/>）で「刑法改正」をキーワードに日本全国 1886 年以後の雑誌記事を検索したところ、合計 903 件の記事がヒットし、その殆どは法律関係の雑誌である。その結果²¹⁸を図式化に以下のように表示する。

（図 2）



以上のデータは、日本国内で公表された刑法改正に言及した記事に関して特定の単語を基準に抽出したものである。この中では、1901-1906 年（第 1 期）、1931-1940 年（第 2 期）、

1955—1985 年（第 3 期）、三つのブーム期が見られる。

1901-1906 年期間は、主に現行刑法（1907 年施行公表）の立法過程をめぐる議論であり、発信者は主に大学研究者と弁護士であり、その掲載媒体としては大学の法学紀要または『法律新聞』など弁護士が刊行した出版物がよく見られる。ただ、少数の評論が無記名の形で一般情報誌に掲載されたこともある²¹⁹。

1931-1940 年の刑法改正について、刑法の全面改正の試みとして改正刑法仮案の公表（総則は 1931 年、仮案の発表は 1940 年）をめぐって全体の議論を紹介する性質の論文が複数公表されたことが分かる。たとえば実用雑誌である「警察研究」に 1931 年連載した『刑法改正の諸問題』（1-10）と 1940 年連載した『刑法改正の諸問題—改正刑法例案各則論評』（1-6）は、刑法改正に関する解説の中に射程の広さという意味で無視できない刑事法改正の関連記事であった。そのように、この時期は、法律（系）実用雑誌が刑法改正の議論に重要な地位を占め始めた²²⁰。

1956—1985 年の第 3 期は、同じく全面改正の動きに関わるものである。その立法過程では、1956 年の刑法改正準備会の発足を契機に、法務省が刑法の全面改正を試みていた。しかし、一連の草案—1961 年「改正刑法準備草案」、1972 年「改正刑法草案」、1976 年「刑法の全面改正について」（中間報告）—に対しては、一方で弁護士会を中心に処罰の範囲と程度の拡大・強化する重罰化の批判が強く、全国各地の弁護士会組織が市民集会、関係書類・映画の出版・公開を通して、刑法改正阻止運動を盛り上げた²²¹。他方、特に 1970 年前後から改正作業に疑問を感じた刑法学者を中心に、論文・学会報告などを通じて刑法改正の批判が進められるようになった。1976 年中間報告で法務省が法制審議会の答申に対して実質的な修正を加えた極めて異例のやり方は、そうした法律専門家を中心とする強い反対運動の影響とされた²²²。

その後、1981 年に法務省が日弁連との意見交換会を行い、「刑法改正作業の当面の方針」「保安処分制度（刑事局案）の骨子」などの修正案を提示したが、弁護士や学会などの反対

を説得するには至らなかった。結局、改正刑法の草案は、棚上げになり、議会での立法審議も行われなかった。

上述の改正刑法草案内容の評価についての考察は、本論の問題関心ではない²²³。ただし、明治期及び戦後初期の立法過程と違って、その時期の刑法改正動向では、元々政府行動を主導した立法のコミュニケーション過程に法律専門家の言説が加えられ、最終的に立法の阻止が成功したところが意味深い。当時、論文の公表、講演会の開催など法律専門家の取り組みは、いずれも法制度の解説をしながら、意見の陳述にあたる情報の発信行為である。つまり、その時期の法律専門家は、情報の提供を通して立法への提言効果を狙たと推測できる。そのような認識に一致するように、第三期の雑誌報道では記事の数が最も多く（423件、全記事の47%）、継続期間も最も長い（第1期は5年、第2期は9年、第3期は29年）という現象が確認できる。また実用雑誌の発展により、『法律ひろば』、『法学セミナー』、『ジュリスト』、『法律時報』などの実用雑誌が、第2期からの伝統を引き継ぎ、研究者の枠を超えて、実務家及び実際の立法審議に参加した官僚など多彩の執筆陣を取り込むようになった。座談会など論文以外の文体様式もこの時期の特徴である。

3.2 戦後の『法律時報』

草創期の伝統を引き継ぎ、戦後の法律時報は、法制度あるいは法学に関わる情報の社会発信を狙う雑誌として発展してきた。ただし、「時事問題の解説」「研究資料の提供」「法律智識の普及」といった三つの趣旨の間には、やや温度差が見られる。特に、創刊当時の「法律の大衆化」を思わせる取り組みではなく、法律学習者及び研究者向けの記事が一層強化するような体制である。

研究者である末弘厳太郎が創刊した法律時報は、戦後も法學研究者と密接な関係を維持し続けている。戦後の法律時報は1945年の10月から始まった。その際に、「万事につき『道理』を重んずる気風をすることが此際の我国にとって何より大事であると吾々は考へておる」

と巻頭号に綴られていた。もちろん、そこでの「道理」とは法的議論を通して社会問題を表現することであり、「吾々」とは法学研究者や法律実務者を表すことになる。こうした法律専門家の声（「吾々の考え」）を発信する姿勢は、法律時報の編集部と法学研究者の関係という組織の側面から読み取ることもできる。

まず、編集体制から見れば、責任編集者への就任は出版社側の決定ではなく、前任の法学者による指名という方式を取っている。末弘厳太郎が亡くなった後、法律時報の誕生当時から記事の提供などを通して時報の編集と関わった、末弘と同じ法社会学者である弟子の戒能通孝が担当した。同様に、次に編集者になった野村平爾も前任者からの推薦で浮上した。ただ、2000年以降、編集委員会方式を採用することになった。そのやり方は、民法、商法、刑法など各分野から1人ずつのメンバーが3ヶ月に1回集まって、雑誌の「特集」に関する企画を決定することである²²⁴。

まだ、研究会の活動は戦後の法律時報における法学研究との新たな接点となった。法律時報 1000号記念企画（80巻10号）の「研究会活動のあゆみ」では、民事法研究会、刑事法研究会、取引法研究会、法律行為研究会また労働判例研究会の状況が紹介されていた。その記述によれば、法律時報は、一方ではそれらの研究会成果を活かして判例と各分野の研究動向の関係記事を確保し、他方、研究会に対して会議場所の提供など研究会の運営を協力していた。このことから、法律時報が雑誌の文面を超えて、深く研究活動を参与している情報メディアであることがわかる。

そして、そのデータ性を強化するものとして、雑誌関連の単行本の刊行も目立つようになった。単行本の多くは、法律文献の目次、立法過程の関係文献など資料価値のある記事の集合である。研究の作業にとって、『法律時報』は単なる時事的な法律問題だけではなく、資料の収集と整理までのサービスを提供するような組織でもある。その延長線で、2000年後日本評論社は法律文献のデータベースにも事業を拡大し情報技術の変化とともに法律情報の電子化を進めてきた。今では、同データベースは、日本の法律文献に関する主流のデータベース

として広く知られている。このように、戦後の『法律時報』は、単なる一つの雑誌ではなく、法情報に関わる複合的な情報システムにまで発展してきた。

3.3 『法律時報』の刑法改正報道（1953年—1975年）

『法律時報』での刑事法改正報道は、上述の第2期から始まったのである。本論が特に注目したいのは、刑法改正に関わる特集の企画である。前節のように、『法律時報』の特集は、時事性を重視しながら、編集側の特徴をより反映するようになっている。特集の特徴について、以下、側面を分けて簡潔に紹介する。文体面では、論説論文が最も多い形式であるが、特集の中には座談会（11件）、研究者に対するアンケート（3件）、また法律草案（仮案）、日弁会など特定の団体による立法意見といった資料（4件）も掲載された。また、執筆者の構成では、当時大学機関に在籍した法学研究者が主な分量を担っていたが、弁護士、議員、判事、また立法過程に関わる官僚は特に論文以外の記事でしばしば現れる。ただし、通時的に見ると、刑事法改正の特集（1982年5月）以後、刑事法改正関係の記事（9件）は特集化されず、報道構成上も論文の単一形で、座談会、資料などの情報も現れていなかった。要するに、『法律時報』で刑事法改正に関する本格の報道は50～70年に集中していることが記事数また文体の変化から分かる。

なぜ『法律時報』の刑事法改正報道には、そのような傾向が見られるのか。明治大正の立法期においては、それは立法と法律雑誌の連動により説明されたが、この時期においては、更に2つの要因を指摘する必要がある。まず、報道の話題性について考察する。前にも述べたように、少なくとも90年代後半以後は、少年法改正、裁判員制度など刑事制度の改革が相次ぎ、刑事立法の時代として学者の間にも認識されている。その時期の刑事法については、社会の関心からしても、制度のあり方など専門の関心からしても、話題性があるように見える。また、報道の情報源について考察する。他メディアの状況を見ると、前章の新聞分析による1990年代末からの刑事法の立法報道は、これまでより高い密度と広度の記事群で構成

されている。一般メディアとしての新聞でさえ立法に関わる情報を確保できたとすれば、元々法律学習及び研究者の養成に力を入れた『法律時報』であれば、より豊かな社会関係資本により情報源が保たれているはずである。そうすると、一般的な情報の環境ではなく、法律雑誌という特定のメディアの置かれた事情を問わなければならない。

そういう意味では、近時の刑事立法に目を「逸らした」ような法律雑誌の状況については、同じく情報の編集による説明ができると考える。そのため、『法律時報』が最も力を入れて取り組んだ 1957 年－1976 年の刑事法改正特集を取り上げ、ここでの法情報の性質を探ってみる。

① 編集者から見る刑法改正（「法律時報の 50 年」）

編集者は『法律時報』における刑事法改正の報道をいかに認識しているか。そうした答えは編集の方針を知るための手がかりである。1950 年代『法律時報』の編集長を務めた岩田元彦は、刑法改正に注目した理由について以下のように語っていた。

「本誌は今日（1976 年）まで刑法改正問題に取り込んできたのであるが、それは何と云っても 56 年に始まった改正作業が、戦前のファッショ的な改正刑法仮案を土台として出発した、というあまりにも時代錯誤的な姿勢に強い疑問を持ったからである。同時にまた、刑法のような基本法でかつ人権に直接かかわる重要法規については、できるだけオープンな議論が必要だ、と考えられた。」（pp273）

以上の発言から分かるのは、法律現象の解説者としての『法律時報』の特徴である。

まず、その時期の『法律時報』の報道には強い価値判断が含まれていることに注意すべきである。上述の新聞の立法報道では、立法手続という行動面が語られ、報道者自身の立場が明確に示されることはあまりなかった。新聞の立法報道とは対照的に、『法律時報』の論説では、編集過程まではっきりした特定の立場・問題関心を持っている。それは、上述 1945

年の巻頭語に示されたように、法律専門家特に法学研究者という集団の立場を示そうとする性質である。

また、その時期『法律時報』では刑事改正作業の進展に応じて、記事特集を掲載することによって、刑事法学の動きに影響を与えようとする姿勢がみられる²²⁵。以下では、編集長岩田が言及した『法律時報』の記事と当時の立法動向をまとめた年表である。

1956 年 10 月	法務省に刑法改正準備会を設置
1957 年 2 月	法律時報『刑法の改正』 木村亀二「刑法改正の世界史的系譜」
1960 年 4 月	刑法改正準備会が「改正刑法準備案」（未定稿）を作成
5 月	『法律時報』6 月号「準備案」の全文掲載
28 日	改正刑法の臨時創刊
8 月	『法律時報』8 月号刑法改正の小特集
1961 年 12 月	法務省が「刑法改正準備草案」を公表
1962 年 3 月	『法律時報』3 月号特集「改正刑法準備草案の検討」
1963 年 5 月	法務大臣は「刑法に全面的改正を加える必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい」法制審議会に対して諮問。法制審議会が刑事法特別部会を設置。特別部会長に小野清一郎が就任
1963 年 7 月	特別部会で 5 小委員会を設けて検討すること決定
1965 年 1 月	『法律時報』1 月号特集「刑法改正の現状と論点」
1966 年 6 月	『法律時報』6 月号特集「刑法改正問題をめぐって」
1969 年 12 月	特別部会が第 1 次参考案
1971 年 10 月	特別部会が第 1 次参考案
11 月	特別部会が「改正刑法草案」を作成
1972 年 4 月	法制審議会が「改正刑法草案」各条文に対する総会審議を開始

1974 年 5 月 法制審議会「改正刑法草案」の総会審議終了。「①刑法に全面的改正を加える必要がある。②改正の要綱は当審議会の決定した改正刑法草案による」という決定を行い、即日法務大臣に答申した。

6 月 『法律時報』6 月号特集「刑法改正の問題点」

1975 年 4 月 『法律時報』臨時増刊「改正刑法草案の総合的検討」

1976 年 9 月 『法律時報』9 月号「刑法改正中間報告」

以上のように、『法律時報』の報道は、法務省の動きにあわせたものであることがわかる。ただ、例えば 1965 年 1 月、1966 年 6 月の特集は、審議草案の公開前に掲載されたものである。『法律時報』が、単に法律案（草案）の事後解説をするだけではなく、特別部会の審議自体に働きかけようとしたことが窺われる。『法律時報』は、上述したような当時の法学者の草案批判に同調して、当時の社会に対して立法の動向を説明するだけではなく、実際の立法過程に対する情報の発信を挑むメディアであった。

そのような役割が成立した条件は何か。そうした課題は、情報の構成という側面からみれば興味深いものである。即ち、『法律時報』が狙った「オープンな議論」は一体どのような情報で構築されているか。具体的には、誰（情報源）から、何の視点（テキストの構成）で「刑法改正」を語っているか、またその中で『法律時報』の編集側が如何なる役割を果たしたか。

② 刑事改正の特集

1957 年 2 月の「刑法の改正」は、刑法改正準備会の審議早期に公表された特集である。いうまでもなく、その時期には具体的な改正案がまだ形成されていないため、立法審議中の報道として位置づけることができる。その特集は、木村亀二の『刑法改正の世界史的な系譜』（4-9 頁）と宮内裕『保安処分についての若干の問題』（10-14 頁）という二本の総論的な論文をはじめ、座談会の『刑法改正にのそむ』（15-27 頁）、アンケートの『刑法改正に対する

意見』(28-61 頁)、比較法研究『刑罰の目的と刑の量定—西ドイツの「刑法改正資料」から』(62-68 頁)、口絵の『刑法学のリーダーたち』(表紙 2 と第 69 頁の解説)、資料の大正 15 年『刑法改正の綱領・改正刑法仮案』(88-105 頁)、さらに関連特別法の『監獄法の改正』(74-82 頁)により構成されている。執筆者では、法学(特に刑法)研究者以外に、弁護士(『監獄法の改正』と座談会)、判事(アンケート)、検事(アンケート)、医学関係者(『監獄法の改正』とアンケート)も意見を寄せたことが見られる。その中で、編集者の企画によるものは、座談会とアンケートである。特に、アンケートでは、編集部が以下の論点を提起し、議論の範囲を規定している。

「本誌編集部では、学説上、立法上、重要な意味を持つ諸問題につき、学界、実務家から、ひろく意見を求めた。刑法学界に多くの貢献を行うものと信じる。問題の四つのグループをわけ、三、四名の方にお答えしていただく

グループ 1 : 違法性の意識(法律の錯誤); 自救行為。グループ 2 : 共同正犯と教則犯の独立; グループ 3 刑の種類、不定期刑、猶予、保安処分; グループ 4 特別法犯の吸収、安寧秩序に関する罪、刑の不均衡、その他、各論関係でのご意見」

『法律時報』は、1960 年 5 月号の別冊として、同年 4 月 27 日に刑法改正準備会が発表した「刑法改正案」を全文掲載した。同年 6 月 28 日には、45 人の研究者、弁護士を含む執筆者を動員して、『法律時報』戦後最大の臨時増刊である『改正刑法準備草案の総合的検討』と題する 464 頁の「雑誌」を刊行した。同誌では、条文の内容解説が総則と各則に分けて配置され、歴史的考察、新聞評論、立法審議参加者の意見、憲法及び労働問題などの多分野との関係など、様々な角度からの検討が行われた。また、新旧法律の対照などの資料も最後に加えられている。

1962 年 3 月の特集『改正刑法準備草案の検討』は、1960 年の「刑法改正案」公表以後の

議論を踏まえ、1961年12月の「最終案」の公表に応じたものである。同特集は、木村亀二の「改正刑法準備草案の総合的検討」をはじめ、比較法研究の平野龍一「オーストリア刑法草案について」と森下忠「イタリア刑法改正法案の問題点」、条文解説である「改正刑法準備草案の問題点」、座談会「改正刑法準備草案の批判的考察」、刑事訴訟法の観点から高田卓而が執筆したゼミ式討論「刑事訴訟法からみた刑法準備草案—大学院生との雑談的討論」、また特定問題の論説である西村克彦の「間接正犯論の盲点—西原春夫氏の新説に関連して」により構成される。執筆者の面では、座談会では弁護士が議論に参加していたが、他のテキストは全て法学研究者による論説であった。

1965年1月の特集では、佐伯「刑法改正問題審議の姿」を冒頭に、比較法研究の西原春夫「西ドイツの刑法改正論争(1)」以外に、当時現れた条文の原理を検討する「責任主義」、「共同正犯」、「刑罰論」、「保安処分」、「推定規定」、「刑事訴訟法への影響」、「国家犯罪」に関する7本の研究論文が掲載された。その特集の中で、唯一の非研究者の執筆者は、法務省刑事局参事官の長島敦である。彼は、『刑法改正作業の現況と問題点』という解説の中で、改正作業即ち審議における議題の設定、意見の展開を紹介することを試みている。

1966年6月の「刑法改正問題をめぐって」は、当時の刑事法特別部会の終盤審議を意識して構想された特集である。その特集の中で特徴的な企画は、9人「刑法の全面改正」(12-21頁)、4人「責任主義の原則」(22-25頁)、4人「共謀共同正犯」(26-31頁)、8人「保安処分」(32-40頁)、3人「犯罪構成要件」(41-43頁)、5人「国家犯罪」(44-49頁)に関するアンケート調査(「刑法改正問題の論点」)である²²⁶。そのアンケート調査は、刑事法研究者のみが対象とされた。その趣旨について、編集部は次のように述べている。

「法制審議会が「現行刑法の全面的改正」について審議を始めてから三年を経過しました、
ましたが、最近では一月号において、刑法研究者に対するアンケート調査を行いました。他
方、日本刑法学会は、本年四月の大会で改正問題の討議を行っております。審議の進展、研

究者の関心の増大、加えて基本法改正という事柄の重要性にかんがみ、今回再び特集を編んだ次第であります。」(pp11)

1974 年の特集『刑法改正の問題点』は、「罪刑法定主義」「犯罪論」「刑罰論」という刑法の理論面から、各則の条文の検討、法改正手続の問題点（座談会）など、200 頁に渡って刑法改正を全面的に批判する複数の記事により構成された。また、アンケートを実施し、法制審議会に参画しなかった 65 名の刑事法学研究者の意見を集中的に載せた²²⁷。そのアンケートは、刑法改正の問題点を以下のような 5 点に区分けし、対象研究者がそれに答える形式で掲載された。原稿依頼の際に、編集部は記事の主題に関して以下のように説明した。

一、改正刑法草案（昭四七、刑事法特別部会、以下同じ）の基本的性格や問題点をどうお考えになりますか—本項は刑法改正作業全般にわたってのご意見ですので、例えば、審議過程に対する意見や、構成要件の細分化というご意見のように概括的に草案の問題点をご指摘になるものも含みます。

二、改正刑法草案総則部分のうち、とくに犯罪論についてのご意見—ここでは間接正犯や共謀共同正犯といった個別的なテーマに対するご意見を期待いたします。

三、同じく総則部分のうち、刑罰論および処分論についてのご意見—たとえば、懲役と禁固、常習累犯、保安処分等。

四、改正刑法草案各則部分のうち、国家・社会法益に関する罪についてのご意見—たとえば、騒動予備罪、風俗を害する罪等。

五、同じ各則部分のうち、個人の法益に関する罪についてのご意見—たとえば、名誉侵害罪、企業秘密ろう示罪等。

(注) 二～五については、個別的なテーマを具体的に論じて、また当該部分の中に流れる

原理的な特色を論じてでも良いとされた。

そのアンケートの中では、一の「改正刑法草案の基本的性格・問題点について」(19件)、三の「改正刑法草案の刑罰論・処分論について」(17件)が最も意見の集中したところであった。また、同様の意見表明として、1974年の特集には【資料】の項目で経団連・刑法改正小委員会の「改正刑法草案に対する意見」も添付されていた。

1976年9月の特集『刑法改正中間報告』は、座談会「刑法改正中間報告をめぐって」、審議過程を含めた草案条文の解説論文「刑法の全面改正について」により構成され、また【資料】として法務省「刑法の全面改正について」と法律時報編集部「刑法改正条文対照表—昭和49年草案・昭和36年準備草案・昭和15年仮案・現行刑法」が添付された。中間報告は、当時の各方面からの批判意見に応じたものであるが、各則を中心に修正が加えられており、例えばこれまでの特集でも議論された騒動予備罪、名誉侵害罪について削除及び要件の明確化を行うなどの対応がみられた。1976年9月の特集は、このように「この中間報告に批判がどのように反映しているか」を検証する目的のほか、「近い将来に予想される政府案作成についてどういう態度をとるべきか」²²⁸、さらに、審議過程との交流を継続するための情報提供を意識していた。

〔考察〕

以上の法律時報における刑法改正への取り組みを、書誌情報と主題情報という、2つの側面から検討する。

第一に、書誌情報の状況をみると、法律時報の草創期に確立された即時的、データ性(資料)重視の情報観は、1957-67年の法律時報の編集でさらに強化されたように見える。即時性については、まず以上の各特集は法務省の動き、刑法改正草案の公表に合わせたものであり、公表された次の月に刊行されたケースが多く見られる。また、当時法制審議会の内容が

未公開であるにもかかわらず、審議参加者以外の法学研究者などの提供原稿を用いて、審議過程と同時に特集の刊行が行われた。データ性については、改正案原文の掲載のほかに、法務省が作成した資料がもっとも多く掲載されており、また新聞（名誉侵害罪に関する意見）、経団連などの法学以外の関係者の意見も見られる。

第二に、主題情報の状況については、草創期においては法学の観点から社会の現象を説明することで、「法律時評」のような啓蒙的なテキストが重視されたが、これに対して、1957-67年の法律時報では法改正に影響を及ぼそうとして、座談会やアンケートのような形で法学研究者として意見を陳述する側面が強くなった。第1章での新聞の法改正報道と比べると、法律時報での特集が審議過程と法案の条文に報道の関心を置くことは、70年代の新聞の立法報道と共通したところである。ただ、法務省の関係者や研究者からの情報が確保されていることで、当時の新聞よりも立法の「政治的」な側面を詳しく伝えることができる面があった²²⁹。その一方、新聞におけるような法改正の社会的な側面、つまり特定の事件または当事者の情報は、この時期の法律時報のテキストには見当たらない。このように、法律時報における議論の多元性は、法学研究者及び法学者自身のネットワークからのものである。そして、法律雑誌である法律時報において多様な記事を構成できたのは、社会の立法関心の高揚よりも、この時期の法学が立法審議に対して持つ影響力によるものでもある。90年代以後の刑事法改正（刑事訴訟法改正）に関しては、新聞のような一般の情報機関も報道に取り組む姿勢が見られるが、法律時報のような法律雑誌がやや冷めた態度を取っていた。このような情報発信の温度差は、そうした法律雑誌の情報構造からある程度説明できる。

結び 法情報の「専門化」

以上の考察を踏まえて、日本における法律雑誌の特性と構成の変化は、次の2点を意味する。

第一に、法律雑誌の経緯により、第一章で述べた日本法学の情報志向が検証される。日本の法律雑誌は、司法のような法律家の実践に応じたものではなく、立法や西洋の制度導入に関わる人材養成というニーズから生まれたものといえる。その場合、法律専門家の発信は、法律学という職業内部の交流（法学研究）、法律学の実務（法律相談）、及び一般社会に対する法律学の普及（教養エッセー）というような、複数の役を担うことがわかる。複合的な情報発信への志向は、法律雑誌の草創期（明治大正時代）に最も顕著であったが、その後、情報の性質は単一化する傾向が見られる。このような現象の背後には、法律雑誌の細分化の影響も考えられる。

第二に、法律雑誌の伝達効果は、文体のわかりやすさを超えて、法律家の社会的地位に密接に関わる側面も確認できる。60-70年代の刑事法改正をめぐる法律時報の報道は、内容的には法律家の専門性を強調するものであり、当時の閉鎖的な立法過程にアクセスする社会関係資本（social capital）を持つ法律家の発言は、また一般情報としての価値を持っていた。情報の大衆化に失敗した末弘時代から、立法参加者である法律家から読者を獲得した戒能時代へという法律時報の編集過程の変化によって、法情報の発信は、専門性主導の傾向がより強化したように見える。

第2部 ユーザ主導の法情報

—2011年公訴時効改正を素材として

第2部では、特定の立法事例を通して、異なる性質の情報あるいは言説間の相互作用を検討する。その狙いは、実際の立法過程における情報の流通効果を解明することにある。

分析の素材は、第1部との一貫性を保つため、刑事法改正の事例を使い、2010年の公訴時効改正をめぐる法情報の流通と使用に焦点を合わせる。1990年代前半以後、法制度の立法による改革が頻繁に行われてきた。同時に、世論や社会的な言説の立法過程への影響が強くなってきた。2010年の公訴時効改正は、まさにそのような背景を典型的に表す立法事例である。2010年の公訴時効改正における世論の強い影響は、次の二点から確認できる。第一には、法制審議会議事録の公開、パブリックオピニオンの実施などの法務省の一連の動きによって、これまでの立法過程と比べて、より社会に開かれたプロセスになるはずである。このことによって、法制度に関する理解・評価（法意識）は、日本の法実務家あるいは法学の研究者によるもののみではなく、一般市民の間のものであっても、実際の立法審議に影響を与える可能性が増えることが見込まれる。第二には、情報技術の発展によって、より多様な情報の形式が平成の立法期に見られる。第1部のように、明治期の立法から戦後の改革までは、新聞、雑誌などの主に紙メディアが立法の情報を発信していた。これに対して、テレビ、ネットの普及などによって、平成の立法期における法情報の発信は、より多様なメディア手段を選べるようになった。異なるメディアの法情報を比較するという意味では、この時期の立法は意味深い事例である。つまり、従来の法学とその以外の社会言説はどう異なるのか、如何なる関係に成り立つのか。こうした問題の解答には、刑事法立法の情報分析から一定のヒントを得られると思う。

以下では、以上の関心を踏まえつつ、法と「世論」の関係に焦点を合わせることにする。さらに、具体的な立法例において、「世論」を通じて現れてくる法に関する言説が立法過程においてどのような役割を担ったかについて検討する。その狙いは、2010年の日本の刑事訴訟法改正においてみられた「世論」の動向を観察することによって、法と「世論」の協働

が可能になる条件を探る点にある。手順として、まず、前提問題として法学と世論との関係について、立法過程という場面から検討を加える(第4章)。その上で、2010年日本の刑事訴訟改正をめぐって、法制審議会(第5章)、司法裁判(第6章)、マス・メディアとソーシャルメディア(第7章)、各自のディスコースの形成を分析し、その上で現代日本の立法過程における法と「世論」の関係を実証的に提示しようとする。

第四章 「世論」という情報

—ユーザ視点の法情報をめぐる概念整理

「(日本の遵法精神論について)、遵法精神が足りないといわれている面はどういう意味を持ち、どうしたらその欠陥がなくなるのかというのは、法社会学の研究の課題であるということを始終考えております」

²³⁰ (末弘厳太郎「法律社会学」講義、第4講法律社会学の課題、127頁)

第一部では、異なる性質を持つ情報メディアを通して、明治の法律移植時から現代に渡る法情報の変化を検討してきた。第2部では、立法審議、裁判またはメディアにおける報道における法情報の取得、編集、また使用の状況を解明し、その相互関係を検討する。第二部は、社会の構成員が発した法言説の立法・司法の運営との関わりについて観察する。ここでは、社会構成員の法言説の効果に関する研究アプローチをユーザの視点と呼ぶ。

第2章の第一節で述べたように、情報公開制度などの改革によって、非法律専門家の社会構成員も以前と比べて法情報にアクセスしやすくなった。ただし、法意識追跡調査を見ると、法情報へのアクセスの向上は必ずしも法制度への信頼を導くものではなかったことが分かる。2005年に公表された日本社会全体を対象とした法意識調査の結果を1975年の調査結果と比較すると、日本社会における一般人の法意識は、厳罰化を志向する傾向が高っており、実務における法運用の柔軟的対応（法解釈）に対する不信感も依然として強いものである、という結論が見られる²³¹。この現象にはさまざまな社会背景が考えられるが、すくなくとも、法情報空間の拡大が社会の法理解を変化させたという仮説は、日本社会の法意識状況から支持されていない。言い換えれば、情報収集の改善の法情報の伝達に対する効果は限定的であるといえる。

ここでは、情報の公開におけるもうひとつの側面を考える。すなわち、情報公開には、個人が法情報を収集しやすい枠組を保障する一方で、伝統的な法情報の発信者が情報使用者の意見をより重視する面もあると推測できる。従って、情報使用者の声をいかに抽出し、またはいかに制度設計に活かすかという点が、法情報の環境と密接に関係しているように思われる。

本章は、法と世論の関係を情報論の視点から整理し、その問題点と分析手法を提示する。具体的に、第一節では、世論と法に関する幾つかの理論を考察し、本研究における世論という分析概念の射程を明確化する。第二節では、事例研究の対象である立法過程においてユーザ言説の状態とその意義を考察する。その上、第三節では、これから扱う事例—2010 年公訴時効の改正—の立法活動を概説する。

第 1 節 分析視座としての世論

「世論」(Public Opinion)概念は、民主化²³²を目指す現代の立法過程において、制度の妥当性や政策評価の鍵を握る重要な概念である。ただ、その概念自体は曖昧なものである。「明確な所在」を欠く世論の概念が現代社会において効率的な行政と統治を阻害することになることも指摘される²³³。

世論研究においては、その概念の曖昧さが、研究者による異なる「世論」の定義を可能にした。世論現象を研究対象としている専門家の間でも、かつ「世論の定義は世論研究者の数と同じだけある」²³⁴と言われる程、その概念は多義的である。世論研究には、例えば統治との関係（政治哲学）、個人意見の形成と変容（心理学）、社会運動など秩序形成（社会学）など、様々な側面を有するものが存在する。世論研究にはこうした複雑な背景が存在するが、本節の関心は特に立法過程における「世論」の意味を改めて整理する。この作業は、「世論」と称される具体的な言説を考察する前に、その位置づけを理解するための

ものである。

1.1 制度根拠としての「世論」

民主化における世論は、立法過程及びその内容の政治的基盤である。世論の概念自体は、18世紀以降、欧米の民主政に関する議論の中にあらわれた。情報の透明化、報道自由の保障などが、世論の形成に繋がるものとされる。例えば、ルソー²³⁵の『社会契約論』では、世論に関して次のように述べられている。

「この法は大理石柱にも青銅板にも刻まれていないが、市民の心に刻まれている。これこそ国家の真の骨組みを成すものであって、他の法が老い、または滅びてゆくときに、これらに生気を吹きこみ、またはこれらの代わりを務めるものである。私が述べているのは、習俗、習慣、とりわけ世論のことである。」

—『社会契約論』作田啓一訳、「全集」第5巻、162頁)

ルソーは、「世論」を基本法、市民法、刑法の効力を最終的に決定する最も重要な「第四の法」に位置づけた。ルソーは、「一つの人民の世論は、その詔制から生まれる。法は習俗を規定しはしないが、習俗を生ぜしめるのは法体系である」(同、238頁)と述べて、世論や習俗を諸法の根本的な決定要因として位置づけていた²³⁶。

より実地的な法制度の動向と世論との関係を論じたのは、A. V. ダイシーの「法と世論」(Dicey, Law and Public Opinion in England, 1905)である。その著作には、19世紀のイギリスにおける「世論」と立法の関係が歴史的に示された上で、立法の傾向が労働者階級など「大衆社会」の思想風潮と関連してきたことが検証されており、「19世紀の世論は法を創造する重要な力」とであるとされた。しかし、ここでもまだ世論の概念は不明確であり、そこには集団的な意見・学説などさまざまなものが含まれていた。

制度根拠として世論という考え方は、議会を立法機関とする民主制の設計において実現されたように思われる。日本では、現憲法の下、国会が唯一の立法機関と位置づけられている（第 41 条）。実際の法律案の多数は内閣提出のものであるが、内閣提出法案にも近時「世論」の支持を求める傾向が見られる。例えば、2005 年 6 月の行政手続法の改正に新設定された意見公募制度（パブリック・コメント）は法務省の立案段階でよく使われている。こうした制度の趣旨は、「行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの」とされる²³⁷。意見公募制度の実践例として、たとえば第 2 部で事例研究の対象とした公訴時効改正の審議過程を挙げることができる。公訴時効改正の審議過程、具体的には法制審議会においては、パブリック・コメントが審議の資料として委員に配付された。また、市民立法と称される議員立法の一種も、世論を直接反映した立法の類型として理解することができる。なぜなら、市民立法は、市民あるいは社会活動団体が法律・条例案を立案し、議員がそれを法案として議会に提出する形にするような立法過程であり、従来の行政府または議会は社会のニーズに答えていない場合に、それを補う役割を果たすものとされるからである²³⁸。

世論は、法に内在する概念²³⁹ではない。以上の議論から分かるように、「世論」と呼ばれるものは、立法審議過程の参与者以外の社会意見が制度設計に及ぼす影響を正当化する効果を有する。これまでは、立法の根拠としての理念的な意味での世論²⁴⁰について確認した。次の問題は、現実には「世論」と呼ばれるものがどのようなものであり、政策決定のどの部分が世論の拘束を受けるか、という世論の実態について分析することである²⁴¹。

1.2 動員機能としての世論

世論の動員機能は、政治活動の実践面における世論の効果である。ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマス(Jurgen Habermas)は、1962 年の著作『公共性の構造転換』におい

て、18 世紀における世論の誕生を公共空間の変化と結び付ける議論を展開し、以下のような 2 つの点から世論の形成背景を論じた。すなわち、第一は、宮廷権力から区別されたブルジョワ的公共空間の形成である。これによって政治の議論に自由業、官僚、企業家など新しい社会層が参加可能になった。第二は、資本主義的な経済が確立してきたことである。それは、議会を中心した従来の政治的議論の外側に形成することを促進した。

ハーバーマスの大作『事実性と妥当性』(Between Facts and Norms—Contribution to a Discourse Theory of Law and Democracy)の中には、世論＝公論と制度形成に関して以下のような考え方を示された²⁴²。

①意見をめぐるコミュニケーションのためのネットワークである公共圏の中でコミュニケーションの流れは理性的議論として総合化され、結果としてテーマごとに収束された公論となる

②世論調査一個人の私的意見を統計的に集計した集団の意見—ではなく、公論にとって問題なのは、その構造化と質である。つまり、公論とは単なる事実のことではなく、その生産過程の手続的特性によって意味を持つ概念である。

③理解のための資源として、コミュニケーション参加者の行為（選挙）は立法の意思決定に影響を及ぼす。

④公論のコミュニケーション回路は、私的な生活領域（個人的な体験）のネットワークと接続している。日常生活の社会問題に関する私的な意見は、世論と称されるものを通して立法過程の公的な議論と連動する。

ハーバーマスの理論からは、非公式の討議は、一定の条件を満足した場合に、議題として公式的な立法過程に導入すべきとする考え方を読み取ることができる。その考え方の特徴は、制度根拠としての世論内容とは違う側面で、より具体的に世論の構造に注目することにある。ただし、ハーバーマスの討議原則は、議論の正当性を重視し、関係者の全てが合理的な討議の参加者として合意することを前提とする²⁴³。

上述のようなハーバーマスの理論は、後世の熟議民主主義に大きな影響を与えた。1980年代以降アメリカにおいて爆発的に議論されるようになった熟議民主主義理論は、公法・政治理論であると位置づけられている²⁴⁴。ハーバーマスの理論を意識しながらそれぞれ独自の展開を見せているが、公共・政治過程における議論（意思決定）のあり方に注目するのが基本的なスタンスであるように思われる。熟議民主主義理論は、必ずしもハーバーマスが想定した理想的なコミュニケーションの仮説に縛られていないが、議論の構造自体に関する考察を深めるという点では、ハーバーマスとの間に議論の連続性が見える。

John S. Dryzek は、熟議民主主義の研究動向を、制度的な転回（institutional turn）—議会のみではなく市民集会など身近な政治活動を分析すること—、システムの転回（systemic turn）—政治学のみではなく意思決定に関する社会学・心理学の知見を導入すること—、実践的な転回（practical turn）—世論の動員など実際問題への注目すること—、実証的な転回（empirical turn）—実証研究の発展を重視すること—熟議民主主義という考え方が持つ発展性を力説している²⁴⁵。

その上、Dryzek 自身は、公的議論の参加単位を言説（discourse）という概念を通して再構成した。ここでの言説とはあるの特定の判断を示す一連の概念（concept）、属性（categories）、または考え（idea）であり、単なる記述の発言（words）ではなく価値判断を伴う社会的な行為とされる²⁴⁶。Dryzek によれば、公的議論は、個人の発信や集合的な意見に構成されるのではなく、様々な言説（discourse）のコミュニケーションが発生する場として理解されている²⁴⁷。また、彼は、ハーバーマスの理想的コミュニケーションに対して、実証面におけるハーバーマスの合意概念が曖昧であることを批判した²⁴⁸。その問題点を克服するため、Dryzek は世論意見を合意としてみるのではなく、様々の社会言説と立法のつながり（network）から世論の意義を解明しようと提唱した。それは、世論の実態を言説の形成、流通過程から分析する、という考え方である²⁴⁹。

以上のような議論をみると、世論の位置づけは、立法の関係者（あるいは潜在的な関係

者)からの一種の利益主張から、法形成に関わる意思決定の方法まで拡大してきたことが分かる。こうした考えは、日本で紹介された討論型世論調査²⁵⁰のような世論調査の手法とも繋がるように見える²⁵¹。

〔小括〕

法制度の形成の文脈においては、世論分析は以下のような特性がある。

第一に、世論分析は、世論の内実よりも、世論を形成する過程を重視する傾向がある。また、世論は、制度の意思決定に関係する以外の市民生活の状況に影響される側面も無視できない。世論とは何かを厳密につめていくよりも、世論の概念が持つ多義的な意味を柔軟に受け止め、具体的な議論における世論の形成とその受け方を明確することが近時の世論分析の傾向であるように思われる。従って、世論を検討する際には、三つの点を研究デザインに反映することが必要となる。それは、①世論の役割に関する理解、②世論を求める立法過程の構造、③世論の影響力である。つまり、立法作業を、社会環境と法システムとの接触、いわゆる法的コミュニケーションというより広い文脈の中で考察する必要がある。

第二に、世論概念の「曖昧さ」は、法に対する評価や期待をめぐる議論の過程から生じる。世論の意見を抽出する前に、立法審議と間接的に繋がる非専門家はなぜ法に関わる言説を発するか、またはどのような法を望んでいるかについて検討する必要がある。また、法律専門家（法学者、実務家）は、依然とした立法討論の重要な構成員である上、彼らの世論に対する理解も解明されなければならない。特に、世論に大きく配慮しながら審議を行う立法過程では、法律専門家が如何に世論を理解し、またはその理解が如何に法概念の構成を変えうるのかという論点が世論と法の関係を考察する際に特に重要である。

第二節 立法過程と世論

第一節の世論に関する先行研究を踏まえると、世論は（民主社会において）法制度の正当性を支える政治的な性質を持つものであり、具体的に世論の言説をある社会問題をめぐる様々な情報の相互作用に生じた現象として理解することができる。本節は、世論をめぐる情報の相互作用をいかに分析しうるかについて検討する。また、ここでは、立法過程という議論の空間を注目して、改めて世論と法とのダイナミックな関係を描写する。

本体の考察に入る前に、まずなぜ立法過程と世論言説の相互作用と関連して考えていることを説明する。その理由は、立法過程における世論の情報が直に公的な制度設計に影響を及ぼすことが可能になるからである。

本論では、国家の統制システムにおける特定の社会目的として立法目的を捉えた上で、そうした目的を実現する措置の一つとして法変動や法形成過程を理解し、「立法」の意味を考えることにする。立法とは、民主主義のメカニズムや意思決定による帰結ではなく²⁵²、社会環境に応じるために公的な規定（ルール）の修正や形成するプロセスであると捉える。

以上の立場に従えば、立法のプロセスは、法変動の内容を明確にするように促すコミュニケーションとして理解することができる。「内容を明確にする」ということには、具体的な制度設計の合意以外に、なぜ当該社会問題を法的問題として扱うべきなのかという原理的な問題も含まれている。周知のように、後者は、これまでの研究において、法の妥当根拠の問題と関連づけて展開されてきた。立法は、社会の合意を提示し、法制度を根拠付ける手段という面がある（理念の立法）。つまり、立法は、社会の一員として守るべきルールを形成する過程と想定されている。そのような法形成を通じて、立法に参加する人々は社会の意味を理解し、さらに構成してゆく。このような立場に従えば、立法は、多様な立場を統合し、その中に現れる共通認識によって法の運用を支えるものである。第1章でみたように、こうした共通認識は何か、またなぜそうした共通認識が現れるかというの

が、法制度に関する社会意識（法意識）の問題として多くの法学者の言説に見られる。

他方、法の問題はどのような「理念」に基づくべきかではなく、ある「理念」や「意識」がどのように法と接続するか、という議論のノウハウの面から課題を提示するもできる。なぜならば、そうした公式的な立法過程、立法の参加者と彼らの発話、そして立法をめぐる様々な言説など、事実上の問題として「立法」を扱うこともできる（経験の立法）からである。上述の Dryzek 理論が示したように、法と社会との間の過程、いわゆるネットワークは世論の実態を把握する上に不可欠な部分である。そうすると、立法過程における世論の効果を解明するために、研究のデザインは、議会や立法関係者の立案過程における議論の整理に限らず、ここで扱う世論がどのように形成されたかという世論をめぐる言説自身の性質も問われるではないかと思われる²⁵³。

共通認識（世論）に基づく法改正という立法の発想がありつつ、共通認識の実体は曖昧なものである。現代社会における法形成の現象は、個人や集団の法使用から、国家レベルの制度設計まで異なるレベルでの協働と衝突の繰り返しであり、極めて複雑である。立法における法の議論は、裁判過程と違って、ある案件における具体的な救済を論点にしてコミュニケーションを展開していくことができない。それは、法の作成を目標として立法活動においては、固定された法規範も当事者も考えにくいことである。ここでの法は、立法をめぐる公共的な議論を通じて、さまざまな社会言説を取り入れた知識や情報の下で形成され则认为られる²⁵⁴。

本論では、法情報の視点から法形成の問題を検討する。上述のように、法の問題をどのような社会現象と結びつけるについては、立法背景に関する重要な情報として求められる。序章で述べたように、法情報の問題を、情報がどのように公式の法制度運営に関わっているか、誰が情報の発信者か、そしてどのように情報を取得、理解、発信しているか、いくつかの問題群に分解できる。こうした研究アプローチから見れば、立法情報の問題は、立法過程における情報の意味と立法に関わる情報の形成過程、二つの点にある。以下の検

討では、改めて立法の構造を明確した上、現代社会の立法過程と情報との関係を検討する。また、こうした検討は、立法における法の形態を理解するためにも有意義である。

2.1 立法の構造

従来、立法の形成は政治学の分野で取り扱われてきたが、法学においてはその形成過程について必ずしも活発に論じられてこなかった。日本の法社会学においては、立法過程の問題は、むしろ冒頭のように「人がどうしたら法を守れるか」という遵法精神論の問いに連動している。そこでは、法への信頼を維持・回復するため、法意識はある種社会の現状として注目すべきと想定される。なぜなら、民衆の法意識と一致しなければ、制度設計者が意図した通りに運用できない可能性があるからである。

法社会学の試みという側面を含む法形成の理論として、H. L. A. ハートの名著『法の概念』が示したものを挙げることができる。それは、ハート自身も法体系に関する記述的社会学の試みであると位置づけているように、「社会的ルール」(social rules)のがどのように遵守されているのかといった現象から法の有り様を明らかにしようとする点では社会学的な問題関心と連動しているように見える。周知のように、ハートは基本的に義務を課す第一次的ルールと権限を付与する第二次的ルールという二種類のルールの結合から法体系を論じている。確かに、立法過程が具体的にどのような性質を持っているかはハートの理論における中心問題ではない。ただ、法形成の一類型として立法を考えると、ハートの理論を通じて何らかのヒントを得られることも可能であると思われる。

長谷川晃は、ハート理論における法形成を以下のように整理している。すなわち「法形成には段階があり、それはハートによって四つに区分することができる。第一に人間の生存という自然的事実から「自然法の最小限の内容」が現れる段階、第二に社会が大規模になった際に最小限の自然法が特定の社会的道徳まで拡張され、慣行的に義務の第一次ルールが成立する段階、第三に社会内で第一次ルールが一定の機能不全を起し、その解消をす

るために第二次ルールが加わり、従ってルールの使用が維持される段階、そして第二次ルールが調整を得たうえ、法が独自に展開するように構造化される段階」である²⁵⁵。このような整理からすれば、現代社会において法形成の決定的な部分は、第三の段階であり、議論の核心は、第二次ルールの中でも軸となる認定のルールを通じて法体系の妥当性を明確化するという作業である。認定のルールとは、ある社会の中で何が適用されるべきルールとなるかを定める機能の持つルールである。その認定のルールに従って法制度の理由づけに関する議論を行うことになるわけだが、その認定のルール自体はまた社会的実践の一つの産物に過ぎない、というような循環的構造をハートの理論は有している。

ここで見逃してはならないのは、上述のようなルールの構造変化に際して第二次ルールは主として公的権力機関に所属する者たちによって運用されているということである。公的権力機関とは、ハートの議論では司法を中心的な場としており、そこで想定されているのは裁判官であるというのが通常の理解である。いうまでもなく、ハートの法理論において、ルールの重層化による法体系の確立、というような法理解は、先例を通した裁判所によるルール発見を背景としている。

ハートは立法過程を必ずしも明確に語ってはいない。ただ、立法に制度の運用問題を修復するような機能があるとすれば、そこには第二次ルールに関する先ほどの法形成の第三段階と一定程度の共通性があると言えるだろう。ここでは、法はルールの重層化構造によって修正され、更新され続けている。要するに、法の形成である立法は、ある法の機能不全をどのような枠組で解消するかに着目する過程である。また、その更新過程は、公的な制度の構造的な因子に影響されるのである。以上のように、立法は、権力組織の営みという側面で国家的な政治行動であるうえ、法という秩序を確認、形成していく、という法学的な意味も持つ社会实践でもある²⁵⁶。

2.2 立法への参与

上述の立法過程の理解は、立法という活動全体の構造を理解する際のものである。さらに立法過程に踏み込むと、立法の活動に関わり、あるいは影響しうるファクターを論じることでもある。ここで、主体的問題とは、参加者や関係者による法理解や、どのような内容を法に組み込むのか、またそこでなされる法理解がどこまで立法される法内容へと反映されうるのか、といった点に関わるものである。

法実践は、社会の構成員が法と接触する際に振る舞う様々な行動パターンと、そのような行動パターンの背後にある態度や理由といった、2つの側面が織り成す相互作用から成り立っている。ここでは、構造上の問題として、立法における制度を取り巻く「環境」や、法情報をめぐる報道のあり方など、「主体の意識の外にあるもの」が考えられる。他方、主体をめぐる問題としては、法や立法に関する認識、あるいは「法に関わると感じられる」ことが考えられる。また、人は、観察者として既存の法制度を評価したり、法感情や法理念について語ったりする場合もある。

序章で見たように、日本の法学とくに法社会学では、そうした法の主体的側面を「法意識」として語ることが多い。ただし、日本の法社会学においては、特定の個人または集団の「法意識」、あるいは（日本）社会の一般意識等、行動パターンに関わる意識因子として「法意識」を理解する例も多く見られる²⁵⁷。だが、本論では、法意識自身を法に関わるコミュニケーションの過程として扱う。なぜなら、立法における法意識は、平均的、「固着的」な認識より、それぞれの法実践において様々なファクターを如何に組み合わせるかによって、多義的かつ流動的な概念にならざるを得ないからである。

立法における「法」の形成は、立法過程に参加する者の審議の結果である。こうした審議の結果を一種の法的コミュニケーションとしてみることもできる。つまり、立法の審議は、立法過程において発話者の間で行われた、一定の「法」命題をめぐる確認の作業である。その中に、立法の技術面においても、制度がいかに関用されているかというような司法実務に関するデータだけではなく、当該制度が一般の社会構成員からいかに理解される

かという社会評価に関する確認作業もしばしば行われる。従って、ここでの法と呼ばれる素材は、実際にある社会で適用されている制度やルールの実行ではなく、「法」意識という発言者の法イメージも含まれるように思われる。こうした立法の認識を採用することによって、司法問題にならなくても、ある集団やマスコミから発信された既存制度への不満や熱心な活動によって、立法を引き起こす現象を理解することができる。また、こうした複雑な法言説を理論的に認めるとしたら、上述の Dryzak 理論の「言説」概念は立法言説の構造を分析する重要なツールになると思われる。

本論は、Dryzak 理論に賛同し、「言説」²⁵⁸を通して立法現象を分析する。この観点から、立法に関わる世論の主体は、個人や利益団体など具体的な発話者に限らず、法学、報道やフィクション作品など特定の論理に従っている「表現」も含めて考えている。要するに、ここでの主体とは、具体的な発話者より、特定の論理構造を持っている概念を用いているディスコースを指す。従って、発話者は、どのように法情報を収集し、他の発話者の意見とどのように関連するか、といった問題を解明することは、立法者の意思形成また審議における意見の示し方とも関わっている。そのため、立法過程の外にあるメディアの情報内容は、直接的に立法と関わらないとしても、意志形成の因子として実際に審議を行うコミュニケーションと間接的には関わっている。次の問題は、立法の議論においてメディア等の「外的」情報がどのように位置づけられているか、ということである。その答えは、立法に関わる事実状況や人々の思いを記述するものであり、つまり法改正の社会背景である。ただし、法改正の社会背景に当たる情報はどのようなものであるか、についてはまだ不明である。

2.3 立法におけるリアリティ²⁵⁹

社会背景と呼ばれる情報には、法的議論としてではなく、現実つまりリアリティを正確に反映することを求められている。そのリアリティとは、法や社会環境が「事実」とし

て、あるいは情報という意味として扱われることである。そこには、法制度の実態という意味での法のリアリティと、法の適用対象である社会環境というときの社会のリアリティと、リアリティに関わる2つの次元がある。

法のリアリティとは、まず日常生活における司法など法の運用状態を指す。例えば、従来の刑事立法は、裁判所による現実の科刑状況の変化に応じて法律の改正が行われている²⁶⁰。その場合に、裁判所の判断は立法の背景とされうるのである。ただし、感情立法における法のリアリティは、法案起草の際に裁判所の個案処理以外に、社会的な意味を持つものである。社会的意味を記述する法のリアリティの情報は、序章で提示した「法の総合的評価」の情報に当てるものと思われる。

それに対して、社会のリアリティは、法のイメージの形成過程と異なり、法システム（とくに法実務）の外にある、立法に関連する社会背景を指す。社会のリアリティは、法案の起草または審議の場において、議題とされた法案の基礎となる事実を指示するものとして用いられているとされてきた²⁶¹。

立法の動員は、法律家や司法以外、他の社会組織や集団によってなされる場合も少なくない²⁶²。立法過程では、審議過程の構成員の数の多さと経歴の多様さゆえに、法実践について、広い知識の取得を期待できる。そのような立法の特質から、立法過程の議論は、法専門家として類似したトレーニングを受ける法曹・法学者と同様な思考回路に限られないことになる。立法過程における法のリアリティは、観察者の認識図式によって異なる可能性がある。従って、法のリアリティの解明は、一見事実の問題に見えるが、実際には法意識の争いが先にあるわけである²⁶³。このように考えてみれば、法のリアリティでは、そのような法実践が「どのように」解釈されているか、といった問いも重要であるのではないと思われる。こうした、法実践の技術面を多く含まる法のリアリティは、序章で提示した「解釈のアイデンティティ」の情報に当てるものと思われる。

先取になるが、公訴時効法改正をめぐる議論の様子を取り上げると、そこには、現在あ

るいは将来の生活に考察の重点を置くような法の考え方と、過去の事件解明にこだわる被害者（遺族）の考えと、両者の間に対立が見られる。こうした異なる立場から、公訴時効の立法審議さえ、感情面のケアを重視した「（被害を受けた時点から）時間が止まっている」という立法の象徴的意味にこだわる被害者（遺族）現実の言説と、実際の裁判や捜査活動の処理に基づく法のリアリティを主張する言説が現れる。その結果、「感情」というキーワードの活用によって、公訴時効の法改正には複数の方向性の法意識が立法のコミュニケーションに織り込むことになった。

2.4 リアリティの役割

以上のように、複数の異なる性質を持つリアリティが立法過程に存在することは確認できるが、問題の鍵は異なるリアリティの間の連動である。ただ、例え「立法事実」という言葉²⁶⁴について、この概念は法学の用語として構築されているが、法学に縁が遠いような領域（フィクション作品など）に別な意味で使われることも不可能ではない。文学、報道などの言説は、法的知識を伝達しなくても、法制度をめぐる社会のリアリティを描写するような形で法を語ることができるからである。こうしたメディア情報を、直に公式的な立法審議に導入することが稀であるが、日常の発信活動を通して、法制審議会の委員以外の人も接触することができる。また、「法の総合的評価」の情報は、技術的な法情報（「解釈のアイデンティティ」の情報）と違って、日常生活の現象から構築されている。そのため、一般人にとって、「法の総合的評価」の情報は、単なる書面上の論理ではなく、自分自身の体験を通して理解できるという面を持っている。

社会学者ガスフィールドは、法の制度設計に関する一連の研究の中で、当事者への救済という目的である「手段的な機能」以外に、文化的な意味での法観念を社会に届ける、こうした役割を指摘した（「法の象徴的な機能」）²⁶⁵。そこで現れる法のイメージは、法、道徳または科学の領域に現れた法の意味（シンボル）として政策形成の背後に隠されるので

ある。そうしたシンボルの使用には、司法以外の場面において社会の統制を実現するような役割を有すると彼が理解した。

ガスフィールドの理論によると、公的な問題を分析するということは、公的な概念や秩序を示すパフォーマンスのパターンを探るということである。例えば、実証科学の論文や公的報告書など、立法背景に当たる資料では、それぞれ「作品」の技法 (rhetoric) を用いて法学以外の領域でも法の「理念」を構成しうる、ということが検証された²⁶⁶。ここで、立法におけるリアリティの相互作用は、公的な表現空間 (ステージ) または媒介の特徴に左右されることもある。また、立法をめぐる公的な性質は、立法過程の構造、審議の透明度や情報公開制度と密接に関連していることも示されている。

ガスフィールドの分析では、法におけるリアリティは、立法動員の背後にある「客観」の事実と位置づけるものだが、同時に、ある社会構造によって内容が構成されることが可能なものである²⁶⁷。また、そこで公的な問題は、巧妙な領域 (artful realm) にあるものとされるのである。なぜなら、一般の社会事実を語る際に、「リアリティ」には、一方で私的な行為を公的な問題へと繋げる役割があるけれども、他方でその背後には現行の法制度に対する否定的な評価 (disappointment) も含まれているからである²⁶⁸。「リアリティ」を提示することによって、新たな假定規範を提供する、とされるのである²⁶⁹。つまり、立法におけるリアリティには、社会の変化に対する法制度の問題点やあり方を提示する役割を有するとされる。

その論述に従えば、「法の総合的評価」の情報と「解釈のアイデンティティ」の情報とは必ずしも一致しないことが分かる。ただ、たとえ通約不可能な構造があるとしても、それは複数のリアリティの間に協働が不可能という意味をするわけではない。なぜならば、共通した「法」的な問題から出発した法情報は、同じく立法過程に関わるという土台を有するからである。従って、同じ立法をめぐるリアリティの議論としては、複数の法情報を統合することは改めて求められるはずである。そうしたら、法情報の違いを解明するのみ

ではなく、誰か立法的議論の「仕分け」役を担うか、また異なる分類によって如何なる効果をもたらすか、という課題も向き合いしなければならない。

第三節 2010 年公訴時効改正における世論の構造

3.1 「感情」という世論

1990 年代以後、日本では様々な改革が進行し、法制度の改正による改革が頻繁に行われてきた。いわゆる、「立法の時代」である²⁷⁰。なかでも、とりわけ刑事政策に関わる社会意思（世論）の形成のメカニズムをめぐっては大きな変化が見られる。その典型として、「感情立法」という現象を挙げることができるであろう。

「感情立法」は、法律家（法制度の研究および運用に関わる職業に勤める専門家のことを指す）が、近時の立法動向を言及する際にしばしば用いた言葉である。ここで「感情立法」は、社会が共有する不安や「安心感」など「世論」の評価が、制度設計を左右する社会現象を描くものである。「感情立法」の語は、全ての論者において必ずしも同じ意味で使われているわけではない。ただし、先行研究を踏まえると、感情立法の性質はまず以下のようにしてまとめられる。

①感情立法は社会構造の変化と関連し、立法傾向はそうした変化をめぐり社会意識の表象であると同時に、そうした変化から影響を受ける²⁷¹。

②感情立法は司法運用におけるデータの変化に基づく修正ではなく、「世論」を代言するようなマスコミの言説に大きく影響される²⁷²。

③法の理解（解釈）は複数でありうるが、法律家の解釈は専門家集団による価値判断として位置づけられる²⁷³。

④感情は法律論（法学が蓄積してきた教義学/解釈論的な学説）と異なり、独特の構造を有する。ただし感情は、法学のような専門的な解釈技法ではなく、「世論」や社会感情

に基づく厳密な概念枠組でもない²⁷⁴。

⑤感情立法の問題は、単なる政策の問題ではない。法律家の課題は、既存の法制度に関する教育の促進と学説修正との間にバランスをいかに取るか、ということにある²⁷⁵。

こうした「感情立法」の影響は、立法に関する意思決定過程において確かめられる。

「感情立法」の構造によれば、一般人（法律の素人）の「感情」や「感覚」を重視し、法律専門家（立法作業に関わる官僚も含む）あるいは（法）専門的学識を排除するという立法傾向が懸念される。

その例証としては、少年法、公訴時効の改正などの近時の刑事立法が挙げられている。そうした専門家よりも素人の感覚、いわゆる「世論」を根拠にした刑事法の規則を推進するような法改正の方向に対して、疑問を抱く法律専門家も少なくない²⁷⁶。ただ、制度改革の民主化であれ、ポピュリズムによるカオスであれ、上述の法学者の議論によって明らかになったのは、「感情立法」が伝統的な法学（法解釈学の展開）の対応で収まるようなものではなかったということだと思われる。従って、感情立法への賛否よりも、まず感情立法の性質をいかに抽出し分析しうるかという分析アプローチの問いから確認しておかなければならない。

以上のような感情立法をめぐる問題提起は、日本の法意識論、世論研究、立法過程研究という三つの研究アプローチに分けることができる。

第1は、法意識論という日本の法学者が提唱したアプローチである。序章で述べたように、法意識論とは、70年代に法社会学者である川島武宜が初めて日本の法実践の特徴を理解するため提唱した理論である。川島に限らず、制度運用を通して、制度設計（条文）と制度に直面する人々の反応（法意識）が非常に異なったものとなる可能性を示す点が、法意識論の共通関心ともいえる。そうした「社会と法のズレ」を解消しようとする場合、法が社会構造か、どちらかに変化が起こるはずである。上記①と②は、まさに一定の社会構

造の変容に着目し、法の変動を捉える見方である。そこでは、法規範と法意識が合致するという法意識論の前提が理論の支えとなっている。ただし、法意識論には、ある法制度の変化に必ず一定の社会構造の変容が伴うという立場よりというよりも、一般社会向けの法知識の紹介（啓蒙）を狙い、法情報の発信を行う側面がある。ただし、①と②のように、立法がある社会構造の変容と連動していることは否定できない。そうすると、法意識という現象は、また法の営みはいかに社会の変化を応じるかについて法学の社会地位に関わる面があるように思われる。

法学の構造とは、社会における自己完結的な自律的なシステム、外部の関心を、法学内部の諸概念への転写によって法的な論証に持ち込もうとするようなものである。その上、外部原理の介入は、専門家の社会認識、即ち法の適用環境にかかわる情報収集に左右されるものである²⁷⁷。第一章に示したように、法知識の啓蒙という文脈での法専門職の情報発信は、専門性の高い情報であるため、社会の一般的な言説との間の緊張関係を原理的に孕んでいる。「感情立法」のような立法現象は、法専門性と社会との齟齬を示すものであるゆえ、単なる法学内部の分析枠組で分析し難いと思われる。

第2は、社会の政治的意識を解明する世論の研究である。上記③と④の議論は、「世論」という概念に重点を置いている。ただ、従来の法と世論に関する分析は、世論の歪みという仮説に基づく枠組によって行われている。特に法学・政治学の古典的な理解によれば、世論の規範的な側面を追求する「適切な世論」の形成条件に関する検討に重点が置かれていた²⁷⁸。そのうえ、現実社会に起こった情報環境の変化——具体的には、メディアや報道の構造転換がいかに立法に反映されているのかということ——といったようなメカニズムは必ずしも明らかにされているわけではない。一方で、情報環境に着目した世論の考察は、情報の構造転換と人々の反応・意識との間の相互作用に関しては有力であるが、制度面や社会環境への影響については発展の途中である。その難点は、極めて多様な情報処理が同時に発生するため、世論と制度の安定的関係を明らかにするアプローチが存在しな

いことにある。

第2章第1節で述べたように、社会状況に関する理解は、単なる情報や規範の構成ではなく、それらの形成過程に関わる情報発信の活動を留意しなければならないだろう。その立場から導かれれば、法と社会の繋がる役としての立法には世論のアプローチが重要である。世論の在り方の変容は制度のあり方に対して影響を与えるため、情報に関する構成員の「理解」も問題視すべきである。

第三は、立法過程の研究である。立法過程の考察は、司法活動を法学の主な領域であるうえ、必ずしも法的議論の中心テーマとされない。ただ、その中に、⑤のように、「感情」を事実として扱い、法議論の構成と関わらせる方法が可能である。

政治学の立法論アプローチにおいては、政党間の権力構造が対象とされ、実質的な審議が行われる可能性について検討される²⁷⁹。そうした見解に従えば、内閣立法の発達と伴に、専門家が、立法過程に対して強い影響力を持つことが推定できる。現在の日本の立法過程には、国会審議の形式化の問題依然として改善しないとされる²⁸⁰。従って、議会審議において多元な立場の発言として相互に影響を与え合っている作業は、実際の立法過程にとってまた理念にすぎない。そこで、内閣提案過程は、民法、刑事訴訟法など基本的な法制度の改正に当たって重要であり、そこで専門家の役割と認識が大きく働いている。また、立法では、起案作業の段階で社会のニーズと法との関係を把握するため、世論調査など情報面についても配慮するよう注意喚起がされる²⁸¹。その社会理解の適切さに関して、つまりどのような手続きによって社会状況に関する情報を獲得するか、はまだ議論されている²⁸²。

立法における法と社会の関係は、しばしば立法者の問題として扱われる。末弘厳太郎が1945年に公表した論文「立法学に関する多少の考察—労働組合立法に関連して—」は、日本の法社会学における立法に関する先駆的な研究である。その論文では、立法者としての優れた能力とは何か、またその能力をどのようにして養成すればよいかといった問題につ

いて法社会学的な考察が行われている。その中では、現行法に関わる知識の他に、法哲学、また法史学・比較法学による検討が、法と社会の関係を知るため重要なスキルであるとされている²⁸³。

末弘の立場と共通し、平井宜雄も「法政策学」の研究を通じて、制度設計と法律家の技能との関係を重視する姿勢を示している。社会現実に対する法（法律家）の適応

(adaptation)は、平井によれば2つのモデルに分けることができる。それは、まず当事者の救済を目標とする〈要件=効果モデル〉のような思考様式である。そして、政策

（法）形成の側面では、通常の司法判断と違って、法律家は一般的な社会効果を得るため〈目的=手段〉という思考様式も用いるべきであるとされる²⁸⁴。その理論によって、（法）政策形成に関しては、法律家の内部においても2つ対置する理解図式が確認されていた。その結果、同種の状況に対して立法の判断は異なる解釈図式の影響をうけるのである。ただし末弘の議論は、第2次世界大戦後、法令立案作業が職業的に熟練した官僚によって行われていたときのものであるのに対し、平井の議論は、政策形成訴訟（現代型訴訟）に基づく司法における法形成の高まりから生まれたものである。いずれにせよ、必ずしも現在日本のような立法状況が想定されているわけではない。

既存の研究を踏まえたうえで、感情立法の理解については、ある種の視点転換が必要だと思われる。視点転換とは、立法を「法情報の実践」の一種として理解することである。立法のような法変動は、法制度の運営を修正・安定させる役割を果たしている。ただし、そうした役割が果たされるかどうかは、当該社会における人々の法に対する理解にも関わっている。なぜなら、世論研究を見れば分かるように、現代の立法過程は世論を度外視しては成り立たないように想定されているからである。従って、立法の過程で扱われる「社会」とは、裁判官が扱う個別の事件における「社会」を超えた、ある種の一般事実としての「社会」である²⁸⁵。ここで一般事実とは、単なる事実の内容ではなく、訴訟上の事実認定のような法学の論理に限定されない。マスコミ、実証科学などによって示される事実も

含まれる。法学的な立場に即して考える際に、問題は、このような事実に関する多様な理解をいかに法形成と結び付けて考えるのか、法学や法学的理解の役割は何かといった側面を考える点に集中するよう見える。

第二節の分析に従えば、立法過程では、「感情」はまず社会のリアリティの一部とされるのである。その意味で、「感情」は法制度の目的を実現のための「現実の社会的経済的事実の認識」の中にあるものに過ぎない。「立法者が社会感情をいかに処理するか」という問いは、法的議論における感情という言説の定位を解明することと連動している。

3.2 2010 年公訴時効改正の世論情報—背景の考察

平成 22 年 4 月 27 日、第 147 回国会において、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 26 号）が成立し、同日公布された。この法律は、刑法及び刑事訴訟法を改正し、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定や、刑の時効に関する規定等を整備するものである。

日本の公訴時効制度は、治罪法（明治 13 年）において、法定刑による罪種区分に定められた一定の期間が経過すると公訴権が消滅する「期満免除」という名称の制度として導入されたのである。その後、旧旧刑事訴訟法（明治 23 年）において時効という名称に変更され、公訴時効に関する改正は現行刑法（明治 40 年）、旧刑事訴訟法（大正 11 年）や、現行刑事訴訟法（昭和 23 年）制定の際に、数回に渡って行われる。また、平成 16 年には、刑法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 156 号）により、死刑又は無期若しくは長期 15 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪について、公訴時効を延長する改正が行われた。従って、現在の公訴時効制度は、すべての犯罪に適用されることが前提とされ、基本的に、法定刑の軽重を基準として公訴時効期間を定められてきたのである。

2010 年公訴時効改正の経緯について、以下のように整理することができる。

①2009 年 1 月から、法務省は省内勉強会を開催して、公訴時効のあり方等について検討

を行ってきた。

②2009年3月末までに、公訴時効制度の趣旨や、公訴時効に関連する事件の実情等を確認するとともに、検討の結果を中間的な取りまとめとして公表した。同年7月、最終的な結果として、殺人等凶悪・重大犯罪においては、その事案の真相を明らかにし、刑事責任を追及する機会をより広く確保するため、公訴時効制度の在り方等を見直す必要があるという方向性を示すに至ったのである。

③2009年10月28日、法務大臣が法制審議会に対し、必要な法整備について諮問を行ってきた。同年11月から2010年2月までの間に、法制審議会に設けられた刑事法（公訴時効関係）部会において、合計8回にわたり、学者、裁判官、検察官、弁護士等の実務家のほか、被害者団体の関係者も加えり、審議・検討を重ね上、人を死亡させた罪のうち法定刑に死刑が定められているものについて公訴時効の対象から除外すると共に、これらの犯罪のうち法定刑に懲役若しくは禁錮に当たる罪について公訴時効の期間を2倍延長する等を内容とする整備要綱の骨子を策定し、2010年2月、法務大臣に答申したことになった。

④これと並行して、2009年11月から同年12月までの間に内閣府の実施した世論調査や同年12月から2010年1月までの間に法務省の実施した意見募集手続において、公訴時効制度に対する国民の意識の調査等を行ってきた。これらの結果等を法制審議会の会議資料として審議委員に配分するとされた。

⑤法務省は、この答申等に基づき、法案の立案作業を進め、2010年3月12日、第174回国会に法律案を提出した。この法律案は、参議院先議で審議が進められ、参・衆両院における審議の結果、2010年4月27日、衆議院本会議において可決、成立した。法律の内容について、法制審議会の骨子案の結論と一致したと見られる。

以上の制定経緯を踏まえて、まず2010年公訴時効改正という社会活動には、特定の手続を踏まえ、短期間に集中的な議論が行われてきた。今回公訴時効改正の背景について、現実に犯罪の急増というより、被害感受性の拡大が動因になって推進されている、という

説明がある²⁸⁶。今回の法改正においては、審議会が「国民意識の変化」を取り上げ、従来公訴時効制度の存在理由である「処罰感情の希薄化」が必ずしも当て嵌まらなくなっていることが指摘されていた²⁸⁷。内閣府の世論調査によると、その「国民意識」とは、公訴時効制度によって処罰に値する犯罪者が罪を免れることに不正を感じることである²⁸⁸。法学者は、被害感情を満足させることを狙った今回の公訴時効改正を、「感情立法」として位置づけていた²⁸⁹。

公訴時効を含め 2000 年以後の刑事法改正には、専門家よりも素人の感覚、つまり「世論」を根拠にした刑事法の積極的な規制を求めるものが多く見られる²⁹⁰。今回の公訴時効改正には、専門的理論の弱体化と被害者意識の増大という、二つの側面が見られる。

こうした現象は、第 3 節で分析した立法活動におけるリアリティの変化を反映するものである。すなわち、法の変更・形成は、既存の法の領域で想定されない「外」の原理によって変化していることになる。「世論」はまさにその「外」の原理が現れた一つの形式にすぎないという見方もできる。従って、法社会学の立場からは、立法における世論の問題は、法的な「閉じたループ」を超えた外的なファクターの導入は法の形成に如何なる効果を有するかを意味する。

2010 年の公訴時効改正は、第 2 節で検討した世論の多様性を反映するものである。法制審議会では、外部の意見を導入するように幾つかの工夫を重ねてきた。こうした立法審議の制度に基づき、世論の機能を以下のように整理する。

機能	段階	形式
議題の設定	審議以前	立法趣旨（例えば事務局の諮問）
情報の提供	全体	ヒアリング、意見公募あるいは世論調査 (外部の報道)
評価・監督	審議中または以降	委員発言、ヒアリングまたはメディアの報

		道活動等
--	--	------

それを踏まえた上、今回の立法過程における世論の構造を以下の三つに分けることができる。第1に、審議に提供された世論である。その世論の表現様式に関しては、被害者団体のヒアリング、被害者団体委員の発言が見られる。そのような世論は、直接に法制審議会の審議に沿って提供され、審議の中に情報提供者と直接に対話できるものである。第二に、メディアにおける「報道世論」である。立法をめぐる報道を通して、世論の内容を立法審議の参加者以外に伝えることができる。「報道世論」は、社会の構成員である誰でもメディアを通して接触できる情報であり、読者層には立法議題と無関係の人も含む。第三に、討論者に解釈された世論である。そうした世論は、世論に関する認識として現れる。討論者の世論は、立法審議の議論中に示されて、改正された法制度に対する評価をする機能をもつ。その世論は、二次的な世論概念であり、また具体的なコミュニケーションのやり取りの中で常に変化する性質も持っている。

以上のように、立法過程の透明性を求める結果、2010年の公訴時効改正における世論は、複数の形を有することが分かる。そうした世論の実態を解明するため、法制審議会における立法の世論、裁判と立法の世論、メディアと立法の世論という三つの角度から公訴時効改正の世論形成を検討する。第2部での事例分析は、次の問題を解明してゆく。

①（第5章）立法の審議において、どのような「世論」の情報が採用され、またその情報はどのように位置づけられたか。

②（第6章）司法において、「世論」の情報は判決に配慮されたか、またそれと立法過程における世論の作用は異なるものか。

③（第7章）複数のメディアにおいて「世論」の情報はどのように形成、編集されたか。もしメディアに「世論」の情報の形成、編集が異なるとしたら、その理由はどこにあるか。

第五章 法制審議会における世論の役割

第一節 問題の背景

1.1 問題の設定

法制審議会は、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること等を目的とするものである²⁹¹。1949年に、法務府設置法に基づき、法制審議会は設置された²⁹²。従来、法制審議会は、諮問に応じて、法制定に関する情報収集の役割を果たすことがあった。法務省の内部機関であるにもかかわらず、法制審議会は、「重要事項に関する調査審議」という「諮問機能」、または「不服審査その他の処理」という、いわゆる「参与機能」を果たしている²⁹³。

法制審議会刑事会に関する研究では、立法趣旨の解明または立法効果についての検討がよく見られる²⁹⁴。近年、市民参加を求めるため、審議枠組の変化²⁹⁵を解明するために、意思決定メカニズム分析も法制審議会研究に導入されてきた。そこで問題になったのは、国民に向けた「公開性」と「冷静な議論」である専門的な議論とのバランスである²⁹⁶。例えば、利益団体の分析に基づき、審議に現れた論議の特徴に関する分析がなされている²⁹⁷。公訴時効制度についても、論議の参加者である被害者団体と対立する団体が存在しないため、彼らの言説への有力な反論を形成しにくかったという指摘がある²⁹⁸。

これらの研究も重要であるが、しかし、本章では別な方向を目指したいと思う。公訴時効の改正には、一方で社会の関心が集まり、他方で公訴権の消滅をめぐる専門的な知識も必要とされた²⁹⁹。つまり、公訴時効制度、とくに制度の目的については、〈日常経験〉と〈専門性〉の間に異なる解釈が見られる。このような解釈図式の齟齬は、法情報の性質か

らうまく理解することができる。本論の序章で述べたように、法情報論の観点からは、解釈図式の齟齬を法情報類型の形成、伝達または適用の状況に関わる現象として考えている。この考え方を定立するためには、解釈図式と法情報類型との関係、または複数の解釈図式の混在、といった二つの側面での検証が必要である。以上の新聞（第2章）と雑誌（第3章）で法情報の分析から、いずれにしても、情報類型の変化は立法報道における問題関心の変化と連動していることが分かる。こうした結論を踏まえた上、次の問題—複数の法情報と—の間の相互作用—に進めようとする。

近年日本の立法は、情報公開、情報収集発信の拡大を介して、法制度の正当性を「世論」によって担保させようと検討してきた。このように、立法過程（会議議論）についても、情報公開やメディア報道のあり方を意識し運営しなければならない状況が作り出されている³⁰⁰。その上、判定者たる裁判官の制御装置を持たないがゆえに、社会資源の調達作用が如何に実現するかは立法過程審議の鍵である。本章では、立法審議という場を対象に、公訴時効の審議に言及した「世論」の性質を解明する。

1.2 「公訴時効関係部会」審議の概要

(1) 審議の大枠

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会は、諮問第89号の調査審議を行うため、新たに設置されたものである。具体的な、議題は次のように分けられている。

第一に、公訴時効見直しの必要性、妥当性について、以下の三つのテーマで議論がなされた。

①公訴時効見直しの必要性

②公訴時効見直しの必要性和公訴時効制度の趣旨との関係

③平成16年改正と今回の法改正の関係

それについての議論は、特に第一回会議（平成21年11月16日）の前半そして第三

回会議（平成 21 年 12 月 9 日）の冒頭に集中して行われた。

第二に、凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方についての議論がある。

①公訴時効制度を見直す場合の方策³⁰¹。

②見直しの対象範囲。

その議題についての議論は、第 3 回会議以後審議の中心になってきた³⁰²。

第三は、現に時効が進行中の事件の取扱いである。そこでは、特に、憲法第 39 条との関係をめぐる議論が中心に展開され、第 3 回会議の後半においても議論されることになった。

第四には、刑の時効見直しの必要性・具体的な在り方に関する議論がある。事務当局による配布資料では、この論点についての具体的なテーマは提示されていなかった。ただ、実際議論の中では、公訴時効見直しと併せて刑の時効を見直すことの必要があるか無いかについての議論がなされた。これと関連する議論は、第 5 回会議以後に集中して行われた³⁰³。

（2） 審議の構成

刑事法（公訴時効関係）部会に出席したのは、23 人の委員、と法務省特別顧問である一人であった。その中には、学者 8 人、実務関係 6 人、被害者代表 1 人、また事務関係の 8 人がいる。

今回の審議は、部会の構成員の間の意見交換に留めず、議論の公開性を高め、部会内の意見以外の要素も議論の中に導入する姿勢を示した。第一には、ヒアリングの導入である。第 2 回会議ではヒアリングとして、被害者団体から直接意見を聞く機会が設けられた。そこでは、従来の議題に従って審議を行う方法ではなく、直接被害者団体を会議に招き、被害者側の立場と意見をアピールしてもらおうという形がとられた。第二には、配布資料として、意見募集すなわちパブリックコメント（第 5 回会議）、また世論調査の資料（第 8 回会議）が配布された。それらは、各会議の冒頭に事務当局から説明され、世論調

査の結果を踏まえた審議を行うことが求められた。

一般的に、条文の意味を確認した上、その意味に沿って事案の分析を行うことは法学の典型的な手法である。川島武宜は、それを「言葉の技術」と呼び、「概念の明確性」を特性とする法学は「多義的な不明確な日常的な言葉＝概念に対して特別の合理的な技術概念を分化しなければならない」と指摘した³⁰⁴。つまり、法学の議論において、用語の使用は、単なる発話者の個人偏向ではなく、専門性の産物でなければならない。しかし、それ故、ここでは、同じ時効制度に関し、日常用語と専門用語の混在は、公的な場である法制審議会の議論にも現れたのか、という問題に焦点を当てる。その際には、公訴時効法制審議会の議題の中でも最も「世論の変化」と関わるテーマであった、公訴時効の存在理由に関する用語状況に着目する。以下では、次の二つの仮説に基づき検討する。

①同じ主題をめぐって、法学的な概念を超えて、多様な語彙が使われていた。

②仮説①が成立する場合、法学以外の語彙は、「世論」に特有の論理文法（文脈）で法学の概念を置き換えている。

そして、上記の仮説を検証するため、時効の存在理由をめぐる論議において用語の使用状況を分析する。まず、仮説①について、語彙の使用頻度と話題の主題（subject）の特定に基づき、検討する。次いで、仮説②について、会話の内容そして表現において、テキストで言及される個々の「主題」がいかに構成されているのかをみる。

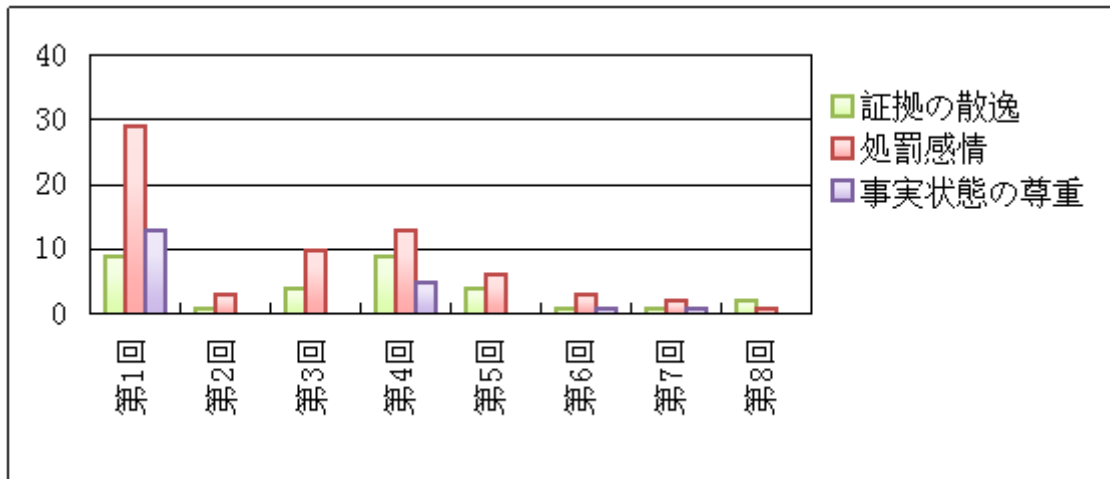
第二節 審議の言説類型

2.1 語彙としての「処罰感情」

「時効」の問題点について、最初の三回は公訴時効見直しの必要性及び妥当性、という問題に議論が集中した。事務局は、「証拠の散逸」、「処罰感情の希薄化」そして「事実状態の尊重」の三点を、公訴時効制度の主たる存在理由として示した³⁰⁵。そこで、これらの

語について検索すると、今回の審議におけるそれらの使用頻度は図1の通りである。

(図1)



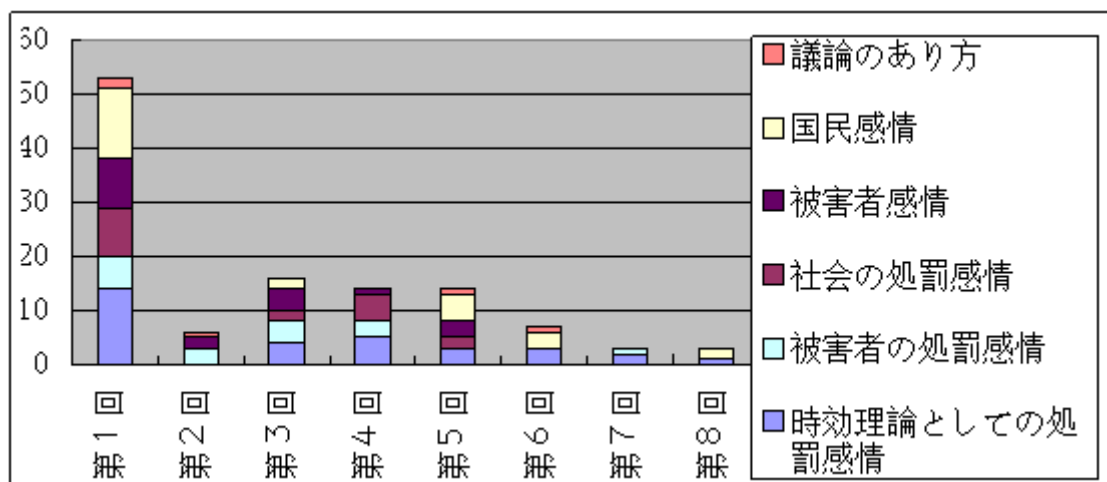
総計にすると、「処罰感情」が67カ所、「証拠の散逸」が49ヶ所または「事実状態の尊重」が31カ所という状態になっている。そのうち、表現の使用は、前半の会議、特に第1回会議に集中して、審議会の後半に入ると同時に、上記三つの語の使用も少なくなってきた。その傾向は、上述の議題構成と連動しているように見える。法的な物事の原因理由を語る場合には、専門用語以外の表現を使う可能性も考えられる。従って、公訴時効の原因理由の言説を把握するためには、専門語彙以外の表現（以下関連用語という）の使用状況も検討しなければならない。それ故、ここでは、まず、「事実状態の尊重」、「処罰感情」、「証拠の散逸」三つの語彙を分解し、以上の結果を踏まえてまたキーワード検索を行う。

第1には、「事実状態の尊重」について、「事実状態」と「尊重」を分けて考察する。結果として、全体会議において「事実状態」は31カ所に現れてきた。全てが「事実状態の尊重」と重なっている。また、「尊重」と「事実状態の尊重」を対比すると、「尊重」の使用回数は34回であり、「事実状態の尊重」とほぼ一致しているが、三カ所では異なる意味で使っている³⁰⁶。

第2には、同じ手法で「証拠の散逸」について検索する。まず、「散逸」について³⁰⁷、単なる「散逸」という言葉は、法律と無関係の語彙であるが、今回審議において現れる49ヶ所は、全部「証拠の散逸」に含まれている。一方、「証拠」という表現は、「証拠の散逸」と異なる場所に扱われているが、346ヶ所のいずれも法律上の証拠状態を指しており、公訴時効における証拠面の議論に属すると言える³⁰⁸。

第3には、「処罰感情」の使用状態について。まず、「処罰感情」と関連する「感情」から整理する。全体的に論点を絞ると、「感情」をキーワードとした検索の結果は、以下のように類型化することができる。総計131ヶ所の「感情」には、複数の意味が含まれて、「処罰感情」使用の多様性が見られる。その結果は、表2の通りである。

(図2)



①時効理論としての処罰感情。その場合には、「処罰感情」は公訴時効制度の存在理由を説明するものとして中立的に使われている。例えば、第1回会議で事務局側は、従来公訴時効制度の趣旨について説明した際に、「処罰感情の希薄化」は従来公訴時効存在理由として挙げられた。

②被害者の処罰感情。処罰感情が被害者（遺族）の個人感情として使われている。とくに、第2回会議で現れる「処罰感情」の多くはそのカテゴリーに属するものである。そこ

で、「処罰感情」は、被害者（遺族）が処罰を求める心情として理解されている。

③社会の処罰感情。被害者の処罰感情と違って、被害者に属するものより、犯罪に対して社会が抱いている感情である。

④被害者「感情」。「被害者感情」と「被害者の処罰感情」はかなり共通の意味で使われている。ただ、その用法は、「処罰」に対する態度だけではなく、広い意味で被害者の救済問題に関係している³⁰⁹。

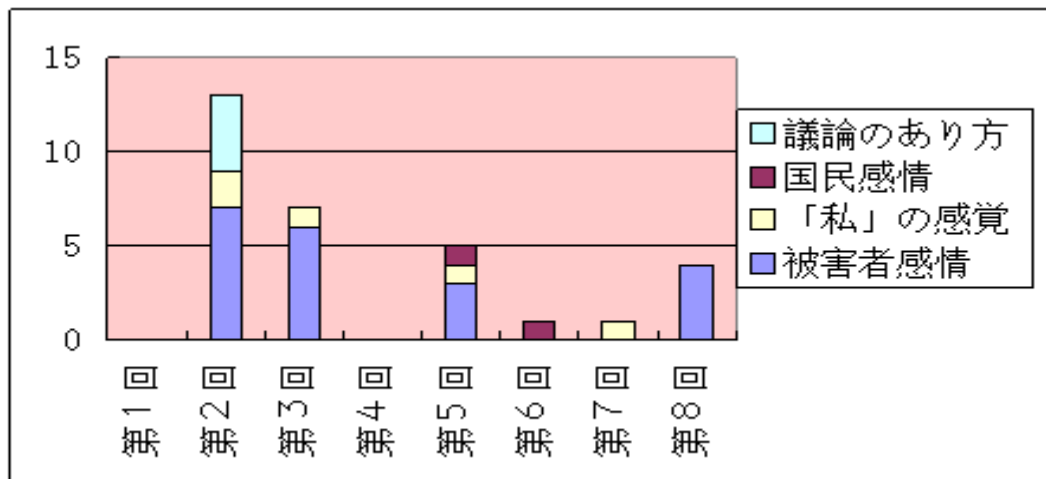
⑤国民「感情」。存在理由をめぐる議論の中でこの言葉が使われる場合、具体的処罰を離れ、法制度に対する一般的な社会通念という意味合いも含まれている。

⑥議論のあり方。「感情的な」論理と「冷静な」論理を分けて議論する意向が現れていた。なお、このような意味での「感情的な」と「冷静な」という区別については、また第3章ヒアリングの部分で詳しく分析したい。

図2と図1によって、「感情」の語彙は、存在理由（特に「処罰感情」）と同じように、審議の前半に集中しており、審議の後半にも、使用頻度が減少している。また、表2によれば、「感情」の語は、「処罰感情」の意で用いられている例が多数を占めていることが分かる。さらに、「処罰感情」には「被害者」と「社会」、二つの側面がある。審議においては、「被害者」と「社会」という表現を加えて、処罰感情の意味を区別しようという現象も現れる。つまり、そこで「処罰感情」の語は、公訴時効の存在理由としてのそれよりも曖昧かつ多義的に用いられていることが伺える。

ところで、図1と一致して、第2回会議（被害者団体のヒアリング）において「感情」の使用頻度は相対的に少ない。ヒアリングにおいては、被害者遺族は、「被害者の処罰感情」について、自分の心情で語ることが多く³¹⁰。「社会」を語る場合にも、被害者の体験を背景として議論が展開されることになる。すなわち、第2回会議において、被害者の感情は重要な意義をもっているが、「処罰感情」あるいは「感情」だけではなく、「気持ち」など異なる表現もよく使われているのである。

(図3)



そこで、「気持ち」という語彙の検索を行うと、図3の通りである。今回の審議において、「気持ち」という語彙の使用回数は総計28回になっている。そこでは、「処罰感情」（とくに社会の「処罰感情」）の意味で用いられている例は見つからなかった。「気持ち」の使用には審議の議題に直結する傾向は見られなかった。そもそも、この言葉が用いられているのは、特に被害者団体の語彙として第2回会議に集中している（11回）。

また、全体的に、「気持ち」は被害者個人の心情に限定されることが多いが、「世論調査」の語彙として捉える場合もある。そこでも、被害者個人の感情という意味を指している³¹¹。つまり、感情（処罰感情）と違って、「気持ち」という表現を使った発言者は、個人の体験や思いと直結した議論をしているようである³¹²。

[考察]

以上、「処罰感情」を中心として、関連用語の使用状況について整理の作業を行った。そこでは、次のような特徴を見出すことができる。

まず、使用の範囲について、「存在理由」、「処罰感情」と「感情」、はかなり重なり合っ

ていることが明らかになった。今回の審議において、関連用語の頻度と議題の設定にも同じ傾向が認められた。要するに、審議において、「処罰感情」に関する語の使用は、一定のテーマに縛られていたと考えられる。また、そのような議論には、専門用語としての「処罰感情」だけではなく、関連する日常用語としての「感情」を混用する現象も現れている。

また、用語の類型について、発言者の立場によっては、同じテーマに関する議論を行うときであっても、異なる語を用いる場合がある。特に、専門家と非専門家の中に用語の差異が存在する。第2回会議と他の会議を比べると、専門用語ではない、例えば「気持ち」といった語が議論に現れる傾向が見られた³¹³。

もちろん、用語の出所を確認することができるが、具体的な文脈における「処罰感情」の意味を確認する場合において、キーワードの方法は不十分で、会話の文脈を離れる可能性がある³¹⁴。従って、以上の結果を補足するため、具体的な議論の流れに沿って、「処罰感情」の意味を検討していきたい。

2.2 「時効」の世論化

本節では、具体的な文脈に則し、「処罰感情」の意味構成を確認する。上述の分析が示すように、「処罰感情」に関する議論は、主として第1回会議に集中して、法改正の必要性が最初の議題として扱われている。

「見直す必要性、妥当性」について、審議では、処罰感情の変化をめぐる見解の相違に、論争の重点は置かれていた。上述の用語頻度の変容は、その論争の展開と密接に関わる、と考えられる。以下で、「処罰感情」の理解の仕方の代表的なものを分析し、いずれも「社会の処罰感情」すなわち「世論」と結びついていった様子を明らかにする。

(1) 「社会の処罰感情」と「被害者の処罰感情」

法制審議会公訴時効第1回会議では、「処罰感情」という概念の意味をめぐって、「社会

の処罰感情」と「被害者の処罰感情」の関係が議論の焦点となっている。

ただ、従来の法学理論における「処罰感情」は、社会の集合意識であり、個人的な被害者感情と直結するものではない。法制審議会における論争ではその考えを引き継ぐ傾向が見られる。例えば、発言の中では、犯罪被害者等基本法の立法を引きつつ、「処罰感情」をめぐる議論は、単なる被害者の心理状態ではなく、社会全体の問題として議論されるべきである、と指摘された（第1会議議事録14頁）。いずれにしても、「感情的」な議論（表2議論のあり方）を排除するため、審議会では「処罰感情」という概念は、集合意識のレベルで論じられるものであった。ただ、抽象的な概念である「処罰感情」を、どのような形で具体的に捉えるかは自明ではない。

① 被害者感情の社会化

立法趣旨という意味で「処罰感情」は、公訴時効の社会問題化、つまり社会関心の高まりを通して理解することとなった。

「今度の議論の前提として、先ほど〇〇幹事が言われたように、もうすぐ時効が来る、そうになったら大変だというような時効完成が迫っている遺族のつらい立場・状況などの報道があって、そういう背景の中で、海外では公訴時効を廃止している国があるのだというような報道もなされて、公訴時効が完成した場合の不条理さがかなり国民の中に共有されることによって、被害者遺族だけでなく、国民の間にも本当に公訴時効というのは廃止されなくていいのかというような考えが相当広まってきているなという感じはしております」（第1会議議事録17頁）。

以上の発言では、公訴時効に関し、報道と国民意識の変化との連動が意識されていた。そこで、処罰感情が「被害者の処罰感情」（「遺族のつらい立場・状況」）として具現化されることになった。ただ、報道における「処罰感情」の言説は、「処罰感情」という概念

の特徴を説明するのではなく、「被害者の処罰感情」の表現をクローズアップすることによって「処罰感情」の実態を発信する。その結果、報道は、被害者に関する取材という意味で「被害者の処罰感情」の受け手であるが、「被害者の処罰感情」を社会問題化させるという意味で処罰感情の送り手でもある。上記の発言者は、まさに報道を素材にして、公訴時効に関する社会認識を確認していた。

② 「処罰感情」の予防効果

「処罰感情」について、別の角度からその社会影響を理解しようという主張も見られる。すなわち、「処罰感情の希薄化」を公訴時効の存在理由としてきた実体法説に対して、予防論は違う観点から時効制度を正当化する。ある委員は、以下のように述べていた。

「……刑はもちろん応報だけではなくて一般予防とか特別予防というところがあるわけで、そういうところが見えなくなってしまう。被害者であるがゆえに見えなくなる部分もあると思うのです。そういう被害者の意見が非常に強いと言って、それで立法動機が変わるのかという疑問があります。」

通常、犯人を処罰することによって社会を威嚇する刑罰の「一般予防」機能に注目するのなら、長い時間が経過すると、犯罪が社会の記憶から失れ、社会の威嚇にはならず、応報の必要性が消滅すると説明される。また、「特別予防」の場合には、犯人に刑罰を科すことによって犯罪者自身が再び犯罪を犯さない、という主張となる³¹⁵。いずれにしても、そこでの「予防」は、伝統的な刑法観に立つものである。その刑法観は、刑罰という害による恐怖や功利的な計算で、現実のまたは潜在的な犯罪者の行動をコントロールしようという発想に立つものである。「予防」を今後の犯罪の予防という意味に解した場合、刑罰は、事前の、結果を起こそうとする行為の時点で、犯罪行為を思い留まらせるように働くもの

でなければならないはずだということになる。その上、「予防」の発想は、「被害者感情」のような、犯罪後の影響を配慮するのは難しいはずである。

その意見に対して、ある委員は次のように述べていた。

「いつまでたっても処罰を免れないとすることは応報目的だけでなく、そうでなくて何年かたったら逃げおおせるというふうな形で一般の人たちがとらえたとすれば、一般予防効果の点について問題があるだろうという感じはいたします」（第1回会議議事録19頁）。

つまり、ここで強調されているのは、未来に向けた犯行の予防だけでなく、過去の犯行を追及せよ、という現時点における社会効果である。すなわち、社会の中でよくないとされている犯罪として処罰することで、人々の中にある規範意識、または規範そのものが維持されるとする考え方である。社会構成員を潜在的犯罪者と見なす、という意味が含まれている。ただ、そこでは、刑罰の正当化根拠は、法の否定としての犯罪を刑罰で否定する、つまり「応報」そのものではなく、「規範の維持」というものに変形された。そのように考えると、処罰の機能は、事実としての犯罪行為ではなく、規範すなわち社会の正義感覚を維持・共有するという面で定立する必要がある。結果、犯罪者の「逃げ得」に対する評価で用いられる処罰は、犯罪予防の実態によって正当化されよりも、集合的な観念・態度等、すなわち「世論」と連動させるものとなった

③ 「世論」と「処罰感情」

立法動機と見られる「処罰感情」は、公訴時効制度を設ける理由として形成され、かつその合理性を支える社会状況を指すものでなければならない。今回法制審議会の審議では、その認識は一貫しているが、その社会状況に関する説明は、従来法学的な議論と離れる傾向が見られる。

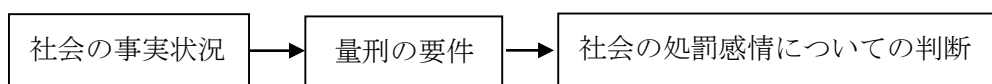
法学的な思考では、社会状況は、世論調査に反映される調査対象の態度ではなく、具体

的な裁判で社会的影響を判断する側面がある。ある発言者は、「量刑判断」をキーワードとして、そのような考えを示していた

「そこで言う『感情』という言葉の意味がワードとしてあまり適切でないせいなのか分かりませんが、それが一つの原因となって、被害者の側から見れば被害感情もそうだし、社会の被害感情もちっとも希薄化していないという話になるのですね。だけど、そうではなくて、通常量刑判断でやっているときにどのように考えられているかといいますと、被害者団体からは怒られるかもしれませんが、いわゆる被害感情というものを全面的にまず第一に考えるべきものだとは考えていないのです。」（第3回会議議事録34頁）

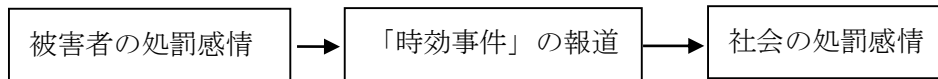
つまり、法的な議論における「処罰感情」は、裁判での解釈に委ねられ、被害事実を規範の要件に照らし、各事件の特性に基づき判断されるものである（以下は要件型処罰感情と呼ぶ）。

<要件型の処罰感情>



それに対して、世論化された「処罰感情」は、制度の存在理由だけではなく、国民認識による評価つまり「世論」としての面を持つことになる。「世論」の変化は、対応すべき国民意識の状況として扱われる³¹⁶。そうすると、ここでの処罰感情（以下は<報道型の処罰感情>と呼ぶ）は、「被害者の処罰感情」の類似物として判断されることになった。

<報道型の処罰感情>



ある発言者は、ドイツと日本における公訴時効制度の改正背景を比較し、公訴時効制度の「処罰感情」という言葉に政治的なアピールの意味がある、と指摘していた。ただ、日本には、「ナチス犯罪の追及という非常に大きな、世界史的な物語」というドイツにおける立法背景ではなく、「新聞などが熱心に報道したために、時効についての議論が盛り上がり、そして、被害感情というのは、決して、刑訴法学者が言っているように、時間によって薄らぐようなものではないということは社会の共通認識になってきた」³¹⁷。したがって、「公訴時効見直し」の必要性は、公訴時効制度に対する違和感から生じたものだとされた³¹⁸。公訴時効制度の問題点は、具体的な事件の救済ではなく、犯罪への追及という象徴機能を果たすのか、ということになる。その象徴は、上述のように、まさに報道等問題の社会化になる「世論」の言説で大きく取り上げられた。

その結果は、公訴時効改正の必要性も、法学的な論理よりも、世論調査あるいは被害者の「共通認識」が優先されることになるかもしれない。つまり、公訴時効の改正によって、裁判に即した当事者の救済問題より、世論が納得できるような解決を立法で現実させようという傾向が見られる³¹⁹。

[考察]

このように、今回の審議において、「処罰感情」は複数の意味で用いられているが、いずれも、犯行の社会的影響や、被害者を中心としながらも国民の間で共有されるに至った認識、すなわち「世論」と深く関係づいて理解されることになった。

「処罰感情」の理解は、発言者によって異なっており、単一の意味に定義されることはないが、多数の言説の間の媒介機能を果たしている。

①混同。「処罰感情」には、被害者の処罰感情と社会の処罰感情という対立の構図が見られた。そこでは、報道を通して、被害者の感情が強調されて、国民の間で共有されることになった。したがって、被害者感情は社会の共感になり、社会の処罰感情の中心になっている。つまり、社会の処罰感情と言っても、その内容は被害者感情と共通することがある。

②変換。社会の処罰感情を把握するため、審議会では世論調査を取り扱っている。そこで、「世論」は「処罰感情」として議論に入り込んできた。ただ、そこで最も重要なのは、世論の理解とは単なる世論調査からの情報ではなく、世間の評価を公訴時効の存在理由として取扱うべきだ、という論理の構造を示したことである。その論理の成功により、表2と表3に示したように、審議会の後半では「社会の処罰感情」と「被害者の処罰感情」という表現の対立は殆ど見つからなくなり、逆に「国民感情」または「被害者感情」の使用が増える傾向が見られた。そこで、「処罰感情」は、量刑判断の因子という司法の解釈から、被害者の感情を意味する「世論」—日常生活の情報に関わりやすいもの—に傾くことになっている。

③対立。上述のように、「処罰感情」の定義をめぐって、予防論と被害者感情論には異なる論理構造がある。その差異は、「現実」に関する認識の相違にあるかもしれない。予防論による「処罰感情」において、「現実」とは、具体的な事実と行動の効果にあるが、「世論」に応じた「処罰感情」において、「現実」は、被害者の心情または「世論」として現れてきた。

以上の整理によって、審議会での議論について、以下の結論を導くことができる。今回公訴時効制度改正において、改正の必要性は、現実への応答として扱っている傾向がみられる。その現実は、「処罰感情」＝「世論」の形で現れていた。ただ、その「現実」では、審議参加者における認識図式の相違が見られる。

上述の異なる「現実」観には、専門性（法学）による構造的なズレが現れる。被害者感

情論では、被害者感情の共感を重視し、社会的な処罰感情は被害者感情の類似物として理解している。しかし、法的な議論では、犯罪という結果を起こさない条件を設定する

(「予防」)、あるいは社会的な処罰感情といった状態の特徴を法律要件の形で加算し(「量刑判断」)、社会的処罰感情の理解を形成させる。処罰感情を解明するため、前者は一般的な情報提供機関である報道の役割を強調しているが、後者は裁判の事実認定あるいは法解釈での推定に依存することとなっている。

第三節 ヒアリングの言説

第2節では、「処罰感情」というテーマを中心に、公訴時効部会での審議を追ってきた。上述のように、「処罰感情」には、学説の理論を超えて、「世論」の論理も大きく働いていた。

ところで、「被害者団体の方から直接この場で御意見を拝聴する機会」(法制審議会第1回会議議事録、38頁)を設けるため、被害者団体のヒアリングが行われた。第2節で述べたように、法制審議会においては、「被害者感情」は「世論」のあり方として取られている。そこで、「世論」と法学の専門的知識とをすり合わせるという立法過程の課題が、論議の参与者たち自身によってどのように果たされているのか、という点を本章では検討する。

ヒアリングは、各被害者団体からのプレゼンテーションとその後の質疑応答、からなる。よって、第2回会議は、自然の会話ではなく、定め計画された枠組みに従って委員と被害者団体との間で交わされた対話という形で行われた。前章の第一節の分析から、第2回の会議では、相対的に法律用語の使用回数が少ないことは明らかである。以下、公訴時効について、被害者団体が如何に自分の言葉で語りうるかということ、また法学専門家と如何に対話したかを検討する。

3.1 プレゼンテーションの発話

今回の審議において、ヒアリングを実施した被害者団体は七つである。その中で、実際にプレゼンテーションを行ったのは、殺人事件被害者遺族の会（宙の会）、被害者と司法を考える会、犯罪被害者家族の会 Poena、全国交通事故遺族の会、TAV（交通死被害者の会）、交通事故被害者遺族の声を届ける会である。また、地下鉄サリン事件被害者の会が、ヒアリングに代えて意見書を提出した³²⁰。

公訴時効改正に対する態度によって、以下では各被害者団体の意見を「賛成側」と「反対側」に分けて考察する。

(1) 賛成側

ヒアリングにおいて、公訴時効改正を促進していた被害者（遺族）団体は宙の会（法制審議会第2回会議議事録、2～5頁）、犯罪被害者家族の会 poena（同12～16頁）、全国交通事故遺族の会、交通死被害者の会、交通事故被害者遺族の声を届ける会（同16～28頁）である。その特徴を以下に整理していく。

① 「私」の事件と処罰感情

発話者は全員被害者遺族であり、冒頭に自分が経験した事件を紹介しつつ、その体験を語りながら議論を展開している。そこで用いられた「逃げ得を許さない」という発言は「処罰感情」を意味し、自身の心情を語っていることが多い。例えば、以下のような発言がある。

私は時効になった遺族として心情を申し上げますと、私たちはこうして母の死、その死に方について一生悔しい思いをして、こうやって暮らさなければなりません。死ぬまでこの気持ちは続くと思います。しかし、時効になって犯人は、もう何事もなく平和に暮らしていると思うと、悔しくてなりません。こんな不公平が世の中にあっていいのでしょうか。

(同 20 頁)

② 公訴時効の改正

改正の目的について、被害者団体は公訴時効制度の「不条理」を強調してきた。「不条理」とは、特に被害者（遺族）心情への無神経という点から説明されていた。

「その心の区切りを法によって区切られるというのは、納得がいかないことではないかと思います。」（同 5 頁）

さらに、「無くなった命の権利の問題」という表現を用いて、時効制度は「法の下の平等」という大きな主題と繋がることもある³²¹。失われた「命」を等しく尊重するなら、時効に関わる事件には、異なる時効期間ではなく、被害者の苦痛を解消するため広汎な配慮が必要であると主張である。

③ 社会との連帯

例えば、宙の会は、署名活動を通じて、「時効制度撤廃」を求めるイベントを開催した。その活動の目的は、公訴時効に包含されている「不条理」が「(社会の) 深い共感から生じる産物である」ことを示すことである（同第 2 頁）。また、公訴時効改正の動きに対して、自らの出発点が被害者感情からの願望（これ以上被害者遺族を増やさない）だけではなく、「凶悪犯罪を未然に抑止し、安心・安全な国家の実現に近づくもの」という「社会的使命」によるものだということである。

ただ、全国交通事故遺族の会、交通死被害者の会、交通事故被害者遺族の声を届ける会などは、公訴時効見直しの妥当性について、社会的な処罰感情の変化を強調することによるのではなく、実際的に被害予防の手段として必要になるとの見解を示した³²²。とくに論点になったのは捜査についてである。

(2) 反対側（被害者と司法を考える会³²³）

「被害者と司法を考える会」の意見は、「改善」と裁判の実現とを繋げて語っていたのも特徴である。裁判に対する期待は、事件をめぐる現実の問題をすべて解決することではなく、刑事裁判という場を通して自分の苦しみを他人に伝えることにある³²⁴。被害者は、裁判で「このような被害者を出さないような社会に近づいていく」といった感覚を身に付け、個人の救済が社会への改善に繋がっていくことを望んでいる。それに対して、被害者（遺族）の不安状態は、捜査により生み出され、継続されていくと言う面もあるとする

³²⁵。

[小括]

以上の整理より、被害者団体のプレゼンテーションには以下のような特徴が現れる。

- ① 被害者団体の言説は、個人的な体験に基づく議論という形を取っていた。その「私の事件」パターンとは、制度の妥当性を語る場合に、被害者の言葉、行動またエピソードを論拠として持ち上げ、受け手の共感を求める傾向である。
- ② 被害者団体の言説は、個人的な経験を一般化する傾向がある。被害者団体の発言における処罰感情には、個人の体験にもかかわらず、「社会の処罰感情」に直結する傾向が見られる。
- ③ 「被害者間のバランス」の問題に関心が集まっている。「被害者間のバランス」の問題とは、事件類型による法定刑の相違は、被害者（遺族）の間に異なる法的効果の帰結をもたらすことである。ところで、被害者は、法による救済に対して、形式的な統一性を求めている。例えば、交通事故被害者の遺族は、「法の平等」などの表現を用いて、異なる性質の犯罪についても「同じ命」という観点に基づき、時効の廃止を求めている。

3.2 質問と応答

ヒアリングの第2回会議においては、各被害者団体のプレゼンテーションをメインとして議論が進められているが、質問と応答の機会も設けられている。だが、議事録によると、質問と応答の一環は時間的にかなり少なかったようである³²⁶。

その質問と応答は、基本的には両者の「問い—答え」のシークエンスから構成されるが、「趣旨の確認」が主目的となる以上、そこには日常会話と異なった特徴も見られた。ヒアリングを行うに足りる「価値がある」情報が含まれていることを、その質問と応答から明らかにする必要もあった。従って、質問者は、意見交換というより、基本的に「聞き役」として意見確認する例が多く見られた。

すなわち、それは会話の流れに一定の影響を及ぼしたと思われる。第2回会議における質疑応答には、以下のような傾向が見られる。

一つには、単純な事実の確認にしても、質問者が会話の流れをコントロールし、応答者の情報を選別する傾向が見られる。

事実の確認について、特に各被害者団体の沿革、メンバーの構成またはイベントの状況に関する質問は頻繁になされる。それによって、人数、時間など問われた相手については容易にわかる。また、質問する側によって想定される事柄を問うていることが普通である。その特徴は、例えば以下の被害者遺族委員が「被害者と司法を考える会」に対しての質問に現れていた。「被害者と司法を考える会」は、当日のヒアリングの中に、唯一公訴時効の改正に対して反対意見を示した団体である。

Cは問いかけ手、Aは応答者

1C インターネットで見た38人の運営委員の中では、あなたとあなた以外にもう一人しか被害者はいないのかなと思うのですが。

2A いや、そんなことはございません。

3C この公表された運営委員の中に、いますか。

4A 御自身が犯罪被害者であるということを言いたいというお考えと、会に参加をして活動をされたいということとは、全く一致をしないと考えております。

5C いやいや、数をインターネットで見るとあなたと小林美佳さんと二人だけかなと思ったので。

6A いや、そのようなことはございません。

7C ほかにもいらっしゃる。

8A はい。

9C それでは、殺人の被害者の遺族とか、そういう方は会員にいますか。

10A ちょっとこの今回の趣旨とは一致するとは思えないのですが、どのような趣旨でお尋ねになっているかよく分からないのですが、その辺の統計は取っておりません。

11C 統計は取らなくても、未解決事件の殺人の被害者の意見を聞いた上で、会員の中にそんな人がいらっしゃって、今おっしゃったような意見を言われたのか、ちょっと聞いたので。

12A 先ほど御説明させていただいたように、未解決事件、殺人事件の被害者の支援を数多くやってまいりましたので。

13C いや、会員の中にいらっしゃるかということを聞いているのですが。

14A 統計を取っておりませんので、お答えはできかねます。

15C では、致死事件の被害者はいらっしゃいますか。あなたは交通事故の過失傷害致死。それ以外の致死事件の被害者はいらっしゃいますか。

16A かなりおられると思います。

17C ああ、そうですか。終わります。(第2回会議、10～11頁)

まず、問い手の質問を整理する。以上の1C、3C、9C、15Cなどの問いかけは、被害者の人数まだ被害者の事情に関する確認である。特に、11Cの問いかけは、Aからの反発に対

し、Cが質問の趣旨を説明しようとしている発話のようである。その趣旨は、一体どのような人の関心を集約して反対意見を出しているかという点にある。「被害者と司法を考えた会」の会員状況についての確認（1Cと9C）を通して、「応答者の発言＝被害者意見」という理解を、会員状況に基づいて確かめるという志向が表示されていた（「未解決事件の殺人の被害者の意見を聞きたい」）。後に、その論理を一貫して、質問者は応答者Aの反発にもかかわらず（12A）、また被害者の類型をより詳しく確認する作業を続けていることを明らかにした（15C）。

その問いかけに対して、受け手の側の反応は次のように展開されている。まず、受け手側は、質問者と同じく、「被害者の身分」を重視する姿勢を示してきた。それは、2A、6A、16Aにおいて、被害者身分の疑いに関するCの質問に対して、Aは断固に否定することが分かる。さらに、A自身が、質問者と違って、別の手段で（被害者支援の活動）被害者意見を収集することを示していた（4A、12A）。たが、質問者（C）の発話（「いやいや」5C、15C）は、その説明を排除し、再び会員状況の確認（15C）に戻って、やりとりの結末をつけることになった。そこでは、応答者の論理が切断され、全体の会話の流れが質問者の意向に従う傾向が見られる。

二つには、質問者は、発言の再構成を通して、応答者の意味を読み取ることにした。いわゆる、「定式化（formulating）」という作業がここで行われている。定式化とは、「情報提供者のこれまでの話を要約したり、別な言葉で置き換えたり、要点をさらに展開させたりする作業である」³²⁷。以下は、二つの質問を対象にして、会話の流れを具体的に検討してみる。

①プレゼンテーションの発話に関する内容の確認である。「TAV（交通死被害者の会）」に対して、会部長は、次のような質問を出していた。

…最後のところでは、公訴時効期間の延長を主張されておられるわけですが、この御趣旨

は、撤廃が望ましいのだけれども、現実的に考えて、まずせめて公訴時効期間を延長してほしいと、そういう御趣旨でしょうか。(25 頁)

上記の発言では、被害者遺族の発言に対して、内容の「趣旨」を読み取ろうとした。「趣旨」の確認では、発言者が、被害者遺族のプレゼンテーションを法改正の提案として扱っていた。プレゼンテーションの内容は、「撤廃」と「延長」という本来審議の論点に収められた。そこでは、発言者は被害者遺族の個人的な被害体験を、専門家委員の解釈の枠に、公訴時効のあり方で収束する工夫が見られる。

②プレゼンテーションの発言の流れから、質問者自らの関心による問いかけである。例えば、量刑判断について、以下のような質問が現れていた。

「1 点だけよろしいですか。お話の途中で、そもそも交通事故に対する法定刑の上限、これが軽過ぎるという話がありまして、どのくらいというのは難しいと思うのですが、要望としてはどのようなことを考えておられるのかというのをお聞きしたいのですが。」(同 25 頁)

上記質問者の発話では、被害者に対して、量刑判断と私的見解（「要望」）という二重の構造を使っている。量刑判断について、「どのくらいというのは難しいと思うのですが」という表現を使って、質問者は、被害者の発言と規範の構成とが直結した討論に展開していくのを抑える。そして、被害者の立場は、専門的な意見と区別された、私見（「要望」）という位置づけに固定されている。

「私見」と専門意見との非対称性は、被害者（遺族）団体の応答で量刑判断に対する配慮を通し、顕在化された。応答者は、具体的な提案（「理想的なことを申し上げますと、危険運転致死傷罪が現在 20 年となっております」同 25 頁）をしているが、「素人の意

見」という表現で、法定刑に関する審議と距離を置くことにした。

[小括]

以上のように、プレゼンテーションの発話によると、殆どの発言者は、公訴時効制度に対して、制度の妥当性いわゆる存在理由を中心に議論を展開している。そこで、被害者団体は、「命」「魂」など自らの経験によって、改正の必要性を強調する姿勢を示しているが、具体的な法制度の在り方について、被害者団体の発言は曖昧である。それと同じように、質疑応答の部分は、内容的に質問が制度の妥当性に集中し、また被害者自身の経験を重視する姿勢も現れた。

ただ、被害者団体の意見・主張については、それを具体的な制度の構成と直結するのではなく、審議委員である質問者の解釈枠組に収まるような形式によって対処されている。そこでは、発言の内容は被害者団体の文脈から切り離されて、専門家の「翻訳」により法的な提案に転換する、という作業がみられる。興味深いのは、被害者団体自身も、私的なトークの区別を意識しつつ、法規制の設定への介入に距離を置いていた。

第一節

問題の背景

長く続いている法学は、司法裁判を中心に、既存の規範と制度からの論理的演繹によって、社会の変化に対応する作業を続けてきた。そこでの法言説は、民法、刑法などの法分野を分かれて、それぞれ一定の指導的な意味を持つ分析であり、法学的には「法解釈」として類型化されるものである。例えば、裁判所に表れた「事実」は、証拠に関する規範の適用の結果に過ぎない。社会学的な意味で、その事実は、一定の時間的・空間的制約の下に、法律家集団（裁判官、検察官または法学者など専門家）が受け取るものである。従って、裁判所において言及された「事実」を考察する際には、単なる経験法則に基づく客観的真実だけではなく（事実の次元）、学者や法実務家の行う法解釈という作業も分析対象（認知の次元）として視野に入れなければならない。

裁判あるいは紛争中心の議論は、当事者の認識・価値多元性を配慮することができる（事実の次元）が、裁判官等の法律専門家が決定者である上、法律学の視野を自覚的に取り扱わざるを得ない（認知的次元）。しかし、こうした二つの論証の次元は、全体的に見れば連動している異なる法的論証の段階でありつつ、両者の間には一定の緊張関係があることも指摘しなければならない。第2章で述べたように、従来民法学者を中心とする法律学者は、こうした法的言説と他の社会言説との複雑な関係を自覚しながら、法解釈論あるいは法律方法論の検討を展開してきた。

以上のような背景の下、裁判における法的言説をいかに法以外の言説に「拡張」するかという序章で検討した田中の法空間理論の論点も、ある意味ごく自然なことである。世論

と法との関係について考えると、こうした理論の誕生は、裁判の言説に世論を包括することに理論的な支持を与えたものと読むことができる。

そして、裁判における世論の「介入」は、単なる学者による机上の理論にとどまらず、司法実践の面でもこうした現象はみられる。この実践面について、日本における現代型訴訟³²⁸といった社会運動を取り上げることができる。こうした社会運動あるいは権利運動³²⁹は、裁判を、市民自ら法制度の変更をもたらす有効なプロセスとして、つまり社会運動の目的を達成する重要な資源として捉えるものである。第4章で論じたように社会運動が世論提示の重要な情報源であることに鑑みると、こうした現代型訴訟の出現は世論と法の研究にとって検討の価値ある事例であるように思われる。現代型訴訟における法言説の変化を次の2点から説明する。

①法制度をめぐる社会運動の中で、訴訟などの司法システムへの関与が重視されるが、運動の狙いには、しばしば制度改革あるいは立法過程への進行が見られる。「現代型訴訟」は、裁判官の広範な政策的裁量を求めるため、社会運動の一環として立法過程の政策形成へのインパクトは無視できないものである。ただ、判決レベルでの政策形成・変更に日本の裁判所が消極的であるのと対照に、訴訟の提起とその後の審理過程が實際上、政策の変更をもたらしたと見做しうる場合が少なくない。ここでの法言説は、当事者の救済という問題解決機能だけではなく、社会問題の提起、つまり動員の機能を果たしていたのである。政策動員としての「現代型訴訟」は、裁判所の判決で解消するようなもの以上に、関係者の継続的な対策として立法過程へのアクセスがより意識されるかもしれない。

②政策動員のための裁判は、訴訟当事者を含めた裁判内外の紛争関係者にとって、その判断が受け入れ可能かどうかについて関心がある。従って、結果として勝訴であれ敗訴であれ、社会が判決への評価は、裁判プロセス内外における当事者の政策動員活動に影響され³³⁰、社会政策に関する社会意識の向上を促進するかどうかという基準からのものである。以上のように、ここでの法をめぐる「議論」は、社会運動の中に「社会的実在感」を

求め、まず訴訟のプロセスで当事者自身が、個別の紛争に応じて具体的・個別的な規範について話し合う場を創出するという「フォーラム・セッティング機能」を持っている³³¹。同時に政策・制度形成である以上、法制度をめぐるコミュニケーションが専門家の枠を超え、流動的に様々な資源—例えばマスコミの言説—を調達する必要性が現れていくのである。

90年代以後、権利運動の形態が、裁判の救済から、立法動員に重心を移す傾向が指摘されている³³²。本稿で取り上げられた刑事訴訟法改正は、被害者救済を超えてより一般化した制度形成を目標とする点で、従来訴訟型の社会運動と共通の基盤を有する。2010年の公訴時効改正では、犯罪被害者団体等の社会運動は法改正の進行の出発点といっても過言ではない。ただし、法言説の特徴から考えると、社会運動における法言説は、上述のような伝統的な法的思考からやや離れることに言及しなければならない。立法プロセスは、現代型訴訟のような政策動員機能よりも、本格的な制度設計の作業である。第4章で分析したように、立法過程における世論は、判例で論理的に単一的言説に収斂されるものではなく、価値判断を伴う立法事実である。従って、立法趣旨に至る制度改革の動員をある程度達成した後、その続きとして社会運動の言説が如何に法の議論を構成していくか、明確に整理していくことが必要である。ここでは、公訴時効改正の事例における裁判所の言説を分析した上、また立法の言説との比較を行う。

第二節 足立区女性教員殺害事件の概要

足立区女性教員殺害事件（以下は本件と呼ぶ）には、「逃げ得」という時効事件の特質から、社会の関心、特に遺族への同情を集めてきた。また、関連の裁判は、民事裁判として不法行為の除斥期間のあり方に、疑問³³³を投げかけたものでもある。従って、本件に対し、法解釈学の関心も高まっていた。他方、本件の判決には「国民感情」に応える志向も

見られる³³⁴。

裁判の認定事実をもとに、事件の経過を紹介する³³⁵。

昭和 53 年 8 月 14 日、東京足立区の小学校の警備員（以下 A という）が、同じ小学校に勤めている女性教師（以下 Y という）を殺害した³³⁶。

事件について

A は、事件当日午後 4 時半頃、小学校の廊下において、Y の首を絞めて殺害した。その殺害に至る経緯、動機については、それを認定すべき客観的な証拠はないと、裁判所は判示している。

2.1 殺害行為後の加害者

殺害後に、A は、Y の死体を自宅の床下に穴を掘って埋めた。また、死体を隠匿した自宅の周囲は、高いブロックで囲まれ、監視カメラやサーチライトが設置される。その行動によって、A の自宅は「容易に人が近付き難い状況」になっていると第 1 審判決は評価している。

また、平成 6 年 A の自宅は道路拡張のための土地区画整理事業の対象となった。A は「年寄りの不便」を理由として、用地買収の求めに応じなかったが、周囲が立ち退くなかで立ち退くを余儀なくされ、平成 16 年に転居することになった。同時に、事業で自宅を解体する際に、Y の遺体が発見されることもやむなしと考えた A は、平成 16 年 Y の殺害及び隠匿行為に付き、警察に自首した。そして、自首時点で既に刑事の公訴時効が成立しており、刑事責任を免れる状態になっていたのである。

2.2 殺害行為後の被害者遺族

事件後の 4 月 23 日に、学校としては Y の実家に連絡した。同月 24 日、遺族は学校側から経過に関する説明を受けて、その後（同年 9 月 11 日及び 16 日）には、遺族（Y の父

親)は住所の周辺を捜査し、警察に捜査を依頼する行動を取ってきた。

さらに、10年後の1987年の大韓航空機爆破事件において、北朝鮮工作員の日本語教師がYに似ていると特定失踪者問題調査会から指摘を受け、遺族は北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会に参加することになった。

なお、2006年に、地方公務員災害補償基金東京都支部は女性教諭Yについて公務上災害と認定し、遺族補償を支給すると通知した。新聞報道によれば、2007年、第1審判決で棄却された足立区に対する請求は、2審の約1ヶ月前に和解によって、解決されることになった。東京高裁で、区が遺族に2500万円を支払うことを条件に和解が成立し、また遺族に哀悼の意を表すことや、再発防止への努力も和解条項に盛り込まれた³³⁷。その和解の中に、犯罪被害者家族の会（公訴時効のヒアリングにも参加）が、自ら「時効の壁に挑戦する」ため、本件の賠償に取り込んだともある³³⁸。

第三節 裁判所の判断

3.1 裁判の経緯

本件の裁判では、損害賠償請求権を相続した、死亡したYの父と母の相続人である2人の子供が原告となり、A及びAを雇用していた足立区に対して、総計1億8千万円余の損害賠償を請求した³³⁹。

第1審は、原告の足立区に対する請求は認めないが、Aに対する請求のみを一部認容した（東京地裁平18・9・26判タ1222号90頁）。判決は、Aの殺害行為は不法行為としたが、それに基づく損害賠償請求は、民法724条後段（）の適用により、既に20年の除斥期間が経過していることで認められないとした。ただ、Yの遺体を隠匿し続ける行為は死者を弔いまたは遺骨を祀る機会を奪い、遺族の感情を害するという個別の不法行為であり、遺体発見時を除斥期間の起算点とすべきであるとして、原告らの請求を各自110万円の限度で認容した。

第2審の判決（東京高判平20・1・31判タ1268号208頁）は、その遺体の隠匿を続けた行為が別個の不法行為を構成するものではないとした上、原告らは、遺体を確認された日から三ヶ月を経てその相続人が確定した時から六ヶ月以内に訴えを提起したため、「相続財産に関しては、相続人が確定した時……から六ヶ月を経過するまでの間は、時効は完成しない」という民法160条の法意に照らし、Yの損害賠償請求権が除斥期間の経過によって消滅したということとはできないと認定した³⁴⁰。

除斥期間の適用³⁴¹について、原告らは、民法724条後段に対し、信義則違反ないし権利濫用法理の適用があると主張していた。これに対し、第1審は「民法724条後段の20年の期間は、被害者側の認識の如何を問わず、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存在期間を画一的に定めたものであり、除斥期間の性質を有するものであるから、裁判所は当事者の主張がなくとも、除斥期間が経過している場合は、請求権が消滅したものと判断すべきであり、除斥期間を適用することが信義則に反するとか権利の濫用であるなどの主張は、主張自体失当となるものと解される（最一小判平元・12・21民集43巻12号2209頁参照）。従って、これに反する原告らの主張は採用しない」と第1審で判示してきた。控訴審また最高裁も、本件殺害行為に基づく損害賠償請求権は、20年の除斥期間の経過によって消滅しており、また、そこに信義則違反ないし権利濫用の法理を適用する余地はない、という点においては、第1審の一般的判断をそのまま一貫していた。

そこで、控訴審また最高裁で問題になったのは、除斥期間の一般論の適用である。控訴審は、本件に平成10年判決の考え方を民法160条に則して適用することとした³⁴²。従って、殺害されたYが自分の死亡について有する損害賠償請求は、相続人が確定してから六ヶ月経過するまで除斥期間が満了しないということになったのである。よって、被害者の救済が可能なのは6ヶ月以内限定されることになった。

控訴審及び最高裁の判決は、平成10年判決の枠組みに従い、本件の特異性を考量し

て、除斥期間の例外を認めたものである。

3.2 本件についての評釈

本件は、民法 724 条後段の除斥期間に 2 つ目の例外を認めたものであるから、理論上及び実務上重要な意義を持ちながら、既に現れた判例評釈で除斥期間の在り方について細かな法解釈学上の議論が展開されている³⁴³。それゆえ、本稿では、民法上除斥期間の構成ではなく、本件事案の特質「逃げ得」一本件で除斥期間の適用による利益を得られるような、加害者の不当な先行行為の存在一を如何に位置づけられるかということについて検討する。つまり、本件において、法学の立場から「逃げ得」は如何に扱われるか、ということである。

上述の判決のように、第 1 審では平成元年判例の一般枠組³⁴⁴のもとで、法の安定性を維持しようという意図が伺える。本件の特異性に対して、原告は信義則違反ないし権利の濫用、あるいは正義・衡平の原理に当たる事情として、除斥期間の適用を主張していたが。結局、裁判所は、平成元年判決の変更という解釈を採用しなかった。第 2 審以後では、民法 160 条を用いて、除斥期間の硬直的な適用を回避し、実質的な解決に導いた。評釈では、「最判平元・12・21 の硬直的解決が妥当でない場面の存在を認め、当事者の権利行使可能性に焦点を当てるなど実質的な例外規範を構築することが要請されるように思われる」という解釈が通説である³⁴⁵。その評価について、特に二審判決の評釈では、その判決が実際の解決策としての有力さを認めるが、法理論（除斥期間の一般論）の構想として議論の余地が残ると考えられていた。例えば、二審の判決は、事件の特異性を捉え、実際に解決を見るに導いた点を見る限りかなりの説得力を持つが、「東京高等裁判所は、平成元年判例の除斥期間についての一般論の枠組みを崩さないために、『民法 160 条の法意』を、巧妙に、かつ多少無理して技巧的に使っている、との感を個人的に免れない」という指摘がある³⁴⁶。他方、『国民感情』に応えたもの」と控訴審の判決を肯定したが、しかし

『国民感情』は被害者側に大きく傾く」という背景の下、和解の金額も加えて考えれば、本件における賠償の金額は実際の損害とやや離れることを指摘され、さらに「被害者の権利は期間制限には掛からない」という恐れがあるという指摘もある³⁴⁷。

[考察]

本判決または判例評釈に現れた言説を見ると、本件事案では「逃げ得」という特質が意識され、具体的に実際の解決に目を向けている傾向が認められる。ただ、「逃げ得」に対し、一般的な理解を構成することより、除斥期間の一般論の例外として工夫するものになっている。従って、従来の制度運用を修正し、具体的妥当な解決を図ろうとする策解決には、判例評釈でも現れた不安が残るかもしれない。先行行為「逃げ得」に対し、判決にもその行為は「著しい正義と公平」を反するものと認めている。ただ、二審または最高裁の判決は、「国民感情」に応じるため、法解釈で比附（Analogy）の技法を使って、除斥期間停止の法的構成による法運用を行ったものとして評価することができる。

「比附とは、当面するケースについて制定法の条文・慣習法・判例法が欠けている場合に、『諸事情』を参照して、ある制定法の条文・慣習法・判例(一つないし複数)から、不当でない範囲でより一般的な内容の法命題を取り出して適用する技法。」のことである³⁴⁸。加害者の不当な先行行為（逃げ得）を念頭にして、裁判所は、相続人の不確定という本案の事情を使って、「民法 160 条の法意」による救済に導くとした。その論理には、二つの視点が含まれている。一つは、「法の安定」である。除斥期間の一般論を修正して解釈することにたいしては、非常に慎重である。もう一つは、衡平の配慮である。本件において、裁判所は除斥期間の一般論を修正するより、正義感情（国民感情）のため個別の手当が必要であると考えている。要するに、「逃げ得」に対応するために、裁判所は、個別の事案に則し、特殊の措置を取ることにしたわけである。

もちろん、被疑者が特定できない未解決事件に対し、そのような対応は、適用できる場

合は極めて少ない。ただ、その論理構造に従えば、(仮に被疑者が特定できる場合) 各事案にとって救済しうる範囲であると予想される。結局、ヒアリングで言及された「不平等」、いわゆる各被害者（遺族）の間に事案から生まれる差異は残るかもしれない。

ヒアリングで主張された「魂」あるいは「人」といった論理には、被害者の個別利益の上、救済策の普遍性を重視されている。上述のように、被害者にとって、裁判は実際の解決だけではなく、他人あるいは社会との繋がりを構築することにも重要な意義である。その繋がりは、ここで原告の要請にも現れている。その意味で、原告らは、民法 724 条後段の除斥期間に対し、信義則違反ないし権利濫用法理の適用を要請した。従って、その適用を通して、除斥期間一般論の解釈を修正する（平成元年判決の変更）ということを求めている。すなわち、原告らは、実際の損害填補状況より、「正義」など条理に従う法解釈を望んでいる。そこでの正義とはまさに「逃げ得を許さない」という社会のあるべき姿と意味する。二審又は最高裁の判決は、その「正義」に照らして、救済されるべき人を救済させる、すなわち「衡平」³⁴⁹という原則を機能させようとしているとも言えるかもしれない。ただ、その扱い方には、ヒアリングの「被害者のバランス」に基づく「平等」ではなく、例外という形で行った当事者への救済である。

被害者遺族と判決の言説とも「逃げ得」という不道徳性を問題視している。ただ、両者の解決ツールは異なっている。要するに、被害者（遺族）は、具体的な勝利または救済の提供より、正義感覚と一貫する公的評価及び普遍性を重視する姿勢を示していた。それに対し、本件の判決は、個人の救済を実現するため、法解釈の工夫を通し「国民感情」に応じることにした。要するに、「逃げ得」に対し、両方とは、同じ評価すなわち「共感」から出発することになっていた。ただ、法解釈の技術を使っている具体的な救済に至った本件の判決と、正義感覚の普遍性を強調する被害者（遺族）との間には解決策の差異が生まれてきた。

第5章で述べたように、法制審議会公訴時効部会の審議は、基本的に事前設定の議題に従って、議論の流れが進む形を取っている。そこで、現実の事件について、意見の交換を行うことはかなり少ない。本件はわずか一つの例である。今回の審議において、本件は2ヵ所で論じられている。

まず、本件は、事務局から「近年における凶悪・重大犯罪をめぐる諸事情」の説明に言及された³⁵⁰。

そこで、本件が「逃げ得」—特に殺人事件について犯人が明らかになったのに公訴時効の完成により処罰し得ない事態—の典型例として上述の裁判を事務局から紹介することになっていた。ただ、上述のように、「逃げ得」に関する議論には、主な「処罰感情」というテーマの下で各立場から論じられていた。特に、本件に則して議論することはなかった。本件に関する具体的な事情について言及されることもなかった。そして、上述の判例の位置づけについて、「民事上も時の経過による法律効果について特別の取扱いがなされる例」(第1回会議、11頁)という表現を用いているが、その裁判について、後の審議の中に触れるところは見当たらなかった³⁵¹。

また、既存の制度の下、事件の「解決」を導くのかどうか、という意味で本件が扱われることもある。上述のように、本件の裁判は、まさに公訴時効になった殺人行為から生じる「不都合」を解消するためにもなっている。結果から見れば、裁判所は実際の解決に対応傾向が見られる。しかし、そのような解決が導くにしても、制度のあり方にまた疑問を投げてくる状態になってきた。そこで、問題になったのは、公訴時効制度の妥当性ではなく、公訴時効と関わる事件の解決である。従って、本件について、第4回会議で意見交換が行われた³⁵²。以下、主としてその議論に則し、整理していきたいと思う。

まず、そこで、問題視されたのは、公訴時効の完成により犯人が名乗り出るという点で

ある。具体的にいうと、時効完成の効果には、二つの可能性がある。一つは。犯人と思われる人が判明したときに、時効完成のため訴追・処罰できないということである。もう一つは、犯人の名乗りによって、真相が明らかになるという可能性である。従って、ある委員は、公訴時効制度には真相解明の機能がある、と主張していた（第5回会議、12頁）。それを対して、ある被害者委員は以下のように述べていた。

今おっしゃったように、名乗り出た方がいいではありませんかということになったら、その場合でもやはり犯人を知ったから、犯人が分かったから、分からないよりはいいと言ったので、それは追いかけてもらう方がずっといいのです。（第5回会議、12頁）

そこで、被害者側は、議論を「真相の解明」に限定されず、「追いかけ」という別な側面も取り上げている。したがって、公訴時効には真相解明の機能を認めているが、その論点について、二段階に分けて論じることになっていた。そして、被害者遺族は、「名乗り出る」というメリットより、「追いかけ」のほうを重視する姿勢をが示している。次に、事務局の発言は、意見募集に即し、以上の被害者意見を補足することとした。

遺族としては真相を知りたい、しかし時効が完成することによって捜査してもらえなくなる、したがって真相も明らかにならなくなる、そういうことについてのやるせなさというのを述べる意見が多くあると思っております。（第5回会議、12頁）

そうすると、「追いかけ」には、現実の解決だけではなく、「やるせなさ」という心情と連帯する論理にもなっていく。さらに、真相の解明とは、捜査に依存するという考え方も見えてくる。

一方、制度趣旨の観点から見れば、真相解明という論点にも問題がある。それは、公訴

時効制度は、時効の完成によって犯人が、名乗り出るようなインセンティブを与えることを求めているということである。そうすると、公訴時効制度の必要性という議論の論点になれないという指摘もある（第5回会議、13頁）。それに対して、論点の提供者は、真相解明が公訴時効制度の「積極的な目的ではない」ことを認めているが、「消極的な理由」として現実的にその機能を果たすことが重視されるべきだという。

続く、議論の争点は、真相解明の実現可能性になってきた。そこで、被害者遺族と制度運用、という二つの視点が現れた。

①被害者遺族は、真相解明は論理的な仮説に過ぎない、と主張していた。

余り捜査を続けると真犯人が出てこないから捜査をやめてくれ、こう思っている人は一人もいません、私の知っている範囲内では。もしそういうふうに思う方がいらっしゃるとすると、これは全く頭の中で被害者と関係なくつくられた議論だと私は思います。（第5回会議、13頁）

そこで、反論を支えるのは個人の情報である。そこで、被害者（遺族）は、理論的な構造（「頭の中」）ではなく、被害者全体の状況と直結する自分の経験に応じることを求めている。逆に、経験に現れていない仮説に対して、その正当性を疑うことになっていく。

②制度運用の面では、真相解明という機能は非現実的であると批判された。まず、本件のような事件は、実際問題としていずれも稀である。また、本件は、公訴時効制度からのインセンティブより、事業計画で発覚の恐れがあるから自ら名乗り出てくるというケースであった。そうすると、真相解明という機能に対し、本件は果たして検証として成り立たないのではないか、ということになった（第5回会議、13頁）。

真相解明として公訴時効のメリットを論じた言説と、断固としてそれを否定する言説の論争には、求められている利益に相違が見られる。

①被害者委員は、本件で現れた公訴時効のメリット「真相解明」に違和感を示している。被害者（遺族）側は、真相解明以外のものを求めている。上記の発言によって、彼は「捜査をしてもらいたい」といった主張を示した。その捜査には、真実の追究ではなく、加害者への「追いかけ」という意味が含まれている。同じように、事務局の説明は「やるせなさ」と言った表現を使っていた。両者とも、真実より、被害者遺族の苦しみを解消する志向を示していた。

また、そこで、警察側の委員は、現状改善として公訴時効改正の無力さを指摘していた。要するに、いずれ公訴時効の改正になっても、捜査にとって、被疑者特定の難しさは解消されないはずである。そうすると、「追いかけ」は、実際の事件解決ではなく、解決へのイメージを求めていると言えるだろう。さらに、被害者遺族が否定したのは、「真相解明」という事例だけではなく、真相解明がもたらす癒しの効用である。もとより、真相の解明によって、被害者の怒りと苦しみが解消されることはない。

そこで、上記のような「追いかけてもらいたい」といった被害者の共有する願望と捜査の難航という現実が現れていた。「追いかけ」という対策には、「法」というシステムの評価、つまり裁判を求めるとも言える。それにたいして、真相解明とは、過去の事件に対してある種の追認である。

「被害」という現実是如何に社会的に構成されるか。その点について、近年の研究には「被害の心理学化」といった現象が取り上げられる。「被害の心理学化」とは、「被害を構成する上で『感情』がより重要な言語的資源となり、被害とは何よりも心理的なものであるという了解がドミナントになりつつある」³⁵³ということである。その傾向は、以上の審議にも現れている。つまり、被害者言説における被害の「現実」には、被害者が置かれた社会環境ではなく、本人の心理的側面が有力となり、制度の解釈を結んでいく。そこで、被害者（遺族）は問題の解決を「真相解明」ではなく、国家の処罰権に求めることにした。その国家の処罰権は、捜査または裁判など特定の国家機関に具現化することになっ

た。そこで、真相解明には、裁判不在のため、国家による犯罪者を裁くまたは処罰することは不可能になるわけである。裁判による救済は、国家いわば抽象的な社会に問題を置かれ、個人の外部で解決を求める側面がある。従って、被害者が捜査または裁判に求めるのは、自分の気持ちに対し、国家機関あるいは制度の運用という形で現れる社会の理解と考えられる。それに対して、公訴時効による処罰をできないまま、事件の真相を明らかにする場合には、裁判のような外部の介入ができないため、被害者は被害による精神的重荷を自分自身で解き放つことしかない。要するに、個人の問題として自ら解決しなければならない。そこで、主張された「追いかけ」の目的とは、公的な象徴としての法システムの判断（裁判）である。法システムを通して、被害者は事件の解決だけではなく、社会へ苦しみ語る空間も手に入れることになっている。逆に、そこでの「真相解明」には、被害者が自分の体験を外へ語る機会を与えられていなかった。従って、仮に「真相解明」が被害の救済としたら、その救済には感情という「被害現実」が無視されているのかもしれない。

②制度趣旨また法実務においては、「真相解明」という論点にも問題がある。その問題点として、まず真相解明は公訴時効制度の趣旨ではなかった。また、公訴時効は真相解明のインセンティブになれない。それゆえ、「真相解明」と主張する意味などは、「現実的にはない」との指摘もある（第5回会議、13頁）。そこでの現実とは、公訴時効における「真相解明」の一般化である。つまり、個別事件の「真相解明」は制度の機能として認められないというわけだ。

[小括]

法制審議会においては、「処罰感情」あるいは「感情」という用語に「世論」という側面も含まれている。「世論」を導入するのは、議論の立て方として公訴時効部会での特徴であるとも言える³⁵⁴。第2章は、議事録の解説を通じて、議論の立て方を検討していた。

そこで、「世論」は「処罰感情」を媒介にして、法改正の必要性をめぐる論争に浸透したことを明らかにした。本章では、ヒアリングまたは事件の議論を介して、被害者感情と被害事実に関する議論の立て方を考察してきた。そこで、法実務の言説と被害者遺族の言説の間には、論理構造の差異が見られる。被害者遺族には、個人の心情が処罰感情と一体化されている。ただ、その心情は「私」のものではなく、直接的に「社会の現実」として取り上げられていた。従って、被害者遺族は、一般化された「私」の苦しみに対し、法システムの対応いわゆる処罰を求めることになってきた。それに対して、法学者または法実務の言説には、社会の現実とは事件の実体的な解決である。要するに、被害者遺族といった「社会の現実」に対し、法システムは法制度の構成を通じ、個案的に応答する傾向が見られる。従って、そこで被害者の団体が発する情報に強調された「普遍性」は具体的な事件の解決に反映されていなかった。

遺族らは「(被害者の) 無念が晴らせた」と涙を見せながら喜びを語り、「何より世論の力が大きかった」と感謝の言葉を繰り返した。

——「毎日新聞」2010年4月28日

上述の分析のように、法制審議会における「世論」は、「処罰感情」など概念の再構成を通じて立法審議の進行に影響を与えてきた。第五章で述べたように、審議会委員は世論とマスコミ報道の連続性が、(被害者) 処罰感情の一般化を促進する機能を果たした、と理解している。しかし、その理解は、果たして正しいかどうか。本章では、複数のメディアの報道過程に照らしてそれを検証する。

第五章や第六章における公訴時効の討論と違って、報道言説は、被害者（遺族）本人も専門家もなく、第三者としての報道機関によるものである。この場合の報道言説は、法制度の利害関係者（被害者あるいは被害者遺族）または法専門家よりも、社会一般構成員の立場から「脱文脈」の言説、本来の「世論」の意味に近いものとなる。ただし、第1部で述べたように、様々なメディアによる「社会」の表現は、メディアの特性に影響されるものである³⁵⁵。本章は、各メディアの報道特性を重視し、「処罰感情」という概念を持つ社会の効果を検討する。ただ、世論と公訴時効制度の関係を検証するには、長期間に渡って関連データの処理が必要とされる。本章での分析は、特に2009年～2010年の間に行った公訴時効改正にかかわる複数のメディアの報道や議論のみを素材にする。この狙いは、複数のメディアにおける報道の関心や作法を整理し、検討する。その上に、具体的な時効報道の例に沿って解釈レパトリを図式化し、審議会における「世論」と比較をする。

第一節 時効報道の背景

1.1 報道の定義

本章では「報道」における公表ということの意味を重視することにしたい。従って、ここでの報道は、情報伝達の意図を有するか否かには拘らず、公訴時効という公共的関心事項に関する出来事を記述し、効果的に不特定、多数の人に対して発信することとする。そうすると、伝統的な報道機関または規則的な報道活動だけではなく、非組織的または非継続的な情報発信活動（インターネット上の言説）も「報道」に含まれることになる。

報道とは、基本的な事実を基礎にして発信する行為である。よって、それに対する信頼は、「精密な情報交換」から生み出す中立、客観という感覚に基づいている³⁵⁶。しかし、実際には、送り手の立場から情報を鮮明に受け手に伝えるため、各自情報の選択と処理という側面も報道活動に不可欠となっている。要するに、「基本事実」は、報道の技術によって発信されるというわけである。例えば、「2009年全国メディア接触・評価調査」によると、各メディアに関するイメージは、情報伝達の側面に基づく評価に限らない。「物事の全体像を把握することができる」、「情報の重要度がよく分かる」また「分かりやすい」、「親しみやすい」といった編集手法と関連する項目への重視も見られる³⁵⁷。

Norbert Bolz は、その現象を捉えて、読者は情報から自分の意見を形成するのではなく、「マスメディアの毎日の合いことばを口にするしかない」という「意見の消費」を行っているとは指摘した³⁵⁸。従って、マスメディアは、透明な情報発信の手段ではなく、独自のニュアンスに基づき情報の意味の形成を行っていると思われる³⁵⁹。

1.2 犯罪報道

公訴時効制度は、「犯罪」という行為を追及する際の、起訴条件に関する制度のことである。多くの場合、時効に関する報道（以下は「時効報道」とする）には、犯罪事件及び

捜査または裁判の経過など関連の情報が含まれている。その意味で、「犯罪報道」の有り様が時効報道の在り方に影響を及ぼしている。「犯罪報道」研究の達成点を簡単に確認しよう。

①報道機関の報道の懲罰言説化。特に人権と報道の研究においては、その観点が多く見られる。早期の研究として、日弁連「人権と報道」（1976年）と浅野健一「犯罪報道の犯罪」（1984年）が報道機関による事件当事者の被害を指摘していた。その時期、加害者とその家族も含む、犯罪報道による侵害の実態及びその救済と匿名報道の必要性について、数多くの報告や分析が行われた³⁶⁰。報道編集により、「歴史的な観点からのニュース判断力が衰弱し」ていること³⁶¹や、具体的な現実感に乏しい「なれなれしさ」が氾濫していることが指摘された³⁶²。

②犯罪報道の構造について、「事実報道」重視から「情緒的アイテム」重視への報道モデルの変容が指摘された。五十嵐二葉は、1991年出版した「犯罪報道」で日本とアメリカの犯罪報道における記事構造の比較研究を行った。そこでは、「情緒的アイテム」と「事実報道」の区別が提示されていた。「情緒的アイテム」とは、苦しみや悲しみをクローズ・アップして、逮捕または判決の際に、被害者また遺族の情緒を大きく取り上げることである。それに対して、事実報道とは、事件の解決と関係する情報を重視することである³⁶³。

③情報収集について、警察側情報のバイアス、または被害者遺族と新聞記者の間の認識のギャップが検証された。前者のバイアスとは、記者クラブを介した警察とマスコミとの恒常的な接触が偏った「引きつき報道」や「情報操作」を生み出す、ということである³⁶⁴。後者の現象が発生する原因については、私人間の付き合いを重視し、被害心情への理解を求める被害者遺族側と、記事の評判に関心を持つ記者側の間にズレが生じる、と指摘される³⁶⁵。

近年、上記のような問題点を念頭において、報道機関または関連研究では新犯罪報道の

形の追求が進んでいる。その特徴とは、人権保護を鍵理念とし、被害者による情報収集に力を注ぐことである³⁶⁶。

第二節 時効報道の様式

犯罪報道の先行研究に示したように、情報源とその構成に関する分析は、報道言説を解読する際に重要な切り口となる。それに従って、以下では伝統的な報道（主としてマスコミ）とソーシャルメディアの報道構成を整理する。

2.1 伝統的な報道の構造

伝統的な報道とは、記者が多数の「関係者」の話を積み重ね、集めた資料と突き合わせる情報の発信活動である。いままでの研究は、伝統的な報道を想定し、とくに事件報道を中心として犯罪報道の構造を検討してきた。ただ、時効報道は、時間の扱い方において、上記の犯罪報道とかなり異なっている。その相違は、時効報道の事件は長い時間の経過が想定されていることにあり、その特性に応じた報道にならざるを得ない。

（1）報道と時効

① 「乏しい情報」

報道は、情報を正確、かつ即時に受け手へ伝える機能を要求されている。従って、現時点の出来事をめぐる情報収集と整理作業が報道のベースとなっている。しかし、時効報道の場合、報道の時点で事件捜査の進行は殆ど止まっている。事件当時の報道と比べて、事件自体に関する新しい情報の入手はかなり困難とも言えるだろう。

そこで、時効報道において被害者遺族の情報は大きな役割を果たしている。例えば、「忘れない『未解決』を歩く」という毎日新聞の時効事件特集³⁶⁷には、ア）「捜査が続く主

な最近の未解決事件」、イ)「忘れない『未解決』を歩くアーカイブ」またはウ)「忘れない『時効』よ止まれ」といった三つの項目が設けられている。ア)は主に警察による情報、イ)は被害者遺族の生活ぶりや捜査活動、ウ)では制度の改正に関する動きと各方の反応を取り上げられている。ただ、捜査難航のため、警察側は、事件の実態よりも、捜査の決意あるいは努力に関して語ることが多いようである。被害者の情報には、上述審議会の被害者遺族発言のように、心理的な自体験が大きく強調されている。つまり、時効報道には、警察側と被害者遺族側の発話とも、客観的な事態の進行より、取材対象の心理状態に関する記述が多く見られる。心理状態については、被害者（遺族）意見の引用を通して表現する場合が多い。一方、被害者（遺族）の生活ぶりを追跡し、現在の日常における事件の影響を表現する手法もよく現れる³⁶⁸。

さらに、逮捕あるいは裁判のような明確な時点に沿って、一般の犯罪報道は事件進行を説明していくが、「未解決事件」の場合、事件自体の進行による分節が見えないため、事件の情報における時間の区分も曖昧となっている。そして、心理状態の情報と共に、事件の情報も現在という時間次元で語られている。そうすると、報道において、時効といった概念にある時間経過の効果を表現するにはリソースが限られている。

② 「薄れる関心」

公訴時効制度の存在理由である「処罰感情の鎮静化」には、事件に対し、特定の被害者遺族の被害苦痛の希薄化ではなく、社会における裁判救済への関心の希薄化という予測が含まれている。つまり、法学の言説は、公訴時効が「薄れる関心」という論理で正当化されている。しかし、時効報道では、「薄れる関心」に言及される場合はかなり少なくなっている。ある記者は、時効事件の記事の最後に、以下のように語っていた

…親族は古傷をかばうように戸を閉めた。癒えない悲しみの深さを物語っていた。記者の胸にこみ上げたのは今も息を潜めて時効の瞬間を待つ犯人への怒りだった。³⁶⁹

以上の記述では、被害者の「癒えない悲しみ」から記者の個人的な「怒り」へ、という感情の連鎖が書かれている。「時効か捜査か」といった二項対立的パラダイムは、被害者自身の語りで構成されたものではなく、被害者の語りと遭遇した記者の関心である。そこでの記者は、報道の生産者と、被害者言説の読者という二重の身分をもって、また新聞の読者の体験と重なることになった。

上記のような時効報道は、時間の経過による「薄れる関心」という事実状態に無関心である。報道における処罰への「関心」は、事実の記述ではなく、積極的に関心を惹起させようとする側面（共感モデル）を持っている。

（２） 映像特集

以上の分析が示すように、時間の経過は、伝統な報道で構造的に表現されにくい概念である。それ故、ここでは、映像情報が中心となるテレビの報道特集について、報道の解説方法を考察する。その際には、日本テレビのニュース番組「ZERO」370で2009年4月15日（水）に放送された「科学捜査の進歩が、「時効」を止める」の特集を素材としたい。

内容

この特集は、総計9分35秒のVTRの中に、妻を失ってから10年間、犯行現場についての犯人の血痕を残し続ける遺族の物語を中心に展開していた。報道の枠組は、以下のように整理することができる。

①事件の概要（03′03）

証拠に関する被害者の語り（血痕を残っている現場映像、または現場でのインタビュー）

事件のあらすじ（当時のニュース映像）

被害者の情報（個人撮影の家族映像）

生活ぶり（事件後 1 年の取材映像）

②人的証拠（01´17）

法務省関係者の語り（室内でのインタビュー）

解説（イメージ図）

③物的証拠（03´41）

DNA の証拠能力（番組自ら行った DNA 鑑定）

物的証拠の保存（警視庁科学捜査研究所の取材映像）

科学捜査の進歩（警視庁科学捜査研究所研究員のコメントとイメージ図）

公訴時効改正における DNA 証拠の位置づけ371（イメージ図）

④解決への願望（01´27）

時間の経過（被害者子供のインタビュー）

被害者遺族の願い（被害者遺族のインタビュー）

報道では、「証拠の散逸」を二つのテーマに分けて紹介している。いわゆる、「人的証拠」と「物的証拠」、という二つの証拠類型である。

報道は、「人的証拠」については、「証拠の散逸」が可能とされ、公訴時効の必要性を認めるが、「物的証拠」については、科学捜査の進歩により「証拠の散逸」はありえない、と主張した。表現の形式を比較すると、①時間面について、「物の証拠」の方は「人的証拠」の方より 2 倍以上の長さである。②解説の手法について、「人的証拠」では、＜有識者＋図式＞の形を取られている。それに対して、「物の証拠」では番組自ら DNA 鑑定などの実験過程を展示するものである。③映像と内容の関連性について、「人的証拠」での解説は音声を中心に、インタビューの内容を説明するものである。従って、インタビューを行う場所、刑務所の建物など流れされた映像には、情報内容と関連ないバックグラウンドにすぎない。それに対して、「物の証拠」では、実験の経過そして結果は映像を通じて表

現することになっている。

また、科学の発展と証拠の保存との関係以外に、被害者事情の紹介もその特集におけるもう一つ重要な情報源となっている。その情報には、インタビューが主な手法であり、事件または捜査の取り調べ以外、遺族の生活（子育てのシーン）まで取り上げられていた。ここでは、特に映像表現の特徴に注目したい。

第一は、異色の映像の使用により、報道では客観的に生活における時間の経過を確認することができる。①で被害者情報では、取材映像ではなく当時の家庭映像また撮影が使用される。それに対して、④の映像では、現在取材者が撮ったものであり、同じ被害者遺族の外貌変化が明らかになった。

第二は、映像の中には、事実の確認以上、叙情的な手法も取られている。例えば、①事件後1年の取材映像の中に、3歳の被害者の子供はカメラに向かって、「ママ…ママ…ママなぜ死んじゃった…ママが死んだ。ママが死んじゃった…」と部屋を一人走り回るシーン、10秒前後のクローズ・アップで表現された。一般の事実報道では、最大限の情報量を求めるため、画面のカットオーバーが短いものである。ここで、画面の範囲に限られ、情報量が少ないクローズ・アップの使用は、事実の確認以外の性格をもつと思われる。

[小括]

先行研究で問題視された「共感のモデル」とは、本来出来事の事実を中心に展開するはずの報道が、事実の進行と直接関連無く人物の生活ぶりに重点を移すことを指す。上述の報道において、新聞もテレビも、公訴時効を報道する際に、事件の基本的な進行より捜査の難航による苦しみまたは不満がクローズ・アップされている。その気分は、報道時点での被害者（遺族）の生活、警察担当者の仕事ぶりなどの素材を通して描かれていた。それは、まさに相手の共感を呼び起こしやすい素材を用いた、「共感モデル」型の報道と思われる。

さらに、テレビの報道で明快に表現されたように、時間の経過に関わらず、処罰感情の不変性が、映像を通して演出することができる。すなわち、被害者感情による共感または報道の即時性といった作用の中に、報道では、事件の長期化における「処罰感情の希薄化」とは表現されにくいこととなる。

2.2 ソーシャルメディア

日常生活ではインターネットが重要な情報収集のツールとなっている。インターネットでの時効報道は如何に流されたかという問題についても検討する必要がある。ただ、インターネット上、非組織的または非継続的な発信活動が極めて活発になるため、従来報道の専門性が薄れ、時効報道に当たるテキストも膨大である。したがって、インターネット言説の全体像を把握するのはほぼ不可能とも言える。以下では、ツイッター³⁷²といった特定のソーシャルメディアを対象にし、そこで行う会話を分析とする。そのために、2010年4月～6月、主な刑事法改正法案（公訴時効改正）が成立した約2ヶ月半間に、筆者はツイッターのキーワード検索機能を利用し、主に「時効」という用語を使用したつぶやきを継続的に観察した³⁷³。

（1）情報の伝達

第1に、時間性と話題の分散である。2010年4月28日に法案通過した当日、「公訴時効」に関するつぶやきが集中したが、翌日の通勤時間から減少していく傾向が見られた。そして、2010年6月の時点で、「公訴時効」に関するつぶやきは既に1ヶ月ぐらい更新されてない。他方、「時効」に関するつぶやきは、公訴時効改正という話題と繋がって、「公訴時効」の検索結果と重なる部分があったが、公訴時効のテーマに限られず、他の関連話題も現れてきた。例えば、以下のつぶやきでの「時効」は、公訴権の消滅と関わる本来の意味ではなく、日常会話における一般的な時間制限として使われていた。

@kai0831 昔話的でもう時効だよ～（`0`）笑い話だよね今となっては…あの頃はリアルに
売ってる子たくさんまわりにいたけど今もあるのかね～顔写真付きとかだったよね…あ、
私はやってませんから！2010年6月27日14:05:31 from yubitter

また、民事法の時効に関するつぶやきも、そこで多く現れるようである。それには、例えば法学部あるいは法学大学院に所属する学生と教員の発言として、発信者の法学に関する知識背景³⁷⁴が見られる。要するに、同じく「時効」という用語を用いていても、内容的に時効制度と離れている傾向がある。それに対し、「公訴時効」の検索結果には、そのような区別は見られなかった。

第2には、「公訴時効」という表現を使ったつぶやき（以下公訴時効のつぶやきという）には、様々な情報源が認められる。そこでは、新聞、テレビすなわち専門的な報道機関のツイッター³⁷⁵が見られる。他方、個人的な直撃情報、関連資料の紹介などもツイッターで流れている。個人的な直撃情報とは、公訴時効改正に関連する活動の参加者は、現場の進行を記録し、ツイッターで発信するものである。以下のつぶやきはその特性が揃っていると考えられる。

@crusing21 まず、桐蔭横浜大学の河合幹雄さんから、「議論と熟考がほしかった公訴時効
廃止」と題して報告がありました。現在、質疑応答中です。2010年5月1日13:28:19
from Twitbird iPhone³⁷⁶

第3に、公訴時効のツイッターには、関連情報の紹介といった形のものも多く見られる。その情報は、インターネット上のブログなど媒介に載せたものだけではなく、法学論文など専門資料も含まれている³⁷⁷。

そこで、ツイッターの報道は、単なる自分自身の経験による発信ではなく、引用または情報先のリンクを通じて他の情報も提供している。公訴時効のツイッターにも、引用と関連リンクの使用が頻繁に行われる。例えば、「ブログ更新：公訴時効廃止に何を見るべきか<http://bit.ly/a9BBYY>」というつぶやきは、政治学者の松尾龍佑氏が、5月10日12:41:44自分のツイッターに書き込んだものである。その情報は、同日の12:57:15と13:27:12に「BLOGOS編集部」と「@Blog_Rss_New」で掲示されていた。「@Blog_Rss_New」は、「公訴時効廃止に何を見るべきか<http://bit.ly/a9BBYY>」として松尾の原文をそのまま引用している。

上記の引用手法について、発信者が情報を140字以内にまとめる作業を行うと同時に、情報の引用を通して情報源を突きとめることもできる。そこで、引用された情報は、引用者の解釈ではなく、情報リンクを通じて本来の構成で提示されている。そうすることで、ツイッター上の公訴時効情報には、一方的な表現の短さと臨場感という特性が揃わることになる。他方、1つのメディアで情報をカバーするものではなく、多数の情報源を無変換で組み合わせる形になる。

ただ、公訴時効に関するつぶやきの中に、関連する情報として、被害者遺族のツイッターの引用が見られなかった。それに対して、伝統の法律、政治新聞、または法学者³⁷⁸、政治学者のブログでの発言が多く言及されていた。

(2) 意見の交換

公訴時効に関するつぶやきには、その多くが情報提示のみで終わっており、発言者が相互に話し合うことは相対的に少ない。しかし、ツイッターとは、一方的発言ではなく、コミュニケーションを促すような機能を持っている。その中には、質疑応答の形で、問い掛ける側が直接に法律の専門家と交流する場合も見られる。例えば

@Nomurashuya³⁷⁹ @fujii_haru 鋭いご指摘ありがとうございます。時効は撤廃されて捜査せずでは無意味ですからね。考えてみます。RT@fujii_haru 素朴な疑問なのですが、警察官の数を増やさないのに、公訴時効が撤廃されると、最近起きた事件に対する捜査が手薄になり、逆に社会に対してマイナス要因があるのではないかと思うのですがどうでしょうか？それともあくまで精神的予防防犯効果を狙ったものでしょう 2010年5月6日

07:17:01 from web

上記の会話は、公訴時効改正の効果に関する専門家と素人のやり取りと思われる。応答者は、ツイッターを通じ、自分の活動を発信している法律研究者である。形式面では、会話では、丁寧語の使用により聞き手に関する配慮を示している。そこでの会話は、友人など親密な社交関係ではなく、フォーマルな意見交換と想定されているだろう。

さらに、そこでは、専門性への配慮が質問に端的に表れている。質問の冒頭で「素朴な疑問」というように、質問が弱められている。または、「公訴時効が撤廃されると……ある」というように、公訴時効撤廃の効果についての一般的な定式化を行っている。一方で、それが「と思うのです」「でしょう」というように自分の考えとして限定され、このく公訴時効撤廃の一般的な効果 + 「と思う」>という表現方法が、質問者の発話が個人としての意見、つまり「私見」と位置づけられるものという意味合いを示している。逆に、専門家である応答者の発話には、「時効は……無意味です」というように、「私見」の表現方法ではなく、法学専門的な知識に帰属して判断することになっている。

以上の分析から、インターネットの「時効」には、日常生活の領域と法の領域を分け、ほぼ平行に異なる用法が使われていることが分かる。その中でも、公訴時効に関する情報は、逆に法律専門家の言説に依存していることも分かる。そこで、ツイッターの報道には、引用または「ReTweet」³⁸⁰というスキルを通じて、法律専門家の意見を広げられる可能性も考えられる。

第三節 報道の構造と審議

3.1 報道の構造

時効をめぐって、伝統的な報道とソーシャルメディアでは異なる報道の方向が見える。

その原因は、両者の情報と表現にある構造的な相違と関わる。

① 情報源

伝統的な報道構成には、時効制度解説の難しさが現れている。公訴時効制度に関する情報は、有識者コメントのように第三者の記述を媒介にし、理論的に、抽象的なものになっている。それに対し、被害者遺族情報の方は、例えば取材対象の自体験など新聞・テレビの様々な手法により、編集されやすいものである。

一方、ソーシャルメディアは、インターネット上情報の分散と自律により、伝統的な報道機関の情報編集機能と異なって、ソーシャルメディアでは人々自らの情報整理が要求された。情報を処理する際に、受け手は直接に発信源と接触する機会が増え、第三者（例えば報道機関）による解説の必要性が弱くなってきた。

② 表現装置

被害者遺族の苦痛に対して、報道では「共感モデル」のメカニズムに基づき情報を構成している。その感情は、専門概念の解釈を媒介にした法言説より意味の伝達が容易と思われる。

インターネットの「時効」には、日常生活と法情報と両面が現れるが、そこで両者の交錯はなく、公訴時効制度に関する議論は一方的に法専門家に依存していることが分かる。ソーシャルメディアの意見交換は、共感ではなく、第五章に述べたような、公的な場における＜私見＞と専門家知識の二重構造と共通している。

3.2 審議と報道

伝統的な報道構造において時効報道は、被害者情報を「共感モデル」を通じて、すなわち被害者の処罰感情への共感（sympathy）を、社会の処罰感情と混同する傾向がある。それは、第五章で述べたような審議会の＜報道型処罰感情＞、すなわち報道の伝達による＜被害者処罰感情＝社会の処罰感情＞の構図に一致すると思われる。そして、審議会における＜報道型処罰感情＞ではそのメカニズムである「共感」についてあまり展開されていなかった。本章での考察で明らかにしたのは、「共感モデル」のような報道の手法を通して、「世論」は公訴時効制度をめぐって「処罰感情」の共感による語りとなったということである。

ただ、ソーシャルメディアの考察からみれば、公訴時効制度に関する報道は、情報の表現形式と情報源の構成に影響され、共感モデルの使用を妨げる議論空間も存在することには留意する必要がある。

補章 感情立法と法情報

日本における感情立法の発生にかかわる重要な一步は、立法をめぐる社会発信が議会・法務省など狭い立法過程から日常生活の事情に切り替わり、法律専門家の発信が相対化されたことである。このように、「感情」が立法の動員、決定また評価の側面において、独特な影響力を持つことになったのは、法律学の論理が主導する従来の法情報空間が「感情」の言説を処理しきれない時である。近時の日本における「感情立法」は、一見被害者運動など社会のニーズに応答するような新たな立法の現象である。実際に、本研究の検討を通して、その現象は、法情報構造の変容の一つの現れであることを明らかにした。

これまで、日本の刑事法改正における「感情立法」現象の起源は情報環境の変化に原因があると言えることを、大きく分けて次の四つの証拠から示した。第一に、少なくとも新聞のような最も伝統的な一般情報の発信機関により、法の一般情報は、歴史的に、議会・行政など政治の行動から身近な日常生活への変化が見られる。その変化によって、「感情」と呼ばれる言説がより取り入れるようになった。第二に、法律専門家の情報活動は、発信の形式に関わらず、社会現象の一般解説から法制審議会のような特定の機構、また法学理論の紹介が優位的で、「感情」の言説に抵抗感を示した。第三に、より情報の公開・交流を実施した立法をめぐる議論は、専門家情報と一般情報の衝突状況が多くの場合で発生し、「感情」の法的性質を合意することが困難である。第四に、ユーザーとつなげるが可能であるソーシャル・メディアでは、「感情」の言説より専門家の言説を正当化する傾向があり、従って「感情」世論と同調するような結論に至らなかった場合が観察される。

0 感情の背後

第四章で先行研究が述べたように、これまで多くの法学者は、司法活動の実践から離れ、「安心感」や「処罰感情」の言説に同調する立法様態の出現を、感情の効果に帰結する。そこで、感情の効果に関しては、概ね以下の2点に集中する。

①感情は意思決定の過程に影響する。それは、感情の反応が人々の決定に反映し、法の理解・学習を制約することを意味する。

②法システムと感情システムは異なるものであり、従って感情的言説と法的言説との協働は困難である。

これまでの検討に基づき、以上の主張は基本的に間違っていないが、そこでの感情現象に関してさらに議論の分節化が必要と思う。第二部の論述から分かるように、さまざまな形で感情の過程が法変動に関係していることは明白の事実である。従って、立法議論は社会行動を秩序づける法的な思考様式を形成しているのだから、人間行動とその組織化に関して感情の影響を考慮する必要はないという結論は、現実の状況と一致していない。そこで、どんな種類の感情、どんな目的で、如何に語れるか、というのは感情と法の関係を考える際に避けられない課題である。

感情現象を如何に分析するか、という分節化の問題に関して、感情社会学の知見は有用である。感情社会学では、神経学、心理学また社会学の文化理論など学際的な手法から感情を分析する。ターナーとステッツは、感情問題の構成を以下のように区別した。すなわち、①身体系の生物的活性化、②どのような感情がある状況で経験され表現されるべきかに関する社会的規範、③言語、音声、表情またはパラ言語的な動作による感情の開示表現、④状況における対象あるいは出来事の認知の要素³⁸¹。したがって、感情は複雑かつ多義的な社会現象であることがわかる。本研究における感情の課題は、「感情」を使用する法言説の出現はどの側面の感情問題に現れ、またどのように解釈しうるかということである。

本研究は、公訴時効改正を通して、立法にかかわる「感情」は、特に②③④の感情問題に関係し、法情報の相対化・社会化を表すシンボルであるという結論に辿り着いた。以下では、刑事立法で問題となった「感情」の属性と表出に着目し、その結論の理論的な意味を検討する。

1 情動 (affective) の論理 身体性か制度性か

感情の発生には、当事者の知識や経験から説明されないことがよくある。それは、感情の働きが、個人の利害など社会経験から少し離れ、独自のメカニズムをもつ、情動 (affective) という現象からである。身体性の観点によれば³⁸²、感情経験とは、個人が環境において何かを認知すると、瞬時のうちに本能的な変化 - 交感神経の作用など - が発生する。要するに、身体の器官と部位に特定の効果を表すこうした生理的变化が、身体感覚としての感情という概念に連結させられるのである。生物学や脳神経科学者は、そのアプローチに従って、文化的な標識と関係なく、生理的な変化そのものが特殊な感情を生成すると考えるようである。

第二部の考察を通して、著者は 2009 年～2010 年公訴時効改正における「共感モデル」という情動にかかわる法的言説の存在を確認した。ここでの共感とは、特定の社会現象に結びつけたとして、ある社会の中に同じ感情・反応を引き起こすようなものである。法言説の共感モデルには、感情が個人の言説と社会の言説との距離を縮ませ、共通した言説の空間を生み出す、というような効果を有する。そして、感情には、ときに規範的な性質、つまり独自の社会秩序を形成してゆく側面も含まれている。山岸俊男は、法と感情の関係を信頼の問題と理解し、他人が信頼できず、何が起こるかわからない状況では、法律により行動の規制と救済が発生するが、相互信頼が十分に機能している社会では、いずれの法意識も強調する必要がなくなる、と指摘している³⁸³。こうした観点に従えば、感情の言説

は、規範としての役割を果たすことも可能になるわけである。

一方、法、感情など社会現象を観察し、概念を用いた記述であり感情立法における法のコミュニケーションでは具体的な問題となるのは、日常生活の経験が意味になるとされる常識的概念と、法の専門的知識との間の関係である。こうした関係について、例えば六本加佳の理論では「法意見・法態度」と「客観的法知識」という区別³⁸⁴から説明される。そうした区別は、確かに感情に関わる一部の意見を説明できるが、注意すべきなのは、その以外にも「感情」に関わる議論の作法がある。それは、常識的概念と専門的概念の適用がいずれ一つの前提からである。その前提とは、立法をめぐる言動であり、立法趣旨に関わる社会のリアリティーの理解である。

ニクラス・ルーマンは、知の内に、主題それ自身を主題化するような反省の様式を組み込まなければ、その主題によって定義される知の領域は、統一性も普遍性も、そして境界設定も最終的には成し遂げることができないと指摘した³⁸⁵。すなわち、知の各領域は、それぞれ独自の主題をもっている。その主題は、如何なる状況において主題となりうるのかということに、その知の領域が反省的な考察を加えるにいたったとき、初めて他のシステムに依存しない、概念の妥当性を語るができるようになる。感情立法にとって、反省的な考察は、感情をどのように「法の問題」に翻訳³⁸⁶するか、ということである。

ここでの感情は、単なる生物学的、心理学的意味での観察現象以外、特有の表現を持つ知識のカテゴリー、こうした側面を強調される。実際に、第二部で紹介した日本の刑事立法における法律専門家言説の弱化について、単なる身体系の現象（感情理解①）、つまり専門家団体も含む被害者感情の生物学的な共感効果だけから説明しきれない。むしろ、法律専門家と被害者（遺族）との間の意見の相違は、「被害感情」といった論理と従来の法学「論理」の間のギャップの拡張に帰着するかもしれない。ここでいう「感情」は、まさに上述のようにある種概念の「文法」であり、法学の外のものとして、一般人が法を語る際

に使用する表現の一つとされる。法議論に感情を持ち込むことは、しばしばどのような知識を選択し、使用するかのようなプロセス、いわゆる感情の制度的な側面に見える。そのうえ、感情が立法議論や個人の法使用にどのような影響を及ぼしているかを完全に理解するため、感情喚起の生物学（身体性）を真摯に考察すべきである。つまり、法的議論に関わる感情的経験は、生物的反応から開始するのではなく、ある状況における対象や出来事の評価が下される際に現れるのである。そうすると、法をめぐる感情的言説に関しては、単なる身体性と制度性の二分化に分けられるものではなく、むしろ両者が連続し作用するような見方が妥当である。

法変動の原因とされる「社会感情」は、人が社会現象から導く感覚に基づいて、法の評価・期待を決定するようになる、という意味で感情立法の中に使われている。

「知識の体系」で述べたように、時に「感情」は知的カテゴリーのようなものであるが、感情といったテーマは、科学、法学または文学など一つのシステムだけに固定されるものでもない、という点を再び認識する必要がある。そうすると、様々なバージョンが存在するとしたら、感情と呼ばれるものに共通の性格はあるのか、といった感情概念の必要条件はもちろん求められるものである。

第四章で詳述したハート法形成論のように、法の実践は社会事実に基づくものである。その事実は、具体的な事案の文脈に依存するものであり、知と行為はローカル的なものと見なされる。もし社会の再現といった象徴的な意味で法と感情の関係を理解するとしたら、ここでの法規範と「感情」規範の衝突は、事実と共感といった表現の構造問題として扱うことができるだろう。

実際の立法過程においては、社会感情は世論の問題として扱う可能性がある。第5章における法制審議会の議論からわかるように、刑事法立法に関する世論は、被害者感情など主張への重視は、マスコミにおける被害者また遺族に関する報道の構造変化に連動している。実際に、日本の事件報道が事件の進展と離れ、被害者または遺族の生活ぶりや感想な

どをクローズアップし、またドラマ的な表現を用いて、観客の感情による人物への同情心を引き出す、という点が目立つようになっている³⁸⁷。ここでの集合意識には、まさに「共感」による個人感情への影響がその意見の妥当根拠にも連動している。よって、その「感情」の身体的側面は、個人も集団も、いずれの法評価にも影響する力を持つという意味で、制度的な側面に影響する可能性も考えられるが、それは社会構造が如何に感情を導き、そして実際に感情の表現を制約する事実を前提としている。

2 感情の表出 情報媒介のリンク

ここまで分かるように、感情というようなリアリティーは、独自の論理を働きながら、またその内容を数多くの媒介で結び付けられるようになっている。一見矛盾する現象であると同時に、感情といった主題が様々な領域に潜り込み、理解される「力」を持つといえる。ただし、感情を通じて各媒介との間のリンクは、必ずしも同じ方向に進むのではない。本論では、以下のように三つのパターンにわけて整理したいと思う。

①排除のパターン

第2章の第1節で触れたように、従来多くの法・政治理論は、輿論 (public opinion) を「理性的討議による合意」や公的関心により生まれた意見として民主主義に不可欠なものであり、それに対して、感情を情緒的な参加という別のコミュニケーションに属するものとして考えていた。こうした考え方に従えば、社会感情による「世論」は、社会全体の気分 (public climate) であり、公式的な立法審議から排除しよう、という判断にまで至るようになった³⁸⁸。それを背景に、伝統的に憲法領域の世論研究では、「法と感情」のようなテーマは議論の中心ではなかった。

②同化のパターンである。

法学において、法と感情の結び付けが完全に遮断されるわけではない。刑事法の領域

は、感情は法律行為の主観的な要件に属するものである、という考えはすでに存在する。そこで感情といったファクターは、当該事件の性質を判断する際、心理的または行動に一定の影響を与える効果があるということである。その「感情」は、法的要件に適用できるものに限るのである。そのような「適法の感情」は、法律専門家の手で法学の論理に縛られるように思われる。(ただし、近時の刑事法の感情立法は、生の「被害者感情」を喚起することで、ある意味そのような「適法の感情」に対するアンチテーゼのようにも見える。)

③機能分化のパターン

それは、法と文学の文脈でしばしば論じられるものである。法と文学といった研究領域では、法と文学との関係について様々な立場があるとしても、現代社会の極めて複雑な社会経験を、法システムに還元できない可能性もあるという問題提起がある程度共通しているように見える。文学あるいは文芸作品は、社会認識、とりわけ感情を表現するジャンルといっても過言ではない。法と文学の研究のなかに、感情という主題が、例えば法の発展の中に反映され(戦争に関する不法行為責任の認定など)たとしても、感情的なダメージに対応したとは程遠いが、それに対して、文芸作品におけるフィクションの展開は人々の感情状態をうまく再現する力を持っている、と指摘されていた³⁸⁹。要するに、その立場から見れば、同じく社会のリアリティーに対して、法とその他のシステムとの間に時間差がある上、現時点の相関関係は見えない(測定できない)、ということになる。その現象は、社会構造の次元で説明すると、法システムにおける感情と文芸システムにおける感情は、同じ社会環境の土台の上で、異なる機能を担っている、というような仮説を設定できるかもしれない。

以上の考察を、本研究が注目した法情報の変化に適用すると、次のような帰結が出てくる。それは、法情報におけるアクセスの緩和にも関わらず、各情報発信者の影響力と役割は必ずしも同一なものであるわけではない、ということである。従って、社会の中に法学

の情報発信がどの程度受け入れられるか、は次の問題となっている。こうした問いの答えは、法学の情報をどのように理解され、またはどのような媒介を通して表現される、という法情報のあり方にあるかもしれない。次の結論の部分では、日本における法情報空間の特性とその変化を総括的に検討する。

本研究では、日本刑事法改正をめぐる情報の環境に関して、通時的な考察または事例研究を組み合わせ、実験的に新たな分析の試みを行った。その狙いは、専門家・非専門家を問わず日本社会における法情報の位置づけを解明することにあつた。この章では、いくつかの総論的な問題に光を当てる。まず、これまでに明らかになった法情報の変容をまとめる。その上で、法情報の変容背景とその効果に関して一定の仮説を提示する。最後に、本研究の射程と意義を検討した上で、今後の課題を指摘する。

本研究は、法律学の性質を、情報発信という法学以外の視点から検討するものである。すなわち、「法とは何か」を「法がいかに関与されたか」という側面から、社会における法律学あるいは法的議論の位置づけを解明することを目指している。以上の複数の作業から、こうしたアプローチは、少なくとも方法論の点で、その可能性が証明されたように思われる。第三章においてみた法律雑誌の大衆化時期にも示されているように、紛争処理（司法）及び制度設計（立法）という法学の学問の本業以外に、「啓蒙」という形の社会発信に関わっている法律家が自覚的に情報発信を行っている。また、第四章でみた世論に関する議論から分かるように、「世論」の実態が様々であるにもかかわらず、法律専門家以外の法情報を制度設計に取り入れる理論的な根拠として扱われたことも確認できた。

第一節 法情報の類型

第一部の考察では、新聞と雑誌という、2つのメディアにおける情報の様式、情報の主題、内容の構成から、明治期以来の日本における法情報の変化は一時的な現象ではなく、

構造的な因子に影響されたものであることを明らかにした。そして、第二部ではそうした情報構造の変化が実際の立法過程に与える影響を検証した。そこでは、第一部で述べた法情報の変化が、受信環境から改めて確認された。

日本においては、明治期の法制度導入から平成期の法改正まで一貫して、新聞及び雑誌という紙媒介は、法律の公示、立法審議、条文の解説という多様な形の法情報を掲載してきた。当初の法情報には、外来語及び漢字が多く、読者には教育背景、学習能力が要求された。また、法制度の運営及び法学に関する知識の伝達範囲が狭いため、メディアの情報源は法律専門家及び議員に限定されていた。第二章の考察では、その時期において、記事の主要な作業が立法関係者の行動と意見の収集にあり、制度設計などの法変動に関する評価への言及が少ないことが示された。法情報の難解さに対する不満は、大正時代までに雑誌及び書籍を含む法律情報の「大衆化」ブームからある程度反映され、第3章で紹介した『法律時報』の誕生も大衆向けの法律書物のニーズに関わる現象であった。

だが、その後、法情報の大衆化という理念は、必ずしも維持されたわけではない。雑誌メディアにおいては、例えば1930年以後の『法律時報』の編集方針は、法情報の大衆化、つまり分かりやすさに対する関心よりも、逆に法学教育また裁判官や立法過程への情報提供に転向し、専門性への追求をより高めることになった。情報面における専門性への追求は、また法律専門家や法学教育に向けた情報の増加から検証された。

他方、新聞メディアも同様の状況であった。第二章で検証したように、朝日新聞の1950年代から1970年代の報道においては、公式的な立法審議以外の法律専門家を代表した弁護士や法学研究者の言説が法改正報道の方向性に大きな影響力をもった。その時期の立法情報では、新聞のような一般メディアが主に議員及び会議参加者個人への取材を通じて議会・法制審議会の活動を把握したのに対して、専門家の言説を代表する法律雑誌は条文の解説や海外法制との比較を通じて立法審議の内容を詳しく紹介した。ただし、基本的な報道スタイルの違いに関わらず、両者の間で情報が共用される場合もある。その時期の新

聞は、法律専門家への取材や投稿を活かし、法制度の趣旨や効果に関する説明を行った。それに対して、専門雑誌は、新聞が整理した立法の動向や社説を参照し、立法の背景資料として引用するようになった。従って、1950年代から1970年代までは、法律専門家とマス・メディアとの情報は相互補足的な関係にあり、法学の専門情報と法情報の社会発信が一致した方向性を持っていたように見られる。

そのような法情報スタイルには、1990年以後から大きな崩れが見られる。法情報学の出現に象徴されるように、デジタルデータの普及によって、法情報は書籍の活字のみならず、様々なコンテンツと連携するようになった。情報公開制度の影響もあり、条文や立法審議の資料のような立法情報は法務省のホームページなどインターネット上に公開され、一般的に誰でもアクセスできる状況になっている。その一方で、『法律時報』のような雑誌は、従来の情報資源を活かし、情報技術の発展に合わせて法情報の総合的なデータベースを提供することもある。同様に、立法をめぐる情報様式においても多様化が進んできた。第七章で示したように、公訴時効をめぐる情報は、これまでの新聞・雑誌の活字媒介以外のテレビ・ネットのような新たな情報空間においても扱われた。形式面では、活字情報のほかに、音や映像、さらにはプログラムによる法情報が、専門家向けのメディアにも一般人向けのメディアにも浸透してきた。情報の主題に関しては、その時期の刑事法改正では、法制審議会や議会の伝統的な立法活動以外に、特に被害者（家族）、警察、弁護士会や被害者団体などの情報が重視される傾向がある。従って、法情報の範囲は、裁判所、法務省、議会、法曹、法学研究者など伝統的な法学の関係分野を超え、治安に関する情報という意味で日常の生活圏まで拡大してきた。また、内容の構成に関しては、1990年以降、マス・メディアでは、立法議題をめぐる社会団体の活動及び彼・彼女らの意見が立法報道の一部として扱われてようになった。そうした情報は、公式の立法審議や法学の専門知識に縛られず、法制度に関する態度調査や科学検証、当事者インタビューなどの手法により、法律専門家以外の人によっても提供される。

以上のような立法報道の変化を、本論では、概ね 1990 年以前の発信を「普及型」法情報モデル、1990 年以降の発信を「議論型」法情報モデルとして、2 つの類型に分けて整理する。

「普及型」法情報モデルの特徴は、次のようにまとめることができる。すなわち、①法情報の多くは法律専門家の言説であり、法に関する一般人の言説が殆ど発信されない。②新聞のようなマス・メディアでは、法情報は主に事実報道という単一の形式であるが、法律情報誌では評論エッセーから学術論文まで多様な形式が目立つ。③法情報は、活字メディアを中心としており、具体的には雑誌や新聞の投稿や書籍が主流である。④法情報の内容については、制度の形成・実施に関連するものが多くみられる。

これに対して、「議論型」法情報モデルの特徴は、次の通りである。①法に関する一般人の発信が著しくなり、いわゆる「法意識」が一般メディアの法情報において一定の地位を占める。②新聞のようなマス・メディアにおいては、意見、検証などの多様な記事の形式が見られる。他方、法律情報誌では、法学教育への需要²³¹に応じた法知識の解説がますます強調される。③法情報の様式については、活字情報以外にも、テレビやネットのように、音声、映像などの表現形式を組み込むような発信の様式がみられる。④法情報の内容については、公式的な制度の実施過程を超えて、法利用者による法の理解、評価などの心理的な側面にも言及されるようになった。

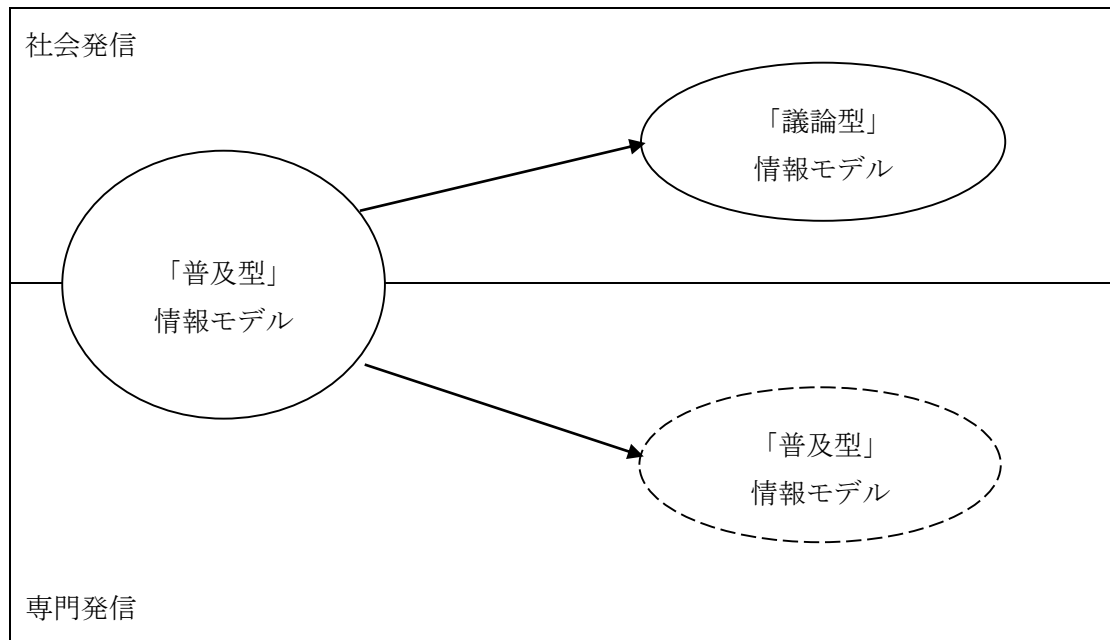
1990 年までの法の情報環境は、専門家と一元化するようにみられたが、このような状況が打破される契機として、メディアが専門家のネットワークの外から法情報を入手し、法に対して従来無関心でコンテキストやネットワークへの統合度の低い日常生活の情報面を、法情報の一部として扱うようになったことを指摘できる。こうした情報モデルの変容は、各メディアの報道姿勢の変化を説明し得るものであり、各立法期における世論効果の違いにも同調するものである。「感情立法」における言説の相互作用は、このような法情報の類型から説明できる。つまり、市民治安のような立法傾向の強化と、治安活動の一環

として身近な警察の行動や非法律専門家情報の導入という類型の情報の増加と連動しているように見られる。従って、「議論型」の法情報モデルの意義は、単なる情報発信の形式変化に止まらず、実際に立法過程の方向性まで影響を及ぼす可能性も無視できない。

本論の検証が示した結果は、公的機構の情報公開が、法情報への理解を促進し、法制度に関わる公的議論（「世論」）の質を向上させる、という従来の考えを必ずしも支持していない。逆に、例えば第2部の公訴時効改正議論から分かるように、より学習コストの低い法に関わる情報（たとえば「感情」）は、公式的な審議にもメディアの発信にも浸透しやすい。それは、アメリカの政治環境における市民像と情報との関係を分析する Schudson の理論と共通したものと見ることもできる。情報環境の変化による市民と政治システムの新たなコミュニケーションを問題視した彼の理論は、個人が極めて豊富な情報にアクセス可能であるという現代社会の特徴を踏まえた上で、有識的な市民（informed citizen）から監視的な市民（monitorial citizen）へという政治参加者の変化を指摘した。Schudson は、監視的な市民は、情報重視（watchful）でありながら、他方、消極的（defensive）で、情報の利用に不器用であるという診断を下した³⁹⁰。同様に、情報の重視と同時に議論の表面化が見られるという本研究の結果は、ある程度一般的な情報環境の因子も、法情報の領域に影響しうることを検証したのではないと思われる。

ただし、「普及型」から「議論型」への法情報モデルの変化は、すべてのメディアで同時に起こっていることではない。新聞やテレビでは、法情報が日常生活の情報に接近していく傾向が著しいが、『法律雑誌』のような専門雑誌では司法実務及び法学教育のニーズに応じた細分化が進んでいる。また、例えばツイッターなど個人発信のしやすいソーシャルメディアでは法律専門家の発信が重視される傾向があり、逆に発信者優位の「普及型」に傾いているように見える。その結果は、現時点の日本社会において、法情報モデルが完全に「普及型」から「議論型」へ移行したわけではないことを意味する。ここでは、こうした状況を以下のように図示する。次節では、情報の編集、伝達過程の構造を踏まえて、

以上の両モデルの相互作用についてさらに検討する。



第二節 法情報の構造とその効果

近代日本における「普及型」法情報モデルから「議論型」法情報モデルへの変化は、一見情報環境の変化に応じたものであるようにも思われる。他方、興味深いのは、少なくとも「普及型」法情報モデルにおいては、必ずしも法の象徴と法の実態との間にねじれが生じたわけではないという点である。こうした情報構造の変容を背景に、公訴時効改正過程に見られた「世論」と「専門」との対立は、法律制度の安定性を保つのではなく、逆に制度の変更を促進するようになった。日本における法情報の構造を通した通時的な法的イメージの変化や、法的言説の改正効果に関しては、これまでの法的象徴機能論では言及されてこなかった。そのような点で、近代日本の法情報に関する考察は、従来の法的象徴機能論の射程を再考する契機となるように思われる。

第二部で検討した公訴時効改正の「世論」モデルと「専門」モデルの対立は、審議における立法趣旨である処罰感情をめぐる議論、第六章でみたような判決と世論の立場の違い、また第七章でみたような異なるメディアの言説など、さまざまな場面で確認できる。こうした立法をめぐる法情報の発信過程において、法言説の衝突がなぜ生じたのかについて解答しなければならない。ただし、本論文での検討は、断片的な個別事例の研究によるものであり、全体の構造変化の背景を確定するには不十分なものであることは否定できない。従って、以上のような情報モデル類型を踏まえた上で、本論の考察からは、いくつかの仮説しか提示することができない。以下では、法情報の変容に関する三つの可能な原因を分析する。

2.1 情報制度の影響

新聞においても法律雑誌においても、法に関わる情報の形式に大きな影響力を持つは法情報の発信源である。例えば、『法律時報』における60年代の刑法改正特集は、会議当事者の体験談、及び法制審議会の内部資料が報道の目玉であった。しかしながら、情報制度の内容公開によって、法学者が立法情報を独占するのではなく、立法の審議行動及び当事者の発言などを他のメディアも手に入れることができるようになった。これによって、法律雑誌の立法領域における優位がなくなった。現在、法制審議会の議事録は公開されており、当事者（団体）によるネットでの自主発信さえ可能である。従って、法律雑誌のような専門紙に対する立法情報提供への期待が低下することになることも推測できるだろう。90年代に立法報道規模が小さくなり、批判的な評論に力を入れる報道が増えたのもその推測の表れかもしれない。末弘厳太郎は、『法律時報』の創刊当時に社会に対する法情報の発信機能を設定したが、現在では、情報制度の変化によって、法律雑誌はより細分化され、社会に対する法制度の発信機能は他の媒介に分流したことが考えられる。

また、法情報空間の拡大は法専門家情報と他の情報との間の形式の区別を促進する効果

がある。第二章で述べたように、立法情報と司法情報では、異なる情報の規制が課せられていた。すなわち、立法をめぐる情報の取材・編集において情報機関の報道活動がより自由に展開されうるのに対して、司法に関する情報規制の緩和はやや遅れているといわざるを得ない。第二章で示したように、情報制度の立法に関して、ある意味で利害関係者であるメディアは大きく取り上げる傾向がある。立法をめぐる法情報の姿勢の違いは、分散した情報規制にも関わることである。そして、第6、7章から分かるように、裁判情報および法情報の様式が、被害者遺族、科学検証などの別の情報源と比べた場合に、単一で文字的な空間に止まることには、情報制度の規定からの影響も窺われる。たとえば、日本の制度パフォーマンスに対する評価から見れば、議会とメディアについては、裁判所や警察機関よりも低い結果が見られる³⁹¹。そういう意味で、社会制度を取り扱う法情報の発信は、制度設計の構造によって、社会におけるより信頼性の低い情報源を使用するようになっている。

2.2 情報媒介の多様化

メディア技術の変化は、情報構造の変容を説明する際によく用いられている。このことは、法情報の構造変容においても例外ではない。新聞・雑誌のような活字メディアから、ラジオ・テレビからネットまで、映像などの総合的な表現を有するメディアへの変化は、既に「議論型」法情報モデルの特徴に反映されている。従って、活字を中心とした専門家情報とメディアの法情報との間には、発信の量、頻度、読者数及び様式、つまり発信効果の差を認めなければならない。

ただし、注意すべきなのは、法情報モデルと発信様式の変化は、必ずしも同調しているわけではないということである。70年代以降、写真、特集など報道形式が著しく変化し、新聞における刑事法の報道も社会効果を重視する志向がより現れたが、他方で法情報源は依然として立法関係者・専門家の提供に依存していた。その特徴を考えると、新聞も法律

雑誌も同様に、憲法との整合性など刑事法改正の条文解説を中心としていたその時期の報道の姿勢を説明することができる。また、朝日新聞の例から明らかにされたように、同じ新聞においても、1998年以降報道方法の変化が見られる。それは、被害者遺族情報などの導入が、従来の法学的原則の変容・相対化を促し、一見バラバラな法分野をも同様の「感情」変化に包摂し得る結果となる。そのような現象は、複数の情報発信機関にも存在することが第7章のテレビにおける公訴時効改正の報道分析から明らかにされた。これによれば、法情報発信の立場がテレビ、ネット技術などメディア環境の変化からもたらされるもの、という主張は必ずしも支持されるわけではない。

情報技術の発展は、法情報の様式を多様化する効果があるが、それは法律専門家とマスコミの衝突をもたらすという結論までには至らないこともまた認識しなければならない。むしろ、多様なメディア空間の出現が、同じ法情報を異なる形式で語る機会を促進する効果を有すると理解することもできる。2.1で言及した情報公開など情報制度の緩和に拍車をかけた情報技術の発展に従って、法情報の一つの情報媒介（活字）に対する依存度は低下した。その結果、法（情報）のコンテンツ化が進み、法制度を素材にしつつも法制度に詳しくない視聴者も楽しむことができるようになり、第一章および第七章で検討したような社会系報道が多く現れた³⁹²。

2.3 法情報の編集原理

本論では法情報の編集原理を「法的統合のポリティックス」と「専門的なアイデンティティ」に分け、新聞、法律雑誌、公訴時効改正をめぐる議論を通して、日本における法情報の専門性と一般性を検討した。その結果は、以下のように整理することができる。

①「法的統合の評価」と「専門的なアイデンティティ」の編集原理から情報の主題を説明することができる。

同一の立法という社会現象について、新聞、テレビのようなマス・メディアでは、社会

の一般的な情報を扱うために、社会の各分野の情報の意義および一般読者の法関心を重視する「法的統合の評価」の姿勢が顕著である。従って、政治過程や日常生活における当事者の行動や発言が立法報道のメインとなった。そこでは、読者に法律知識の背景を求めない代わりに、専門用語や論証の回避からコンテンツの一般化傾向（わかりやすさ）がメディアの編集戦略となった。その一方、『法律時報』のような専門的メディアでは、「専門的なアイデンティティ」を強調する傾向がある。第3章でみたように、法情報雑誌においては、立法の背景として、新聞の世論調査や法制審議会の資料などの第二次資料を掲載する。また、世論に関しては、通時的に観察しても、具体的な内容よりも、むしろ世論形成あるいは情報収集のプロセスの正当性を論じる傾向がある。そこで「世論」と呼ばれるものは、法律専門家の選別を経た社会に関する情報になる。その選別は、ジャーナリスト的な取材でも社会学的な調査でもなく、法制度の価値および憲法との整合性という発想の下に行われている。例えば、第二部でみたような公訴時効改正の基礎となる被害者（遺族）の立場は、従来の法理論には登場していないアプローチであるため、それに関しては専門メディアより、法と社会の関係を重視するマス・メディアの方に迅速かつ詳細に議論を展開する条件が揃っている。

②「法的統合の評価」と「専門的なアイデンティティ」の傾向から情報様式の違いに影響する。

「法的統合の評価」では、読者層が広いため、理解の同一性を求めるため情報の分かりやすさを求める。従って、文体は相対的に多様な形をとる傾向がある。それに対して、「専門的なアイデンティティ」では、法知識を正確に把握することを求められており、法学の用語や論理にこだわる傾向がある。従って、テキストは厳格な形式、一定の文体に限定される傾向がある。その証拠として、専門の法情報は、マス・メディアの情報と違って、異質性を強調した情報の細分化効果がある雑誌メディアを媒介にした発信を続けていた。第二章で検討した法律雑誌の歴史から分かるように、最初に法に関する情報が日本に伝わ

ってきた当時から雑誌が法情報の発信にとって重要なメディアであることは、情報環境の発展に関わらず、現在まで広く認められている。法情報への社会関心が高まった昭和初期、例えば『法律雑誌』は、「法的統合の評価」を目指した時期に、エッセーなどの多様な文体を多く取り入れていたが、「専門的なアイデンティティ」を強化した時期に、文体の配置もそれに応じて社会評論の掲載が抑えられるような傾向が見られた。

③「法的統合の評価」にしても「専門的なアイデンティティ」にしても、異なる編集原理にかかわらず論理の構成において共通したところがある

本論では「法的統合の評価」と「専門的なアイデンティティ」の編集原理に対応し、平井の法議論モデルを参照しながら、「マクロ正当化」―制度の趣旨背景に関する言説と

「ミクロ正当化」―演繹的な法の推論を必要とされる条文の構成に関する言説という分析概念を用いて、マス・メディアと専門メディアの立法記事を比較した。第二章で検討した通り、明治・大正期から平成立法期までの、新聞取材の環境によって記事における「マクロ正当化」と「ミクロ正当化」の配分には程度的な差があるが、前者は社説や投稿意見や当事者の発言に現れ、後者の掲載は報道や解説の中に一貫している。そうした傾向は、第七章で詳述したテレビの演出においても同様である。こうした複数メディア間の報道形式の同調は、むしろ70年代から出現したマス・メディアにおける法情報の総合化の延長線にある現象として理解することもできる。他方、『法律時報』のような専門メディアでは、「ミクロ正当化」に関する記事が中心でありながら、「マクロ正当化」をめぐる解説も、法改正の特集の中でパターン化されたように、法情報の一部として認識されていることが分かる。時間的にみれば、確かに「マクロ正当性」を中心にした記事の割合が低下していく傾向があるが、その原因が、著者・編集者がその区分を明確にしたことにあるか、「ミクロ正当化」いわゆる法技術に関する記事へのニーズが増えたこと³⁹³にあるかを確認するには、さらに緻密な分析アプローチが必要と思われる。ただ、『法律時報』における90年代以降の刑事法改正記事は、条文の分析により社会の背景などに言及する、いわゆる

法と社会のような「マクロ正当化」からの検討が目立つようになった。このように、専門のメディアは、情報の構成において「ミクロ正当化」と「マクロ正当化」の区分を有しつつも、その両者ともを含むような編集姿勢が見られる。

①と②では異なる編集原理が法情報の主題と様式の相違をもたらすファクターであるが、③では編集原理と情報構成との「無関係」を示したものである。一見すると、そうした結論の間に矛盾があるように見えるが、それは法情報モデルが変化した際の機能分化の不完全によるものと考えられる。

まず、第二章での法律雑誌の歴史から分かるように、明治期から法律家の社会発信には、司法情報の提供以外に、社会の啓蒙的な性質もある。平井宜雄が批判した戦後法解釈論における「心理主義」や「社会学主義」などの法議論構造の曖昧性³⁹⁴は議論当時の法情報発信の社会性から説明することができる。従って、その時期の「普及型」法情報モデルが、そうした議論の構造を引き継いでいたことも、第2章と第3章の60-70年代における立法情報の検討から分かる。

また、第二部で示したように、マス・メディアを典型とした「世論」の言説モデルは「処罰感情は時間の経過によって変化しない」という立法の根拠と、「公訴時効の廃止」という具体的な制度設計から構成されていた。第5章の立法審議に関する考察により示されたように、法律専門家の発言は、立法の趣旨と条文の設計とを分けて考える傾向があるのに対して、「世論」の言説モデルでは、両者を一体化して議論するところがある。第6章での「裁判の社会効果を強調すべき」とする議論と、第7章での提案報道は、いずれ「普及型」法情報モデルの発想と構造的に一致するものであるように見える。よって、「議論型」法情報モデルは、法情報収集の範囲を拡大したが、記事の構成自体に関しては「普及型」法情報モデルの延長線にあるといわざるを得ない。

こうした構造であるからこそ、公訴時効制度の法改正言説は、多岐な法制度に関わる議題にも関わらず、殺人・傷害行為を含む社会の処罰感情が強く現れる犯罪類型に議論を集

中していくこととなる。なぜならば、未分化の情報構造は、具体的な制度設計—つまり「ミクロ正当化」—について十分議論されなくても、立法根拠に関する一定の了解さえあれば議論の方向性が決められる傾向があるからである。たとえば、公訴時効の立法審議から分かるように、被害者情報を立法背景として受け入れると、立法審議においては、改正の必要性などの制度の妥当性について議論することは難しい、

その場合、専門家が反論しにくいのは、立法根拠の正当性さえ認めれば法技術など具体的な規定に関する議論を覆すのが難しいからである。平井の議論理論によれば、そうした現象は混在した「ミクロ正当化」と「マクロ正当化」の議論状況の帰結であり、「反論可能性」すなわち議論の射程が不明確であることを意味するだろう。本論は、平井理論の説明に概ね賛同する。だが、論理的に正しいとしても、そうした理論の実践は情報環境の構造に大きく左右されることを注意する必要がある。平井の二段法議論構造に対して、法律専門家からもその実践の難しさが指摘されている。それも、ある意味で「普及型」情報モデルの一体化した論理構造が様々な法実践に浸透していることを示す例証である。近代日本における法情報モデルの変容は、情報内容の細分化や情報技術の発展そして編集目的の多様化に見られるが、報道の論理構造については、時代やメディア種類の相違に関わらず、「ミクロ正当化」と「マクロ正当化」を混在するというを確認できる。

第三節 「弱い」読者と「強い」世論

日本における法制度の形成は従来法律専門家に依存しており、社会の動員による立法議論の経験は少ない。周知のように、1880年の旧刑法をはじめとして、法学・法制度の導入は明治期まで遡ることができるが、大陸法や英米法の継受ではない日本独自の法改正は1990年以降の一連の立法によることになった。従って、日本の立法は、社会の多元な利益を調整する政治的過程、制度条文を設計する法技術的過程以外、法的な考え（法意識）の

認知と査定という意味で第三の社会的な過程を観察するよい素材である。法情報における専門家と一般人の相互作用を注目する本研究にとっては、日本社会の立法過程が特に重要な意味を持つことになる。

上述のように、「感情立法」に現れた法専門家への批判姿勢については、単なる法システムに対する信頼の低下—あるいはメディアによる特定な報道方法によってではなく、より複雑な構造から説明しなければならない。情報公開の制度設計、立法の社会動員の発達及び法情報媒介の普及によって、法律専門家だけが法言説を語ることは自明な前提ではなくなった。それにもかかわらず、法情報メディアの機能分化が進んでないため、法専門家も一般の発言者も情報編集を通して、制度への期待と具体的な制度設計という異なる議論の側面を混在している発信の状況は存在する。

法発信過程において、法律専門家の知識や情報は、制度に関わる現象の中立的な解説ではなく、他の発言者の言説と並ぶ一種の政策提案に過ぎないといわざるを得ない。ここで法情報における「専門」モデルと「世論」モデルの「衝突」は、従来の法の象徴的機能論による法情報の専門家向けと社会向けの区分ではなく、法情報における専門家言説の相対化の帰結である。その現象から分かるのは、情報の獲得・理解の点で優位にある法律専門家でさえ、法情報へのコントロールが低下していることである。これによって、情報生産に関わる個別の参加者が特別な影響を持つような従来の法情報モデルの構造が次第に崩れてきたことも推測できる。他方で、法情報の編集原理から見れば、社会発信においては、「法的統合の評価」の政策的議論と「解釈のアイデンティティ」の専門的議論とが混在する傾向がある。それに対して、法専門雑誌の情報発信における法的議論の技術化と細分化は、法の社会意義に関する論述を縮減した方向に導いた。従って、法の社会意義についての情報発信は、専門化—情報の差異性—が進んでいる法律家の発信ではなく、マス・メディアが新たな表現しやすい（「感情」「実証」など）情報源から編集することになった。こうした状況の下で、「世論」モデルがより強くなってきたと本論は考えている。

本論の結論は、法情報の作成という実践面においても一定の意義を有するものと考え
る。それは、法情報の伝達効果をいかに促進するか、つまり法のわかりやすさなどレトリ
ックの問題に関わる。本論の結論によれば、現時の法情報発信はむしろ以前の情報普及
モデルの時期よりも分かりにくいものとして感じられている。その原因は、まず映像や音
声、マルチメディアなど感覚的かつ短期的なメディア接触によって、発信者が多層な法議
論を表現するのは極めて困難なことだからである。したがって、法的問題の提起、条文整
合性の議論、施行効果の検証などの異なる性質を有する法情報の内容を選別するには、
様々な知識背景が求められており、以前よりも学習のコストがかかるように思われる。

こうした法情報を理解する際に、発信者側から法情報のレトリック面における工夫はも
ちろん重要な手段である。ただ、文脈性ではなく平準的な理解を意味するようなレトリッ
ク的な分かりやすさは、専門家情報の影響力を低下させる効果がある、という現状を認め
なければならない。また、法をめぐる議論は、法制度の目的達成に重要ではあるが、単に
合意達成の過程にはとどまらない。例えば、法制度に「犯罪防止」「治安維持」への期待
を共有されたとしても、規制すべき事項は何か、それを如何に実現していくか、更にこれ
らの具体的な問題すべてが日常生活に対する意味を有するかどうか等の、ガバナンスの問
題において、合意が得られるというは現実的に不可能に近い。そうした専門領域の作業を
日常会話に変換するのではなく、むしろどのような情報類型が法情報の中に含まれている
かという情報内容の属性を分かりやすいことが大事である。ツイッターの例で見たよう
に、法的議題を語る時、一般人のユーザは情報内容の分かりやすさではなく、当該法分野
の背景を有する情報源（専門家のアカウント）を探し出す行動を取るようになっている。

本研究は、方法論および素材の条件に限りがあるため、以下の関連課題について十分な
議論を展開していない。こうした問題を今後の課題として提示して、本論を結びたい。

①法情報メディア間の相互作用は、まだ検討する余地がある。本研究では、社会発信を
代表する朝日新聞と専門発信を代表する法律時報を中心にメディア組織間の比較、また新

聞、テレビやソーシャルメディアとの報道比較を行った。だが、各新聞社間、また各法律雑誌間の法情報の比較は今回の検討では省略された。さらに細分化された読者層を代表するメディアの相互作用の検討は今後の課題である。

②国別の比較検討は今回取りあげなかった。本研究の実証的部分は、広い意味で日本の刑事法立法をめぐる情報環境の事例研究である。ただし、本論の問題設定の射程は、日本社会だけを想定しているわけではない。法情報の発信は、法制度の運営（パフォーマンス）の一環として法制度を有するあらゆる社会で行われているはずである。他国との比較を通して、日本という事例研究の意義を明確にし、また本研究の射程を拡大することが将来的に必要な作業と思われる。

付 録

資料 1

1880 年～2011 年朝日新聞の刑事訴訟法改正関連記事の一覧表

1880 年 8 月 3 日	大阪／朝刊	1 頁	1 段	記事
刑法治罪法改正に付……（刑法治罪法改正で代言人試験難関に）				
1883 年 1 月 20 日	大阪／朝刊	1 頁	3 段	記事
治罪法を改正せられ……（治罪法改正案審議、近く元老院で）				
1886 年 12 月 14 日	大阪／朝刊	2 頁	2 段	記事
東京通信（十二月九日発）				
1888 年 9 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事
雑報 元老院				
1888 年 11 月 7 日	東京／朝刊	2 頁	2 段	記事
雑報 改正刑法				
1889 年 1 月 25 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
元老院				
1889 年 3 月 8 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
刑法改正案				
1890 年 2 月 8 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
元老院会議				
1890 年 5 月 13 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
元老院議事				
1890 年 6 月 29 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事
刑法改正案其外				
1890 年 9 月 20 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
刑法治罪法改正案				
1890 年 9 月 30 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
元老院議事				
1890 年 10 月 1 日	東京／朝刊	2 頁	5 段	記事
元老院議事				
1892 年 6 月 22 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
梅博士の判事懲戒法改正談				

1895 年 12 月 7 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
	刑法刑事訴訟法改正案			
1896 年 1 月 7 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
	刑事訴訟法改正会議			
1896 年 3 月 6 日	東京／朝刊	1 頁	6 段	記事
	検事会議議案			
1896 年 3 月 24 日	東京／朝刊	2 頁	3 段	記事
	検事会議延期			
1896 年 4 月 8 日	東京／朝刊	2 頁	4 段	記事
	風塵一掬			
1896 年 10 月 29 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
	提出法案			
1897 年 6 月 12 日	東京／朝刊	1 頁	6 段	記事
	司法警察訓則改正の議			
1897 年 6 月 20 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
	刑法改正案			
1897 年 7 月 15 日	東京／朝刊	1 頁	6 段	記事
	訴訟法改正委員会			
1897 年 7 月 18 日	東京／朝刊	1 頁	6 段	記事
	裁判所構成法改正の議			
1897 年 11 月 13 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
	刑法改正案の提出見合			
1898 年 3 月 31 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	記事
	片山博士の裁判医学談			
1898 年 4 月 18 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事
	伯林通信			
1898 年 9 月 26 日	東京／朝刊	1 頁	6 段	記事
	刑法刑事訴訟法の改正			
1899 年 2 月 25 日	東京／朝刊	1 頁	1 段	記事
	昨日の衆議院			
1899 年 3 月 23 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事

法令予算公布				
1899 年 6 月 1 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事	
刑法改正案				
1899 年 9 月 21 日	東京／朝刊	1 頁 2 段	記事	
刑法改正案調査進行の度				
1899 年 11 月 3 日	東京／朝刊	11 頁 1 段	記事	
日本弁護士協会				
1899 年 12 月 1 日	東京／朝刊	1 頁 2 段	記事	
刑法改正案の進行に就て				
1900 年 1 月 23 日	東京／朝刊	1 頁 6 段	記事	
刑事訴訟法改正に関する答弁				
1900 年 2 月 6 日	東京／朝刊	2 頁 3 段	記事	
法典調査会の功績如何				
1900 年 4 月 6 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事	
刑事訴訟法改正に就て				
1900 年 4 月 17 日	東京／朝刊	1 頁 3 段	記事	
刑事訴訟法改正案（予審に弁護士を附するに決す）				
1900 年 5 月 13 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事	
司法官会議				
1900 年 9 月 15 日	東京／朝刊	2 頁 4 段	記事	
法典調査会彙報				
1900 年 12 月 27 日	東京／朝刊	2 頁 5 段	記事	
法典調査会提出議案（1）権限争議裁判所法案（2）刑法改正案（3）刑事訴訟法（4）破産法改正案				
1901 年 1 月 9 日	東京／朝刊	2 頁 2 段	記事	
明治三十三年記（第 9）内務篇 司法篇（明治三十三年の司法）				
1901 年 1 月 18 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事	
刑事訴訟法改正案				
1901 年 1 月 24 日	東京／朝刊	2 頁 2 段	記事	
刑法改正案の要旨				

1901 年 2 月 14 日	東京／朝刊	7 頁 3 段	記事
刑法改正賛否両意見に就て 石山弥平（投）			
1901 年 5 月 19 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
刑法改正案調査談			
1901 年 5 月 20 日	東京／朝刊	3 頁 2 段	記事
法典調査会の昨今			
1901 年 6 月 16 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事
司法雑聞 新監獄事務官選任 典獄会議 司法官会議			
1901 年 6 月 16 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
司法官会議と刑事訴訟法案			
1901 年 6 月 26 日	東京／朝刊	1 頁 3 段	記事
法典調査会提出案			
1901 年 7 月 7 日	東京／朝刊	3 頁 2 段	記事
刑法刑事訴訟法改正調査			
1901 年 7 月 9 日	東京／朝刊	3 頁 1 段	記事
内国電報 刑法外一案調査			
1901 年 7 月 24 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事
刑法刑事訴訟法改正案			
1901 年 8 月 24 日	東京／朝刊	3 頁 1 段	記事
名古屋弁護士総会			
1901 年 8 月 25 日	東京／朝刊	3 頁 1 段	記事
名古屋弁護士総会			
1901 年 8 月 27 日	東京／朝刊	1 頁 2 段	記事
弁護士会の刑法非改正説			
1901 年 9 月 1 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
刑法刑事訴訟法改正意見			
1901 年 9 月 30 日	東京／朝刊	1 頁 3 段	記事
弁護士会臨時総会の紛擾			
1901 年 10 月 28 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
刑法改正問題			
1901 年 10 月 31 日	東京／朝刊	2 頁 3 段	記事

刑法改正と東京弁護士会				
1901 年 11 月 1 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
刑法改正問題				
1902 年 1 月 16 日	東京／朝刊	1 頁	2 段	記事
刑事訴訟法改正案				
1902 年 1 月 24 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
刑法改正案に就て				
1902 年 1 月 27 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
刑事訴訟法改正案提出				
1902 年 2 月 21 日	東京／朝刊	7 頁	4 段	記事
今年の刑法改正案反対に就て 弁護士 石山弥平				
1902 年 4 月 3 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
法典調査会の最近消息				
1902 年 4 月 10 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
刑事訴訟法				
1902 年 12 月 12 日	東京／朝刊	1 頁	2 段	記事
刑法改正案提出				
1903 年 5 月 29 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
昨日の衆議院				
1903 年 5 月 30 日	東京／朝刊	2 頁	2 段	記事
昨日の貴族院				
1903 年 5 月 31 日	東京／朝刊	1 頁	5 段	記事
上院の委員会				
1903 年 8 月 14 日	東京／朝刊	1 頁	3 段	記事
司法省の提出議案				
1905 年 2 月 1 日	東京／朝刊	4 頁	7 段	記事
衆議院提案				
1906 年 2 月 2 日	東京／朝刊	4 頁	4 段	記事
刑法改正案も提出せず				
1906 年 6 月 10 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事
刑法及刑事訴訟法				

1907 年 1 月 14 日	東京／朝刊	2 頁	2 段	記事
刑法改正副業				
1907 年 2 月 11 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	社説
刑事改正案／社説				
1907 年 5 月 9 日	東京／朝刊	4 頁	1 段	記事
陸軍治罪法改正の議（弁護士を附するの可否）				
1908 年 3 月 23 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事
陸海軍刑法可決				
1908 年 8 月 27 日	東京／朝刊	4 頁	3 段	記事
商法及刑事訴訟法改正案				
1909 年 12 月 13 日	東京／朝刊	2 頁	4 段	記事
陪審制度の内容				
1909 年 12 月 14 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	社説
陪審制度問題／社説				
1910 年 7 月 21 日	東京／朝刊	2 頁	5 段	記事
諸法律の改正				
1913 年 7 月 7 日	東京／朝刊	4 頁	4 段	記事
諸法規改正調査				
1913 年 8 月 21 日	東京／朝刊	3 頁	3 段	記事
陸軍治罪法改正				
1913 年 11 月 21 日	東京／朝刊	3 頁	5 段	記事
陸軍議案提出せず				
1914 年 3 月 11 日	東京／朝刊	2 頁	2 段	記事
昨日の衆議院 御大札予算提出／蔵相の説明／質問演説／漸く日程に入る				
1914 年 3 月 14 日	東京／朝刊	3 頁	2 段	記事
昨日の衆議院／賀表捧呈決議／建議案一括				
1914 年 3 月 15 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事
刑事訴訟法改正案				
1914 年 3 月 17 日	東京／朝刊	4 頁	4 段	記事
刑事訴訟改正案と政府				
1914 年 6 月 18 日	東京／朝刊	4 頁	6 段	記事

陸軍改正治罪法提案					
1914 年 6 月 19 日	東京／朝刊	4 頁	4 段	記事	
軍法会議法内容					
1914 年 11 月 4 日	東京／朝刊	2 頁	8 段	記事	
議会提出法案					
1914 年 12 月 5 日	東京／朝刊	3 頁	2 段	記事	
政府提出案					
1914 年 12 月 20 日	東京／朝刊	4 頁	9 段	記事	
刑法改正委員会					
1915 年 7 月 5 日	東京／朝刊	4 頁	7 段	記事	
両訴訟法起草委員会					
1916 年 1 月 28 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事	
下院提出の諸法案					
1916 年 6 月 27 日	東京／朝刊	2 頁	7 段	記事	
国家の誤判責任 法律取調会内の主張					
1916 年 7 月 3 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事	
刑訴主査会召集					
1916 年 7 月 5 日	東京／朝刊	3 頁	7 段	記事	
法律取調主査会議					
1916 年 7 月 16 日	東京／朝刊	3 頁	6 段	記事	
刑訴改正主査会					
1916 年 7 月 18 日	東京／朝刊	3 頁	7 段	記事	
法律取調主査会					
1916 年 8 月 13 日	東京／朝刊	3 頁	3 段	記事	
刑訴法改正要点					
1916 年 8 月 28 日	東京／朝刊	3 頁	6 段	記事	
刑訴草案公表					
1916 年 11 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	8 段	記事	
憲政会司法部会					
1917 年 5 月 6 日	東京／朝刊	3 頁	9 段	記事	
法律取調委員会					

1917 年 8 月 2 日	東京／朝刊	3 頁	9 段	記事
弁護士協会大会				
1917 年 10 月 21 日	東京／朝刊	4 頁	6 段	記事
刑訴主査委員会				
1917 年 10 月 25 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事
国党政務調査				
1917 年 11 月 3 日	東京／朝刊	2 頁	10 段	記事
憲政会政務調査				
1917 年 11 月 13 日	東京／朝刊	3 頁	5 段	記事
国党政調幹部会				
1918 年 2 月 17 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事
国党代議士会				
1918 年 2 月 23 日	東京／朝刊	2 頁	10 段	記事
衆議院議事日程 廿三日午後一時開議				
1918 年 2 月 26 日	東京／朝刊	3 頁	9 段	記事
刑法改正案（衆院）				
1918 年 3 月 2 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事
刑法改正可決（衆院）				
1918 年 3 月 10 日	東京／朝刊	3 頁	2 段	記事
昨日の衆議院 予備金承諾案附議 追加予算全部可決				
1918 年 6 月 26 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事
破産法主査会				
1918 年 8 月 22 日	東京／朝刊	4 頁	9 段	記事
委員会定開見合				
1918 年 8 月 25 日	東京／朝刊	4 頁	9 段	記事
刑訴改正委員会				
1918 年 9 月 25 日	東京／朝刊	2 頁	10 段	記事
三法案と議会				
1918 年 10 月 10 日	東京／朝刊	4 頁	3 段	記事
刑訴第二回総会				
1919 年 2 月 21 日	東京／朝刊	3 頁	10 段	記事

国党代議士会					
1919 年 3 月 18 日	東京／朝刊	4 頁	5 段	記事	
刑事訴訟（衆院）					
1919 年 3 月 20 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事	
治安警察（衆院）					
1919 年 3 月 24 日	東京／朝刊	3 頁	9 段	記事	
本日の衆院委員会					
1919 年 3 月 25 日	東京／朝刊	4 頁	1 段	記事	
両院各委員会 治安警察（衆院）					
1920 年 2 月 6 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事	
昨日の衆議院 少年法矯正院案上程鉄道敷設法改正可決					
1920 年 2 月 8 日	東京／朝刊	3 頁	9 段	記事	
刑訴改正（衆院）					
1920 年 7 月 24 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事	
委員長理事（衆院）					
1920 年 11 月 30 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事	
議会提出法律案					
1920 年 12 月 5 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	記事	
今議会と法律案／社説					
1921 年 1 月 27 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事	
昨日の衆議院 質問戦続行					
1921 年 3 月 11 日	東京／朝刊	3 頁	4 段	記事	
衆議院本会議					
1921 年 4 月 3 日	東京／朝刊	2 頁	11 段	記事	
師団長会議					
1921 年 6 月 10 日	東京／朝刊	5 頁	4 段	記事	
勤続四十七年間の回顧 改善の努力に本望を遂げて 大審院を去るに臨み 横田老 院長の述懐＜写真付き＞					
1921 年 6 月 11 日	東京／朝刊	5 頁	1 段	記事	
法の捌きに疑ひなき様 予審廷を開放して弁護権尊重の新訴訟法 産婆役の諸博士 が十年の苦心近く世に出づ					

1921 年 8 月 15 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事
二十八年目				
1921 年 9 月 21 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事
刑訴法案完成				
1921 年 9 月 25 日	東京／朝刊	2 頁	11 段	記事
刑訴改正可決				
1921 年 9 月 29 日	東京／朝刊	2 頁	10 段	記事
刑事訴訟法改正案 林刑事局長談				
1921 年 10 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	5 段	記事
陪審法案撤回				
1921 年 10 月 27 日	東京／夕刊	1 頁	4 段	記事
陪審案再提出 修正を了して枢府へ				
1922 年 1 月 12 日	東京／朝刊	2 頁	5 段	記事
三党の対議会作戦 政友会 結束第一主義 消極的防禦に専心 苦心点は治水教育 憲政会 第二党の権威 攻め道具が多過ぎる 事実上の非政友連盟 国民党 政党改造の 先駆 厳格な是々非々主義				
1922 年 3 月 9 日	東京／夕刊	1 頁	12 段	記事
枢密院本会議 構成法改正可決				
1922 年 3 月 15 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事
陪審法上程 貴族院本会議（夕刊の続） 陪審法案（続）				
1922 年 3 月 16 日	東京／朝刊	3 頁	7 段	記事
和議法審議（衆院） 破産法委員会				
1922 年 3 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事
四十五議會終了 昇格陪審共に潰る 貴族院本会議 昇格予算 刑事訴訟法案 追 加予算 陪審法案				
1922 年 3 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	6 段	記事
紛乱に幕を閉じた 最終日の衆議院 野党の作戦功を奏し 過激法案遂に流産 軍 縮案 刑事訴訟法案				
1922 年 5 月 19 日	東京／夕刊	1 頁	3 段	記事
檢察事務訓示 綱紀言論並に新法 司法官会議（第二日）				
1922 年 11 月 3 日	東京／朝刊	3 頁	4 段	記事

司法次官の答弁 憲政会委員に対し					
1922 年 11 月 10 日	東京／朝刊	2 頁	1 段	記事	
大正十二年度 総予算案決定 (大蔵省発表)／各省所管予算／外務省／内務省／大蔵省／陸軍省／海軍省／司法省／文部省 教育費は三千万円 昇格は全部解決／農商務省／逓信省					
1923 年 2 月 21 日	東京／朝刊	3 頁	2 段	記事	
衆院委員会 卸売市場／恩給法案／陪審法案／高等試験改正／身元保証					
1923 年 5 月 10 日	東京／朝刊	3 頁	5 段	記事	
鉄道警察拡張 司法鉄道両省の交渉					
1923 年 11 月 13 日	東京／夕刊	1 頁	1 段	記事	
山本首相訓示 震災救護 外交関係 国民精神振作 選挙権拡張 財政緊縮 農村開発 社会教育 司法改正					
1923 年 12 月 7 日	東京／朝刊	5 頁	4 段	記事	
予審と弁護士 問題で花の咲いた 検事正の協議会					
1923 年 12 月 27 日	東京／朝刊	3 頁	4 段	記事	
船長以外にも警察権 刑事訴訟法改正					
1925 年 2 月 11 日	東京／夕刊	1 頁	4 段	記事	
政府提出法案					
1926 年 4 月 30 日	東京／朝刊	2 頁	11 段	記事	
陪審の趣旨徹底を望む 連合法官会議に法相演説					
1928 年 12 月 29 日	東京／夕刊	1 頁	10 段	記事	
刑事訴訟法改正 目下司法省にて審議中					
1931 年 1 月 30 日	東京／朝刊	2 頁	12 段	記事	
議員提出の法律案					
1931 年 10 月 22 日	東京／夕刊	1 頁	11 段	記事	
司法新規要求 1 4 4 万円					
1931 年 10 月 24 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事	
司法省復活要求 判検事減員の方針					
1931 年 10 月 27 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事	
司法省の新規要求					
1931 年 12 月 1 日	東京／朝刊	3 頁	8 段	記事	

司法省提出の諸案				
1932 年 4 月 20 日	東京／夕刊	1 頁	8 段	記事
臨時議会提出諸案				
1932 年 6 月 11 日	東京／夕刊	1 頁	11 段	記事
衆院本会議				
1933 年 1 月 29 日	東京／夕刊	1 頁	8 段	記事
土屋君の失言取消 衆院本会議				
1933 年 3 月 10 日	東京／朝刊	2 頁	8 段	記事
恩給法案はじめ各法案続々可決 きんのうの衆院本会議				
1933 年 3 月 17 日	東京／朝刊	3 頁	6 段	記事
負債整理案通過 昨日の衆議院本会議				
1933 年 3 月 18 日	東京／夕刊	1 頁	5 段	記事
敵軍に停戦気運 わが誠意は貫徹しよう 陸相、きょう貴院で答う				
1933 年 3 月 19 日	東京／朝刊	2 頁	11 段	記事
明年度追加予算案可決 きんのうの衆院本会議				
1933 年 3 月 21 日	東京／朝刊	2 頁	10 段	記事
警官優遇建議案、満場一致、貴院で可決				
1933 年 3 月 25 日	東京／朝刊	3 頁	8 段	記事
行政執行法改正案否決				
1933 年 3 月 26 日	東京／朝刊	2 頁	7 段	記事
農村負債整理、可決				
1934 年 2 月 9 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事
台銀株問題で岡本君八ツ当り 昨日の衆院本会議				
1934 年 3 月 17 日	東京／朝刊	2 頁	9 段	記事
政友会の修正通り治維法改正案可決 議員提出法案殺到す 衆議院本会議				
1934 年 3 月 18 日	東京／朝刊	2 頁	11 段	記事
特別市制案反対 内相言明す 貴院本会議				
1934 年 3 月 23 日	東京／朝刊	2 頁	13 段	記事
本日の両院				
1934 年 3 月 24 日	東京／朝刊	2 頁	13 段	記事
本日の両院				

1935 年 2 月 26 日 東京／朝刊 2 頁 11 段 記事
 拘留更新を 1 ケ月に 法相も賛意を表明＜写真付き＞

1935 年 3 月 16 日 東京／朝刊 2 頁 5 段 記事
 拘留期間短縮案 成立、愈々有望となる

1935 年 3 月 20 日 東京／朝刊 2 頁 5 段 記事
 重要案可決 昨日の衆議院本会議

1935 年 3 月 21 日 東京／夕刊 1 頁 8 段 記事
 政教刷新建議案いよいよ上程 井田男、美濃部学説を反駁す 貴院本会議

1935 年 3 月 24 日 東京／朝刊 2 頁 4 段 記事
 政府提出の諸法案可決 貴院本会議

1935 年 3 月 26 日 東京／朝刊 2 頁 3 段 記事
 6 7 議会成績 重要法律案総倒れ＜表＞

1935 年 5 月 14 日 東京／夕刊 1 頁 10 段 記事
 改正刑訴法公布

1935 年 9 月 12 日 東京／夕刊 4 頁 1 段 記事
 ドイツ刑の法改正 旧殻を打破する ナチス精神の表現 「健全なる国民常識」
 の登場 強調された国防権／ベルリン特派員 浜田常二良

1939 年 3 月 17 日 東京／朝刊 2 頁 8 段 記事
 国際電気通信案外 1 6 件を可決（衆議院本会議）

1939 年 3 月 24 日 東京／朝刊 2 頁 14 段 記事
 本日の両院

1939 年 3 月 25 日 東京／朝刊 2 頁 14 段 記事
 最終日の両院

1939 年 3 月 25 日 東京／夕刊 1 頁 10 段 記事
 衆院本会議

1939 年 3 月 26 日 東京／朝刊 2 頁 4 段 記事
 貴院本会議

1940 年 10 月 21 日 東京／朝刊 1 頁 8 段 記事
 司法制度の改正、根本から再検討 一応独自の案を作成

1943 年 3 月 3 日 東京／朝刊 1 頁 12 段 記事
 検束に慎重 法、内相言明

1945 年 12 月 1 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事
刑事訴訟法改正法案 議員法曹会より提案			
1945 年 12 月 8 日	東京／朝刊	1 頁 9 段	記事
農民の声に聴く 農業団体の整備 農相説明 衆議院本会議			
1945 年 12 月 9 日	東京／朝刊	1 頁 16 段	記事
きょうの両院			
1945 年 12 月 10 日	東京／朝刊	1 頁 14 段	記事
きょうの両院			
1945 年 12 月 11 日	東京／朝刊	1 頁 16 段	記事
きょうの両院			
1945 年 12 月 12 日	東京／朝刊	1 頁 16 段	記事
きょうの両院			
1945 年 12 月 13 日	東京／朝刊	1 頁 2 段	記事
食糧輸入促進を決議 追加予算 3 案を可決 衆議院本会議／食糧輸入促進決議案			
1947 年 8 月 5 日	東京／朝刊	1 頁 14 段	記事
天声人語 刑事訴訟法, 証拠主義, 人権, ピストル強盗			
1948 年 5 月 27 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
新刑事訴訟法案提出__法案			
1949 年 8 月 24 日	東京／朝刊	1 頁 16 段	記事
天声人語 三鷹事件, 新刑事訴訟法			
1952 年 1 月 12 日	東京／夕刊	2 頁 1 段	記事
保釈・黙秘権など制限 小委員会の案成る 刑事訴訟法の改正__法案・法令			
1952 年 3 月 21 日	東京／朝刊	1 頁 5 段	記事
刑事訴訟法の改正案を答申、拘留（起訴前）再延長認む 簡易公判手続を創設			
1952 年 3 月 25 日	東京／朝刊	1 頁 10 段	記事
拘留再延長は七日以内 刑事訴訟法の改正案__刑事訴訟法			
1952 年 11 月 22 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	記事
第四次吉田内閣の公約、どう具体化するか 刑事訴訟法改正を検討__新政策発表			
1953 年 1 月 16 日	東京／朝刊	1 頁 7 段	記事
拘留再延長五一七日 刑訴法改正国会再提案準備__法令・法案			

1953 年 1 月 19 日	東京／朝刊	1 頁 1 段	記事
政府、提出法案の検討始む 「占領」の行過ぎ是正 労働、警察制度の改革へ			
1953 年 2 月 16 日	東京／朝刊	1 頁 3 段	記事
検事の指揮権を強化 刑訴法__刑事訴訟法改正案			
1953 年 2 月 21 日	東京／朝刊	1 頁 11 段	記事
刑訴法改正きょう答申__刑事訴訟法改正案			
1953 年 2 月 22 日	東京／朝刊	1 頁 1 段	記事
刑訴法改正に法制審議会答申__刑事訴訟法改正案			
1953 年 2 月 24 日	東京／朝刊	7 頁 1 段	記事
執行猶予を拡張 刑法など改正案国会へ__刑事訴訟法改正案			
1953 年 2 月 24 日	東京／朝刊	7 頁 3 段	記事
拘留延長は五日に 刑訴法改正案__刑事訴訟法改正案			
1953 年 2 月 26 日	東京／朝刊	1 頁 11 段	記事
閣議決定 刑訴法改正案__刑事訴訟法改正案			
1953 年 6 月 4 日	東京／朝刊	1 頁 10 段	記事
刑訴法三たび国会へ 裁判所側 訴訟促進の再改正要望__刑訴法			
1953 年 6 月 18 日	東京／朝刊	1 頁 11 段	記事
改正点の追加困難 刑訴法__刑訴法			
1953 年 7 月 2 日	東京／夕刊	1 頁 10 段	記事
刑訴法改正案原案通り提出__刑訴法改正案			
1953 年 7 月 3 日	東京／夕刊	1 頁 6 段	解説
権力の分散__今日の問題			
1953 年 7 月 6 日	東京／朝刊	1 頁 4 段	解説
解説＝刑事訴訟法の改正案__刑訴法改正案			
1953 年 7 月 8 日	東京／朝刊	3 頁 1 段	論説
「犯罪捜査権」の在り方 四氏の意見__刑訴法改正案			
1953 年 7 月 17 日	東京／朝刊	2 頁 4 段	記事
刑訴法改正案の論点__刑訴法改正案			
1953 年 7 月 18 日	東京／朝刊	1 頁 11 段	記事
小野元教授が賛成 参院法務委員会__刑訴法改正案			
1953 年 7 月 24 日	東京／夕刊	1 頁 10 段	記事

刑訴法改正案を大幅修正__刑訴法改正案					
1953 年 7 月 25 日	東京／朝刊	1 頁	1 段	記事	
起訴前拘留期間再延長を限定__刑訴法改正案					
1953 年 7 月 30 日	東京／朝刊	2 頁	8 段	記事	
参院で再修正 成立になお曲折を予想__刑訴法改正案					
1953 年 7 月 30 日	東京／夕刊	1 頁	7 段	記事	
衆院修正へ逆もどり 参院修正拒否に決る__刑訴法改正案					
1953 年 8 月 3 日	東京／朝刊	1 頁	7 段	記事	
執行猶予の範囲拡大__刑訴法改正					
1953 年 8 月 8 日	東京／朝刊	2 頁	4 段	記事	
新刑訴法公布__刑訴法改正					
1953 年 9 月 1 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	論説	
裁判官の捜査介入の限界__論壇					
1953 年 10 月 8 日	東京／夕刊	1 頁	1 段	記事	
検察長官会同開かる__司法・警察					
1953 年 11 月 5 日	東京／夕刊	1 頁	1 段	記事	
改正刑訴法施行__法令・法案					
1954 年 1 月 30 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事	
検察官の指揮権を強化 警察官への罷免訴追__法令・法案					
1954 年 2 月 27 日	東京／朝刊	1 頁	8 段	記事	
法案、近く国会へ 警官の罷免、懲戒訴追手続き__法令・法案					
1956 年 9 月 25 日	東京／朝刊	1 頁	1 段	記事	
刑事訴訟法も改正 「証拠法」 中心に検討__法令・法案					
1956 年 10 月 19 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	論説	
刑事訴訟法の改正__論壇					
1959 年 7 月 2 日	東京／夕刊	1 頁	6 段	解説	
刑訴法の盲点__今日の問題					
1961 年 10 月 7 日	東京／朝刊	1 頁	1 段	記事	
刑事訴訟法全面改正へ 法務省が踏み切る__司法・警察					
1961 年 10 月 8 日	東京／朝刊	2 頁	4 段	社説	
刑訴法の改正は慎重に__社説					

1962 年 12 月 14 日	東京／夕刊	2 頁	4 段	記事
通常国会で刑訴法など改正 違憲の“第三者没収” ―法令・法案				
1975 年 9 月 16 日	東京／朝刊	3 頁	1 段	記事
無罪なら国が補償 裁判費用 制度の充実答申へ 法制審部会が近く採択				
1976 年 5 月 14 日	東京／夕刊	2 頁	4 段	記事
無罪確定被告に費用を補償 刑訴法改正成立―法案の動き				
1977 年 10 月 19 日	東京／朝刊	1 頁	1 段	記事
今国会に特別措置法案 乗っ取り犯に強い措置 政府対策本部決定 旅券発給を厳しく 刑罰、無期か十年以上 刑訴法改正さらに検討				
1977 年 10 月 31 日	東京／朝刊	1 頁	4 段	記事
弁護士抜き裁判も 過激派事件で法務省案 刑訴法に例外規定―法務省				
1977 年 11 月 10 日	東京／朝刊	3 頁	2 段	記事
「弁護士なし」に反対 日弁連声明（刑訴法改正）―刑訴法改正問題				
1977 年 11 月 29 日	東京／朝刊	22 頁	1 段	記事
「弁護士抜き公判を」 瀬戸山法相が法制審議会総会に諮問 ハイジャック防止 刑訴法改正案―刑訴法改正問題				
1977 年 12 月 18 日	東京／朝刊	5 頁	4 段	記事
刑訴法改正案と弁護士権―社説				
1977 年 12 月 20 日	東京／朝刊	1 頁	9 段	記事
弁護士抜きの裁判 法務省案を了承 法制審部会―刑訴法改正問題				
1978 年 1 月 11 日	東京／朝刊	2 頁	3 段	記事
刑訴法改正 旧弁連が反対意見書「暗黒裁判再現に道開く」				
1978 年 1 月 17 日	東京／朝刊	5 頁	5 段	論説
「弁護士抜き裁判」への疑問 乗っ取り防止とは本来無関係―論壇				
1978 年 1 月 19 日	東京／朝刊	5 頁	5 段	記事
刑訴法の改正は必要 異常な裁判粉砕闘争への対策―論壇				
1978 年 2 月 3 日	東京／夕刊	1 頁	1 段	記事
弁護士抜き裁判 特例法で提案決定 対象、過激派に限る 法相表明（写真付き）				
1978 年 2 月 8 日	東京／朝刊	4 頁	1 段	解説
（解説）弁護士抜き裁判 是非論 真っ二つ				
1978 年 2 月 8 日	東京／朝刊	4 頁	1 段	記事

迅速化めざし歓迎 検察・裁判所 弁護士会は「違憲で有害」
1978年2月10日 東京／夕刊 2頁 3段 記事
弁護士ぬき裁判 立法化には反対 日弁連会長会議が決議
1978年2月11日 東京／朝刊 3頁 9段 記事
法廷対策連絡会議を設けよ 弁護士抜き裁判で日弁連会長が対策
1978年2月14日 東京／朝刊 1頁 1段 記事
人質強要にも重罰 法制審答申 乗っ取り全般適用へ 殺せば死刑か無期
1978年2月14日 東京／朝刊 1頁 2段 記事
人質強要行為処罰法案 要旨__人質強要行為処罰法案
1978年2月16日 東京／朝刊 2頁 10段 記事
社党が反対を申し入れ 弁護士抜き裁判__刑訴法特例法（弁護士抜き裁判）
1979年7月7日 東京／朝刊 7頁 1段 記事
ぶ告・拷問を禁止 中国初の刑法・刑訴法を公布 権利保護を明確に 悪質な反革命には死刑__七法制定
1980年8月5日 東京／夕刊 9頁 5段 記事
伊藤の橋本私邸訪問で 警護の警官、証言拒否 ロッキード事件公判
1984年2月16日 東京／朝刊 3頁 1段 記事
犯人捜し出すためならデモ隊止めても適法 最高裁決定__刑事裁判
1985年9月5日 東京／朝刊 22頁 5段 記事
再審手続き費用補償すべきだ 仙台地裁が「見解」__刑事裁判
1986年12月4日 東京／朝刊 23頁 6段 記事
弁護士団が裁判長を刑訴法違反で告発 浅草橋駅放火事件__刑事裁判
1989年1月13日 東京／朝刊 4頁 4段 特集
「不惑」迎えた刑事訴訟法 「生みの親」の団藤重光さんに聞く__法令・法案
1989年5月17日 東京／朝刊 4頁 7段 解説
立件__ことば

1990年02月24日 夕刊 3総 04056文字 写真あり
法案差し戻しの権限 ソ連憲法改正原案の大統領制に関する全文
1991年07月05日 朝刊 2社 00837文字
接見前の調べ禁止 被疑者公選弁護で福岡県弁護士会が試案【西部】

1991 年 07 月 27 日	朝刊	特設ニュース面	05473 文字	写真あり
専門家 4 氏座談会 (密室の人権 検証・代用監獄)				
1992 年 01 月 09 日	夕刊	2 社	00695 文字	
フィリピン・タイ向け送金を警察調査 長野県小諸署				
1994 年 07 月 08 日	朝刊	2 社	00849 文字	
「密入国は 10 月から原則実刑」 裁判官が明言 神戸地裁				
1995 年 06 月 21 日	朝刊	東京	02202 文字	写真あり
「画期的」と高い評価 調布駅前傷害事件で公訴棄却 / 東京				
1995 年 12 月 14 日	夕刊	2 社	02635 文字	
「一気に」「慎重に」交錯 オウム真理教への破防法適用が再浮上				
1996 年 01 月 16 日	朝刊	2 総	00382 文字	
中国が刑事訴訟法改正へ 人権批判に対応				
1996 年 01 月 17 日	朝刊	オピニオン	00530 文字	
住専の責任追及は刑訴法改正で (声)				
1996 年 02 月 10 日	朝刊	オピニオン	00438 文字	
民訴法改正は官優位を廃せ (声)				
1996 年 05 月 23 日	朝刊	1 社	02881 文字	写真あり
追及に法制審委員グラリ 新民訴法案の公聴会【名古屋】＝おわびあり				
1997 年 03 月 14 日	朝刊	青森	04551 文字	写真あり
見直し迫られる「ぐるみ選挙」 森内県議当選無効確定 / 青森				
1997 年 03 月 15 日	朝刊	1 外	01044 文字	
中国全人代最高法院・検察院活動報告 腐敗・不正に不満、大量批判票				
1997 年 07 月 02 日	朝刊	1 社	02382 文字	
編集姿勢に反発 淳君殺害容疑中 3 の写真掲載でフォーカス販売中止				
1997 年 09 月 11 日	朝刊	1 総	00732 文字	
「捜査で通信傍受」導入 骨子を法制審答申 組織的犯罪対策法要綱				
1997 年 09 月 17 日	朝刊	東京	01058 文字	
二審見直す可能性 あす最高裁判決 調布駅前事件 / 東京				
1997 年 11 月 09 日	朝刊	兵庫	00919 文字	写真あり
少年審判のあり方考える 法改正を議論 神戸学院大で模擬裁判 / 兵庫				
1998 年 01 月 30 日	夕刊	2 社	00583 文字	

情報の聖域作る恐れ 民訴法改正案＜解説＞				
1998 年 02 月 07 日	朝刊	3 総	00691 文字	
刑訴記録、提出除外に 民訴法改正要綱案を採択 法制審部会				
1998 年 03 月 13 日	夕刊	1 総	00523 文字	
組織犯罪対策、3 法案を閣議決定 室内盗聴に罰則検討へ 政府				
1998 年 04 月 24 日	夕刊	2 社	00197 文字	
司法試験法改正案が参院で可決、成立				
1998 年 05 月 08 日	朝刊	2 総	00379 文字	
社民など強い反対、今国会成立困難 組織的犯罪対策法案きょう審議				
1998 年 06 月 16 日	夕刊	1 総	00784 文字	
再審手続き導入盛る 法制審の少年法改正についての諮問事項				
1998 年 10 月 02 日	夕刊	1 社	00826 文字	
不法入国、時効の壁なくす 滞在自体に罰則 法務省方針				
1998 年 10 月 23 日	朝刊	兵庫	00416 文字	
どうなる？少年法 弁護士が模擬審判 来月 14 日神戸弁護士会／兵庫				
1998 年 11 月 24 日	夕刊	1 総	00730 文字	
三島市長選に転じ出馬へ 衆院選で連座、静岡 7 区立候補禁止の元県議				
1998 年 12 月 04 日	朝刊	1 家 021	00509 文字	
性犯罪被害者の人権、日本の立ち遅れ指摘 【大阪】				
1999 年 01 月 20 日	朝刊	鹿児島	01741 文字	写真あり
業者告発と認可の海砂採取問題（視角広角）／鹿児島				
1999 年 01 月 31 日	朝刊	福島	00817 文字	写真あり
「厳罰化で非行防げぬ」 少年法改正で県弁護士会が市民集会／福島				
1999 年 03 月 30 日	夕刊	2 社	00623 文字	
意見陳述、被害者も ビデオ証言可能に 刑訴法改正へ				
1999 年 05 月 08 日	朝刊	1 総	00944 文字	
組織犯罪法案、自自公が修正で合意 通信傍受、対象絞る				
1999 年 05 月 18 日	朝刊	1 社	01925 文字	写真あり
守られる？プライバシー 「盗聴法案」きょうから本格審議				
1999 年 05 月 21 日	朝刊	3 社	03010 文字	
監視社会招く（「権力」が聴いている 通信傍受法ができれば：上）				

1999 年 05 月 26 日 朝刊 政治 00174 文字
破防法など選択肢 3 つ オウム対策で池田・自民政調会長

1999 年 07 月 16 日 夕刊 2 社 00391 文字
犯罪被害者保護、刑訴法改正へ広く意見募集

1999 年 07 月 23 日 朝刊 3 社 02328 文字
合憲性や効果めぐり議論 組織犯罪対策 3 法案、参院初の参考人質疑

1999 年 07 月 29 日 朝刊 3 社 00350 文字
関西の学者・警察・検察、「刑事法研究会」を発足 【大阪】

1999 年 08 月 10 日 朝刊 1 総 01571 文字 写真あり
通信傍受法案を強行採決 民主など、不信任案提出へ 参院法務委

1999 年 08 月 13 日 朝刊 政治 04172 文字
今国会で成立した主な法律：下

1999 年 09 月 28 日 朝刊 3 総 00132 文字
刑訴法改正を来月諮問 犯罪被害者保護を充実 陣内孝雄法相

2000 年 01 月 26 日 朝刊 1 総 01598 文字
犯罪被害者も意見陳述 刑事裁判で「心情話したい」 法制審要綱案

2000 年 01 月 27 日 朝刊 2 社 00201 文字
「盗聴法」廃止求める集会 民主・共産・社民の衆参議員ら

2000 年 01 月 27 日 朝刊 1 社 01312 文字
中華機事故の 4 幹部不起訴は不当 検察審、再捜査議決 【名古屋】

2000 年 02 月 05 日 夕刊 2 総 00653 文字
フランス、伝統の「拘置所の一夜」廃止 欧州人権裁批判うけ

2000 年 02 月 23 日 朝刊 3 総 00203 文字
犯罪被害者保護法制を答申 法制審議会

2000 年 03 月 17 日 夕刊 2 総合 00805 文字
犯罪被害者保護法案 刑事訴訟法改正案＜要旨＞

2000 年 03 月 17 日 夕刊 1 総 00362 文字
犯罪被害者の権利保護法案、年内施行へ閣議決定

2000 年 03 月 31 日 朝刊 オピニオン 2 02584 文字
更正と被害者権利 少年事件手続きで日弁連が提言 【大阪】

2000 年 04 月 08 日 朝刊 3 総 00411 文字

人違いで大やけど 犯罪被害者が対策充実を訴え 衆院法務委					
2000 年 05 月 02 日	朝刊	3 社会	03155 文字		写真あり
じわり前進、警察刷新会議 大きい影響力、政治と距離（検証）					
2000 年 05 月 12 日	夕刊	1 社会	01613 文字		
一歩前進、残る課題 家族の負担、今もなお 犯罪被害者法成立					
2000 年 05 月 12 日	夕刊	1 社会	00928 文字		
被害者らの苦悩は続く 犯罪被害者保護法が成立 【西部】					
2000 年 05 月 12 日	夕刊	1 社会	01871 文字		
蚊帳の外から中へ 犯罪被害者保護、当事者「なお前進を」【大阪】					
2000 年 05 月 23 日	朝刊	香川 1	00571 文字		
少年法改正に高松家裁の調査官ら反対 独自案を与野党へ / 香川					
2000 年 05 月 31 日	朝刊	政治	03172 文字		
今国会で成立した主な法律：上					
2000 年 06 月 04 日	朝刊	オピニオン 1	06560 文字		写真あり
論壇 特集・少年法 【大阪】					
2000 年 06 月 20 日	朝刊	徳島 1	02638 文字		写真あり
教育問題（争点を探る 2000あわ総選挙：5） / 徳島					
2000 年 08 月 05 日	朝刊	政治	00132 文字		
「盗聴法」廃止法案を衆院に 3 野党が提出					
2000 年 09 月 17 日	朝刊	オピニオン 1	03617 文字		
厳罰化か保護優先か（少年法改正問題を考える） 【大阪】					
2000 年 09 月 18 日	朝刊	オピニオン 1	03101 文字		写真あり
少年法改正 刑事罰で切り捨てるな 元最高裁判事・団藤重光氏					
2000 年 10 月 26 日	朝刊	オピニオン 1	02286 文字		写真あり
教育で心開かせる ドイツ（！減るか少年犯罪：3）					
2000 年 11 月 01 日	朝刊	1 社会	02126 文字		
少年司法「厳罰化」、影響は 少年法改正案衆院通過					
2000 年 11 月 14 日	朝刊	2 社会	00677 文字		
遺族に公判記録閲覧許可 犯罪被害者保護法適用、東京地裁で初					
2000 年 11 月 27 日	朝刊	オピニオン 1	03827 文字		写真あり
心のケア、取り組み始動 犯罪被害者支援のいま 【大阪】					

2000 年 11 月 29 日	朝刊	3 社会	02711 文字	
新少年法で、どう変わる 対策手さぐり、重荷にため息（検証）				
2001 年 01 月 19 日	朝刊	1 社会	00596 文字	
被告と目を合わせ「極刑に」 逆恨み殺人被害の弁護士、一審に不満				
2001 年 02 月 07 日	朝刊	1 外報	00784 文字	
「許可なし捜索・逮捕」改正法案を撤回 ロシアのプーチン大統領				
2001 年 03 月 06 日	朝刊	鳥取 1	01126 文字	
酒気帯び運転連続の男性、「判決は軽い」と控訴 鳥取地検 / 鳥取				
2001 年 05 月 12 日	朝刊	栃木 1	00373 文字	
被害者の証言、別室ビデオで 宇都宮地裁も来月導入 / 栃木				
2001 年 05 月 24 日	朝刊	3 社会	02676 文字	写真あり
事件に歯止め、被害者へ配慮 改正少年法 2 カ月（検証） 【大阪】				
2001 年 05 月 24 日	朝刊	3 総合	00181 文字	写真あり
ビデオで法廷証言 来月、全国の裁判所で新システム導入 【大阪】				
2001 年 05 月 25 日	朝刊	石川 1	00281 文字	写真あり
証言はビデオで 金沢地裁が新システム公開 / 石川				
2001 年 05 月 30 日	朝刊	新潟 1	00433 文字	
被告と会わず証言可能 新潟地裁に新システム / 新潟				
2001 年 05 月 31 日	朝刊	東京 2	00290 文字	写真あり
法廷外から証言可能に 精神的負担を軽減 地裁で公開 / 東京				
2001 年 06 月 13 日	夕刊	2 社会	00276 文字	
暴行の被害者がビデオで証言 神戸地裁尼崎支部 【大阪】				
2001 年 08 月 23 日	朝刊	2 社会	00409 文字	
中継で証人証言、大阪地裁で初採用 被告側は異議申し立て 【大阪】				
2001 年 10 月 01 日	夕刊	2 社会	00849 文字	
罰金不払い 1 5 0 億円 法務省、徴収増狙い法改正へ				
2001 年 12 月 08 日	朝刊	政治	03727 文字	写真あり
臨時国会閉会 「審議空洞化」顕著に 説明責任果たさぬ政府				
2002 年 01 月 22 日	朝刊	3 社会	03084 文字	
不審船対策 定まらぬ根拠法令（検証）				
2003 年 07 月 29 日	朝刊	3 総合	00450 文字	

日米地位協定の改定盛る方針 民主党マニフェスト

2003 年 08 月 27 日	朝刊	愛知 2	05724 文字	写真あり
衆院議員の意識・活動調査 / 愛知				
2004 年 02 月 11 日	朝刊	3 総合	00807 文字	
刑法改正案骨子、「現代に合う刑」目指す 生命への罪、重視				
2004 年 02 月 11 日	朝刊	1 総合	00695 文字	
時効期間、最長 25 年 刑期上限は 30 年 刑法改正案の法務省諮問				
2004 年 02 月 18 日	朝刊	1 総合	00422 文字	
メール履歴、90 日保存要請 刑訴法改正案、提出へ 今国会				
2004 年 02 月 19 日	夕刊	1 総合	00825 文字	
起訴前に国選弁護 公判の短縮図る 刑訴法改正案、今国会提出へ				
2004 年 04 月 13 日	朝刊	オピニオン 2	01500 文字	写真あり
裁判員制度 異質な人々の論争こそ狙い 間部俊明（私の視点）				
2004 年 04 月 21 日	朝刊	3 社会	00199 文字	
弁護士ら「裁判員制度」反対声明 東京で集会				
2004 年 04 月 21 日	朝刊	1 総合	00719 文字	
守秘義務違反の罰則緩和 今国会で成立へ 裁判員法案				
2004 年 05 月 18 日	朝刊	オピニオン 2	01493 文字	写真あり
事件記録 審理以外の活用も認めよ 高野隆（私の視点）				
2004 年 05 月 21 日	朝刊	2 総合	00202 文字	
裁判員制法案、参院法務委員会で可決 きょう成立				
2004 年 09 月 11 日	朝刊	オピニオン 1	01287 文字	写真あり
少年法改正と厳罰化 関係機関の関与強化を 椎橋隆幸（私の視点）				
2004 年 11 月 19 日	朝刊	政治	00079 文字	
刑法改正案が衆院通過、成立へ				
2004 年 11 月 28 日	朝刊	オピニオン 1	03235 文字	
効果あるか刑法重罰化 初の抜本見直し、今週にも成立				
2005 年 01 月 07 日	朝刊	オピニオン 2	01460 文字	写真あり
少年法改正 児童福祉専門家の声聴け 三島聡（私の視点）				
2005 年 01 月 13 日	朝刊	岡山 2	00566 文字	写真あり
厳罰化（祐子のロースクール便り） / 岡山				

2005 年 05 月 13 日	朝刊	政治	00144 文字	
民主が改正案再提出 刑事訴訟法				
2005 年 06 月 29 日	朝刊	富山全県・1 地方	00308 文字	
法改正に対応へ、公判対応係新設 県警、刑事指導官も / 富山県				
2005 年 07 月 19 日	朝刊	オピニオン 2	01497 文字	写真あり
(私の視点) 少年法改正 警察が監視強化のおそれ 川崎英明				
2005 年 09 月 25 日	朝刊	3 社会	02725 文字	写真あり
(ニュースに迫る) 山口組「無血」のトップ交代 地下世界、変動 人脈狙い、東京へ				
2005 年 09 月 25 日	朝刊	3 社会	02707 文字	写真あり
(焦点 0 5 知りたい) 1 6 年ぶり組長交代 「変動」山口組を警戒 【西部】				
2005 年 10 月 13 日	朝刊	大阪府・2 地方	00541 文字	
陪審制度学ぶセミナー、弁護士らの会主催 2 9 日から中央区 / 大阪府				
2005 年 10 月 18 日	朝刊	東別刷 0 3 003	07573 文字	写真あり
メディア規制と知る権利 新聞週間特集				
2005 年 11 月 16 日	朝刊	栃木中央・1 地方	00771 文字	写真あり
「別室証言」見方 2 分、ビデオ方式公判 「様子わからぬ」「被害者には必要」 / 栃木県				
2006 年 01 月 26 日	朝刊	2 社会	00526 文字	
「取り調べ、録画特区」提案 「大阪と福岡を」最高裁に日弁連				
2006 年 03 月 18 日	朝刊	1 社会	00182 文字	
安田弁護士らに最高裁出席命令 山口・光の母子殺人				
2006 年 03 月 18 日	朝刊	2 社会	00223 文字	
最高裁、弁護人に出席命令 山口・光の母子殺害 【西部】				
2006 年 04 月 18 日	朝刊	2 社会	00218 文字	
光・母子殺人、弁護人出廷へ 遺族に陳謝				
2006 年 05 月 10 日	朝刊	2 社会	01891 文字	写真あり
取り調べ録画、「特命」6 人が極秘推進 東京地検も知らず				
2006 年 07 月 28 日	朝刊	3 総合	00933 文字	
国選弁護に資力制限、預貯金 5 0 万円以上なら私選を 法務省方針				
2006 年 12 月 13 日	朝刊	1 社会	01188 文字	写真あり

5年で時効なんて 両親「出てきて謝って」 奈良・6歳女児ひき逃げ死亡

【大阪】

- 2006年12月16日 朝刊 栃木中央・1地方 00588 文字
告発すべて不起訴 県警「裏金」 / 栃木県
- 2007年03月10日 夕刊 2社会 00316 文字
「被害者裁判参加制度」に異論の声 日弁連のシンポ
- 2007年03月16日 朝刊 岡山全県・1地方 00451 文字
司法の原則、変質の恐れ 被害者の裁判参加、弁護士会が反対声明 / 岡山県
- 2007年03月23日 朝刊 宮城全県・2地方 00410 文字
情報アラカルト / 宮城県
- 2007年05月16日 朝刊 オピニオン2 00506 文字
(声) 被害者参加も「求刑」に疑問
- 2007年05月23日 朝刊 2社会 02070 文字 写真あり
(この10年 神戸連続児童殺傷事件：中) 事件、昨日のことのよう 遺族動く 【大阪】
- 2007年07月10日 朝刊 大阪市内・1地方 01015 文字 写真あり
(参院議員の仕事 07参院選 おおさか：中) 公明・山下栄一議員 / 大阪府
- 2007年10月04日 夕刊 2社会 00420 文字
捜査「可視化」法案、参院提出へ 民主
- 2007年12月04日 朝刊 2社会 00377 文字
捜査可視化法案提出へ 民主、きょう参院に
- 2007年12月13日 朝刊 富山全県・1地方 00251 文字
捜査の可視化、批判的な見方 県警本部長 / 富山県
- 2007年12月18日 夕刊 1総合 00971 文字
危険運転罪、困難に 福岡地裁、訴因変更求める 3児死亡事故
- 2007年12月19日 朝刊 2社会 01331 文字
「危険運転」適用に壁 難しい「酔い」立証 3児死亡公判 【西部】
- 2008年03月06日 朝刊 オピニオン1 01407 文字 写真あり
(私の視点ワイド) ロス事件 米法制度の柔軟さ示した 渥美東洋
- 2008年03月14日 朝刊 3社会 00437 文字
最高裁が匿名刑事裁判 被害者を甲、乙、丙… 遺族が希望、法改正後初
- 2008年05月28日 夕刊 2社会 00693 文字

取り調べの可視化、あす審議 参院、来月可決見通し

2008 年 06 月 04 日 朝刊 2 社会 00691 文字

取り調べ録音・録画民主案、参院法務委が可決 与党は反対

2008 年 08 月 22 日 夕刊 2 社会 01672 文字

(憲法と刑事司法のいま：5) 新証拠阻む公判前整理 【名古屋】

2008 年 09 月 03 日 朝刊 2 社会 01018 文字

警察、取り調べを初録画 調書署名場面の一部 千葉

2008 年 09 月 13 日 朝刊 政策総合 00450 文字

(政策ウォッチ) 取り調べ可視化 民主政権になったら…悩む警察庁

2008 年 12 月 01 日 朝刊 3 総合 02274 文字 写真あり

刑事裁判の被害者参加制度、きょう起訴分から適用 【大阪】

2009 年 02 月 25 日 朝刊 3 総合 02824 文字 写真あり

時効、見直し機運 薄れぬ遺族感情 科学捜査が進歩

2009 年 03 月 22 日 朝刊 3 社会 05987 文字

裁判員時代の事件報道へ 信頼される記事、積極的に 朝日新聞の新しい指針

2009 年 04 月 03 日 夕刊 1 総合 01362 文字 写真あり

時効見直し、4 案示す 廃止・期間延長・DNA 情報…夏までに方向性 法務省勉強会

2009 年 04 月 03 日 夕刊 2 社会 00266 文字

可視化法案を再提出 民主・社民両党

2009 年 05 月 11 日 朝刊 2 社会 00315 文字

兵庫・明石歩道橋事故、起訴求めシンポ 改正検審査巡り遺族ら 【大阪】

2009 年 05 月 15 日 朝刊 3 総合 01308 文字 写真あり

(裁判員元年：5) 60 年隔てて、市民参加再び

2009 年 05 月 23 日 朝刊 2 社会 01115 文字

裁判員制度対象、福岡で初の起訴 久留米・長男殺害 【西部】

2009 年 05 月 28 日 朝刊 オピニオン 1 01230 文字 写真あり

(私の視点) 公訴時効 DNA 活用の起訴で停止に 島伸一

2009 年 09 月 10 日 朝刊 オピニオン 2 00526 文字

(声) 09 政権交代 時効撤廃、民主も論議深めて 【大阪】

2009 年 10 月 23 日 夕刊 1 総合 00962 文字

時効制度、見直し 千葉法相、法制審に諮問へ

2009年11月23日 朝刊 1 社会 02037 文字 写真あり
「妻、なぜ刺した」 時効撤廃、夫は叫ぶ 犯罪被害者の会など、見直し訴え

【大阪】

2009年12月11日 朝刊 1 外報 00540 文字
中国の死刑、薬物注射に切り替えへ 役人以外は銃殺多く「不公平」

2009年12月22日 朝刊 2 社会 00955 文字
時効見直し、ご意見募集 法務省が試案

2010年01月09日 朝刊 3 社会 00235 文字
千葉法相が韓国の地検視察 取り調べの可視化導入の参考に

2010年01月20日 朝刊 政治 02099 文字
民主、検察批判に拍車 メディアにも矛先

2010年01月21日 朝刊 1 総合 00530 文字
鳩山首相「民主党は冷静に」 検察批判の動き、火消し

2010年01月24日 朝刊 1 社会 00593 文字
殺人未遂、あす時効 看護師に後遺症 大阪・西成、95年発生 【大阪】

2010年01月28日 朝刊 1 総合 01596 文字 写真あり
元副署長、強制起訴へ 検察審査会が再議決 兵庫・明石の歩道橋事故

2010年01月28日 朝刊 1 総合 01835 文字 写真あり
歩道橋事故、強制起訴へ 元明石副署長に再議決 検察審、改正法初適用 【大阪】

2010年01月29日 朝刊 2 総合 02960 文字 写真あり
(時時刻刻) 時効廃止に期待と懸念 「遺族の思い薄れぬ」

2010年02月07日 朝刊 2 社会 01121 文字 写真あり
取り調べ録音の公開巡り攻防 「目的外禁止」が壁 足利事件再審公判

2010年02月10日 朝刊 佐賀全県・1 地方 00941 文字 写真あり
時効廃止へ、希望つなぐ 殺人罪など「見直し案」 鳥栖事件遺族、一生償って
／佐賀県

2010年02月11日 朝刊 筑後・1 地方 00947 文字 写真あり
「時効廃止」へ希望の一步 「一生、罪を償って」 鳥栖の殺人事件遺族訴え
／福岡県

2010 年 02 月 15 日	朝刊	オピニオン 2	00367 文字	
(声) 時効成立、苦しむ被害者家族				
2010 年 02 月 18 日	朝刊	3 社会	02010 文字	写真あり
(死刑と無期の境：下) 悔いのない選択の先に				
2010 年 02 月 18 日	朝刊	3 社会	00358 文字	
時効見直し、6 月ごろ実現 千葉法相、早期施行目指す方針				
2010 年 02 月 25 日	朝刊	3 総合	02304 文字	写真あり
時効廃止、議論大詰め 法制審、千葉法相に答申				
2010 年 02 月 25 日	朝刊	1 総合	00882 文字	写真あり
インデックス 2 月 25 日				
2010 年 03 月 11 日	朝刊	3 社会	00168 文字	
取り調べの可視化実現「今国会で」 民主の議連、千葉法相に申入書				
2010 年 03 月 12 日	夕刊	1 総合	01000 文字	写真あり
温暖化法など 6 案閣議決定 派遣法・夫婦別姓、先送り				
2010 年 03 月 18 日	朝刊	3 社会	00481 文字	
取り調べ可視化の協議、参院選後 法案提出は 1 2 年以降				
2010 年 03 月 20 日	朝刊	1 社会	01661 文字	写真あり
粘る、オウム捜査線 三重・テキサス、3 人追う 地下鉄サリン事件、きょう 15 年				
2010 年 04 月 08 日	朝刊	1 社会	01264 文字	写真あり
時効撤廃、父の無念なお 「解決できぬ責任は？」 立教大生殺害 1 4 年				
2010 年 04 月 13 日	夕刊	1 総合	00414 文字	
殺人罪の時効廃止案を可決 月内にも施行 参院委				
2010 年 04 月 15 日	朝刊	3 総合	01863 文字	
時効廃止、はやる民主 審議 2 週間で参院通過 成立優先、党案立ち消え				
2010 年 04 月 17 日	朝刊	政策総合	00431 文字	
(政策ウォッチ) 時効撤廃 千葉法相、次の成果は				
2010 年 04 月 23 日	朝刊	岡山全県・1 地方	00220 文字	
時効廃止、反対の声明 岡山弁護士会 /岡山県				
2010 年 04 月 27 日	朝刊	茨城・1 地方	00566 文字	
時効廃止は 2 5 件 刑事訴訟法改正案、きょうにも成立 県警「負担増対策を」				

／茨城県

2010 年 04 月 27 日 夕刊 1 総合 01004 文字 写真あり
時効廃止、即日施行へ 殺人など、改正法成立

2010 年 04 月 27 日 朝刊 栃木全県・1 地方 02437 文字 写真あり
時効廃止、懐疑の声も 刑訴法改正へ、三者の思いは ／栃木県

2010 年 04 月 27 日 夕刊 2 社会 01678 文字
「遺族に時効はない」 廃止の改正法成立、歓迎と疑問

2010 年 04 月 27 日 夕刊 1 社会 01820 文字
「遺族に時効はない」 廃止成立、歓迎と疑問 【名古屋】

2010 年 04 月 27 日 夕刊 2 社会 01628 文字
時効前日、一筋の光 9 5 年倉敷の殺人の遺族、捜査に期待 時効廃止・延長

【大阪】

2010 年 04 月 28 日 朝刊 3 総合 02180 文字 写真あり
時効なき捜査、立証に壁 改正法を即日施行

2010 年 04 月 28 日 朝刊 横浜・1 地方 01161 文字 写真あり
亡き息子、帰らぬ 横浜・旭区のひき逃げ事件遺族 時効廃止・延長 ／神奈川

県

2010 年 04 月 28 日 朝刊 茨城全県・2 地方 02317 文字 写真あり
廃止「もっと早ければ」 時効で捜査終結の遺族 改正刑事訴訟法成立 ／茨城

県

2010 年 04 月 28 日 朝刊 山梨全県・1 地方 01133 文字
「思いが伝わった」 時効廃止、遺族らは歓迎 「線引き疑問」 特例求める声も

／山梨県

2010 年 04 月 28 日 朝刊 宮城全県・1 地方 01187 文字 写真あり
終わらせない、息子が訴えている ひき逃げ死の遺族 殺人の時効廃止 ／宮城

県

2010 年 04 月 28 日 朝刊 宮崎全県・1 地方 00394 文字
時効廃止、県内 2 件 刑事訴訟法改正で ／宮崎県

2010 年 04 月 28 日 朝刊 徳島全県・1 地方 01715 文字 写真あり
「必ず償ってもらう」 徳島の親子殺人、逮捕待つ高齢遺族 時効廃止 ／徳島

県

2010 年 05 月 25 日 朝刊 オピニオン 1 01142 文字 写真あり
(私の視点) 冤罪防止の対策 「誤判の共犯者」を生むな 指宿信

2010 年 07 月 26 日 朝刊 2 社会 01342 文字 写真あり
時効撤廃で続く捜査 DNA鑑定技術向上・不審者目撃も 八王子射殺 1 5 年

2010 年 09 月 08 日 夕刊 1 社会 01250 文字 写真あり
時効廃止実現も心晴れぬ遺族ら 豊明の母子殺害・放火、あす 6 年 【名古屋】

2010 年 09 月 25 日 朝刊 和歌山 3・1 地方 00615 文字 写真あり
時効廃止「情報を」 湯浅スポーツ店主殺害 1 5 年 /和歌山県

2010 年 10 月 05 日 朝刊 1 道 01164 文字 写真あり
密室の凶行、同僚「許せぬ」 札幌・タクシー強盗殺人から 1 0 年 /北海道

2010 年 11 月 11 日 朝刊 3 社会 02385 文字 写真あり
検察改革、綱引き 「在り方検討会」来春に向け始動

2010 年 11 月 13 日 朝刊 山形・1 地方 00544 文字
9 7 年の身元不明殺人事件、時効廃止で県警が集中捜査 /山形県

2010 年 12 月 29 日 朝刊 東特集 A 00757 文字 写真あり
2 0 1 0 プレーバック この 1 年、あの瞬間

2011 年 01 月 12 日 朝刊 埼玉・1 地方 00781 文字
起訴前の国選弁護、急増 0 9 年、前年比 6 倍 登録弁護士の増加が課題 /埼玉
玉県

2011 年 02 月 07 日 朝刊 ちば首都圏・1 地方 00974 文字 写真あり
県警、専従班を設置へ 未解決の凶悪事件捜査、時効廃止で態勢整備 /千葉県

2011 年 05 月 09 日 朝刊 神戸・1 地方 01818 文字 写真あり
(コールドケース 氷解への思い：下) 捜査員 再び担当、運命かも /兵庫県

2011 年 05 月 21 日 朝刊 神戸・1 地方 01138 文字
加害者の手紙、大きな変化 土師淳君の父手記 神戸連続児童殺傷事件 1 4 年
/兵庫県

2011 年 06 月 17 日 夕刊 1 総合 00960 文字
ウイルス作成罪、新設 データ押収、広く可能に 改正刑法など成立

2011 年 07 月 07 日 朝刊 群馬全県・2 地方 01607 文字 写真あり
「思い出の箱」大切に 帰りを待ち続ける家族 太田・4 歳女兒不明から 1 5 年
/群馬県

2011 年 09 月 09 日 朝刊 オピニオン 2 00514 文字
 (声) 死刑不執行は民意に沿うか 【西部】

2011 年 09 月 10 日 朝刊 東京西部・1 地方 00468 文字 写真あり
 上智大生殺害、15 年を迎え献花 葛飾、父「情報提供を」 / 東京都

2011 年 10 月 30 日 朝刊 2 社会 01420 文字 写真あり
 岐阜・御嵩の襲撃事件が時効 柳川前町長「名乗り出て」

2011 年 10 月 30 日 朝刊 1 社会 01979 文字 写真あり
 (悔恨 町長襲撃、迷宮へ：上) 産廃の闇、捜査後手 初動ミス・連携不足
 【名古屋】

2011 年 11 月 05 日 朝刊 教育 1 00405 文字
 ニュースでQ

2011 年 11 月 22 日 朝刊 2 社会 01727 文字 写真あり
 派生団体の地元、監視の日々 特別手配の3人、いまでも逃亡 終わらぬオウム

<趣旨>

『法律時報』は、末弘厳太郎が提唱した専門家向けに実務または法学研究に役立つ情報を提供すること、また適切な法情報を発信することによって社会の世論形成に貢献すること、2つの編集方針を意識したように思われます。もしそうすると、新聞・雑誌・テレビなどの一般メディアと違う立場から、『法律時報』は法に関する専門的な知識や議論をベースにした特有の社会発信の形として位置づけることができます。つまり、法律に関する情報のタイプの中に、『法律時報』のようなメディアは、学術あるいは法律実務専門誌と一般メディアの中間的な存在だと思っています。

私が研究した立法と世論の関係において、立法に対する世論の影響力は、社会（読者）－発信者（著者と編集者）－公的な立法議論、ような情報流通のネットワークの実態から抽出しうると考えています。従って、『法律時報』のような中間タイプの情報発信は、その研究設定にとって重要な対象となります。『法律時報』の実態を参照することによって、さらに現在ソーシャルメディアなど新たな流通ジャンルの中に法律情報の可能性と限界も連続的に考察することもできるように思われます。

<質問リスト>

- 1 以上の末弘の編集方針に関しては、雑誌の編集作業で意識されていたのでしょうか？あるとしたら、それはどのような場面でしょうか？
- 2 「法律時報」に関する読者からのフィットバックはあると思いますが、どのようなタイプのものがあるのでしょうか？またそのフィットバックにどのように対応したのでしょうか
- 3 日本評論社の経営者の立場からみると、「法律時報」は日本評論社から刊行した書籍の中にどのような意義を持つのでしょうか
- 4 他のメディア（新聞・一般誌・テレビ・インターネット）の報道について、どの程度意

識していたのでしょうか？また、他のメディアと比べて『法律時報』は、法律関連の社会問題をめぐる議論にどのように貢献しうるとお考えでしょうか

注

- ¹ 高橋滋「法と政策の枠組—行政法の立場から」岩波講座現代の法 4 政策と法（岩波書店、1998 年）9 頁
- ² Murray Edelman, *Constructing the political spectacle*, University of Chicago Press（法貴良一訳『政治スペクタクルの構築』青弓社、18 頁を参照）
- ³ 松村良之「裁判所イメージと裁判所経験」松村良之/村山真維編『法意識と紛争行動』、東京大学出版会（2010 年）、51-72 頁を参照
- ⁴ 1973 年に『法律時報』で Klaus Hopt 氏の「アメリカ合衆国における法情報学の発展」は日本最初の法情報学の紹介である。
- ⁵ 情報の意味構造を論じる優れた研究として、正村俊之の『情報空間論』（勁草書店 2000 年）を挙げることができる。そのなかで、法に関しては、「法の言説に従って、抗事実性（規範）がありながら、社会的性格を失ったわけではない」と（pp305）情報の意味性が言されており、「法の相対的な自律性をもたらしたのは、法の自己準拠的な形式と抽象化という情報圧縮様式である」（pp256）とされる。
- ⁶ 近年、自然言語あるいは人工知能など工学的知見の導入によって、資料の収集以外に、法的推論に関するプログラムの作成も法情報学で注目された領域である。〈特集〉「法情報学最前線」『人工知能学会誌』23(4)を参照
- ⁷ 田中成明、『現代法理学』有斐閣（2011 年）、50 頁を参照
- ⁸ ここで引用した定義は、田中成明『法的空間：強制と合意の狭間で』（東京大学出版会 1993 年）の第一章「法をどうみるか」で書かれたものである。その後、田中は「議論フォーラム」から「議論・交渉フォーラム」への変更など議論の修正を重ねてきたが、日常社会の法意識を法システムの議論に取り込みという発想の方向性には変わりがないといえる。田中理論の前後の変化に関しては、前注 7 の第 1 章、第 11 章と第 15 章を参照しよう。
- ⁹ 前注 7・57-58 頁を参照
- ¹⁰ 前注 7・362-372 頁を参照
- ¹¹ 公害訴訟に関する説明は、本論の第 6 章での検討に譲る。
- ¹² 田中モデルにおける法的議論の広い射程は、法学における紛争処理の研究に有力な方法論的基礎を提供するものと見られる。例えば、和田仁孝・太田勝造など「交渉と紛争処理」日本評論社（2002）、第 9 章参照
- ¹³ 田中モデルにおいて、アリストテレスの知の見方を参照しながら、法学は専門知識の枠に根拠する「理論知（episteme）」ではなく、現実の事情による明確する「実践知＝賢慮（phronesis）」に関わる学問領域として位置づけられる（注 7・田中、366）。法的議論も、単なる演繹による論証ではなく、合理的な議論による具体的な紛争解決に関わるものとされる。その議論による合理性は、また熟議民主主義（deliberative democracy）とも重なり、討議の効果を重視する具体的制度設計にも繋がっている。
- ¹⁴ 佐藤憲一「憲法の言説分析—Bowers v. Hardwick を素材として—」、棚瀬孝雄 編『法の言説分析』ミネルヴァ書房（2001）、163-201 頁を参照
- ¹⁵ (Georg Simmel (1917), *Grundfragen der Soziologie*=居安正訳『社会学の根本問題』世界思想社（2004）、28-32 頁を参照。

¹⁶ Mead, G. H. (1924-1925) *The genesis of the self and social control*, International Journal of Ethics(35), 251-277、日本語訳は船津衛/徳川直人(編訳)「自我の発生と社会的コントロール」『社会的自我』、恒星社厚生閣(1991年)を参照。上述のようなミードの社会観は、以後のアメリカ社会学に絶大な影響力を見せてくれた。1970-1980年代法の象徴機能を本格的に論じたシンボリック相互作用論の研究者 Joseph R. Gusfield も、ミードの方法論の延長線で法の社会意味を論じていた。70年代のシンボリック相互作用論の発展に関しては、船津衛『シンボリック相互作用論』、恒星社厚生閣(1976年)10頁を参照。

¹⁷ ここで問題されるのは、誰でも法に関わる議題を語ることができるかということである。当事者の声を反映すべきという理念の下で裁判制度が設計されたが、当事者の声が問題なく聞かれているかについての検討はまだ別のものである。社会学の理論アプローチから当事者言説の伝達問題を検討したのは、小宮友根「法的推論と常識的知識」人文学報・社会学(46)、63-66頁であり、こうした研究を概観した論文として同氏の『法廷秩序』研究の意義について」法社会学66、162-86を挙げることもできる。また、法言説の構造研究では、法専門家の解釈が当事者言説を抑圧する裁判の側面を検証した研究も存在する。日本の刑事裁判に関して、小野坂弘「日本の刑事裁判における事実認定論の批判的考察」法政理論35巻(1~3)を参照しよう。

¹⁸ 松村良之=村山真維『法意識と紛争行動』東京大学出版会(2010)、71頁を参照

¹⁹ 法または法の関連概念に関する研究は、近年社会心理学の立場から法のあり方を検討するスタンスも法社会学の領域に盛り上がっている。また学際的な共同研究も注目されている。

²⁰ 象徴的なもの、あるいはイメージというのは、人文科学においてはかなり伝統的な問題であり、それ故必ずしも流行のテーマというものではない。ここでの象徴は、世界を了解する形式を指すことにある。社会学の視点で象徴の相互作用は、社会をいかに再現するというプロセスに沿って認識される。

²¹ Joseph R. Gusfield の飲酒運転研究は、第5章の第2節で紹介する。

²² 千葉正士『法文化のフロンティア』成文堂(1991年)、第1章「現代日本法の象徴的機能」を参照。

²³ 前注22・14頁を参照

²⁴ 前注22・24-28頁を参照

²⁵ 千葉正士=北村隆憲「法の象徴的機能研究とガスフィールドの意義」『法律時報』60巻10号、72-75頁を参照

²⁶ 神長百合子『法の象徴的機能と社会変革』、勁草書房(1996年)、208頁を参照

²⁷ 注26・207頁を参照

²⁸ 注26・209頁を参照。

²⁹ 注26・265-266頁を参照

³⁰ 小川浩三「論証の論証」、グンター・トイブナー編、村上淳一=小川浩三訳『結果志向の法思考-利益衡量と法律家の論証』東京大学出版会、220-221頁を参照

³¹ ここで特に参考したのは、The symbolic use of politics(1964)、University of Illinois press と Constructing the political spectacle(1988) University of Chicago Press、両著作に示した法の象徴的機能に関する内容である。

³² Murry Jacob Edelman, *The symbolic use of politics*(1964), University of Illinois Press, pp46-

³³具体的に言うと、「政治の進行に如何なる象徴的要素が関わり、象徴の作用がエリートと大衆の行動にどのような影響を及ぼしているのか認識するためには、まず、象徴のもいくつかの一般的特質を考察し、象徴の成立と、象徴がもつ意味を規定している諸条件を考察しておく必要がある」(注 31:pp6) ; または *Constructing the political spectacle*(1988) University of Chicago Press, pp20 (日本語訳は法貴良一『政治スペクタクルの構築』青弓社 2013 年) を参照

³⁴ Murry Jacob Edelman, *Constructing the political spectacle*(1988) University of Chicago Press, pp23-29

³⁵ 注 34・pp17

³⁶ 注 34・pp71

³⁷ 注 34・pp156

³⁸ Murry Jacob Edelman, *Politics as symbolic action: mass arousal and quiescence*(1971), Academic Press, pp139

³⁹ 注 38・pp141

⁴⁰ 注 38・pp143

⁴¹ 法貴良一「訳者後記」マーレー・エーデルマン『政治の象徴作用』中央大学出版部(1998)、325 頁以後

⁴² この中、法を言及した代表的な作品は例えば Joseph R. Gusfield (1981) *The culture of public problems: Drinking Driving and the Symbolic Order* である。その第一部においては、統計的資料を分析の対象に、統計に代表される科学が「秩序のある世界」という神話を作り出すことを検証した。なぜなら、まずは政治の世界に提供されるとき、データの内容に「リアリティ性」というシンボルを付与されていた。次はデータの収集、問題設定やサンプルの適切さに関する情報が遮断され、法改正と連関した因果関係(アルコールの検出が、自動車事故の唯一の因果関係に導く)へのすり替え、即ちアナロジーを使用している。ここで、法についても、科学と同じようにある一つの世界観を構築するに過ぎない。ただ、伝達のレベル(社会向け)では集合体的感覚(the sense of the collective)として、社会の規範的秩序を作り出し、集团的承認された判断基準という意味で人々に理解されるのである。

⁴³ 注 41、301-302 頁を参照

⁴⁴ Murry Jacob Edelman, *The Politics of Misinformation* (2001), Cambridge University Press, pp83-99

⁴⁵ 猪口孝「日本—社会関係資本の基盤拡充」、ロバート・D・パットナム編『流動化する民主主義—先進 8 カ国におけるソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房(2013)、325-329 頁を参照

⁴⁶ 法知識の概念では、「規範内容」、「司法制度」、「人」は知識の対象を分類する方法もある。それは、心理的な知見に基づき、「抽象的原理」と「客観的・具体的知識」は宣言的知識、「運用実態・実践的ノウハウ」は操作的知識と重なる類型といえる。参照藤本亮「法知識とその測定の課題」、松村良之＝村山真維『法意識と紛争行動』東京大学出版会(2010)、24-25 頁。ただし、その概念は、個人の行動をベースとして法知識の現状を想定するものであり、具体的な日常の文脈に注目する本論の立場との間に一定な距離が存在する。その上、本論は、直接に心理学流の知識定義を使用しない。ただし、「宣言的知識」と「操作的知識」、こうした心理学的な区分は、「象徴」と「手段」といった法言説の機能分化に生じられるかも

しれない。法言説の実践とその機能分化について、これからの事例研究で検討する。

⁴⁷ Hacking、1999、*The Social Construction of What?*、Harvard University Press、(=2006、『何が社会的に構成されるのか』、岩波書店)を参照

⁴⁸ Hacking、*The looping effects of human kinds*(1996)、D.Sperber、D.Premack、and A.J.Premack (eds) *Causal cognition: A multi-disciplinary Debate*、Oxford University Press、pp351-83を参照

⁴⁹ エーデルマンの論述では特に法律専門家の反応を言及しなかった。そして、彼はこれに関して明確の理由が挙げたこともないが、新聞テレビの報道も法律家集団の言説効果として用いた。その結果、観客と同じ認知レベルと想定するメディアの法言説と連動することによって、エーデルマンの理論は法律専門家が他の政治的アクターのように同じ社会の政治価値にコミットすることを暗黙的な前提となる。従って、この場合、法の自立性は技術面のものに限定されると思われる。法へのアクセスの実際は、自分が参加しているような参加の感覚を体験させるような法的儀式となる (pp148)

⁵⁰ 川島武宜『日本人の法意識』岩波書店 (1967年)、第2章第2節を参照

⁵¹ アンドリュー・E・パーシェイ、山田鋭夫(訳)『近代日本の社会科学』NTT出版、81-82頁を参照

⁵² 先行研究における法意識の曖昧が、研究の射程と信憑性に混乱を招いた指摘された。それを克服するため、法意識の概念を精密化する作業が行い、法意識の概念はしばしば特定の研究目的に合わせて設定する状況にある。ただ、例えばアメリカで行った法に関する批判的な言論の研究では、裁判、行政あるいはインタビューの際に、個人の法意識がしばしば一貫していない現象が現れ、職業、教育等の社会構造に関連し、法知識、法感情など法意識の諸概念は柔軟かつ複雑に絡んでいるように見える。そのような研究から、概念の曖昧さこそが法意識の特徴であり、それは社会環境のさまざまな側面に応じて構築されている法言説の性質の違いを示したものである。

⁵³ ここでの機能は、作動の目的とその目的を実現するための条件という2つの側面を含まれる。法意識の機能は、法意識の概念論と無関係ではない。なぜなら、社会において法制度への理解形成はそもそも法意識自体いかなるものなのかということが一つの重要な理論的問題だからである。それ故、法意識の在り方に関する理論を進むために、法社会学の見地からすれば、法に関する意識をどのような意味で法制度と連動するかということ自体がまず検討に乗せられなければならないことになる。

⁵⁴ 大木雅夫『日本人の法観念』東京大学出版会(1983)、218-219頁を参照

⁵⁵ 六本佳平『法社会学』有斐閣(1986)、212-213頁。または、「日本の法社会学と法文化」日本法社会学会編『法社会学の新地平』有斐閣(1998)を参照

⁵⁶ 法意識の射程について、法意識を「法感情」、「法意見」と「法知識」に分解し、それぞれの枠に従って検討を進めようと提唱した(前注・六本(1986)、193-206頁)。六本による法意識の分節化が日本の法社会学での実証研究に定着したようになった。こうした法意識の分析枠組は、その概念をより具体的に現象の分析に対応する道具になるが、逆に上述のように新書として「日本人の法意識」の社会発信、即ち「権利精神の啓蒙」という法学発信のメッセージ性が弱まる傾向がある。そして、川島理論の影響関係といった学史の立場から、日本の法意識研究における問題意識の不連続性が指摘された(尾崎一郎、「法・文化・近代化」、李愉青主編『転型中国法律社会学研究』、華東理工大学出版社、2010年)。いずれにしても、研究デザインによって、法意識概念の曖昧性を研究上広く認識されるようである。

⁵⁷ 前注 55・六本(1986)、213-215 頁を参照

⁵⁸ ジョン・ヘンリー 「裁判嫌いの神話 (上) (下)」判例時報 902 号 (1978) 14-22 頁、907 号 13-20 頁；またダニエル・フット 「日本における交通事故紛争解決と司法積極主義」『外から見た日本法』東大出版会 (1995) を参照

⁵⁹ 尾崎一郎「日本における法文化の変容と法のクレオール」長谷川晃『法のクレオール序説—異法融合の秩序学』北海道大学出版会 (2012 年)、40-41 頁

⁶⁰ 本論の第 2 部では、公訴時効をめぐる複数の言説の状況という実践面から図 1 の分類を具現化したいと考えている。

⁶¹ 注 51, 5 頁

⁶² 川島武宜「「遵法精神の精神的及び社会的構造 (1)」法学協会雑誌 64 巻 7 号 21 頁

⁶³ 内田貴『法科大学院は何をもたらすか または法知識の分布モデルについて』UP2006 年 4 月号、<http://www.utp.or.jp/todai-club/2006/04/10/eeacoioaeithieaiieuyaycyeeaae/>を参照 (2013 年 12 月アクセス)

⁶⁴ 注 51、1 頁

⁶⁵ 注 51、4 頁を参照。ここで一般人への配慮は、川島がどのように自らの修正に反映させていたか、については関係した研究が見当たらない。ただ、『日本人の法意識』の序章においては、川島が専門家と一般人、2 つの読者群を分け、異なる読み方を提案していたことがある。

⁶⁶ 川島武宜『科学としての法律学』『科学としての法律学』とその発展」、岩波書店 (1987)、2-61 頁

⁶⁷ 村山真維・松村良之編「紛争行動調査基本集計書」、有斐閣学術センター (2006)、『情報収集行動』、第 109-112 頁。ちなみに、「調べた」と答えた人の中に、「本とインターネットの両方で調べた」は 2 %、「本のみで調べた」のは 5 %、「インターネットのみで調べた」のは 6 %である。そして、本とインターネットとを比べると、殆ど同じ比率である。また、本で調べた人ほどインターネットでも調べる傾向がある。本で調べた人の 3 割近くがインターネットでも調べ、インターネットで調べた人の 25 %が本でも調べている、ことになる。

⁶⁸ 藤本亮「法知識とその測定の課題」、松村良之＝村山真維『法意識と紛争行動』東京大学出版 (2010)、111-112 頁を参照

⁶⁹ 情報の伝達媒介の特性を中心にメディア・コミュニケーションを分析するアプローチは、メディア技術論あるいはメディア環境論と呼ばれたものである。その詳細について、また第 1 章の考察に譲るが、ここでは佐藤卓巳『現代メディア史』岩波書店 1998 年、1-7 頁を参照する。

⁷⁰ メディアとリアリティの現象について、W. リップマン『世論』(1922 年)は、その研究の基礎となる問題提起を行った。擬似環境論はそれを受け継ぎ、マスメディアが外的現実と個人の認識をどう媒介し、個人の現実像をどう形成しているかという問題を原問題として研究した。竹下俊郎『メディアの議題設定機能——メディア効果研究における理論と実証』(学文社・1998 年)第 2 章を参照。現在、その問題提起は、コミュニケーションの効果研究といった学問分野まで発展してきた。コミュニケーション効果研究は、コミュニケーションを社会過程として把握しようとするものである。一般的に、次の二つに分類されている。第一は、コミュニケーションの当事者間で、メッセージの伝達過程としてコミュニケーションをとらえる観点、いわゆるメッセージの送り手の側からこの過程を解明する観点である。第二は、メッセー

ジに含まれる「意味」の交渉や交換の過程として、メッセージの意味の生産やその解釈といった社会的な「相互作用」としてコミュニケーションを扱う立場である。本論では、このうちの第二の観点に焦点を当て、法における現代社会におけるメディアの構造転換とそのインパクトについて検討してゆくと考えている。

⁷¹ その発想は、認知の立場から法の性質する分析の延長線にある。その立場は、異なる主体の認知によって、法の理解が異なってゆくことを指摘することができる。その意味で、ハートによる「内的な視点」と「外的な視点」という著名な分析枠組はまさに法理解の認知構造を注目するものと思われる。外的な視点とは、共同体の社会的ルールについての社会学的な、実践の観察者の視点である。それに対して、内的な視点とは、「そのルールを行動指針としても批判基準としても受容しているそのような実践への参加者の視点である」（日本語訳はH. L. A. ハート、高橋秀治訳『『法概念』第2版追記』、『みすず』1997年9号、72頁を参照）。本論の分析は、その区別に類似するよう見えるが、実際にややハートと理論の力点が異なっている。なぜなら、本論は、立法といった社会実践を法システムの修復プロセスとして扱っている。この場合、社会構成員が既存の法制度に批判的な態度を取るとしても、法システムという社会装置を捨てるわけではない。従って、立法をめぐるディスコースの出現は、ある意味で法へのコミットメントにも見える。そうすると、法律専門家の言説も「感情」の言説も、ハートの議論に従えばいずれ内的な視点にすぎない。ここでの現象は、「内的な視点」の中に法の理解の多元化を示すものとも言えるだろう。

⁷² 研究者自身の状況が分析への影響は、特にエスノメソドロジーのような質的研究でしばしば語られる点である。そうした研究者バイアスの恐れは、そうした観察者が研究対象の言動を解釈する際に、規範理論と異なり「客観性」や「記述的な立場」を求める一方、研究者自身の言明に対する理論の立場を明確できないことである。従って、研究者自身の発話の妥当性を反省的に吟味できないことが常に問題になりやすい。本論は、研究者自身の状況を研究文脈の一環として設定することで以上の批判を配慮するつもりである。類似した研究方法は、たとえばLoic J. D. Wacquant（2003）、*Body & Soul: Notebooks of an Apprentice Boxer*, Oxford Univ Pr on Demand, chapter1（ロイック・ヴァカン著、田中研之輔、倉島哲、石岡丈昇訳『ボディ&ソウル：ある社会学者のボクシング・エスノグラフィー』新曜社 2013）で研究者が初心者からプロのボクサーまで分析スタイルの違いをフィールドワークの構成に組み込まれるように論じられている。

⁷³ 法情報論に関する教科書の多くは法情報の意味を直接に定義するより、具体的な資料の様式を紹介するような形式になっている。例えば、指宿信『法情報学の世界』第一法規（2010）、加賀山茂・松浦好治『法情報学：ネットワーク時代の法学入門』有斐閣（2006）を取り上げることができる。また、リーガル・リサーチの場合でも、リサーチの対象となる法情報もいずれその資料出典、形式、役割など情報実践の角度から整理されている。いしかわまりこ・藤井康子・村井のり子『リーガル・リサーチ』[第4版]日本評論社（2012）を参照。以上の法情報分析は日本の法情報状態を知るために基本的な文献だと思われるが、本論ではそれと違うアプローチを取っている。序章にも述べたように、本論の問題関心は、法情報の変化とその効果にある。ここでは、法情報とそれを生み出した法学や社会の環境を描くような研究方法を探る。従って、本論の検討はある意味情報社会論の流れにあると理解してもよい。

⁷⁴ 正村俊之『情報空間論』勁草書店（2000）、256-258頁を参照

⁷⁵ Millerson・G, *The Qualifying Associations*, Routledge and Kegan Paul press(1964),pp.52

⁷⁶ 弁護士史の研究では、弁護士の定義が狭義の弁護士（あるいは「近代的意味の弁護士」）概念と「歴史

的範疇における弁護士」概念と呼ぶとき、このような考え方に関する一つの好例である。参考橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』法律文化社 2005 年

⁷⁷ 専門知識は職業の形成に対する影響を考察した先駆として、Eliot Freidson の *Professional powers : a study of the institutionalization of formal knowledge*、The University of Chicago Press (1986) を上げる。

⁷⁸ Terence James John, *Professions and power*, Macmillan press(1972), pp45

⁷⁹ Abbott. Andrew, *Status and Status Strain in the Professions*, 86 American J. Of Sociology (1981), pp819-35

⁸⁰ Austin Sarat&William L. F. Felstiner, *Divorce Lawyers and Their Clients: Power and Meaning in the Legal Process*, Oxford University Press, pp153

⁸¹ Abbott.Andrew, *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor*, Chicago University Press (1988) を参照

⁸² 弁護士業について「二つの半球」という有名な理論がある。すなわち個人法務の弁護士と会社（企業）法務の弁護士を分けて、収入、地位などは構造的に大幅に異なる、同じ弁護士ともいえまるで違う半球に住んでいるような状況である、という。そうした現象は、アメリカだけではなく、他の地域においても現在まで続いているように見られる。Abel、Richard L. *American Lawyers*. Oxford Univ.Press(1989); John P.Heinz/Robert L.Nelson/ Edward O.Laumann/Rebecca L.Sandefur、*Urban Lawyers:The New Social Structure of the Bar*、University of Chicago Press (2005); Liu、Sida (2008)*Globalization as Boundary-Blurring:International and Local Law Firms in China's Corporate Law Market*、*Law & Society Review*、Volume 42、Number 4 を参考。

⁸³ Lucien Karpik (1988)、translated by Nora Scott、*French lawyers : a study in collective action、1274 to 1994*. Oxford University Press (1999) を参照

⁸⁴ 法律専門家は弁護士以外に、法学研究者、裁判官、検察官や司法まだ立法に関わる行政側など、立場の異なる多様な職業を含む概念である。そのうえ、専門性の典型例としての弁護士モデルの妥当性に当然疑問を持つことがあるだろう。ただし、いずれの法律職業において、法学教育の面においては共通性の高いトレーニングを受けることもまだ自明なことである。従って、専門知識の構築から出発した上述の法律家の専門像は、ある意味多様な法律職業に対応しうるものと思われる。

⁸⁵ 明治期に行われた大規模の西洋法律移植以前、民間読書会は、既に法律書の講読と討論を行われている。例えば、明治 7 年（1874 年）に創設した法律書を会読する学習結社「蛙鳴群」を挙げることができる。前田勉『江戸の読書会―会読の思想史』平凡社(2013)、362-365 頁を参照

⁸⁶ 金山直樹『法典という近代―装置としての法』勁草書房(2011)、37-44 頁を参照

⁸⁷ 法学研究者の養成については、簡潔的な紹介は参照星野英一「日本における民法学の発展と法学研究者の養成」、『法実務、法理論、基礎法学の再定位―法学研究者養成への示唆―』日本評論社 (2009)、168-187 頁。

⁸⁸ 法意識論というテーマについて、日本では特にこだわってきた時期がある。それ自体が日本における法文化化的な特徴として取る研究者もいる。例えば、日本法を専攻しているオーストラリアの法学者マルコム・スミスは「戦後ずっと日本では、日本人の法意識に関する議論がくりかえされている。しかし、なぜ日本人だけが自らの法意識にこだわるのであろうか。カナダやオーストラリアには、カナダ人の法意識とかオーストラリア人の法意識というテーマは存在しない。少なくとも先進国の中で法意識にこだわっているのは日本だけである。今なお、日本人の法意識をめぐる議論が盛んでなるところに、日本人の法意識論の特

徴がある」、つまり社会的文脈の因子が日本の法的言説を影響することを指摘した。

⁸⁹ 新書の刊行と法学部の新入生または卒業生

⁹⁰ 『川島武宜著作集』四巻 114 頁、初出『法学協会雑誌』64 巻 7 号 1-24 頁；9=10 号 1-29 頁

⁹¹ 『川島武宜著作集』七巻、初出『所有権の理論』岩波書店 1949 年

⁹² 阿部昌樹・檉村志郎・和田仁孝編「法社会学の可能性」法律文化社 2004、123—124 頁

⁹³ 『日本人の法意識』の作成に関わる書類は、現在札幌大学川島文庫に保管されている。①『日本人の法意識』のもとになった講義の記録 8 冊（岩波市民講座：1965 年 10—11 月東京）、②『日本人の法意識』及び草稿、メモ、書簡、原稿¹⁴ 冊、③罪と罰についての意識：『日本人の意識』に掲載されなかった章の原稿（訂正のための記入あり、三種類の資料が見られる。

⁹⁴ 山田卓生「外国人による日本人の法意識」法社会学 37 号（1985 年）、40—41 頁を参照

⁹⁵ 日本人の法意識に関する文献主題の変化について、六本佳平「日本人の法意識の研究状況—観念論的整理」『法社会学』1983 年を参照

⁹⁶ 石川一三夫「日本人の法意識論史 - 日米関係の推移から見た法文化論」、301—303 頁を参照。その理論をアメリカで発表する際に、アメリカの法律専門家に強い印象を与えたが。当時、日本の低訴訟率についてこのハーバード大学で民法学者の加藤一郎の報告が、川島理論と対照に、その原因は法意識ではなく、日本の司法制度の機能不全論を語っていた。周知のように、こうした制度論が後で法意識論に対する有力な批判として現れるが、当時ではアメリカの学者に不評したようである。

⁹⁷ 村上淳一「＜法＞の歴史」東京大学出版社（1997）、58—59 頁を参照

⁹⁸ エーデルマンも同様に 2001 年 The Politics of Misinformation というタイトルの著作に法的言語のような儀式的なものに関して、「lying」という言葉を使っていた。

⁹⁹ この論争をめぐる膨大な資料が存在するうえ、かつ実質レベルの具体的な法解釈展開を深める実践的な志向も見られる。論争の細かい論点の整理に関しては筆者自身の能力を超え、また本論のテーマに離れたため、ここで論じることが避けたい。ただ、その論争の概観に関して、田中成明『現代法理学』第 14 章「戦後の法解釈理論の展開」が有用な資料である。また、論争初期の達成点についての整理は、「戦後日本における法解釈論の検討

¹⁰⁰ 木庭頭「余白に」『現代日本法へのカタバシス』羽鳥書店（2013）、262-264 頁を参照

¹⁰¹ 法と社会現実の連帯性について、ローマ法学者の木庭頭は「、歴史学や古典学の観点から、「法はその性質上移ろい行く現実に抗してそれと鋭い緊張関係に立たねばならない、しかも、何か超越的なものに依拠するのではなく、現実の中から導き出され精製されたものを論拠として、その緊張関係を維持しなければならない、言語の厳密さはこのことのコロラリーであり、かつこのことの条件であえます」と指摘した。「歴史学の認識手続と法学的思考」『現代日本法へのカタバシス』羽鳥書店（2011 年）、280-281 頁を参照

¹⁰² 碧海純一「戦後日本における法解釈論の検討」『法解釈の理論：恒藤先生古稀祝賀記念論文集』、52 頁

¹⁰³ 川島武宜「法社会学の方法論について—『法社会学講座』に対する批判に答えて」日本法社会学学会『法社会学の方法』有斐閣（1974 年）、第 14 頁

¹⁰⁴ 「利益考量論といわれるものは、一方の解釈をすることによってどのような利益が保護され、どのような価値が実現されるかを考えて、どちらをとるかを決めようというのですから、結論つまり効果をまず

考えるもの、効果そのものが争われているときに、そちらを先に考えて、それを要件論に反映させるのは、この手法の一つの応用と考えています」。星野「民法の解釈と民法解釈学のあり方」

¹⁰⁵ 星野英一「民法学の方法に関する覚書」『民法論集第5巻』(1965年)、72頁以下

¹⁰⁶ 吉田克己『現代市民社会と民法学』、日本評論社(1999年)、267頁

¹⁰⁷ そうした読者像は平井宜雄の法学教育論にわたって一貫しているように見られる。関連の記述は、たとえば平井宜雄『法政策学』有斐閣(1987年)はしがき、また同『法政策学(第二版)』有斐閣(1995年)3-4頁、または同「法律学基礎論覚書」ジュリスト928号(1989年)あとがき。

¹⁰⁸ 前注30・小川、220頁を参照

¹⁰⁹ マス・メディアである新聞は理論面にも実践面にも最も伝統のある情報収集のメディアである。まず、歴史的に法の伝達過程を検討するため新聞の記事が都合のよい素材である。なぜなら、制度は社会の安定を図る社会構造であるため、特定の人や事件によって短期的に構造を変化しうるものではない。日本においては、明治初期から誕生した現代の新聞システムは、明治期の立法から始まった日本の法制度や法学の変化と共に法システムを観察し続ける唯一のマス・メディアと言っても過言ではない。また、新聞は法システムと共通した言語を中心としたテキストである。実務家や研究者、いわゆる法律専門家が行っている法律解釈がいずれ言語に基づく論証(argumentation、argument)が法的メカニズムとして理解されている。主に日常言語に基づく事実の伝達を目的とした新聞システムは、法の論証でのテキストと最も近い形式をもつメディアであることを明らかなである。映像、または自然言語の原理をベースにしたインターネットの言説と比べ、新聞と法的テキストとの間に比較しやすいという利点もある。

¹¹⁰ 最大決昭和44年11月26日刑集23巻141号1490頁

¹¹¹ 例えば、芦部信喜は報道の自由を「一般に、報道機関が印刷メディア(新聞・雑誌)ないし電子メディア(放送)を通じて、国民に『事実』を伝達する自由」と述べている。参照『憲法学Ⅲ』有斐閣(2000)、282頁

¹¹² この問題をめぐっては実に膨大な学説の蓄積がある。その問題を全面的に考察するのは、駒村圭吾「ジャーナリズムの法理」(2001)第1部を参照する。まだ、表現の自由の原理的考察に関しては、長谷部「テレビの憲法理論—多メディア・多チャンネル時代の放送法制」(1992)第1章

¹¹³ ①刑法上の名誉毀損について：刑法230条と刑法231条、社会の名誉を保護法益とする、事実を公然と適示した社会的名誉を毀損した場合には230条により、それ以外の場合には231条によって処罰されるという構造。また、制度経緯に関しては、日本では1875年の誹謗律に遡るもので、その後1880年(明治13年)の旧刑法に引き継がれた。②民法上の名誉毀損他人の名誉を毀損した場合に民法709・710によって不法行為となることは、既に確立している。そこでの名誉は社会的評価だと理解されている。刑法と同様に、真実を公表することも名誉毀損になると考えられている。ただ、民事上は公然事実を適示することが要件とされてないから、意見によっても名誉毀損になると考えられている。松井茂記『「マス・メディアと法」入門』第4章を参照

¹¹⁴ 最三小判平9(1997)-9-9民集51-8-3804

¹¹⁵ そのような日常生活に置ける法の考え方、日本の法社会学では法意識に属する研究分野である。立法過程と法意識との相互作用について、第4章でまだ詳しく検討する。

¹¹⁶ 木下麻奈子「法制度と一般人の接点—法律の専門家と非専門家の思考の差異—」リーガル・エイド研

¹¹⁷ 新聞を言及した法令は以下のようなものである。

まず、新聞の公表機能を言及したのは、水防法(1949 年)10 条 1 項；気象業務法(1952 年)11 条

放送法(2010 年)31、52 条；新聞社の定義（ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者またはこれらの事業者が法人であるときはその役員若；少年法(1948 年)13、61 条 実名報道の禁止に関する規定；ポルノ禁止法(1999 年)第 13 条；刑事訴訟法 453 条；刑事補償法 24 条；宗教法人法 12 条；地方自治法 263 条；文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律 5 条；都市借地借家臨時処理法 12 条；行旅病人及行旅死亡取扱法 9 条；陪審法 109 条；労働関係調整法 10 条の 3；労働関係調整施行令 10 条の 3；刑事收容施設及び被收容等の処遇に関する法律(2005 年)；犯罪捜査規範（国家公安委員会規則、1957 年)；道路運送法第 82 条；朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する総理府令 12 条、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令 15 条

また、報道形態を言及したのは、公職選挙法 148 条 3 項、郵便法 22 条の第 3 種郵便規定；会社 939・金融関係法律；一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(2006 年)；日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限に関する法律；土地区画整理法 77 条 5 項；電波法施行規則 11 条 3 項 1 号；電気通信事業法施行規則 19 条；個人情報の保護に関する法律(2003) 50. 35 条

¹¹⁸ 注 112・駒村、10-12 頁を参照。ただし、新聞における開示の意味は、単なる公法学で議論した公権力に対する情報公開権。法分野の違いにも関わらず、広く使われていた開示の手法である。

¹¹⁹ 山田健太『法とジャーナリズム〔第 2 版〕』学陽書房(2010)、62 頁以下を参照

¹²⁰ 裁判と刑事報道との関係を言及した研究は、松永寛明『刑罰と観衆—近代日本の刑事司法と犯罪報道』昭和堂（2008）、宮野 彬『刑事裁判のテレビ報道—ガイドラインと実験的試み』信山社（2001）等を挙げることができる。

¹²¹ 最三小判昭 56(1981) -4-14 民集 35-3-620

¹²² 裁判・事件報道が公的情報であるべきの理由については、駒村は①公権力に対する批判的監視；②緊急の社会防衛上必要な情報；③犯罪が行った環境に対する社会の反省、三つに論じていた。前注・駒村（2001）、231-233 頁を参照。

¹²³ レペタメモ事件 - 最大判 1964・5・27 民集 18 卷 4 号 676 頁。その解説に関しては、例えば「裁判員裁判における取材・報道の制約とメディアの役割」『表現の自由とメディア』228-229 を参照

¹²⁴ 刑事確定訴訟記録法の第 4 条第 2 項では、弁論が非公開で行われた事件、終結して 3 年が経過した被告事件の他に、「3 保管記録を閲覧させることが公的秩序または善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき」、「4 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び再生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき」「5 保管記録を閲覧させることが関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがなると認められるとき」を閲覧不許可事例としている。その条文は、包括的なものであり、メディアの取材に対応するものではないが、判例上では記事取材を目的とするジャーナリストの閲覧請求を 3、5 号該当を理由に不許可処分が下された事件もある（最三小決平 2（1990）-2-16 判時 1340-145）。このように、閲覧の運用には、報道・取材に対して厳しく制限されてきたとも言える。

¹²⁵ 松井茂記「マス・メディアと法入門」弘文堂（1998）、254-263 頁。

¹²⁶ 山田隆司『記者ときどき学者の憲法論』日本評論社（2012）、212-213 頁を参照

¹²⁷ 1949 年施行の刑事訴訟規則 215 条「公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない」；その後、1953 年の刑事裁判官合同中央会議で、特に撮影の必要があり、かつ被告人に異議のない場合には、開廷前に限り許可する、という見解が出された。そして、上記のような法廷写真の許可制と憲法 25 条「裁判の公開」との関係について、最高裁は 1985 年北海タイムス事件で、法廷での写真撮影について以下の考えを示した。「公開開廷中における写真撮影は、裁判所の許可なく、かつ裁判長の命令に反して行われたもので、法廷等の秩序維持に関する法律 2 条 1 項前段に該当する。これに同条の制裁を科した第 1 審裁判所の決定を維持した源決定は正当であり、憲法の規定に違反するものでないことも明らかである」と判定した

¹²⁸ 前注に述べた北海タイムス事件は、まさか記者側が提訴の方法を使って裁判所の見解に対する反論である。また、現在までマスコミも裁判の全面公開を求めつつけている。日本新聞協会は公正な審理の確保、法廷秩序の維持などの観点を尊重しながら、「原則としては開廷中の撮影も認められるべき」と主張した（日本新聞協会『取材と報道 2002』）

¹²⁹ 最高裁「法廷内カメラ取材の基準的な運用基準」（1987）

¹³⁰ 前注 126・山田隆司、211-216 頁を参照。

¹³¹ 福元健太郎『立法の制度と過程』木鐸社（2007）、第 2 章を参照

¹³² 社会団体の活動を通じて、社会関心を集まる法改正を起動されるケースである。その中に、行政府が行政施策として取り上げる難い事項の場合、議員立法の形を取るルードもある。例えば、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）や などがこれにあたる。また、近時の刑事法改正では、内閣立法にも関わらず、社会団体を法制審議会などに参加し、提案の段階から法的な議論に入り込んだことも現れた。従って、こうした社会団体の活動に関する報道も一定の意味で法情報になるだろう。ただ、もし社会活動も含めるような立法像を取るとすれば、立法報道が、活動の展開に依存し記事の射程が曖昧になる恐れがある。従って、本論での立法報道はあくまでも公的な審議（行政、国会）とその関連の出来事を中心に扱うとする。

¹³³ 宇賀克也「情報公開法の逐条解説」有斐閣、7-11 頁を参照

¹³⁴ 前注 112・駒村、10-11 頁を参照

¹³⁵ 注意すべきのは、テレビ、ラジオなどのマスコミに関しては、新聞とやや異なる規制が加えられている。日本では、放送制度に関してはチャンネル資源の希少性、また社会の影響の広さ等を配慮し、より強い編集規制は放送にのみ認められている。従って、内容の政治的公平性や論点の多元的解明、報道・教養・娯楽・教育などの番組編成上の調和の維持等論理から、メディア外部（倫理委員会など）からの報道介入が可能である。本論は新聞の構成に焦点を当てるため、放送制度の規制に関しては別論に譲る。

¹³⁶ ここでの「選挙目当て」とは、「個別・特定の候補者の投票を得しめ、又はその逆に、またはその逆に、得しめない目的をもった」という意味とされる

¹³⁷ 奥平康弘「理論家の表現実践」鈴木秀美・駒村圭吾編著『表現の自由Ⅱ状況から』尚学社（2011）、17-22 頁を参照

¹³⁸ 「犯罪報道」の特徴に関しては、具体的な事例研究における第 2 部第 7 章の紹介に譲る

¹³⁹ 憲法 9 条に関する世論と法との関係を言及する記事が見られる。そこで、憲法に関する議論がどの程

度法的議論の構想を反映するか、つまりサンプルの代表性に関しては議論の余地がまだ残っていると思われる。また、行政事件や刑事事件と比べ、民事事件に関する報道の少さを言及した法学実務家もいる（倉田）。その背景の下、例えば大きく注目された隣人訴訟に関して、「中身よりも、新聞があんなふうに取り上げなければ、別に普通の訴訟としてそのまま終わったのではないか」と指摘した（畔柳）。小島武司『調停と法—代替的紛争解決（ADR）の可能性』中央大学出版部（1989）、第4章を参照。

¹⁴⁰ 明治新聞の物語に関しては、佐藤卓也『現代メディア史』岩波書店（1998）第4章を参照

¹⁴¹ 法律の条文など多く掲載した、明治期最も刊行数の多い大新聞（政治、経済などの公的な問題を扱うもの）東京日日新聞はまさに好い例である。東京日日新聞は、創立直後に司法卿になった江藤新平から裁判記事掲載の便利を与えられ、官許新聞として明治期においては法令の公表が当該新聞の特徴とされた。

¹⁴² 西村捨也編著『法律書解題』、酒井書店（1986）、289-296頁を参照

¹⁴³ 片山隆康『明治新聞物語』大阪経済法科大学出版部、176頁を参照

¹⁴⁴ 前注143、178頁を参照

¹⁴⁵ 「明治、大正、昭和前期雑誌記事索引集成—大正13年～昭和5年」の中に、当時の法律文献に関する書誌的情報を記録した弁護士が刊行した『法律論題』が法律部分の索引として収録されている（第14巻）。その資料を参考する限り、少なくとも大正14年まで「朝日新聞」「毎日新聞（日日新聞）」に法律関連の論説を掲載したことが確認できる。

¹⁴⁶ 新聞の購読様態に関して、明治期では政治論説を扱う大新聞の定価が高く、個人購読は広く浸透していなかった。その背景の下、政府も地方の役所も新聞の育成と普及に力を入れた。明治5年3月に、政府「勉強進歩の一端にも相成候に付」と東京日日、「新聞雑誌」、横浜毎日を、各府県に三部ずつ買い上げたし、郵送料も格安にした。その他、「新聞解話会」という地域集會を毎月開き、公費で買った新聞を教科書にして、和尚と神主に話をさせろ、と言う指示も政府から出された。

それに対して、社会における情報ニーズから、新聞をめぐる新たなビジネス形態も生まれた。その中、新聞茶屋—新聞をダシにした新客引き戦略が見られた。例えば、明治30年ごろ、各種新聞を揃えた「新聞ミルクホール」の開店が大流行した。また、「新聞縦覧所」という名の風俗営業が、昭和初期まで続いたようである（例えば永井荷風の日記からそうした記述が見られる）

¹⁴⁷ 小田中『刑事訴訟法の史的構造』有斐閣（1986年）第1章を参照

¹⁴⁸ 前節で言及された裁判における個人情報保護、または名誉毀損などの法律問題は、社会記事の趣旨から生まれた取材方にも関係あるとされる。

¹⁴⁹ メディアの類型に関しては、新聞以外、ラジオ（1927年）、テレビ（1947年）の誕生と普及と共に、日本社会における情報の媒体が複雑になってきた。法情報は書物以外、音また映像などの表現空間に登場し、情報・報道の放送番組から法の関連話題も現れるようになった。ただ、戦前と比べ、戦後各主流新聞の定期購読率は60～80年代まで増加した。従って、新聞の購読はこれまで集會、また喫茶店まで社交的なスペースより、家、また職場など読者の個人生活に密接するように空間で行うことが多く見られる。つまり、新聞にしても、メディアの接触では個人化が進んできたことが分かる。

¹⁵⁰ 例えば、加賀山茂編『法情報学＜第2版＞—ネットワーク時代の法学』有斐閣（2002）、81-82頁。また、法学者にとっては、新聞が、ある種の「社会現実」の情報を提供しているように見える。そのような考えは、早い時期には末弘厳太郎が『役人学三則』または『物権法』の序論に言及された。その後、法学

者のメディア批判も常に社会現実の伝え方を問題視する

¹⁵¹ そのような研究は、質的な研究における客観的解釈学的手法も参考になる。その代表的な研究は、oevermann(1979)、Muller-Doohm(1993)、そして schneider(1988)を参考しよう。法学の領域では、法の物語理論（ナラティブ分析）も共通した発想のように見える。つまり、法をテキストとして見るとき、当事者（読者）を説得するため、そこに用いられるレトリックに着目することは有意義である、という（『ドラマとしての法廷』参照）。日本の法社会学にも、物語理論を導入する動きが見られる。その研究の全体を把握するため、『法社会学』の特集が有用である。また、物語理論に関する方法論的な検討は、北村「物語記号論と法社会学の界面」『東海法学』11号（1993）、217－257頁を参考しよう。

¹⁵² 二次情報の概念及び分類について、松井幸子「社会科学文献データベース」丸善株式会社（1992年）、4-7頁を参照

¹⁵³ クラウス・クリッペンドルフ著、三上俊治、橋元 良明、 椎野 信雄訳『メッセージ分析の技法－「内容分析」への招待』[2011年版]勁草書房（1989年）、78－88頁を参照

¹⁵⁴ 調べた限り、法報道の形式からその機能を論じる考察は見当たらない。ただ、法学関係者の発言の中に、しばしば法報道の機能と形式を言及された時もある。例えば、前注139・小島「座談会・現代日本における法と裁判」では「報道の仕方の是非」を議論したところ、棚瀬は「新聞がいったい評価的にものを抑えて、ちょうど判例速報のような形で事実だけを忠実に報告するような形で書くということが、逆に新聞の使命として望ましいか」といって、わたくしはやはりそうは思いません」といい、その「新聞の使命」については、「多少情動的に書いていく」を通して、「世論の注意が喚起され、また新聞の評価がきっかけになって、さまざまな世論のリアクションが起きてくる、そういったものをトータルに捉えてみると、やはり新聞の報道には判例集の公刊などとは違った固有の役割が期待されるのではないのでしょうか」と新聞の形式の効果を評価した。

¹⁵⁵ その理由として、次のように考えている。

第一には、立法報道の歴史と新聞社の規模から、朝日新聞による記事は最も日本社会における法情報の社会発信に当たる素材である。言うまでもなく、近代日本の立法活動は、明治中後期を発足し、最初は議員とその調査機関による行政上の活動であったが、三権分立思想の導入の下、議会制度の成立に伴い立法権を国会に属するようになった。朝日新聞は1879年に創立した。そして、明治期の立法期から現在まで、刊行数が日刊紙の上位に走り続けてきて、日本の主流新聞紙としての地位が揺れないものである。また、こうした経営規模の上、両者は選挙報道また各記者クラブの参入に資格もあり、上記のような政治・選挙報道の制限に影響されることも少ない。その結果、新聞社また記者自身の戦略が相対的に自由に報道の中に反映すると推測できるだろうはずである。

第二には、法の関連議題に対する高い関心を持つ、立法報道を取り込む姿勢も伝統的なものである。戦後の毎日新聞は、法改正を含め公的権力の運営を報道し、特に憲法の改正、被害者と刑事法の関係など情報の発信または世論の形成に関して無視できないメディアになっていた。朝日新聞では、国会記事を創刊当時から導入され、また昭和期では新聞の法律相談に力を入れ、法律新聞の社会化を様々な形で発展してきた。

第三には、法律に関する記事のスタイルは、報道・事実を中心に構築されている。例えば、日本の読売新聞では1994年の憲法草案を独自で発表したような、法制度に関する提言記事も新聞における法情報の一

形態としてありうる。ただ、日本新聞協会の方針では「事実の報道」が新聞の第一義であるうえ、本最も一般の報道における法情報の傾向を検討する際には報道を軸にした編集原則が必要だと思われる。その条件から見れば、朝日新聞の記事は事実の伝達を目的とするため、適切な素材である。

第四では、今では朝日新聞の読者層に大学関係者など教育レベル高い集団が最も多いのである。法学研究者を含め法律専門家にも朝日新聞の講読があると推測できる。

¹⁵⁶ 以下刑事訴訟法の立法史に関する整理は、小田中聡樹『刑事訴訟法の歴史的分析』（日本評論社、1976年）、＜座談会＞「刑事訴訟法の制定過程」ジュリスト 551号（1974）、松尾こうや「日本における刑事手続の過去、現在、そして未来」『刑事訴訟の理論』有斐閣（2012）を参照する

¹⁵⁷ 前注 147・小田中；また白取祐司「刑事訴訟法〔第三版〕」日本評論社（2005）、21頁

¹⁵⁸ 小野清一郎「日本刑事手続要綱」（1943年）

¹⁵⁹ 小田中聡樹「民主主義刑事法学の課題と方法—『現代的』治安法との対抗状況を中心に」竹沢哲夫先生古稀記念論文集『誤判の防止と救済』現代人文社（1998年）。また、内田博文『『市民的治安主義』の拡大』法の科学 29号（2000年）を参照

¹⁶⁰ 記事抽出の方法は、まず「刑事訴訟法」と「法改正」をキーワードとして記事の検索をかけ、その後に検索結果の書誌特徴と具体的内容を確認する作業である。また、陸軍・海軍治罪法、海外の刑事訴訟法に関する内容は、日本の刑事訴訟法の立法過程と異なる文脈にあるため、考察の範囲から外れる。キーワード検索で刑事訴訟法改正の関連記事を測定する理由は、法学の専門性が特殊な表現（専門用語）で取られることができる。そして、

¹⁶¹ 朝日新聞は1879年大阪に創刊し、その後、1887年東京に進出した事情がある。従って、1880年～1886年で掲載した記事はもろん大阪の発行となっていた。また、1880年～1886年における立法報道では「東京通信」の形もしばしば見られる。つまり、当時立法を報道する記事の取材現場は東京にあることがわかる。

¹⁶² 1921年6月10日 東京／朝刊 5頁4段「勤続四十七年間の回顧 改善の努力に本望を遂げて 大審院を去るに臨み 横田老院長の述懐」その記事も1880年～1922年まで唯一写真付きのものである。

¹⁶³ 1945年12月1日 朝刊 1頁 4段 「刑事訴訟法改正法案 議員法曹会より提案」

¹⁶⁴ 法典調査会の機能はその時期から法制審議会に引き続けられてきた。

¹⁶⁵ 1945年12月9-14日朝刊 1頁「きょうの両院」；1948年5月27日朝刊 1頁 5段 「新刑事訴訟法案提出__法案」

¹⁶⁶ 1947年8月5日朝刊 1頁「天声人語」

¹⁶⁷ 1953年1月19日朝刊 1頁「政府、提出法案の検討始む 「占領」の行過ぎ是正 労働、警察制度の改革へ」

1953年2月16日 朝刊 1頁 「検事の指揮権を強化 刑訴法__刑事訴訟法改正案」

1953年2月24日 朝刊 7頁 「執行猶予を拡張 刑法など改正案国会へ__刑事訴訟法改正案」

1953年6月4日 朝刊 1頁 「刑訴法三たび国会へ 裁判所側 訴訟促進の再改正要望__刑訴法」

1953年6月18日 朝刊 1頁 「改正点の追加困難 刑訴法__刑訴法」

1953年7月6日 朝刊 1頁 「解説＝刑事訴訟法の改正案__刑訴法改正案」

1953年7月8日 朝刊 3頁 『「犯罪捜査権」の在り方 四氏の意見__刑訴法改正案』

1953 年 7 月 17 日 朝刊 2 頁 「刑訴法改正案の論点__刑訴法改正案」

1953 年 7 月 18 日 朝刊 1 頁 「小野元教授が賛成 参院法務委員会__刑訴法改正案」

¹⁶⁸ 1977 年 10 月 19 日 朝刊 1 頁

「今国会に特別措置法案 乗っ取り犯に強い措置 政府対策本部決定 旅券発給を厳しく 刑罰、無期か十年以上 刑訴法改正さらに検討」

1977 年 11 月 10 日 朝刊 3 頁 2 段

『「弁護士なし」に反対 日弁連声明（刑訴法改正）__刑訴法改正問題』

1977 年 11 月 29 日 朝刊 22 頁

『「弁護士抜き公判を」 瀬戸山法相が法制審議会総会に諮問 ハイジャック防止 刑訴法改正案__刑訴法改正問題』

1977 年 12 月 20 日 朝刊 1 頁

「弁護士抜きの裁判 法務省案を了承 法制審部会__刑訴法改正問題」

¹⁶⁹ 1978 年 2 月 8 日 朝刊 4 頁

「(解説) 弁護士抜き裁判 是非論 真っ二つ」

1978 年 2 月 8 日 朝刊 4 頁

『迅速化めざし歓迎 検察・裁判所 弁護士会は「違憲で有害」』

¹⁷⁰ 刑事訴訟法関係の部分のみではなく、各特別法の改正をキーワードにして検索した結果はより多くの記事が見られた。その中に、組織犯罪の法改正を言及した記事は 94 件、少年法犯罪は 723 件、犯罪被害者に関連したのは 207 件、裁判員制度は 119 件、取調べの可視化は 879 件、公訴時効は 92 件となっている。刑事訴訟法を言及した場合、特別法の法的な性質を意識しているように意味づけることができるが、それに対して、他の特別法を言及した場合、その社会背景を取り上げる意味で法制度の構成自体を詳細に紹介する必要性がない、といった仮説が成立するかもしれない。そうすると、刑事訴訟法改正の記事が示した立法報道の社会化と、同じくメカニズムから理解することができる。従って、単独に特別法を言及した報道が刑事訴訟法関係の報道より多く現れた現象は、むしろ本論の結論を支持するものと思われる。

¹⁷¹ 1998 年 05 月 08 日朝刊 「社民など強い反対、今国会成立困難 組織的犯罪対策法案きょう審議」

1998 年 06 月 16 日夕刊 「再審手続き導入盛る 法制審の少年法改正についての諮問事項」

2001 年 01 月 31 日朝刊 『司法制度改革審、「参審制」軸に検討 重罪事件の刑事裁判対象』

¹⁷² 1998 年 12 月 04 日朝刊 【大阪】「性犯罪被害者の人権、日本の立ち遅れ指摘」

1998 年 7 月 2 日夕刊【兵庫】「取り調べの可視化 渡辺修（ぎ修先生の刑事裁判ってな～に）」

¹⁷³ 川島武宜「法律ジャーナリズムの元祖」『昭和の法と法学』法律時報臨時増刊（1979 年）、262 頁

¹⁷⁴ 高橋裕「明治中期の法律雑誌と大阪攻法会：梅謙次郎『日本民法和解論』に導かれて」法と政治 65-1（2011 年）、158-162 頁を参照

¹⁷⁵ 西村捨也編著『明治時代法律書解題』酒井書店、第 289-295 頁を参考

¹⁷⁶ 当時から例えば東京大学の『法学協会雑誌』、明治法律学校の『明法雑誌』など大学教育機関の機関誌が幾つあった。しかし、当時の（帝國）大学は「国家ノ須要ニ応ズル學術技芸ヲ教授シ、及其蘊奥ヲ研究スルヲ以テ目的トス」（1886 年の帝國大学令第 1 条）、また当時法科大学卒業の学生が文官登用試験を要らずに

候補することができることで、大学が「官吏養成所」といわれるくらい公的な立場が強いものと思われる。当時、教育機関が出版した法律雑誌には官学の教授や法律立案に関係した官僚の書いたものが多く見られた。つまり、その時の学術雑誌は組織面においても情報面においても政府に支えられた存在である。

¹⁷⁷ 発行所は佐賀、埼玉、千葉、大阪、東京と福岡であり、大販売システムを採用したのは、静岡、名古屋、長野、福島、仙台、函館、越後長岡、金沢、伊予松山、備前岡山、広島、熊本と鹿児島である。

¹⁷⁸ 東京法学社の刊行した『法律應用雑誌』（1887 年）も試験問題の掲載を設けていた。

¹⁷⁹ 同じく解釈論を注目した法律雑誌は、1902 年創刊した「法律新報」である。ここでは、法解釈を「実業者の目的を達す」道具として理解されていた。

¹⁸⁰ 会員の個別相談の場合、特別料金は発生する。そのうち、法律上の疑問に属するものは金 30 銭、事実上及び法律上の疑問は金 101 円、となっていた。

¹⁸¹ 1906 年 12 月 「法律案内」終刊の辞を参照

¹⁸² 『法律雑誌の今昔』『商事法務』1000 号、300-306 を参照。その区別がどの程度意識されているかについてまだ分からないが、例えば、法情報学では、法律雑誌研究に言及する時、多くの場合は法律の学術論文を意識するため、そこでの「雑誌」が学術雑誌を指すことになる。

¹⁸³ 法学紀要データベース (https://www.e-japanlaw.jp/HougakuKiyou/h01_index.aspx) では、日本国内の大学が発行した 114 種の法律雑誌が収録されている。ここで採用した数字は、法学紀要データと日本評論社が運営している法律文献総合 Index (http://www.horitsujiho.jp/hobs/01_sougou.aspx) でのデータと照合した結果である。また、データベースにおける法律文献の性質について、田島裕『法律情報のデータベース—文献検索とその評価—』丸善（2003）、第 2 章を参照。

¹⁸⁴ 指宿宿『法情報の世界』第一法規（2010）、第 7 章「法情報処理論」第 5 節「法学紀要と法律論文」289-291 頁を参照

¹⁸⁵ 前注 184、290 頁

¹⁸⁶ 前注 182、301 頁を参照

¹⁸⁷ 比較的、関心の高い雑誌としては、言及しうるのは戦後の『新法令の研究』である。その中に、立法の制定過程また論点を掲載するものも見られた。

¹⁸⁸ 『ジュリスト』は最初に有斐閣の PR 雑誌である、という逸話も座談会の議論に残されている。前注「商事法務」・303 頁を参照。『法律時報』に関しては第 2 節の考察に譲る。

¹⁸⁹ 新聞においては、裁判また立法など時事の関係として法情報を取り上げられるケースもある。例えば、読売新聞では当時頻繁な制度改革や立法活動に向け、明治後期から不定期に「法曹時報」といった特集を別売として刊行していた。

¹⁹⁰ 前注 182、300-301 頁を参照

¹⁹¹ 実際に、その発行日は場合もしばしばあったように思われる。例えば第 2 巻の 5・6 号は、編集部の変更のため（日本評論社から切り離れたゆえ、一定の混乱が生じたように思われる）、発行日が遅れてしまい、結局二が月分を合併するようになった、と 5・6 号の雑誌編集後記に書かれていた。その他に、また編集後記の内容によると、編集者同時に原稿提供者（末弘厳太郎）の都合で、第 3 巻 8 号も恐らく発行の遅れがあったと推測できる。また 1936 年第 8 巻が行われた読者の意見調査（『読者カード』）では、「発行の遅延しない」など意見も見られる

¹⁹² 『法律時報』の発行者である日本評論社は、1918年（大正7年）末に創業され、特に法律、心理学を中心に社会科学の学術書を刊行してきた出版社である。ここでの学術書は、きわめて高度な内容を含み研究者が主たる読者となる書籍を指す用語として使用していない。実際に、教科書や教養書などを含む学術出版社から刊行された様々なタイプの書籍という意味で使用する。日本評論社自身も学術関係雑誌を出版社の重要なネットワークとして位置づけ、学術書の出版過程とは必ずしも無関係のものではないことを注意すべきである。参考日本評論社のホームページ <http://www.nippyo.co.jp/company/index2.php>

¹⁹³ 1936年7月1日に発行した第8巻7号の『読者カード』第2号では、福島県の菊池武司は「定価を値下げするか増頁するかどうかしてもらいたい」といった意見が載せられた。

¹⁹⁴ 本稿が対象とする1929-1933年は、『法律事項国民に立脚した国家論』いわゆる大正デモクラシーの社会環境から、戦時体制への言論の弾圧が段々高まってきた時期である。『法律時報』の編集にも、その影響が見られるかもしれない。それについては、雑誌の編集後記または末弘の著作にほとんど触れられていないため、推測するのは難しいだろう。ただ、そのような沈黙もある種の反応として見ると、法というイシューの特徴が逆に見えてくるかもしれない。特に本論の対象となる第8巻では、特集の設定が一方当時の台湾、中国の調査など他文化の法体制、また法哲学、法思想史など抽象的な理論を取り上げることになった。つまり、主題の傾向は、当時日本本土の政治・法体制とやや離れる傾向が見られる。それは、編集者自らの意図なのか、外部の圧力による結果なのか、本論の分析では明らかにすることができない。ただ、ここで「法」という学問的あるいは知識の専門性を強調したことによって、言論の政治性を緩めさせることがいえるかもしれない。その例証として、1937年後政治的抑圧の中に、責任編集者である末弘の評論活動は『法律時報』のみに縛られた。参照（戒能通孝・1952）。本稿は分析方法上の都合で、言論体制と『法律時報』との関係を別論に譲ろうとする。

¹⁹⁵ 鈴木竹雄・大隅健一郎等「閑談・法律雑誌あれこれ」『商事法務』1000号、第298-299頁

¹⁹⁶ 東京大学セツルメント法律相談部（1963）『穂積・末弘両先生とセツルメント』、101頁を参照

¹⁹⁷ 前注・182を参照。

¹⁹⁸ 当時『法律時報』編集部のコアメンバーである彦坂竹男は、1920年代後半東大セツルメントの法律相談活動に参加し、末弘厳太郎の提言に従って『法律時報』の編集生活を始めたようである。参考セツルメント・99-100

¹⁹⁹ 山本秋『法律時報創刊前後のこと』法律時報臨時増刊「昭和の法と法学」、第263-267頁を参照

²⁰⁰ 鈴木三男吉『回想の日本評論社』（非売品）日本評論社（2007年）、第45-48頁を参照

²⁰¹ 1941年1月号の『法律時報』は、もともと河合事件第1審判決を全文掲載する予定であったが、「社会の安寧秩序を乱す」という理由で、軍部に削除を命ぜられたことがあったそう。前注・鈴木、49頁を参照

²⁰² 横浜事件による編集者の逮捕など事件で、日本評論社の編集活動にも影響された

²⁰³ 1945年には、再刊後の『法律時報』は僅か6号しか出せなかった。その中に1、2月号はB5判、3・4月号はA5判32頁、10月号、11・12月号はA5判32頁の形となったことに資源の困難を語られているようである。

²⁰⁴ もちろん、雑誌の編集または執筆者は常に末弘と同調するわけではない、そして末弘の理論をいかに理解したのかについてはさらに検討の必要がある。ここでは、紙面の関係で雑誌と末弘との間に理念の共

有面に立ち込むことはしない。

²⁰⁵ 末弘の情報観に関しては、概ね以下の文献を参考している。戒能通孝（1952）『評論家としての業績』、『法律時報』第23巻第11号末弘厳太郎追悼号；末弘厳太郎（1921）『物権法上巻』（有斐閣）、（1922）『嘘の効用』（改造社）、（1951）『断腸前後』（一粒社）と（1970）『法学入門』（日本評論社）である。

²⁰⁶ 大正デモクラシーの代表格について「学問の中では理論と社会的実態を結びつけ、また学問の外では、権力、官僚と戦い、学者を社会民衆と直接にぶつけられることを宿願とし、且つ精力的に遂行された」（前注197・セツルメント, 80頁）

²⁰⁷ 1937年まで、法律時報の「編集後記」に言及した編集者は、責任編集者末弘厳太郎も含む3、4人程度である。

²⁰⁸ その編集過程の実態は、当時雑誌の「編集後記」、各編集者の文章また末弘の日記に、断片的に記載されている。

²⁰⁹ 佐藤佑哉＝芳賀学＝山田真茂留『本を生み出す力』新曜社（2011）, 281-286頁を参照

²¹⁰ 前注209, 291-298頁を参照

²¹¹ 前注196・セツルメント, 101-102頁を参照

²¹² 1930年3月に、出版社の編集部員間にストライキが起こったため、5月号を6月まで延期するようになった。その結果、『法律時報』の編集部は日本評論社から独立し、末弘が「私としては今後出来るならば本雑誌の編集を出版社の仕事とせずして私自らの仕事とし私及び私の補助者のみを以て編集した上出版だけを評論社に頼む」（編集後記・1930年4月号）と決意した。に従って、その事件後残った編集員は末弘の指導の上、法律実務または法学研究の性格を理解し、法律専門家に近い立場を取っていたと推測できる。

²¹³ 『法律時報』50巻13号「著者と編集者が語る法律時報の50年」の特別号において、歴代編集長の記述にも多く言及されている。

²¹⁴ 末弘が亡くなった後で出版した『断腸前後』は、末弘の研究メモまたは日記などを収録したものである。特に、「最後の日記」の中に、法律時評に関する立案過程を記載されるところがある（pp206、pp210、pp228、pp233、pp243）。その中に、例えば朝日新聞や読売新聞などの記事による立案が書かれていた。

²¹⁵ 『法律時報』の編集者に対しては、法学的な訓練を要求しているわけではない。草創期の編集部メンバーは、確かに末弘先生の授業など教育を受けた背景があるが、法学志向より社会運動・民主化に関心ある人とも見られる。非専門家的な編集者といった性質は、その後の『法律時報』でも変わらない。1967年～1971年まで『法律時報』の編集長、90年代まで日本評論社の経営層に勤めていた大石進のインタビューでは、編集者への法学専門知識より、時事への感覚（総合雑誌、一般誌の把握）を重視する傾向からその点を確認することができる。そのインタビューに関して、質問用紙を資料として添付しておく。

²¹⁶ 前注大石進のインタビュー

²¹⁷ 事例分析の必要性については次のとおり考えられる。

第一には、一般的な情報発信と比較する際に、同じ事例に関する報道の違いがより各メディアの特徴が引き出されるためである。第2章の新聞分析から分かるように、時事性を重視するマスコミの立法報道は、

実際の立法過程の進行に寄り添う形になる。それに対して、より法制度の解説者としての法律雑誌が、いかに立法報道で新聞との差異を出すのは、法学者より情報発信の役割にも関わる。

第二には、学術的な法律雑誌と比較する際に、立法をめぐる問題の提起は社会の関心に働きかけ、研究者自身の社会発信の場である。法律の改正は、むしろ法律の研究者にとって単なる一般の出来事ではなく、自身の研究作業に影響する情報である。そういう意味で、研究者が立法の関係者になることもある。ここで、実用法律雑誌における立法報道は、情報の意味以外、公的議論に参加する法学者の言論行動という角度から読み取れる。

²¹⁸ 以上のデータは、日本国内で公表された刑法改正を言及した記事に関して特定の単語を基準に抽出したものである。その中に、無論公報での条文公示、外国の刑法改正の紹介などこれまで本論が排除してきた部分も含まれている。また、法律雑誌と一般雑誌、また学術雑誌と実用雑誌などの選別を行われるべきだと心得ているが、本論の問題設定との関係で、法律雑誌と一般雑誌の比較は取り扱われていない。今後の課題にさせていただきたいと思う。学術雑誌と実用雑誌の選別については、全領域ではなく、記事の多い期間に注目とする。

²¹⁹ たとえば、『時論—刑法改正』1901年2月18日、「週刊新聞太平洋」、2-7頁；『東京弁護士会と刑法改正案』1901年11月9日、東京経済雑誌44（1106）

²²¹ 刑法「改正」阻止実行委員会『刑法改正問題の十年一日弁連運動のあゆみから』日本弁護士連合会（1984年）、2-53頁。また、その時期に日本弁護士連合会が刊行した書籍は、それ以外に『「改正刑法草案」に対する意見書—刑法全面「改正」に反対し国民の人権を守るために—』（1974年）、『刑法改正読本』（1975年）、『なぜ刑法改正に反対するか—各地の集会から—』（1978年）。他に、赤坂エージェンシー社の製作した宣伝映画「刑法改正のはなし」が1980年に上映されることもある。

²²² 吉川経夫『刑法改正23講』日本評論社（1979年）、12-14頁を参照

²²³ その社会評価については、平野龍一「社会の変化と刑法改正」平場安治—平野龍一『刑法改正の研究2 各則』（東京大学出版会、1963年）11頁以下を参考。そこでは、改正刑法草案に対して、「個人主義の価値観への変化」という価値観の変化を草案の内容に反映されていなかったことが立法の敗因と指摘した。ここでの個人主義的価値観とは、例えば被害者なき犯罪や被害の成立について微妙な犯罪についての非犯罪化を要請するという立場を指す。

²²⁴ 編集委員自身の記録：<http://blog.livedoor.jp/leonhardt/archives/50555171.html>；
<http://kanakotakayama.blog.eonet.jp/default/2012/09/post-0a08.html>

²²⁵ 『法律時報』では、そのようなやり方が実際に一般的に使われている。訴訟に対しても同じ仕組みがあることが編集者とのインタビューで明らかにした。

²²⁶ アンケートの問題設定は、以下のようになっている。即ち、①現在の時点において、刑法の全面的改正をする必要があるとお考えですか。②所謂責任主義の原則を刑法において明らかにすべきだとお考えになりますか。この点に関する準備草案及びその後の諸案の態度についてのご意見をお聞かせて下さい。③準備草案は、共謀共同正犯についての明文の規定をおいていますが、この種の規定を置くことを必要とお考えですか。④常習犯や精神障害者の犯罪に対して特別の処遇をする必要があるとお考えですか。あるとすれば、それはどのようなものとすべきでしょうか。⑤現行法よりも犯罪構成要件を細分化する必要がある

るとお考えですか。あるとすれば、どのような方法によるべきでしょう。⑥準備草案では、現行法に比べ国家的法益や社会的法益に対する罪についての規定が強化されているといわれている（スパイ罪、公務妨害罪、騒動予備罪等）。これらの点についてのご意見をお聞かせてください。

²²⁷ 1926 年以後生まれ日本刑法学会に所属し当時全国の各大学において刑事法学（刑法・刑事訴訟法、刑事政策、犯罪学等）の授業を担当していた 102 名研究者に依頼したようである。その中に、最終的に原稿を寄せたのは 65 人である。

²²⁸ 吉川経夫＝沢登俊雄＝中義勝＝内藤謙《座談会》「刑法改正中間報告をめぐって」、法律時報 48 巻 10 号、8 頁を参照

²²⁹ その戦略が、法学専門家だけではなく社会にもよい取られたのである。1960 年 4 月公表された刑法改正案の解説として、僅か公表 2 ヶ月後刊行した臨時増刊『改正刑法準備草案の総合的検討』では複数の広告が飾られている。そのなかに、法学研究と関係の薄い、薬、カメラ、フィルムも見られる。それは、法律関係書籍と文房具を中心した従来の法律時報の広告と異なり、法律雑誌である法律時報の立法記事に対する関心の証と解釈することもできる。

²³⁰ 末弘厳太郎「法律社会学」講義、第 4 講法律社会学の課題、六本佳平＝吉田勇編『末弘厳太郎と日本の法社会学』東京大学出版会、127 頁

²³¹ 木下麻奈子「日本人の法に対する態度の構造と変容—30 年間で人びとの考え方はどのように変化したか—」、村山眞維＝松村良之『現代日本の紛争処理と民事司法』、東京大学出版会（2010 年）、3-20 頁を参照

²³² もろん、民主という用語には様々な意味展開が予想できるが、ここでは、特に討論との関係に基づき、「民主」を使用しようとする。これは、公式の政治過程と社会生活を形成するには、より多くの国民の参加を促進するという立場である。本論では、その参加を集合的な意思決定と関わるという形で実現する。ただし、上述の立場が、他人との討議を重視するという観点から討議民主主義の立場と近い部分があるが、討論の効果として討議の開放性、公的な議論志向、または選好の変容可能性など討議民主主義の構成要素を必ずしも満足しないということである。その上、審議会審議の意図として、討議民主主義理論という民主的討議を行う「公共的討議の場（forum for public deliberation）としての側面は確かにある。現時点本論では、意見公募あるいはヘアリングなどの参加を通じて、公共的な事項に対する国民の意識を涵養する、「陶冶の企て（formative project）」という点を学習の意味と扱う。公共的討議の発展と討議民主主義の関係について、柳瀬昇「裁判員制度の立法学—討議民主主義理論に基づく国民の司法参加の意義の再構成」日本評論社 2009 年 インターロードの部分参照しよう。

²³³ そうした観点は、ウィルソンの「行政の研究」と題する有名な小論に書きあげた。英語論文の原典は <http://teachingamericanhistory.org/library/document/the-study-of-administration/>（最後のアクセスしたのは 2014 年 2 月 21 日）を参照

²³⁴ Hennessy, B. C., *Public Opinion (2nd edition)*, Duxbury press, 1970, pp21

²³⁵ 例えば「もし政府が習俗にたいして多くをなせうとすれば、それはもっぱらその最初の制度によるりであって、ひとたじ政府かその習俗を決定してしまえば、もはや政府には自分自身が変わるのでなければ、習俗を変える力はありません。』『ダランベル氏への手紙。』、92 頁を参照

²³⁶ 18 世紀のフランス革命またアメリカの独立など重大の社会変革を背景にした世論の言説は、しばしば政治環境の変化と共に、もっとも重要な政治勢力とされる。世論概念の曖昧性にも関わらず、その時代

に「世論」の論者が具体的な政治的コミュニケーションの環境に依存することはよく歴史的分析で指摘される。そのような研究の代表として、次に分析するハーバーマスの討議理論の成果を言及することができる。ジョン・G. ガネル、中谷義和（訳）「民主政と世論の概念」立命館法学 324 号（2009）、384-404 頁を参照

²³⁷ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/iken_koubo.html

²³⁸ 市民立法機構『市民立法入門—市民・議員のための立法講座』、ぎょうせい（2001 年）を参照

²³⁹ ここで法の内在的概念とは、制度設計また法律解釈に現れる問題を適切に概念化し、問題を解くために首尾一貫した説明が求められるものを意味する。

²⁴⁰ 集合的な言論・感情による抑圧への恐れ—「多数者の専制」、また世論の操作可能という世論の形成における問題点から、法学の領域においては世論の役割を明快的に論じることには制限がかかるようになる。例えば、毛利透は憲法の視点から「表現の自由」という問題枠組の下で、「自由の世論形成を保つため、個人のリスクに任せるが、世論とは①十分の論争を経ることが必要、②本来表現活動を萎縮させる危険を排除するため、表現自由を保護する—公共的な理由までは討論の中から一般化可能な命題を導くため不可欠である」と世論の中に個人自由の実現の重要性を論じた（毛利透、「表現の自由—その公共性ともろさについて」岩波書店 2008、第 1 章を参照）。また、山口は、サイバースペースの法規制に関して、「我々がコミュニケーションする方法や知的な資源を発達させる方法に対する影響を及ぼす」、といった観点の多様性の保護から公的言論空間との繋がりを指摘した（山口いつ子、「情報法の構造」東京大学出版会 2010、第 3 章を参照）。その他に、報道被害に関しては両当事者に対等な報道のチャンスを与える、所謂反論権を主張する学説もある（渕野貴生『マスメディア報道が刑事立法に及ぼすインパクト』、「民主主義法学・刑事法学の展望— 刑事訴訟法・少年法と刑事政策」小田中聰樹先生古稀記念論文集、日本評論社 2005、pp423-447 を参照）。いずれにしても、それらの検討は世論の基盤となる適切な情報環境を構築しようものである。こうして、議論が「健全」なものか誤りやすいものか、公正なものか偏ったものかという問題関心から、世論の概念に対する懸念を読み取ることもできる。こうした議論の中心は、世論形成のための前提条件を検討するところにあるため、その条件を満たせないものは真の世論と論じることができないわけである。そのような法学側の世論に関わる議論は、確かに現実の世論に対して一定の条件を与えるものである。ただ、それらの多くは司法、つまり当事者の救済をめぐる想定し場面から論じているため、社会の制度設計上適用する世論概念と同じく語ることができるのか、という適用の前提に関する議論がやや曖昧である。その曖昧さの背後には、世論が法の内在的な概念ではないため、法的議論における世論の用法の信憑性を改めて論じることが必要とされるだろう。

²⁴¹ 法との関わりで世論の実態を論じる場合、ベンサム「世論法廷（public opinion tribunal）」という構想を言及しなければならない。ベンサムは、悪政に対する最大の安全保障として世論の役割を期待した。実際の制度として運用していないが、ベンサムの「世論法廷」は、統治される人々の真意を政府が知ることを可能にするため、当該社会の構成員資格を問わず、立法問題に関心のある人々全てが成人から構成するような普遍的な議論の場である。その役割に関しては、1) 統計的・証拠提供機能（statistic or evidence-furnishing function）;2) 批判的機能（censorial function）;3) 執行的機能（executive function）;4) 改善勧告機能（melioration-suggestive function）の四つにわけられている。その中、統計的・証拠提供機能とは全ての公的慣例・法令・制度・処分・手段に関する事実、あるいは、社会の利益

に影響を及ぼす行為に関する事実を国民に提供することである。そして、批判的または執行的機能は、統計的・証拠提供機能による事実を元に、問題となっている公職者の行為を判断することにある。ただし、ベンサムの「世論法廷」の機能は政治的制裁（法的制裁）ではなく、道徳的制裁に属するものであり、また公職者の行為に関する集団的意見による承認と否認によって施行したものである。通常の立法過程および法律に関する判断とは別のものだと思われる。従って、ここでの立法と法との議論に関連しないように見える。ただ、社会制度における世論全体の意味を考える時、有用な参考になるため、別論で検討する必要があると思われる。参考した原典文献は、ベンサムの『憲法論』第一巻、または『悪政に対する安全保障、その他トリポリとギリシアのための憲法論』。二次文献に関しては、CF.F.Cutler、Jeremy Bentham and the Public Opinion Tribunal、63 Public Opinion Quarterly 321(1999)、西尾孝司『ベンサム『憲法典』の構想』（1994年）193-213頁、戒能通弘『世界の立法者、ベンサム』（日本評論社、2007年）174-177頁を参照

²⁴² Jurgen Habermas=William Rehg, *Between Facts and Norms—Contribution to a Discourse Theory of Law and Democracy*, The MIT Press, 1996, pp360-366 を参照

²⁴³ ここでの討議には、各人内面のモノローグを避け、不偏不党の判断前提など、幾つの条件が付けられている。ハーバーマスによる立法にかかわる「世論」と法のコミュニケーションには、一種の理想的コミュニケーション共同体が想定されているのである。

²⁴⁴ Iris M.Young, *political theory: An overview*, Robert E.Goodin and Han-Dieter Klingemann eds, *A New handbook of Political Science*, Oxford University Press, 1996, p486. ヤングは、熟議民主主義の論者として、Joshua Cohen、Thomas Spragens、Cass R. Sunstein、Frank I.Michelman、John S.Dryzek、Jurgen Habermas、James S. Fishkin、James Bohman を挙げている。

²⁴⁵ John S. Dryzek, *Foundations and frontier of deliberative governance*, Oxford University Press, (2012)、pp6-14

²⁴⁶ 注 245、chapter2、pp31-32

²⁴⁷ 注 245、chapter3.

²⁴⁸ ただし、注意すべきのは、ハーバーマスにおける世論の動員は、政治システムの構成員への動員と直接の動員が分けられている。前者は、通常の制度政策とされ、マスコミの公正な報道役割を果たす際に、立法が政治システムの内部から発生することができる。そうした構造を実現できない場合、後者つまり立法過程と関わりの弱い団体による法・社会運動から改正の主張を提示するとされ（Habermas=Rehg・1996：380-381）。ハーバーマスの世論動員は、必ずしも単一的なパターンではないが、その異なるタイプの動員モデルの区別に関しては理念的であり、やや実際にイメージしやすいものではない。その意味で、Dryzek の批判は世論動員の具体化を主張するように理解することもできるかもしれない。

²⁴⁹ 注 242、chapter6.

²⁵⁰ 実際の政策形成面では、例えば政府による新しいエネルギー政策の策定に関して討論型世論調査の導入が見られた。http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/?page_id=243 （2013年12月23日に最後アクセス）

²⁵¹ James S.Fishkin, *When The People Speak:Deliberative Democracy and Public Consultation*, Oxford University Press, 2009, chapter4(岩木貴子訳、『人々の声が響き合うとき：熟議空間と民主主義』早川書店 2011、第四章)を参照

²⁵² このような観点から「立法の時代」の特徴及び影響に関する考察は、近年心理学あるいは経済学など多彩なアプローチの下で盛んに行われている。いわゆる、集団的意思決定という領域の研究がそれにあたる。集団的意思決定についての概説としては、佐伯肥「決め方の論理」（東京大学出版会 1980）が先導的な研究として位置づけられる。また、近時の研究として、亀田達夫の「合議の知を求めて—グループの意思決定」（共立出版 1997）がある他、脳科学などの分野においても意思決定に関する研究は著しく注目を集めている。例えば脳の各域の機能に還元するような意思決定論のアプローチとして、Daeyeol Lee、*“Game theory and neural basis of social decision making”*、Nature Neuroscience、Volume 11 Number4、pp404-408 を参照。

²⁵³ 本論は、そうした「経験の立法」のことを、日本社会の法改正を題材として検討する。このような学問的課題を設定する背景には、現実の立法で法学者が企図した法律の効果を実際にどの程度、どの範囲で社会意識に浸透したかを確かめるという実践的動機がある。

²⁵⁴ Joseph R. Gusfield、*the culture of public problems* (1981)、The University of Chicago Press、pp175-180 を参照

²⁵⁵ 長谷川晃「法哲学的ステッチ」、林信夫＝新田一郎『法が生まれたとき』創文社（2008）、302-303 頁。またその部分の原典は H.L.A.Hart, *The Concept of Law* (2nd), Oxford U.P., 1994, chs.V、IX. を参照

²⁵⁶ 日本の法学ではそのような司法と立法を一貫する考え方は、明治時代から引き続いた伝統的な考え方である。1890 年穂積陳重の『法典論』は政治的な議論を立法の「実質的問題」に、条文の構築を立法の「形体的問題」と分けたが、法学者として両者の連動もすべきという。また、1936 年の岩波法律学辞典第 4 巻の「立法政策」及び「立法技術」の項では、立法過程を「法的理想に適合したところの所謂正法を発見すること」（立法政策）、「かくして発見せられたところの正法を思想的に加工し、表明し、整秩すること」（立法方法論）、または「かく思想的に整序せられたところの法的秩序に対して適当な言語表現を当てること」（立法技術）と整理した。また、法学者の立法論が数少ないが、その古典的な理論の概説に関しては小野清一郎の「立法過程の理論」法律時報（35、36 巻）を参照する。

²⁵⁷ 後者の研究デザインとしては、古典的には川島武宜のような文化的な視点があるけれども、心理学の見地から質問票を用いた調査を行うといった手法も、法意識研究の有力なアプローチとして考えられる。木下麻奈子「日本人の法に対する態度の構造と変容—30 年間で人々の考え方はどのように変化したのか」松村良之＝村山真維『法意識と紛争行動』東京出版会（2010）、3-20 頁を参照。

²⁵⁸ 英語の「discourse」はラテン語に由来するものである。ラテン語では、「discourse」は「dis」と「course」の 2 つの部分から構成される。「dis」は「個別」や「離れて」を意味する一方、「course」は「過程」や「ベース」を意味する。つまり、ここで言説と呼ぶものは、言説の内容にも関わらず、表現や意見は特有の論理構造に従って構成されることを意味する。

²⁵⁹ 本論のこうしたリアリティに関する理解は、実際に社会学では相互作用論やコミュニケーションの立場を立つものである。古典的には、社会学者 E. ゴフマンが日常の表出（presentation）についてパフォーマンス自体の役割がすでに使用している。要するに、あらゆる言動は、物事の遂行する側面（具体的目的の達成）とコミュニケーションの側面が含まれている。行動者の姿勢、しゃべり方、目線の置き方など、行動者に関する何らかの情報を観察者に伝えるような役割を果たし、まるで何らかの役を演じたように解釈できる（Goffman、*The presentation of the self in everyday life*、University of

Edinburgh、1956) .その後、エスノメソドロジス学派は、ゴフマンなど理論から発展してきたシンボリック相互作用という立場の実証的なアプローチを開発してきた。例えば実践の形成は「一人の人間の可能性のうち、あるものがまさに存在するようになり、他の可能性が排除されるのはいかにしてか」という問いを扱っていた場合もある(Hacking、Between Michel Foucault and Erving Goffman、Economy and Society、33(3)、2004:288)。法あるいは政策形成に関して、70-80年代のアメリカでそのような方法論を活用したのは、ガスフィールドの研究すでに現れていた。ガスフィールドの議論について後の部分で紹介する。

²⁶⁰ 小島透「刑事司法の運用に対する法定刑変更の効果—統計データから見た法定刑変更と量刑等の関係」、法律時報 78 巻 4 号、98-103 頁。

²⁶¹ 大森雅輔＝鎌田薫『立法学講義』商事法務、2006 年、315 頁を参照

²⁶² 坂口孝治郎は、内閣提出法案の立法過程を素材に、政策課題提出をモデル化してきた。それは、政府外部の関心による「外部発生モデル」、世論の関心を政府の論点に寄せ付ける「動員モデル」、政府内及び立法過程にアクセスしやすい団体による「内部モデル」、三つのモデルである(坂口孝治郎「立法過程」『現代の法 3 政治過程と法』岩波書店 1997)。

²⁶³ 日本の法学で解釈の主観性について広く知られたものとして、来栖三郎が『法とフィクション』で示した擬制とモデルの関係についての研究がある。来栖は、ファイインガーのフィクション論を借りながら、改めてモデルと擬制の混在する可能性を指摘している。ここでは、法律学における擬制は、単なる複雑な社会事象を単純化する方法のみではなく、構図的かつ「理念型」という仮説を提示するものとされる。(来栖三郎「モデルと擬制」『法とフィクション』東大出版会 1999 年、150-152 頁)。ただし、来栖はファイインガーと同様に、擬制あるいはフィクションを、実在から離反し、それ自体に自己矛盾を生じするようなものとして扱っている。従って、その論理的な矛盾があるため、「非難」、いわゆる議論の形(裁判)を通じて法的フィクションを吟味し、正しい帰結のための再構成は実現できるとされる(『法における擬制』について)同書、100-103 頁)。本論に戻ると、法のイメージをフィクションの問題と考えている場合、来栖理論の構想を借用しながら、とくに法のイメージの「論理的な矛盾」を、立法上の「リアリティの論争」、つまりコミュニケーションの空間を形成する意義を持つと考えている。ただし、来栖は、立法者意思から裁判官の法解釈へという法解釈の主観性を注目しようと主張するが、本論はむしろ「立法者意思」の多様性に着目するものである。その背景には、近年立法過程へのアクセスをしやすくなる上で、立法動員の効果がいかに立法上で現れる、という実践的な関心がある。法の社会運動の動向については淡路剛久「被害者救済から権利拡大へ—弁護士による社会運動としての「制度改革訴訟」」法律時報 81(8)、9-10 頁を参照。

²⁶⁴ 日本の法学では、とくに憲法訴訟の分野で「法律を制定する場合の基礎を形成し、それを支えている—背景となる社会的・経済的事実」を意味する「立法事実」という言葉が広く使用されている。芦部信喜「合憲性推定の原則と立法事実の司法審査」清宮四郎博士退職記念『憲法の諸問題』523 頁以下(有斐閣、1963 年)(また芦部信喜『憲法訴訟の理論』[有斐閣、1973 年]所収)を参考したところ、立法は個別の裁判において法的判断の前提として認定されることを要する司法事実に対比される概念である。立法事実を認定する際に、社会科学の利用、いわゆる科学の根拠づけが重要であるとされるのである。社会科学と立法事実との関係について、渡辺千原「法を支える事実—科学的根拠づけに向けての一考察」立命

館法学 (333・334 号)、1807 頁以下

²⁶⁵ Joseph R. Gusfield(1968)、On legislating Morals: The Symbolic Process of Designating Deviance、California law Review 56: pp. 54-73 を参照。ガスフィールドの飲酒運転に関する法形成の研究では、公的な知識を「アルコール関連インフォメーションの秩序」と捉え、立法に関する一連のパフォーマンスは「インフォメーションと経験的事実の実態を直接反映するものではないこと、論理的で首尾一貫した一つの世界を構築するための方法であること」と論じている(注 254、 chp VII)。日本における紹介として、千葉正士＝北村隆憲「法の象徴的機能研究とガスフィールドの意義」『法律時報』60 巻 10 号、72-75 頁を参照。

²⁶⁶ 飲酒運転に関するガスフィールドの分析では、科学的な論証と法的な論証の違いに重点を置いている。その背後には、実際にアメリカの飲酒運転を禁止する法や政策の事実基礎として、「科学的」調査に従った論文や公的報告書が審議の重要な参考資料があるとされている。参照前注・Gusfield、chp IV

²⁶⁷ 注 254, pp8

²⁶⁸ 注 254, pp19

²⁶⁹ その発想は、フェミニズムの理論にもよく見られる。例えば、キャサリン・マッキンノンの議論では、既存の法制度が男性的なものと位置付けられている。従って、女性の考えと彼女たちの生活を表現する「リアリティ」に対する配慮のなかったことが、まさに法制度の問題とされるのである。しかも、そのような女性に対する法的な配慮は、平等といった法の基本原理に求められるものである。たとえば Catharine A. MacKinnon、Women`s lives / Men`s laws、Belknap introduction、chp. III、IV を参照。

²⁷⁰ 高橋滋「法と政策の枠組—行政法の立場から」『岩波講座現代の法 4 政策と法』(岩波書店、1998 年) 9 頁

²⁷¹ 只木誠「特集刑法典施行 100 年——今後の 100 年を見据えて」法律時報 81 巻 6 号(2009 年) 5 頁。近時立法の動向は、これまで形成されてきた法学特に刑事法のパラダイムに向けた社会からの「挑戦」であると思われる。立法傾向を論じる際、多くの法学者は、感情立法を例えばインフォーマルな社会統制の弱体化、リスク社会における個人の不安、社会価値の分散化、そして国際社会からの圧力など、社会(背景)の変化に適応した現象であると見る。参照、井田良「刑事立法の活性化とそのゆくえ」法律時報 75 巻 2 号(2003 年) 4-5 頁。

²⁷² 「感情立法」は、世論、特にマスコミの報道が法改正を左右するといった特徴があるとされる。生田勝義「法意識の変化と刑法の変容—ひとつの覚書—」国際公共政策研究第 6 巻第 2 号(2002 年) 50-51 頁。

²⁷³ 拙稿「日本における『世論』と法—公訴時効に関する言説の交錯を中心に—」北大法政ジャーナル N 018、149-171 頁

²⁷⁴ ジュリスト(1369)の特集「立法学の新展開」では、感情モデルと法学のズレが一貫して批判的に論じられている。特に刑法立法によってその問題を論じているものとして松原芳博「刑事立法と刑法学」66-70 頁を参照

²⁷⁵ 例えば、刑法学者の井田良は、社会の複雑化と価値の多元化という社会背景として、「社会が種々の異なった構成原理に支配される単位から成る『パッチワーク』と化していくに連れて、それに対応して法も

パッチワーク化していかざるを得ない」ことを認めつつ、「社会構造の変化を踏まえつつ、専門的見地から社会意識に働きかけ、一般国民を啓蒙すること以外には、刑法学と社会意識との乖離を狭めるための方法はないことに思い至る」（井田良「変革の時代における理論刑法学」慶応義塾大学出版会 2007 年、20-21 頁）

²⁷⁶ 日本における「感情立法」の議論については、日本犯罪学会編「グローバル化する厳刑化とポピュリズム」（2009）が詳しい。

²⁷⁷ 法律の論証については、ニクラス・ルーマン「法律家の論証—その形式を分析する—」（グンター・トイブナー編（村上淳一＝小川浩三訳）『結果志向の法思考—利益衡量と法律家の論証』（東京大学出版会、2011））所収 27-28 頁を参照。

²⁷⁸ ハーバーマスのコミュニケーション論は、その典型例である。そこでは、ハーバーマスが日常的なコミュニケーションをベースとして「理想的な発話状態」を構成しようとしている。その狙いは、世論を新聞、テレビなどさまざまな情報媒介の特質から解放し、立法が合理的な帰結を導くことにある。ハーバーマスの世論観については、Jurgen Habermas、Between Facts and Norms: Contributions to a Discourse Theory of Law and Democracy、The MIT Press（1998）、pp360-366 を参照。ただ、そのモデルによれば、議論のポイントは、立法過程に対するネットの普及など情報環境の変化の意味を説明すること、それぞれ媒介の特性による影響、つまり「差異」の解明ではなく、世論と政治議論との間に一貫性を探ることにある。

²⁷⁹ その観点に従って、日本の立法現状を整理したのは、大山礼子「日本の国会—審議する立法府へ」、岩波新書（2011）である。また、統計的な手法を用いて、日本における「二院制」の審議効果を解明した実証研究は、福元健太郎「立法の制度と過程」木鐸社（2007）を参照する。

²⁸⁰ 大山礼子「日本の国会—審議する立法府へ」、岩波新書（2011）、86-88 頁を参照

²⁸¹ 森田朗（2006）、「会議の政治学」慈学社、126-133 頁を参照

²⁸² その場合、社会の認識は、裁判所の判断に寄せられるべきとされる議論もある。高見勝利「「より良き立法」へのプロジェクト—ハート・サックス「the legal process」再読」『ジュリスト（1369）』17-21 頁を参照。

²⁸³ 末弘厳太郎「続民法雑記帳」日本評論社（1949）、336-339 頁を参照

²⁸⁴ 平井宜雄『法政策学（第2版）』（有斐閣、1995年）、9-15 頁を参照

²⁸⁵ 裁判は、法解釈といった技法によって法と社会の関係を調整している。法解釈をよく見ると、その中には、当事者を救済する際に、文字通り条文を「変更」してしまったかのような解釈が行われることもある。そして、このような法の「変更」は、その後の日常的な営みとして法システムの内部へと吸収され、法律家の業務（司法）の一部となる。

²⁸⁶ 今回の法改正について、多くの法学者は消極的な評価を与えてきた。このような批判的意見としては、白取祐司「公訴時効制度『見直し』法案への疑問」法律時報 82 巻 5 号（2010 年）2 頁以下、三島聡「『逆風』のなかの公訴時効——『見えにくい』利益の保護をめぐる」法律時報 81 巻 9 号（2009 年）1 頁以下、松宮孝明「刑事時効見直しの動きと問題点——公訴時効と刑の時効を含めて」刑事弁護 62 号（2010 年）8 頁以下、河合幹雄「公訴時効廃止は被害者のためになるのか」世界 796 号（2009 年）57 頁以下、道谷卓「公訴時効をめぐる最近の動向——法務省・公訴時効勉強会の最終報告について」姫路法学

50号（2009年）5頁以下など。さらに、刑事法ジャーナル18号には特集「公訴時効のあり方」がある。そこでは、今回の法改正に対してより積極的な立場から、主に公訴時効制度に関する外国の立法例が紹介されている。

²⁸⁷ 公訴時効制度の趣旨 <http://www.moj.go.jp/SHINGI2/091116-1-1.txt>

²⁸⁸ 内閣府「基本法制度に関する世論調査」（平成21年12月調査）
<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html>。

²⁸⁹ 例えば注266・白取、または注266・松宮＝9頁

²⁹⁰ 前注276を参照

²⁹¹ 法務省組織令第58条第1款を参照

²⁹² 当時から、法務総裁（のち法務大臣）を会長とし30人以内の委員により構成される「大臣自ら主催する審議会」として運営されてきたが、2000年の改正において、「法務大臣を会長とする」旨の条項が削除され、委員二十人以内で組織することになった。委員は、「学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。」（法制審議会令第2条）。

²⁹³ ダニエル・H・フット「審議会の参与観察」太田勝造等編『法社会学の新世代』有斐閣（2009）、27頁を参照

²⁹⁴ 例えば、中山研一「法定刑の大幅引き上げに関する刑法改正について、法制審議会刑事法部会の議事録の検討」判例時報1917（2003年）3-15頁、には審議過程の「公開性」を中心に考察するものである。または、岩田研二郎「刑事訴訟における被害者参加制度の問題点—法制審議会刑事法部会の審議を中心に」法律時報79巻5号（2007年）84-89頁は、審議の特徴に着目し、被害者制度の問題点を指摘した。そして、平成16年の公訴時効改正について、道谷卓は「公訴時効の本質—平成一七年公訴時効規定改正をふまえて」姫路法学45（2006年）51-122頁の中に、審議の現実志向は公訴時効の制度趣旨に影響を与えることを論じていた。今回刑事法改正について、審議の構成また議題の設定には問題があるという指摘も現れた。例えば、注266・白取＝3頁。

²⁹⁵ 例えば、多様な委員構成、議事録のネット公開、そしてヒアリングなど措置を設けることである。

²⁹⁶ 注293・フット、29頁。

²⁹⁷ 例えば、フットは法科大学院関する法制審議会を観察対象とし、大学院生という利益団体の不在が審議に対する影響を示してきた。注293・フットを参照する。

²⁹⁸ 高見勝利「『より良き立法』へのプロジェクト—ハート・サックス“THE LEGAL PROCESS”再読」（特集立法学の新展開）ジュリスト1369（2008年）20頁。

²⁹⁹ 社会関心への配慮は、審議会にも一貫して意識されることである（法制審議会公訴時効部会議事録第1回会議 <http://www.moj.go.jp/shingi1/091116-1-1.txt>）。

³⁰⁰ 議事録とは、審議内容や審議過程での委員の発言の記録として、重要な会議で作成されたものである。ただ、議事録は原則的に会議の発言をそのまま、客観的な記録と位置づけられているが、発言の加工あるいは修正する場合もあると指摘された。詳しく森田朗（2006）『会議の政治学』慈学選書、pp133-139を参照しよう。審議会の発信機能を考察の対象とした上、このような外部者の理解を求める修正が本論の結論に与える影響は極めて限定的なものだと思われる。

³⁰¹ A案：一定の犯罪について公訴時効を廃止すること；B案：一定の犯罪について公訴時効期間をより

長い期間とすること；C案：個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをすること。

³⁰² 具体的というと、被疑者の人権保障（防御権の問題）、犯人性の特定そして見直しの対象範囲（法定刑との調整など）について、議論が行われた。

³⁰³ 第3回会議の最後には、時効制度における刑罰権の消滅を問題視する姿勢を示していた。

³⁰⁴ 川島武宜『科学としての法律学』（岩波書店・1987年）第53頁。

³⁰⁵ 法制審議会公訴時効部会第1回会議議事録第8頁。

³⁰⁶ それは、①第1回会議では、「被害者権利の尊重」という表現が現れた；②第2回会議において「被害者と司法を考える会」の発言では、「法律制度をお互いに尊重して生きていく市民」という表現を用いている。それは、その法律制度とお互い尊重のもとに、公訴時効と憲法39条の関係を慎重に検討すべきという意味で使っている；③第7回会議で、その表現は、公訴時効制度において従来の立法者意思は如何なる取られるべきか、という議論に扱われた。

³⁰⁷ 元々「散逸」は書面語として、日常会話に現れる可能性が低い。そのため、審議において本来の意味を扱うことではなく、法律語彙（証拠の散逸）と連帯し現れる頻度が高いではないか、という仮説の下で考察してみた。

³⁰⁸ 「証拠」の使用頻度は、第1回で52回、第2回では7回、第3回には68回、第4回には91回、第5回には47回、第6回には9回、第7回には60回そして第8回には30回になっていた。

³⁰⁹ 例えば、「…『この国が理不尽そのものを許していることになる。』」など、国民の意識や被害者感情を考慮すべきとの意見が見られた」（法制審議会公訴時効部会第5回会議）。

³¹⁰ 「…今年の年末で9年になりますが、処罰感情のみならず、悼む思い、4人への思いは全く色あせることはありません」（法制審議会公訴時効部会第2回会議）。

³¹¹ 関連資料として配布された「公訴時効制度に関する世論調査の結果」

<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html>

³¹² 例えば、被害者団体の「宙の会」は、次のように述べていた「…被害者遺族といたしまして公訴時効見直しに向けた率直な気持ちを訴えさせていただきたいと存じます。」（法制審議会公訴時効部会第2回会議）。

³¹³ 逆に、第1回会議は、被害者団体の代表を欠席し、法律専門家と行政側の委員のみという構成になっている。によって、そこでの被害者の処罰感情は、ヒアリングと違って、直接被害者遺族本人から語ることではなかった。

³¹⁴ 例えば、発言者の偏好によって、「処罰感情」といった語は頻繁に使われていたが、話の相手は「処罰感情」とまったく別の話を取り上げ、実際の議論は「処罰感情」と無関係の方向に向かっていくという場合も考えられる。

³¹⁵ しかし、今の説明の中に、法律が単なる時の経過だけで犯人の改善を求めているため、特別予防には不都合を生じることも指摘されている。道谷・前掲論文（注28）56～57頁に参照する。

³¹⁶ 被害者（遺族）団体の委員は「理解」について次のように述べていた。「その方（被害者遺族）が一生懸命私たちの運動でビラ配りをやってくれたというのは、30年たったから忘れたのではないです。忘れられない、時とともに悔しさが募るから寒い中をビラ配りに協力するのです。昨日もビラ配りに来てくれておりました。そういう心情を是非理解していただきたいのです。一般の人はよく理解してくれます。と

ころが法律家がどうしても理解してくれない」(法制審議会公訴時効部会第8回会議)。

³¹⁷ 法制審議会公訴時効部会第1回会議議事録30頁。

³¹⁸ その考えは、次の発言にも言及されていた。「その時点での国民の意識・感覚によっていたということだと思いのですけれども、その評価が変わってきたと考えれば、説明はつくようにも思うのですが。」(法制審議会公訴時効部会第1回会議議事録32頁)。

³¹⁹ たとえば、公訴時効と刑の時効のリンクについて、二つの制度には別の趣旨も、適用場面も異なるものであるのは理論上の問題点として提唱しつつ、さらに国民にはあまり意識されてない制度として、立法事実の面からみれば公訴時効のような意識変化という条件を満たせないということである。そして、刑の時効の改正は単なる「理念的なバランス」の産物にすぎないという反論も現れた(法制審議会公訴時効部会第1回会議議事録31頁参照)。

³²⁰ 地下鉄サリン事件被害者の会について、会場で意見書を読み上げたが、質疑と応答を行ってなかった。委員の反応という重要な側面を欠けているため、本稿には地下鉄サリン事件被害者の会に関する考察を省略にする。

³²¹ そこで、「法」には、主張された「無くなった命の権利の問題」が固有のものという考え方が示されている。「法はもともと私から言わせると、犯罪防止のために本来存在すべきもので、残念ながら被害者も更生を願ってはいけなのだろうけれども、再犯を防ぐためにはそれも考えざるを得ないだろう」(法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録15頁)

³²² 法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録第22頁。

³²³ 法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録第7～12頁。

³²⁴ 法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録第9頁。

³²⁵ 法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録第8頁。

³²⁶ 各被害者団体の質問と応答に当たる議事録の内容は、字数から2500字以内に収めている。そして、少なめのケース(「全国交通事故遺族の会」)には1000字以内の場合もある。

³²⁷ 山田富秋「会話分析の方法」『岩波講座現代社会学第3巻 他者・関係・コミュニケーション』岩波書店(1995)129頁を参照。

³²⁸ 70年代後半、日本における薬害・公害の団体訴訟を典型とし、政策志向性に注目されてきた「現代型訴訟」という現象も社会運動の一環として捉えうる、と多くの学者が論じている。

³²⁹ 権利運動は、日本戦後法社会学の研究活動の中に重要な研究対象の一つとして位置付けられてきた。高度経済成長を通じて日本社会の近代化はもたらされたが、一方で自動的に日本社会に権利が根付くということにならない。従って、権利運動とは、人権の確立を目指す市民運動を、立法論や解釈論を通じて支援し、権利確立に必要な運動の条件を分析することが課題とされた。

³³⁰ 「その政策の動員手段に裁判プロセスが使われている側面が政策形成訴訟では決定的である。裁判内での主張・立証過程でさまざまな事実認識や見解の相違が登場し、それが裁判外プロセスへ波及する。このような裁判プロセスの内外での活動を通じて、政策の動員活動が当事者によって行われているのである」

³³¹ 和田仁孝『民事紛争処理論』信山社(1994)、165-167頁を参照

³³² 淡路剛久「被害者救済から権利拡大へ—弁護士による社会運動としての「制度改革訴訟」、法律時報

81(8)、6-11

³³³ 要するに、除斥期間の適用による利益を得られるような、加害者の不当な先行行為の存在は、除斥期間の適用に如何なる影響を及ぼす、という問題である。結果として、最高裁は、前記のような特殊な事情の下で、時効停止である民法 160 条の趣旨等を考慮して、除斥期間の例外を認めたものと解される（最三小判平 21・4・28 判時 2046 号 70 頁）

³³⁴ 本件の 2 審に関する判例評釈は、事案の特異性について論じるものがある。例えば、2 審での民法 160 条を利用しようとした手法は、裁判官の「巧妙な工夫」である（加藤雅信・判タ 1284 号 87 頁）。また、本判決の良い所として、「国民感情」に應えるものとして高く評価されるべきである。（田中広治・判評 602 条判時 2030 号 162 頁）

³³⁵ 対象事件の参照は、東京地裁平 18・9・26 判タ 1222 号 90 頁（1 審）、東京高判平 20・1・31 判タ 1268 号 208 頁（2 審）または最三小判平 21・4・28 判時 2046 号 70 頁。

³³⁶ 被害者と加害者について、A は、会社勤務、自衛隊入隊、刑務所の看守、タクシー運転等を経て、事件を起こした小学校の学校警備主事として勤務していた。A は、小学校の教職員と言いつけとなるけんかをしたこと等、かつ職務上円滑ではなかったことが裁判所は認めた。ただ、A より他の職員の生命、身体に具体的な危険性については、その認識に至っている状況ではないと、裁判所は示している。

Y は、同じ小学校の図工科専科教諭であった。殺害された前の 4 月 12 日に、Y はヨーロッパへの研修旅行から帰国した。二人とも北海道の小樽出身である。

³³⁷ 毎日新聞夕刊 2007 年 12 月 19 日 9 頁、同新聞夕刊 12 月 20 日 13 頁。

³³⁸ 本件に関して、犯罪被害者家族の会の行動は、主に裁判所など要望書の提出と、報道関係者に交えての論議を要求することである。同時に、東京都労災基金との接触またはホームページでの署名活動を行った。結局、本件に関する足立区また裁判所との交渉に参加し、「弁護士にすべてを任せるだけではなく、人として家族として積極的な戦い」というやり方を示してきた。（<http://www.11.em-net.ne.jp/~deguchi/>）

³³⁹ 請求された損害額は、Y の死亡による逸失利益と慰謝料を相続したこと、または原告らの固有の慰謝料なども加算したものである。

³⁴⁰ 最高裁は、第 2 審の判断を是認し、要旨は、次のように判示した（意見がある）。「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から 20 年が経過した場合において、その後相続人が確定した時から六ヶ月内に相続人が上記殺害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法 160 条の法意に照らし、同法 724 条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」（最三小判平 21・4・28 判時 2046 号 70 頁）

³⁴¹ 本件の争点は、除斥期間の適用と不法行為の起算点に分けている。起算点についての分析は、松本克美（法時 81 巻 13 号 379 頁）の評釈がある。

³⁴² 民法 160 条は、相続財産に属する権利及び相続財産に対する権利が、相続人不確定ないし相続財産の管理体制不備の間には、消滅時効が完成しないことを定めた「時効の停止」についての規定である。ただ、時効の停止を消滅時効のみならず、除斥期間についても適用を認めることについては、すでに判例はある。それは、予防接種を原因として事理弁識能力を欠く被害者が、不法行為のときから 20 年を経過す

る六ヶ月内において法定代理人を有していなかった場合に民法 158 条 1 項を実質的に準用したものである（最二小判平 10・6・12 判タ 980 号 85 頁）

³⁴³ 1 審判決に対する評釈は、実務の観点から考察するものとして橋本英史・判時 1946 号 3 頁、起算点を中心にしたものである松本克美・立命館法学 310 号 424 頁が、2 審判決に対する評釈は、加藤雅信・判タ 1284 号 83 頁、田中広治・判評 602 号（判時 2030 号）13 頁、また最高裁の判決に対する中村肇・法セ 656 号 136 頁を参照する。

³⁴⁴ 平成元年判例の一般枠組みは、①民法 724 条後段の法的性質は、除斥期間と解する②除斥期間の適用は、当事者の主張を待つことなく、裁判所がなしうるものである③従って、一般に、除斥期間の適用につき、権利濫用や信義則違反は問題とならないものである。前掲注・加藤 87 頁を参照する。

³⁴⁵ 前掲注 343・中村 136 頁

³⁴⁶ 前掲注 343・加藤 87 頁

³⁴⁷ 前掲注 343・田中 163 頁

³⁴⁸ 笹倉秀夫『法解釈講義』東京大学出版会（2009）、127 頁を参照。

³⁴⁹ そこでの衡平は、「各人にかれのものを帰属させる」という意味で使っている。前掲注 348・笹倉 173 頁を参照する

³⁵⁰ 法制審議会公訴時効部会第 1 回会議、10－11 頁

³⁵¹ また、配分資料の「意見募集」においては、現に時効が進行中の事件の取扱いについて、「自己の行為は 2 5 年隠し通せば処罰を免れるという信頼は保護する必要ない」など意見がある。その言説の背後には、話題になっている本件をイメージしているかもしれないが。意見の提供者に関する情報が少ないため、その関連性を断言することはできない。「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について（意見募集）」（平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日から平成 2 2 年 1 月 1 7 日まで実施）の結果

<http://www.moj.go.jp/content/000023352.pdf>

³⁵² 法制審議会公訴時効部会第 5 回会議、11－14 頁

³⁵³ 野口祐二「被害と克服へのナラティブ・アプローチ」法社会学 60（2004）、有斐閣、140 頁を参照

³⁵⁴ 白取祐司、岩村智文など「座談会 公訴時効廃止法批判—こんな拙速な立法でよいのか」世界（805）、岩波書店、71 頁。

³⁵⁵ 世論の形成は、従来マスコミの機能という見地から検討されていた。W. リップマンの『世論』

（1922）は、擬似環境性を念頭において、マスコミを意見の形成にリーターの役割を果たす、といった認識を提起した。従って、マスメディアが外的現実と個人の認識をどう媒介し、個人の現実像をどう形成しているか、とは伝統的問題としてその検討が今でも続けられている。特に、メディアの議題設定機能と培養機能、二つの仮説は擬似環境論の伝統を引き続けるものと見られる。後者は、制度と文化など集合意識レベルでマスコミ世論の効果を注目している。そこでの検討は、殆ど量的な研究ではなく、観察と解釈学的分析の方法で行われている。竹下俊郎「メディアの議題設定機能—メディア効果研究における理論と実証」（学文社・1998 年）第 2、4 章を参照。

³⁵⁶ ジャーナリズムの「中立客観」という理念と記事の言語構造との関係について、玉木明『言語としてのニュージャーナリズム』（学芸書林・1992 年）15－17 頁を参照。

³⁵⁷ 「2009 年全国メディア接触、評価調査」26－27 頁または 51 頁を参照。その調査は、NHK 放送文化研究

がテレビ視聴行動や視聴意識の長期的な変化をとらえるため1985年から5年ごとに実施している調査である。調査対象は全国の16歳以上の国民である。調査方法について、配付回収法と個人面接法二つ使用していた。配付回収法の場合には、調査相手が3,600人（住民基本台帳から層化無作為二段抽出（300地点×12人）そして有効数（率）が2,710人（75.3%）になっている。時系列比較のため実施した個人面接法には調査相手が1,800人（住民基本台帳から層化無作為二段抽出（150地点×12人）そして有効数（率）が1,046人（58.1%）

http://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/housou/housou_10061601.pdf を参照する。

³⁵⁸ Norbert Bolz「意味に餓える社会」、東京大学出版会（1998年）、第231頁

³⁵⁹ 法学において、特に表現の自由について学説の中にも類似な考えが見られる。たとえば、浜田純一『メディアの法理』日本評論社（1990）、または長谷部恭男『テレビの憲法理論：多メディア・多チャンネル時代の放送法制』弘文堂（1992）32頁以下。

³⁶⁰ 横山晃一郎は「裁判以前に確かな手続きも踏まないで勝手に制裁を加える」と報道側に批判した（横山晃一郎「シンポジウム、人権と報道を考える（上）」法セ370号（1985年）における発言。「人権と報道連絡会」から出版され、本人訴訟の経験を踏まえた報道の諸問題について「報道の人権侵害と闘う本」もある。

³⁶¹ 喜田村洋一『報道被害者と報道の自由』白水社（1999）125－172頁を参照。公訴時効部会の審議においても、報道機関の事前判断に対して慎重な姿勢が見られる（法制審議会公訴時効部会第5回会議議事録6頁）。

³⁶² 佐藤雅美「犯罪報道を支えるもの」「市民社会と刑事法の交錯—横山晃一郎先生追悼論文集」（成文堂・1997年）第130頁。

³⁶³ 五十嵐二葉「犯罪報道」（岩波ブックレット192・1991年）4－14頁。

³⁶⁴ 前掲注363・五十嵐，10－14頁。

³⁶⁵ 青山真由美、白井明美または小西聖子「被害者遺族が受ける報道被害と新聞記者の認識—配慮ある取材関係の構築に向けて」被害者学研究19号（2009年）44－45頁。

³⁶⁶ 富田信穂「犯罪報道と被害者保護」『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第1巻：犯罪被害者論の新動向』（成文堂・2000年）294－295頁。

³⁶⁷ 公訴時効部会に言及された毎日新聞の世論調査も、「忘れない『未解決』を歩く」という未解決事件に関する特集の一環である。<http://mainichi.jp/select/jiken/coldcase/prescription/?inb=yt>

³⁶⁸ 「乏しい情報 月命日現場に線香」毎日新聞の西部朝刊12版（2008年4月26日）。

³⁶⁹ 「薄れる関心 捜査14年迫る時効」毎日新聞の西部朝刊12版（2008年4月26日）。

³⁷⁰ ニュース番組「ZERO」は、2006年9月29日に「日テレ・きょうの出来事」52年の番組を終了し、それに代わる日本テレビの最終版ニュース番組として放送を開始した。代表的な夜のニュースとして「ZERO」の視聴率は同時時間帯で夜のニュース枠首位となり、週平均の視聴率が10%を超えることもある。番組のコンセプトは「ゼロから始める、革命的ニュースショー」で、いわゆる「全ての情報を、ZEROから考えなおす」ニュースの分かりやすさを重視している番組でもあるとされる。そのニュースの特集を例として、情報処理という報道の機能に立脚し、時効報道の分析を試みたいと思う。ここで使われている素材は、テレビ局主導のインターネット動画配信サービス第2日本テレビで公開される映像である。その映

像は、報道のみで、キャスターのコメントが含まっていないものもある

<http://blog.dai2ntv.jp/zero/tokushu/2009/04/>。

³⁷¹ それは、公訴時効制度見直しにおいて、事務局が提供したイメージ案Cのことを指す（「凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方に関するイメージ案」

<http://www.moj.go.jp/content/000023342.pdf>）それについて、番組では「事件から一定時間を済む時効を迎える。しかし、DNAが現場に残っていた事件に限っては犯人が分からなくてもDNA自体を犯人を見出し、起訴するという案だ。そうすると、事実上時効が停止され何時までも続けられる」と表現した。

³⁷² ツイッターに関する研究はまだ十分に展開されていない。そのため、ツイッターに関する情報整理は、インターネット上の記述に依存せざるを得ない状況である。Twitterの定義について、参照「Twitterについての調査レポート」http://research.netmile.co.jp/voluntary/2010/pdf/201004_2.pdf）または「時代を読む新語辞典」日経BPネット

http://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/abc/newword/070521_2nd/）。Twitterの使用状況について、参照

https://www.google.com/adplanner/planning/site_profile#siteDetails?identifier=twitter.com&geo=JP。

³⁷³ 関連する話題の範囲を把握ため、「公訴時効」と「時効」という二つのキーワードを保存した。本章の研究設定に当たる先行研究は殆ど存在しないとも言える。ただ、産業とマスコミ論の観点からツイッターの社会機能を論じた津田大介著「Twitter社会論：新たなリアルタイム・ウェブの潮流」（洋泉社・2009年）は筆者に重要なヒントを与えた。

³⁷⁴ @mairju 2010年6月27日 20:21:31 from web。

³⁷⁵ @asshuku（圧縮新聞）公訴時効（7年）が半年後に迫っていた500億ドルの赤字 2010年5月6日 12:15:04 from EasyBotter。

³⁷⁶ 2010年5月1日に、青山学院大学で公訴時効に関するシンポジウムが行った。それは、当時現場から発信されたつぶやきである。

³⁷⁷ @dabatur おもしろかった&勉強になった。道谷卓（2009）「公訴時効をめぐる最近の動向」姫路法学』vol.50 2010年4月29日 20:48:52 from mobile web。

³⁷⁸ 例えば、@sophizm 「4月27日可決、即日施行というタイミングも、ある特定の事件の公訴時効の完成を阻止するためともいわれる『政治的判断』が含まれています」どの事件のことだろう? <http://bit.ly/9k1Ruk> 2010年5月3日 20:03:36 from RSSFlashing、といったつぶやきに掲示されたリンクは中村研一の刑法学ブログでの「時効廃止・延長法案成立」という文章である。

³⁷⁹ 中央大学法科大学院教授の野村修也のツイッターである。2010年5月6日に、「公訴時効の見直す」をテーマとした「野村修也の木曜政経塾」（News24 木曜日）は20時20分からの生放送された。それは、野村修也が、自分のツイッターで番宣をした直後の遣り取りである。

³⁸⁰ ReTweetとは誰かのポストを自分のアカウントで再配信することである。興味深いポストを自分のフォロワーに読んでもらいたいというシンプルな思いがRTのベースにあるが、客観的に情報に注目させ、ユーザー側の認識が広がる効果もある。

³⁸¹ Jonathan H. Turner and Jan E. Stets、*The Sociology of Emotions*、Cambridge University

Press(2005)、ch I (正岡寛司訳『感情の社会学理論—社会学再考』、明石書店 2013 年)

彼らの整理によると、ある感情の現象は必ずしも全ての要素を揃っているわけではない。例えば、社会構築された長期的な感情規範と個人が無意識に表現した感情、生物系的な活性化することがない場合にも感情の言語標識を表す、また認知効果の面から個人がある感情を経験することも、それを他者に伝えることもできない可能性もある。

³⁸² 前注・Jonathan H. Turner and Jan E. Stets、pp40-45

³⁸³ 山岸俊男「法と感情—社会心理学的視点」木下富雄＝棚瀬孝雄『法の行動科学—応用心理学講座 5』福村出版 (1991)。その文章は、「不法行為責任の道徳的基礎」(ジュリスト 987、68-74 頁)における三種類の正義、つまり①契約関係の一般化(確実性を減少する)；②不確実性に伴う損害を保障するための社会制度の形成。③相互にコミットした関係のネットワークを維持し、その中で重要な相互作用を行う、という論点に対する心理学の文脈による応答でもある。

³⁸⁴ 六本佳平『法社会学』、有斐閣(1986)、200-206 頁を参照

³⁸⁵ ルーマンの論文(1985)「12 頭目のラクダの返還—法の社会学的法分析の意味」、ギュンター・トイブナー編／土方透監訳『ルーマン 法と正義のパラドクス——12 頭目のラクダの返還をめぐる』ミネルヴァ書房(2006)を参照

³⁸⁶ 「翻訳」に関して、社会問題を法的な問題として再構成する、という意味で使っている。いわゆる、社会学の構築主義的な立場である。法社会学の文脈でこうした考えを紹介した文献について、中河伸俊「『翻訳』と法的現実のモザイククレイム申し立てアプローチの立場から」(法社会学 60、79-93 頁)を挙げる。

³⁸⁷ その問題は、メディアにおける「現実感」の問題として捉えることができる。例えば、映画、演劇など媒介について、現実と近い過ぎになると、観客は現実に関する認知を歪み、また激しい感情的な反応に巻き込む危険性があると指摘されている。距離の取る方法は、多様であり、もちろん題材の選択(現実の出来事を避ける)、また舞台設計の工夫、あるいはキャラクターの設定など形式的な部分も含める。参照 Jean-pierre Vernant/Pierre Vidal-Naquet、*Myth and Tragedy in Ancient Greece*、zone book (1990)、pp244-247.

³⁸⁸ 感情的な「世論」と理性的な「輿論」については、佐藤卓巳『輿論と世論—日本的民意の系譜学』新潮社 (2008)、第 1 章を参照

³⁸⁹ Ravit Reichman、*The affective life of law- Legal Modernism and the Literary Imagination*、Stanford University Press(2009)、ChpIII.

³⁹⁰ Michael Schudson、`Click Here for Democracy: A History and Critique of an Information-Based Model of Citizenship`、Henry Jenkins&David Thorburn(eds.)、*Democracy and New Media*(Cambridge、Mass.:MIT Press、2003)、pp55

³⁹¹ 前注 45・猪口孝、328 頁を参考。ここで行われたアジアにおける社会的制度の信頼度調査によれば、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイとフィリピンとの比較で、日本は社会的制度への信頼度が低い、全体的に 40~50%以下となっている。その中に、軍隊・裁判所・警察・省庁に対する信頼度が一番高いの 40~50%、企業・メディア・議会に対する信頼度が同じレベルの 20~30%、政府・政党・指導者に対する信頼度が一番低い 10~20%である。

³⁹² 西田亮介の『ネット選挙とデジタル・デモクラシー』（NHK 出版 2013 年、48-62 頁を参照）における政治情報変化の考察は、ここでの議論に重要なヒントを与えた。

³⁹³ あるいは編集事情に影響されることさえ考えられる。法運動としての立法動員が、必ずしも法律専門家が起動するものではないため、社会環境の変化に関する一次情報に関して法律雑誌の編集ネットワークで提供しにくいものでもある。

³⁹⁴ 平井宜雄「戦後法解釈論の批判的考察（１）－法律学基礎論覚書（５）－」ジュリスト（921）、1988 年 11 月、33-36 頁を参照